第１章

議員提出議案
委員会提出議案

議員提出議案・委員会提出議案一覧

〈第１節　平成11年度〉 平成11年６月定例会　議員提出議案

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
1	有事における主体的な行動が可能な法整備を求める意見書	可決	17
2	国旗・国歌の法制化とその尊重規定の制定を求める意見書	〃	17
3	個に応じた多様な教育の充実や新たな教育課題に対応する次期教職員配置改善計画の早期策定を求める意見書	〃	17
4	チッソ支援の抜本策について	〃	18

平成11年９月定例会　議員提出議案

1	ＮＰＯ（民間非営利団体）の育成策の強化を求める意見書	可決	18
2	ベンチャー企業等の起業環境の整備等を求める意見書	〃	19
3	移動制約者のための交通バリアフリー法の制定を求める意見書	〃	19
4	国立療養所熊本南病院の難病治療継続を求める意見書	〃	20
5	台風18号災害に関する意見書	〃	20
6	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	〃	20
7	聴覚障害をはじめとする障害を事由とする欠格条項の早期改正を求める意見書	〃	21
8	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃	21
9	中華人民共和国産肥育用子牛の輸入に対する万全な検疫対策と補償に関する意見書	〃	21
10	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書	〃	22
11	港湾整備の促進に関する意見書	〃	22
12	治水事業の総合的な促進を求める意見書	〃	23
13	下水道事業の事業促進に関する意見書	〃	23
14	通り魔による無差別殺傷等事件対策の推進を求める意見書	〃	24

平成11年12月定例会　議員提出議案

1	県議会議員の活動基盤の強化に関する意見書	可決	24
2	森林・林業・木材産業基本政策の確立に関する意見書	〃	25
3	介護保険見直しに反対する意見書	否決	25
4	定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書	〃	25
5	臍帯血利用料の保険適用等を求める意見書	可決	26
6	インターネットの有効活用に資するための法整備促進に関する意見書	〃	26
7	ゴルフ場利用税の恒久的な存続を求める意見書	〃	27
8	「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」を支えたボランティア等への感謝決議	〃	27
9	「くまもと未来国体」を支えた競技関係者への感謝決議	〃	27
10	「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」の警衛警備関係者への感謝決議	〃	28
11	「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」の県・市町村職員への感謝決議	〃	28

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
12	国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続と医療、福祉の充実を求める意見書	可決	28
13	長期にわたり円滑で安定的な介護保険制度の実施を求める意見書	〃	29
14	人吉・牛深測候所の存続を求める意見書	〃	29
15	遺伝子組替え食品の表示に関する意見書	〃	30

平成12年２月定例会　議員提出議案

1	行政書士法の一部改正を求める意見書	可決	30

〈第２節　平成12年度〉 平成12年６月定例会　議員提出議案

1	北方領土問題の早期解決に関する意見書	可決	30
2	酒類販売の社会的規制等を求める意見書	〃	31
3	非イオン系界面活性剤の水道法における水質基準の設定を求める意見書	〃	31
4	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書	〃	31
5	地方卸売市場の金融対策等の充実並びに税の軽減に関する意見書	〃	32
6	少年法の改正を求める意見書	〃	32

平成12年９月定例会　議員提出議案

1	「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書	可決	33
2	資源循環型施策の充実に関する意見書	〃	33
3	衆議院議員選挙における中選挙区制導入を求める意見書	〃	34
4	「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書	〃	34
5	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	〃	34
6	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃	35

平成12年12月定例会　議員提出議案

1	熊本県情報公開条例の一部を改正する条例	可決	35
2	リバース・モーゲージ制度の確立を求める意見書	〃	35
3	学校教育に関する研究開発学校制度の拡充を求める意見書	否決	36
4	特別間伐事業の創設に関する意見書	可決	36
5	牛深測候所の存続を求める意見書	〃	36
6	い業農家を守る政策の確立を求める意見書	〃	37
7	輸入農産物対策に関する意見書	〃	37
8	乾しいたけのセーフガードの発動と品質表示基準遵守の徹底を求める意見書	〃	38
9	フジモリ・前ペルー大統領の安全の確保に関する意見書	〃	38
10	熊本県内物流基盤のＣＩＱ機能の拡充強化を求める意見書	〃	38

平成13年２月定例会　議員提出議案

1	八代海の環境調査及び水産振興を求める意見書	可決	39
2	熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例の制定について	〃	39

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
3	高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書	可決	39
4	食品の安全性確保の強化を求める意見書	〃	40
5	「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」に関する決議	〃	40
6	熊本県政務調査費の交付に関する条例の制定について	〃	41
7	じん肺り患者の救済とトンネルじん肺対策の充実を求める意見書	〃	42
8	有明海ノリ不作に対する原因究明、対策及び金融支援に関する意見書	〃	43
9	石原東京都知事の九州新幹線発言に対する抗議決議	〃	43

〈第３節　平成13年度〉 平成13年６月定例会　議員提出議案

1	ハンセン病問題に関する決議	可決	44
2	地球温暖化防止対策の推進と京都議定書の早期発効に関する意見書	〃	44
3	畳表・ねぎ・生しいたけのセーフガード本格発動に関する意見書	〃	44
4	道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書	〃	45

平成13年９月定例会　議員提出議案

1	ＷＴＯ農業交渉における公正な貿易ルールの確立に関する意見書	可決	45
2	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	〃	46
3	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃	46
4	「臓器の移植に関する法律」等の見直しに関する意見書	〃	46
5	アメリカ合衆国での大規模同時多発テロ事件に関する決議	〃	47

平成13年12月定例会　議員提出議案

1	畳表等３品目に係るセーフガードの本発動に関する意見書	可決	47
2	大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大を求める意見書	〃	47
3	牛深測候所の存続と機能の充実強化を求める意見書	〃	48
4	高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助制度の継続を求める意見書	〃	48
5	住宅金融公庫の存続に関する意見書	〃	48
6	熊本労災病院の存続を求める意見書	〃	49
7	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃	49
8	政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	50
9	警察官の増員に関する意見書	〃	50
10	中国人団体観光旅行者に対する短期滞在査証発給取扱い公館の拡大に関する意見書	〃	50

平成14年２月定例会　議員提出議案

1	熊本県議会議員の定数を定める条例の制定について	可決	51
2	熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	51
3	食品の品質表示制度の充実強化に関する意見書	〃	51

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
4	小児救急医療制度の充実強化を求める意見書	可決	52
5	積極型雇用対策の確立を求める意見書	〃	52
6	雇用の危機的状況を改善し、新規中学・高校卒業者の雇用確保を求める意見書	〃	52
7	安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書	否決	53
8	熊本県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について	可決	53
9	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃	54

〈第４節　平成14年度〉 平成14年６月定例会　議員提出議案

1	「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」の早期制定を求める意見書	可決	54
2	健康保険八代総合病院の存続・拡充を求める意見書	〃	54
3	計画的な道路整備の取り組みと道路特定財源の確保に関する意見書	〃	54
4	「森林・林業基本法」に基づく政策・財政の充実を求める意見書	〃	55
5	諫早湾干拓地排水門の開門調査の着実な実施を求める意見書	否決	55
6	政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める意見書	〃	56
7	未就学児の医療費無料化の実現を求める意見書	〃	56
8	ＮＰＯ優遇税制の拡充を求める意見書	可決	57
9	政治倫理の確立を求める意見書	〃	57
10	国際刑事裁判所（ＩＣＣ）設立条約批准に向けた国内法の整備等を求める意見書	〃	57
11	熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	58
12	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	〃	58
13	凶悪犯罪に対する刑罰強化を求める意見書	〃	58

平成14年９月定例会　議員提出議案

1	北朝鮮拉致疑惑問題の全容解明と早期解決を求める意見書	可決	59
2	北朝鮮拉致事件の徹底した真相解明と生存者の早期帰国及び被害者家族への賠償を求める意見書	〃	59
3	小中学校の施設改善を求める意見書	〃	59
4	奨学金制度の充実を求める意見書	〃	60
5	国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書	〃	60
6	介護保険制度の改革を求める意見書	〃	60
7	食品の安全性の確保を求める意見書	〃	61
8	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	〃	62
9	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃	62

平成14年12月定例会　議員提出議案

1	地域雇用対策の強化・改善を求める意見書	可決	62
2	中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書	〃	63
3	警察官の増員に関する意見書	〃	63

平成15年２月定例会　議員提出議案

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
1	ＷＴＯ農業交渉モダリティ確立に関する意見書	可決	63
2	障害者施策の充実を求める意見書	〃	64
3	対イラク、対北朝鮮問題の平和的解決と日本の主体的行動を求める意見書	〃	64
4	米国のイラク攻撃に反対し平和的解決を求める意見書	否決	65
5	パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を求める意見書	〃	65
6	被用者保険３割自己負担の実施凍結を求める意見書	可決	66
7	川辺川ダムの建設に関する意見書	〃	66
8	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃	67

〈第５節　平成15年度〉 平成15年６月定例会　議員提出議案

1	地方税財政制度の「三位一体改革」に関する意見書	可決	67
2	熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例の制定について	〃	67
3	郵便投票制度等の改正を求める意見書	〃	68
4	外国人学校への大学入学資格付与早期実現を求める意見書	否決	68
5	ＷＴＯ農業交渉及び自由貿易協定に関する意見書	可決	68
6	米政策改革大綱に基づく新たな水田施策の充実強化に関する意見書	〃	69
7	日本人拉致事件の早期解決のため、北朝鮮に対して経済制裁を求める意見書	〃	69
8	防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書	〃	70

平成15年９月定例会　議員提出議案

1	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	70
2	「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書	〃	70
3	安定した公的年金制度の確立を求める意見書	〃	71
4	学校事務職員及び学校栄養職員等の人件費にかかる財源の確保に関する意見書	〃	71
5	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃	72
6	若年者をはじめとした雇用対策の充実強化を求める意見書	〃	72
7	警察官の増員に関する意見書	〃	72
8	来日外国人及び少年をはじめとする凶悪犯罪に対する取組み強化を求める意見書	〃	73
9	日米地位協定の見直し等に関する意見書	〃	73
10	遺伝子組換え食品の表示義務化を求める意見書	〃	74

平成15年11月定例会　議員提出議案

1	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決	74
2	品種育成者の権利を侵害する「ひのみどり」畳表の輸入差し止めを求める意見書	〃	74
3	ＩＬＯ第175号条約及びＩＬＯ第111号条約の早期批准を求める意見書	否決	75
4	イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書	〃	75
5	諫早湾潮受堤防排水門を開けての中・長期開門調査を求める意見書	可決	76

平成16年２月定例会　議員提出議案

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
1	高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書	可決	76
2	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃	76
3	熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例の制定について	〃	77
4	郵政事業民営化に当たっての意見書	〃	77
5	教育基本法の早期改正を求める意見書	〃	78
6	地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書	〃	78
7	イラクへ派遣された自衛隊の即時撤退と追加派遣中止を求める意見書	否決	79
8	７兆円の国民への負担増中止を求める意見書	〃	79
9	輸入牛肉の安全性確保に関する意見書	可決	80

〈第６節　平成16年度〉 平成16年４月臨時会　議員提出議案

1	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	80

平成16年６月定例会　議員提出議案

1	地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書	可決	80
2	中山間地域等直接支払制度の継続・拡充に関する意見書	〃	81
3	北朝鮮の拉致による安否不明者の早期解決等を求める意見書	〃	81
4	いぐさ・畳表産地構造改革緊急支援事業の継続・充実に関する意見書	〃	82
5	将来にわたり安心で信頼できる年金制度の確立を求める意見書	〃	82
6	「年金改革法」の撤回を求める意見書	否決	83
7	ＷＴＯ農業交渉等に関する意見書	可決	83

平成16年９月定例会　議員提出議案

1	熊本県産業廃棄物税条例の運用に当たっての決議	可決	84
2	抗がん剤治療専門医（腫瘍内科医）の早期育成を求める意見書	〃	84
3	有明海・八代海海域の再生及び赤潮対策に関する意見書	〃	84
4	中国における反日行動是正のための措置を求める意見書	〃	85
5	警察官の増員に関する意見書	〃	85
6	小児救急医療制度の充実強化について要望する意見書	〃	86
7	家電リサイクル料金の前払い制度導入について要望する意見書	〃	86
8	中小企業対策の充実を求める意見書	〃	87
9	北方領土問題の解決促進に関する決議	〃	87
10	国民のための郵政事業改革を求める意見書	〃	87
11	金融アセスメント法の制定を求める意見書	否決	88
12	介護保険制度改正に関する意見書	可決	88
13	ＩＬＯ勧告を踏まえ透明で民主的な公務員制度改革を求める意見書	否決	89
14	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書	可決	89

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
15	治山・治水事業に係る財源確保等に関する意見書	可決	89
16	地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書	〃	90

平成16年12月定例会　議員提出議案

1	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	可決	90
2	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃	91
3	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃	91
4	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃	91
5	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃	92
6	市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区及び県議会議員選挙区の早期見直しを求める意見書	〃	92
7	「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書	〃	93
8	北朝鮮への経済制裁発動を求める意見書	〃	93
9	介護保険制度の見直しに関する意見書	否決	94
10	定率減税の縮小・廃止、消費税の増税の中止を求める意見書	〃	94
11	自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書	可決	94
12	地方鉄道の維持・確保に関する意見書	否決	95
13	イラクからの自衛隊の撤退と国連を主体とした復興支援を求める意見書	〃	95

平成17年２月定例会　議員提出議案

1	平成17年度熊本県一般会計予算の執行に係る附帯決議	可決	96
2	遺伝子組み換え食品の全面表示を求める意見書	〃	96
3	犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書	〃	96
4	中国を初めとする東アジア地域からの訪日観光客の増加のための短期滞在査証（ビザ）の発給要件の緩和等を求める意見書	〃	97
5	容器包装リサイクル法の改正を求める意見書	〃	97
6	発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	〃	98
7	定率減税の縮小・廃止を中止することを求める意見書	否決	98
8	無年金者の救済を求める意見書	〃	99
9	障害者福祉制度の充実に関する意見書	可決	99
10	「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書	〃	99
11	国営川辺川土地改良事業の推進に関する決議	〃	100

〈第７節　平成17年度〉 平成17年６月定例会　議員提出議案

1	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	可決	100
2	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃	100

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
3	イラク人道復興支援活動に派遣された自衛隊員への支援決議	可決	101
4	都道府県議会制度の充実強化に関する意見書	〃	101
5	米国産牛肉の輸入再開について慎重な対応を求める意見書	〃	102
6	鉄道事故再発防止と関係法令の改正を求める意見書	〃	102
7	小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書	否決	103
8	イラクから自衛隊の撤退、さらなる自衛隊の派遣中止を求める意見書	〃	103
9	障害者自立支援法案に関する意見書	〃	103
10	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書	可決	104
11	まちづくり３法の抜本的見直しを求める意見書	〃	104

平成17年９月定例会　議員提出議案

1	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	105
2	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃	106
3	障害者施策の充実を求める意見書	〃	106
4	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書	〃	107
5	警察官の増員に関する意見書	〃	107
6	がん対策の推進強化を求める意見書	〃	108
7	耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書	〃	108
8	「住宅リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書	〃	109
9	アスベスト対策を求める意見書	〃	109
10	まちづくり３法の見直しに関する意見書	〃	110
11	郵政事業改革に当たっての意見書	〃	110

平成17年11月定例会　議員提出議案

1	森林・林業・木材産業の活性化等に関する意見書	可決	111
2	改造エアガン対策の強化を求める意見書	〃	111
3	事業仕分けによる行財政の効率化を求める意見書	〃	112
4	医療制度構造改革試案に反対する意見書	否決	112
5	定率減税全廃の中止を求める意見書	〃	112
6	義務教育費国庫負担制度の見直しに係る人件費の財源確保に関する意見書	可決	113
7	政府系金融機関の見直しに対する意見書	〃	113
8	建築基準法、建築士法の改正についての意見書	〃	114
9	地方交付税及び臨時財政対策債の確保に関する意見書	〃	114

平成18年２月定例会　議員提出議案

1	熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	可決	114
2	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定ついて	〃	115
3	熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃	115

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
4	熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の制定について	可決	115
5	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書	〃	116
6	さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	〃	116
7	経営所得安定政策についての意見書	否決	116

〈第８節　平成18年度〉 平成18年４月臨時会　議員提出議案

1	水俣病公式確認50年を迎えるに当たっての宣言決議	可決	117

平成18年６月定例会　議員提出議案

1	国営川辺川土地改良事業の早期実現を求める決議	可決	117
2	第31回オリンピック競技大会の招致に関する決議	〃	118
3	違法伐採への対応強化を求める意見書	〃	118
4	公共輸送機関の存続へ向け、ＪＲ九州に係る経営支援策等に関する意見書	〃	119
5	脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	〃	119
6	仕事と生活の調和推進基本法（仮称）の制定を求める意見書	〃	119
7	教育基本法改定に反対する意見書	否決	120

平成18年９月定例会　議員提出議案

1	熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	120
2	保育所の保育単価における定員区分の細分化に関する意見書	〃	121
3	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃	121
4	障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書	〃	121
5	都道府県議会制度の充実強化を求める意見書	〃	122
6	新しい地方分権改革の推進を求める意見書	〃	122
7	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書	〃	123
8	警察官の増員に関する意見書	〃	123
9	労働法制の改悪に反対する意見書	否決	124
10	自衛隊の「海外派遣恒久法」の制定に反対する意見書	〃	124
11	防衛省設置法案と自衛隊法改定案に反対する意見書	〃	124

平成18年11月定例会　議員提出議案

1	マザーズサロン（仮称）設置の早期実現を求める意見書	可決	125
2	法テラスのさらなる体制整備・充実を求める意見書	〃	125
3	公的保育制度の改悪に反対する意見書	否決	126
4	来年度予算編成に生活保護など社会保障関係費の抑制を求める財政審の提言に反対する意見書	〃	126
5	豪州とのＥＰＡ交渉に関する意見書	可決	126

平成19年２月定例会　議員提出議案

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
1	官製談合等公共調達に係る不正の根絶と入札制度改革についての決議	可決	127
2	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃	127
3	熊本県議会会議規則及び熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について	〃	128
4	熊本県中小企業振興基本条例の制定について	〃	128
5	中小企業対策の充実・強化に関する意見書	〃	129
6	肝炎対策を求める意見書	〃	129
7	化学物質対策の推進に関する意見書	〃	130
8	政治資金の透明化の推進を求める意見書	〃	130
9	「残業代ゼロ制度」に反対し、導入方針の撤回を求める意見書	否決	131
10	全国学力テストに関する意見書	〃	131
11	開拓財産の優先売り払いに関する意見書	可決	131

〈第９節　平成19年度〉 平成19年６月定例会　議員提出議案

1	政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	132
2	原爆症認定と被爆者の救済を求める意見書	〃	132
3	異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	〃	132
4	ＷＴＯ農業交渉に関する意見書	〃	133

平成19年９月定例会　議員提出議案

1	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	可決	133
2	事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書	〃	134
3	学校評価のための第三者機関の設置及び家庭教育支援の充実を求める意見書	〃	134
4	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書	〃	135
5	道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書	〃	135
6	いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書	〃	136
7	地域安全・安心まちづくり推進法（仮称）の早期制定を求める意見書	〃	136
8	障害者自立支援法の制度見直しに関する意見書	〃	137
9	品目横断的経営安定対策に関する意見書	〃	137

平成19年12月定例会　議員提出議案

1	国民のための医療政策実現に向けた意見書	可決	138
2	ほう素、ふっ素の規制対象から旅館業を除外する省令改正を求める意見書	〃	138
3	メディカルコントロール体制の充実を求める意見書	〃	138
4	民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書	〃	139
5	取り調べの可視化の実現を求める意見書	否決	139
6	地方議会議員の位置づけの明確化に関する意見書	可決	140
7	道路特定財源確保に関する決議	〃	140

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
8	新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議	可決	141
9	平成19年度一般会計12月補正予算（追加提案分）の取り扱いに係る附帯決議	〃	141

平成20年２月定例会　議員提出議案

1	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	141
2	ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の医療・福祉の充実を求める意見書	〃	141
3	配合飼料及び燃油価格高騰に関する意見書	〃	142
4	2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議	〃	142
5	在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書	〃	143
6	地上デジタルテレビジョン放送の受信対策の推進を求める意見書	〃	143
7	介護労働者の待遇改善を求める意見書	〃	144
8	バイオマス推進基本法（仮称）の制定を求める意見書	〃	144
9	中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書	〃	144
10	米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する意見書	〃	145
11	平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計当初予算の取り扱いに対する附帯決議	〃	145

〈第10節　平成20年度〉 平成20年４月臨時会　議員提出議案

1	道路特定財源の暫定税率復元等に関する意見書	可決	146

平成20年６月定例会　議員提出議案

1	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	可決	146
2	地方財政の充実強化を求める意見書	〃	147
3	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	否決	147
4	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書	可決	147
5	地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書	〃	148

平成20年６月定例会　委員会提出議案

1	地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について	可決	148
2	チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書	〃	149

平成20年９月定例会　議員提出議案

1	「球磨川を守るべき宝」と位置づけ、最大限の環境的配慮と住民の安全が両立する球磨川流域の治水対策を求める意見書	可決	149
2	五木村の振興を国に求める意見書	〃	150

平成20年９月定例会　委員会提出議案

1	熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	可決	150
2	熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	150

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
3	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決	151
4	過疎地域振興のための新法制定に関する意見書	〃	151
5	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃	152
6	道路財源の確保に関する意見書	〃	152
7	地域医療の中核を担う公立病院の存続支援を求める意見書	〃	152
8	たばこ税増税に反対する意見書	〃	153
9	食の安全安心確保のための体制の抜本的見直し等に関する意見書	〃	153

平成20年12月定例会　議員提出議案

1	ＷＴＯ農業交渉に関する意見書	可決	154
2	熊本県五木村振興推進条例の制定について	〃	154
3	農林水産物における地産地消の推進に関する決議	〃	155
4	協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書	〃	155
5	公契約に関する基本法の制定を求める意見書	否決	155

平成20年12月定例会　委員会提出議案

1	雇用対策の速やかな実施を求める意見書	可決	156

平成21年２月定例会　議員提出議案

1	くまもと地産地消推進県民条例の制定について	可決	156
2	熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	157
3	熊本県政務調査費の交付に関する条例の制定について	〃	158
4	北朝鮮による日本人拉致問題の解決のための経済制裁の延長などを求める意見書	〃	160
5	フェリー航路支援策の早急な実施を求める意見書	〃	160
6	陸上自衛隊の定員確保を求める意見書	〃	161

平成21年２月定例会　委員会提出議案

1	熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例の制定について	可決	161
2	伝統薬の郵便等販売に関する意見書	〃	161
3	「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に際しての決議	〃	162
4	水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書	〃	162

〈第11節　平成21年度〉 平成21年５月臨時会　議員提出議案

1	北朝鮮の核実験に抗議し、政府に対して新たな制裁強化等を求める決議	可決	163

平成21年６月定例会　議員提出議案

1	国指定史跡鞠智城跡の特別史跡指定を求める意見書	可決	163
2	国営川辺川土地改良事業の早期事業再開に関する意見書	〃	164
3	中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書	〃	164

平成21年６月定例会　委員会提出議案

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
1	水俣病被害者救済法の早期成立に関する緊急決議	可決	164
2	アナアオサの大量発生及び有害赤潮発生に係る対策と原因究明に関する意見書	〃	165

平成21年９月定例会　議員提出議案

1	フェリー支援に対する意見書	可決	165
2	平成21年度補正予算の執行停止に関する意見書	〃	166
3	国土交通大臣の川辺川ダム建設中止発言に関する意見書	〃	166
4	警察官の増員を求める意見書	〃	167
5	自動車関連諸税の暫定税率維持等に関する意見書	〃	167
6	新政権の農業政策に関する意見書	〃	167
7	新型インフルエンザワクチン接種に係る意見書	〃	168
8	全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書	〃	168
9	天皇陛下御即位20年を祝す賀詞	〃	169
10	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書	〃	169
11	市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区の早期見直しを求める意見書	〃	169
12	核兵器廃絶に向けた国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を求める意見書	〃	170

平成21年９月定例会　委員会提出議案

1	過疎地域振興のための新法制定に関する意見書	可決	170
2	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃	171
3	中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書	〃	171

平成21年11月定例会　議員提出議案

1	農林漁業用Ａ重油の石油石炭税に関する特例措置に関する意見書	可決	172
2	農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書	〃	172
3	農業共済事業の健全な発展を求める意見書	〃	172
4	国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書	〃	173
5	平成22年度政府予算案の年内編成を求める意見書	〃	173
6	高速道路原則無料化の撤回を求める意見書	〃	174
7	熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃	174

平成21年11月定例会　委員会提出議案

1	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	可決	174
2	新政権の農業政策に関する意見書	〃	175
3	新熊本合同庁舎Ａ棟及びＢ棟の整備を求める意見書	〃	175

平成22年２月定例会　議員提出議案

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
1	子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書	可決	176
2	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正に反対する意見書	〃	176
3	県営荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書	〃	177
4	農業農村整備に必要な財源確保に関する意見書	〃	177
5	子ども手当の全額国庫負担と支給対象の再考を求める意見書	〃	177
6	保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書	〃	178
7	児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書	〃	178
8	さらなる総合経済対策の策定を求める意見書	〃	179
9	政治資金規正法の改正による制裁強化を求める意見書	〃	179
10	介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書	〃	179
11	中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書	〃	180
12	若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書	〃	180

平成22年２月定例会　委員会提出議案

1	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	181
2	現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充を求める意見書	〃	181
3	「国立阿蘇青少年交流の家」の国立青少年教育施設としての存続を求める意見書	〃	181
4	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所カンキツ研究口之津拠点の存続を求める意見書	〃	182
5	戸別所得補償モデル対策における横島干拓の取り扱いに関する意見書	〃	182
6	「国と地方の協議の場に関する法律案」に関する意見書	〃	182
7	水俣病被害者救済にあたっての決議	〃	183

〈第12節　平成22年度〉 平成22年６月定例会　議員提出議案

1	農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書	可決	183
2	荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書	〃	184
3	食の安全・安心のために食品表示制度のさらなる推進を求める意見書	〃	184
4	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃	185

平成22年６月定例会　委員会提出議案

1	口蹄疫対策の充実強化を求める意見書	可決	185
2	日中韓首脳会議等の熊本開催を求める意見書	〃	185
3	工業用水道事業経営健全化に資する高金利企業債の借換えを求める意見書	〃	186

平成22年９月定例会　議員提出議案

1	尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書	可決	186
2	熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について	〃	187
3	国立大学法人の運営費交付金等の確保について配慮を求める意見書	〃	188

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
4	口蹄疫被害への支援と防疫強化を求める意見書	可決	189
5	完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書	〃	189
6	21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書	〃	190
7	民業圧迫につながる郵便貯金の預入限度額引上げ等の再検討を求める意見書	〃	190
8	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書	〃	191
9	地方選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書	〃	191

平成22年９月定例会　委員会提出議案

1	司法修習生に対する給費制の存続を求める意見書	可決	192
2	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃	192
3	第三次男女共同参画基本計画における選択的夫婦別姓の推進に反対する意見書	〃	192
4	赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書	〃	193
5	農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書	〃	193
6	九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う在来線の利便性の確保を求める意見書	〃	194
7	肥薩おれんじ鉄道への支援を求める意見書	〃	194

平成22年11月臨時会　議員提出議案

1	国の存続を危うくする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への拙速な参加表明に反対する意見書	可決	194

平成22年11月定例会議案　議員提出議案

1	朝鮮高級学校に関する前提条件なしの高校授業料無償化に反対する意見書	可決	195
2	外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書	〃	196
3	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	〃	196
4	ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV-１）総合対策を求める意見書	〃	197
5	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書	〃	197
6	切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書	〃	198
7	公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書	〃	198
8	議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置付けの明確化等を求める意見書	〃	199

平成22年11月定例会　委員会提出議案

1	民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書	可決	199
2	公私立学校間の格差是正に関する意見書	〃	200
3	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書	〃	200
4	自衛隊熊本病院診療の一般開放を求める意見書	〃	201
5	養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書	〃	201
6	農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書	〃	202
7	有明海・八代海の再生に向けた早急な対策を求める意見書	〃	202

平成23年２月定例会　議員提出議案

議案番号	議　　案	議　決	掲載頁
1	地域公共交通の維持・再生・活性化の基盤となる交通基本法の早期制定を求める意見書	可決	203
2	公共交通機関のバリアフリー化のさらなる推進を求める意見書	〃	203
3	米の戸別所得補償制度の見直し及び農業農村整備に関する施策の推進を求める意見書	〃	203
4	若者の雇用対策のさらなる充実を求める意見書	〃	204
5	北方領土問題の早期解決を求める意見書	〃	204

平成23年２月定例会　委員会提出議案

1	熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例の制定について	可決	205
2	工業用水道事業の経営健全化のための財政支援を求める意見書	〃	205
3	荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書	〃	206
4	子ども手当の全額国庫負担を求める意見書	〃	206
5	熊本市の政令指定都市に関する意見書	〃	206
6	「若者の結婚支援事業」の実施に際しての決議	〃	207

議員提出議案・委員会提出議案（全文）

第１節　平成11年度

平成11年６月定例会

【議員提出議案第１号】

有事における主体的な行動が可能な法整備を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年６月25日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　竹口　博己

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

有事における主体的な行動が可能な法整備を求める意見書

本年３月24日午前零時50分、政府は、数日前から我が国の領海を侵犯していた北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の工作船と見られる不審船に対処するため、海上における警備行動（自衛隊法第82条）を発令し、海上自衛隊の艦船、航空機が工作船を追跡、停船させるための行動をとったにもかかわらず、工作船は追尾を振り切り、結果的に取り逃がすことになったことは周知の事実である。

今回の北朝鮮工作船は、３月21日から我が国の領海内で不審な電波を出す等、日本に対する破壊活動を公然と行っていたのであり、日本の主権を侵害する国際法上の違反行為である。北朝鮮は、定期的に我が国への不法侵入を繰り返しており、再び今回のような事件が生ずるおそれも少なくない。

ところで、政府・与党の今回の事態の認識については、今の日本の憲法解釈、防衛の精神から、これが限界であるとの発言もあるなど、日本の安全保障、危機管理体制への疑問を投げかけている。今回の海上における警備行動の発令は、あくまで警察権の延長線上にあるため、海上自衛隊の護衛艦が行う武器の使用については法的制約があり、法制面での整備の必要があるが、政府において未だ十分な検討がなされていないことは、海に囲まれた我が国の安全保障上極めてゆゆしき事態であるとともに、看過できない事実であり、本県議会は、北朝鮮の行為は極めて許しがたいものと認識するものである。

よって、政府におかれても、断固とした対応をとり、北朝鮮のこのような行為を繰り返すことのないよう、主権国家として適切な外交を展開し、かつ、国際法にのっとり自衛権として対処できるよう、海上自衛隊と海上保安庁の連携活動をもさらに緊密にするための体制づくり及び訓練などの危機管理体制を確立するとともに、事態に応じた適切な対応を可能とするための法整備をされるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿

外 務 大 臣　　高　村　正　彦　殿

運 輸 大 臣　　川　崎　二　郎　殿

防 衛 庁 長 官　　野呂田　芳　成　殿

【議員提出議案第２号】

国旗・国歌の法制化とその尊重規定の制定を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年６月25日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　田方　初美

米原　賢士　　八浪　知行

村上　寅美　　竹口　博己

井手　順雄　　松田　三郎

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

国旗・国歌の法制化とその尊重規定の制定を求める意見書

国旗・国歌は世界のいずれの国にもあり、国家の大切な象徴とされる。我が国においても慣習化し、多くのアンケート調査でも国民の大多数が賛成の意思表示をしている。

本県の学校においては、多くの方々の御尽力により、入学式や卒業式の行事において、国旗「日の丸」の掲揚、国歌「君が代」の斉唱は完全に実施されているが、未だ不完全と思える都道府県において余計な混乱を引き起こしており、ゆゆしき事態と言える。

現在、政府においては、現国会に国旗・国歌法案を上程しているものの、他の法案との兼ね合いからか、遅々として審議が進まず、成立がおぼつかないのが実情である。このまま推移し不成立ということになれば、正常化の動きに水を差すことになり、一部の反対派勢力を勢いづかせることにもなりかねない。そこで、当法案の早期成立を図る必要がある。その実現に向け、各県においても、幅広い分野の協力を得、さまざまな方策、手段をもって法案成立のバックアップのために行動努力すべきである。

国旗・国歌の法制化は、21世紀に向けますます国際化する世界で、将来の担い手である青少年が我が国に対する誇りを持ち、ひいては他国の国旗・国歌を尊重する国際感覚を養う上で重要かつ大切な課題である。この意味からも法案の成立が優先であるものの、国旗・国歌に対する尊重規定が盛り込まれるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿

内閣官房長官　　野　中　広　務　殿

【議員提出議案第３号】

個に応じた多様な教育の充実や新たな教育課題に対応する次期教職員配置改善計画の早期策定を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年６月25日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　収　　早川　英明
西岡　勝成　　島田　幸弘
前畑　淳治　　高野　誠一
鬼海　洋一　　土屋　歳明
氷室雄一郎

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

個に応じた多様な教育の充実や新たな教育課題に対応する次期教職員配置　改善計画の早期策定を求める意見書

現在、心の教育の充実、個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度の実現等の視点から教育改革が進められているが、教育改革の成否は、各学校や地域が教育改革の理念と目標を踏まえて、どのような取組みを行うかにかかっていると同時に、学校にどれだけの人的配置ができるかにもかかっている。

平成５年度から平成12年度までの第６次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画及び第五次公立高等学校学級編制及び教職員配置改善計画においては、個に応じた多様な教育等を展開することができる教職員配置のための改善が行われ、多くの成果が上がりつつある。

しかし、この教職員配置改善計画策定当時と比べてみても、さらに影響が深刻となった少子高齢化社会の進行、保護者の学校教育に対する意識の変化、へき地における過疎化の進行、教員年齢構成の偏り、公的年金制度改正に伴う新再任用制度の導入、窮迫する地方財政状況など、教育改革を進めようとする環境は厳しさを増している。

よって、国におかれては、今後、指導方法の工夫など個に応じた教育の展開（ティームティーチングの実施等）、効果的な教育指導の実施（生徒指導困難校への対応、複式学級の改善等）、学校運営の円滑化（教頭の複数配置等）、学級編制の弾力化などの教育改革に有効な施策をさらに実施していくため、財政力の弱い地方自治体にも配慮した、新たな教職員配置改善計画を、現行の改善計画に引き続いて平成13年度から開始されるように、早期に策定されることを強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
文 部 大 臣　　有　馬　朗　人　殿

【議員提出議案第４号】

チッソ支援の抜本策について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年６月25日提出

提出者　熊本県議会議員　吉本　賢児　　林田　博達
米原　賢士　　北里達之助
西岡　勝成　　杉森　猛夫
中島　隆利　　前川　　収
土屋　歳明　　田方　初美
早川　英明　　岩中　伸司
坂田　孝志　　平野みどり
大西　一史　　氷室雄一郎
藤川　隆夫

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

チッソ支援の抜本策について

この度、関係者の並々ならぬ御努力によりチッソに対する抜本的支援策の政府案が取りまとめられたことに対して、心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

政府案については、国の一般会計からの補助金等従来の枠組みを大きく変える抜本的なものと評価しており、政府案を了承するものであります。

県議会としても、国、チッソ、関係金融機関、地元がそれぞれの役割を果たしていくことにより、支援措置が適切に実施されていくよう必要な協力を惜しまないものであります。

今後は、チッソが将来に向けて従業員の士気を落とさず活力ある企業活動ができるため適切な内部留保資金の確保等必要な措置を講じること、地元の雇用や地域振興への悪影響が生じないこと、水俣病問題に対する国の姿勢が後退しないことが必要であると考えており、国においては、これらの事項を十分に踏まえ、チッソ再生計画の策定等協議・調整が必要な事項を早期に取りまとめ、確実に抜本策を実施されるよう、要望いたします。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出します。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　　宮　澤　喜　一　殿
通商産業大臣　　与謝野　　馨　殿
自 治 大 臣　　野　田　　毅　殿
環境庁長官　　真　鍋　賢　二　殿
国土庁長官　　関　谷　勝　嗣　殿

平成11年９月定例会

【議員提出議案第１号】

ＮＰＯ（民間非営利団体）の育成策の強化を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

ＮＰＯ（民間非営利団体）の育成策の強化を求める意見書

21世紀を目前にし、我が国は、経済のグローバル化、少子高齢化、情報化、環境問題、資源エネルギー問題等々、さまざまな課題に直面している。

こうした21世紀社会の複雑で構造的な課題に対処していく上で、政府セクターや民間営利企業に属せず、営利を目的とせずに公益的な活動を行うＮＰＯの存在と役割が改めて注目されているところである。

こうした期待を背負って昨年12月に特定非営利活動促進法（いわゆるＮＰＯ法）が施行され、それに基づく法人設立認証申請は８月６日現在でようやく千件を突破したところである。今後、認証される特定非営利活動法人がさらに飛躍的に増加し、医療、介護、環境問題等々での活躍とともに、雇用の受け皿としても発展していくことが期待されている。

しかるに、ＮＰＯが順調に発展していく上で、我が国は未だ厳しい環境に置かれており、その環境整備を図ることが急務である。

よって、国におかれては、ＮＰＯの健全な発展を図るために、左記の対策を早急に講ぜられるよう強く要望する。

記

1　特定非営利活動法人に対する個人や企業の寄付の所得控除や損金算入、不動産寄付への免税措置、特定非営利活動法人の収益事業のみなし寄付金の適用等の優遇措置を早急に実現すること。

2　ＮＰＯに対する地方自治体等からの恒常的な業務委託を拡大していくことが必要であり、そのための特別交付金の継続を図ること。

3　災害、福祉等の公益的活動に参加するための勤労者ボランティア休暇法を制定すること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大　蔵　大　臣　　宮　澤　喜　一　殿
経済企画庁長官　　堺　屋　太　一　殿

【議員提出議案第２号】

ベンチャー企業等の起業環境の整備等を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

ベンチャー企業等の起業環境の整備等を求める意見書

我が国の長い不況による企業の倒産状況は、現在のところ一応小康状態（平成11年５月分、1,360件＝帝国データーバンク）にあるものの、依然として厳しい状況にある。それらに加え、昨今の企業によるリストラ等により、かつてないほどの失業者の増大を見ている。

こうした時代の転換期や経済社会の激しい変動期においては、企業の興廃等はやむを得ないものの、時代の変革期にこそ、新しい国民ニーズに対応した新しい企業が生まれるなど時代に即応した産業構造の転換が図られ、これらの失業者や転職者の受け皿となることが望まれる。

しかるに、我が国における新しい企業の開業率は年々低下し、平成６年から８年の開業率が3.7％と、廃業率3.8％を下回り、13％台の開業率をキープしている米国と好対照をなしている。こうした事実は、規制緩和の不徹底さとともに、ベンチャー等の起業対策が不十分であることを示しており、早急なる打開策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、左記の対策の実現など、ベンチャー企業等の起業・育成策について、抜本的な対策を確立されるように強く要望する。

記

1　女性起業家への支援を含むベンチャー企業の融資･経営･技術問題等に関し、指導・相談を受けることができる「ベンチャー･サポート･アドバイザー制度」を創設すること。

2　中小・ベンチャー企業への投資で損失をこうむった個人投資家に対する損失の繰越控除期間（翌年以降３年）の延長を図ること。

3　未公開株の公開規制の緩和等、中小・ベンチャー企業の資金調達対策の確立を図ること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大　蔵　大　臣　　宮　澤　喜　一　殿
通商産業大臣　　深　谷　隆　司　殿

【議員提出議案第３号】

移動制約者のための交通バリアフリー法の制定を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

移動制約者のための交通バリアフリー法の制定を求める意見書

急速な高齢化の進展に対応した21世紀の社会を構築するためには、高齢者、障害者はもとより、乳幼児を連れた人や外国人を含め、誰もが大きな支障を感じることなく自由に移動し、より積極的に社会参加できる環境づくりを進めることが大切である。

移動にかかる制約（モビリティ・ハンディキャップ）の克服については、これまで、鉄道駅のエレベーター・エスカレーター設置に対する国費の補助等による支援やバス車両のバリアフリー化の助成が行われてきた。しかしながら、公共交通機関には未だ多くの課題が残されている。

例えば、鉄道駅のエレベーター設置もそのペースは決して速いものとは言えない。また、点字ブロックや踏切の欠陥などから、高齢者、障害者が犠牲になる痛ましい事故も後を絶たない。

ノーマライゼーションの理念に立ち、すべての移動制約者に対応できるノンステップ付バスの導入促進をはじめ、鉄道駅における段差の解消、エレベーター・エスカレーター・スロープ等の設置、バリアフリー型トイレ、音声ガイドアナウンス、誘導・警告ブロック、点字案内板（踏切も含む）、転落防止のためのホームドア、転落検知マット、見やすい案内表示の整備等、人に優しいターミナルへの改良や、リフト付タクシーの導入促進、ドア・ツー・ドアサービスや公共施設循環型のスペシャル・トランスポート・サービスなどの充実を含めた交通体系の見直しと交通アクセスを保障する総合的な法整備が必要不可欠である。

また、さらには、駅前広場や周辺道路、駅ビル等関係方面との連携をもとにターミナル周辺整備を図るなど、地域のまちづくりと一体となった全体としての円滑な移動を保障すべきである。

もちろん、こうした見直しは、大都市だけではなく、中小都市・農村部・過疎地など、全ての地域を対象としなくてはならない。

よって、国におかれては、移動に制約を持つすべての人達に対し、交通機関を利用する際の権利を保障し、交通環境が実感できるような改善を図るため、ノーマライゼーションの理念に立って、移動制約者のための交通機関のバリアフリー化を推進する支援策を拡充するとともに、国･地方公共団体･事業者の責務を盛り込んだ交通バリアフリー法を制定される

よう強く要望する。
右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　島　津　勇　典
内閣総理大臣　小　渕　恵　三　殿
厚生大臣　丹　羽　雄　哉　殿
運輸大臣　二　階　俊　博　殿
建設大臣　中　山　正　暉　殿
自治大臣　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第４号】

国立療養所熊本南病院の難病治療継続を求める意見書
右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成11年10月７日提出
提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己
熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

国立療養所熊本南病院の難病治療継続を求める意見書
国の行財政改革によって国立病院の見直しが行われ、全国的にも国立医療機関としての再編成が推進されているが、熊本南病院も対象病院の一つであった。このため、同病院の患者及びその家族をはじめ地元住民は、存続運動を行うとともに、本県議会もこれを支援してきた。厚生省は、今年３月18日、熊本南病院の地で統合するとの発表を行った結果、同病院が失くなることだけは避けることができた。
ところが、今回の再編成計画は病院の統廃合のみではなく、最大の特徴は、国立病院が行ってきた政策医療を、真に国が担うべきものに特化し、政策医療の範囲を純化することにあった。政策医療分野をがんや循環器疾患、神経・筋疾患など19の分野に整理し、各病院はその分野の研究・治療に当たる専門病院として機能強化しようとするものであり、熊本南病院は、呼吸器疾患に特化するとの方針である。
県内における難病治療の実態は、熊本大学医学部附属病院を中心に、県北において国立療養所再春荘病院が大きな役割を果たし、県南においては熊本南病院がその一方の拠点として重要な役割を担い、県下７千人に近い難病患者の「生命のよりどころ」としての柱となってきた。
熊本南病院に入院し、通院している患者、家族にとって熊本南病院の存続の喜びもつかの間、その政策特化の内容を知るにつけ、大きなショックと失望感が広がっている。
よって、国におかれては、地元難病患者の状況を十分に配慮し、国立療養所熊本南病院において難病患者の治療と入院機会の継続及び県が進めている重症難病患者入所施設確保事業における協力病院として位置づけ、リハビリテーション機能の充実等、治療環境の改善を図られるよう強く要望する。
右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　島　津　勇　典
内閣総理大臣　小　渕　恵　三　殿
厚生大臣　丹　羽　雄　哉　殿

【議員提出議案第５号】

台風18号災害に関する意見書
右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成11年10月７日提出
提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己
熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

台風18号災害に関する意見書
去る９月23日から24日にかけて天草諸島を経て熊本県北部に上陸した台風18号は、強風、高潮等により、県内各地に死者16人、重軽傷者279人の人的被害をはじめ、港湾、漁港などの公共土木施設や水稲、果樹、ビニールハウスなどの農業関係、養殖施設、漁船などの水産業関係並びに林業関係、商工関係、社会福祉施設、文教施設、電力施設、多数の家屋等に甚大な被害をもたらし、その被害総額は現在のところ747億円に達しているが、調査が進めば今後も増加するものと予測される。
県及び市町村においては、災害発生と同時に総力を挙げて応急対策に取り組んでいるが、公共施設の災害復旧や個人災害の復旧、援助等を早急に実施し、被災地域の民生安定を図るため、多大の経費を必要としている。
よって、国におかれては、災害復旧の財政援助及び被害者救済策として、左記事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。
記
1　激甚災害の早期指定を図られたい。
2　災害対策にかかる特別交付税の重点配分、起債枠の確保を図られたい。
3　災害査定の早急な実施と災害復旧事業の早期完成を図られたい。
4　改良復旧の大幅な採択を図られたい。
5　被災農林漁業・中小企業者等に対する助成措置を講ずるとともに、低利資金の融通等に万全を期されたい。
6　被災森林の早期復旧を図られたい。
7　災害援護資金・生活福祉資金等の拡充等を図られたい。
右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　島　津　勇　典
内閣総理大臣　小　渕　恵　三　殿
厚生大臣　丹　羽　雄　哉　殿
農林水産大臣　玉　澤　徳一郎　殿
通商産業大臣　深　谷　隆　司　殿
運輸大臣　二　階　俊　博　殿
建設大臣　中　山　正　暉　殿
自治大臣　保　利　耕　輔　殿
国土庁長官　中　山　正　暉　殿

【議員提出議案第６号】

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成11年10月７日提出
提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　早川　英明
西岡　勝成　　島田　幸弘
前畑　淳治　　高野　誠一
鬼海　洋一　　土屋　歳明
氷室雄一郎
熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育国庫負担法に基づく国庫負担については、昭和60年度から旅費と教材費が、平成元年度から恩給費が対象外とされ、さらに、平成５年度からは共済費追加費用、退職年金及び退職一時金が一般財源化されてきたところである。

こうした中、平成12年度予算編成において、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費を国庫負担の対象から外し、一般財源化しようとする現行制度の見直しの動きが見られるが、このことは、国から地方への財源負担の転嫁であるのみならず、義務教育の機会均等とその水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものと考えられる。

よって、国におかれては、義務教育振興の基本となる現行義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　　宮　澤　喜　一　殿
文 部 大 臣　　中曽根　弘　文　殿
自 治 大 臣　　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第７号】

聴覚障害をはじめとする障害を事由とする欠格条項の早期改正を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　江口　隆一　　小杉　　直
　　山本　　靖　　小早川宗一郎
　　吉本　賢児　　中原　隆博
　　平野みどり　　大西　一史
　　藤川　隆夫

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

聴覚障害をはじめとする障害を事由とする欠格条項の早期改正を求める意見書

1981年の国際障害者年は「完全参加と平等」をテーマに掲げ、国際的にも国内的にも障害者に対する差別をなくし、社会的理解を広げるための大きな契機となり、障害者の社会参加と平等の保障は、我が国でも着実に前進してきた。

しかしながら、依然として各種資格・免許制度又は業の許可制度において、視覚、聴覚、言語の障害等の身体障害、知的障害及び精神障害の欠格事由を規定し、一律に資格や免許を与えないとする法令等の条項が多く残されている。

例えば、薬剤師法に見られる「視覚・聴覚・言語障害者には薬剤師免許を与えない」といった職業選択の制限や道路交通法等に見られる「精神病者・知的障害者・てんかん病者・視覚･聴覚･言語障害者には免許を与えない」などのように、障害者の自立と社会参加の権利を拒む障壁となっている。

これらの障壁を除去することは、聴覚障害者をはじめとする障害者の「完全参加と平等」を実現し、社会参加を促進するために重要なことであり、一日も早い改正が必要である。

よって、国におかれては、1999年８月に発表した「欠格条項見直しに関する統一的対処方針」に基づき、可及的速やかに欠格条項の全面的な見直しに着手するとともに、左記事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　障害者・疾患名により包括的に欠格とする絶対的欠格条項及び相対的欠格条項の早急な見直しを行い、法令等の改正を行うこと。

２　資格試験においては、障害に配慮し、障害者の能力が十分発揮、評価できる方法を採用すること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
法 務 大 臣　　臼　井　日出男　殿
厚 生 大 臣　　丹　羽　雄　哉　殿
自 治 大 臣　　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第８号】

私学助成制度の充実強化に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　田方　初美
　　米原　賢士　　八浪　知行
　　村上　寅美　　竹口　博己
　　田上　泰寛　　井手　順雄
　　松田　三郎　　鎌田　　聡

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

私学助成制度の充実強化に関する意見書

本県の私立学校は、建学の精神に立脚し、新しい時代に対応した特色ある教育を展開し、本県公教育の発展に大きな役割を果たしているが、その経営は依然厳しいものがある。

しかも、生徒数の減少が長期にわたり、私立学校の経営基盤を揺るがすものとなっている。

このようなことから、私立学校振興助成法第１条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識され、現行の補助制度を堅持し、一層の充実を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　　宮　澤　喜　一　殿
文 部 大 臣　　中曽根　弘　文　殿
自 治 大 臣　　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第９号】

中華人民共和国産肥育用子牛の輸入に対する万全な検疫対策と補償に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　草村　　照　　坂田　孝志
　　北里達之助　　荒木　詔之

児玉　文雄　　松村　　昭
築森　　守　　小谷　邦治
城下　広作

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

中華人民共和国産肥育用子牛の輸入に対する万全な検疫対策と補償に関する意見書

本県の畜産は、恵まれた自然と関係者の努力により着実に発展し、本県農業の基幹作目となっている。

このたび、菊池市に、口蹄疫の汚染国である中華人民共和国から肥育用子牛を輸入する計画が福岡県の有限会社によって進められている。

口蹄疫は世界で最も恐れられている伝染病で、一昨年３月、口蹄疫が発生した台湾では、４百万頭の豚が処分されるなど甚大な被害が出ている。

万が一輸入牛に口蹄疫が発生することになると、発生農場はもちろん、発生地を中心とした半径50キロメートル以内において牛や豚の移動は禁止され、家畜市場についても閉鎖措置が講じられる等、本県の畜産は大打撃を受けることとなる。さらに、このことで我が国が口蹄疫汚染国となった場合、現在汚染国である南米等からの食肉の輸入を拒否できなくなり、本県はもとより日本の畜産は壊滅的な痛手を受け、社会問題となることは必至である。

よって、国におかれては、中華人民共和国からの肥育用子牛の輸入に際しては、万全の検疫を実施されるよう、また、万が一口蹄疫が発生した場合は、国の責任において補償されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
農林水産大臣　　玉　澤　徳一郎　殿

【議員提出議案第10号】

道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　坂本　哲志　　船田　直大
山本　秀久　　杉森　猛夫
河端　俊夫　　渡辺　利男
篠﨑　鐵男　　荒木　義行
馬場　成志

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

道路は、21世紀の社会基盤形成に重要な役割を担うとともに、地域の特性を生かした地域づくりや豊かな暮らしづくりに欠かすことのできないものであり、経済社会活動を支える最も基礎的な施設である。

本県においては、「活力にあふれ、こころ豊かな熊本」の実現を目指し社会資本の整備を進めており、その重要な柱の一つとして、交通基盤の整備を強力に推進しているところである。

21世紀に向け、真に豊かさを実現できる活力に満ちた社会を創造していくためには、産業、文化、生活活動等の基盤となる高規格幹線道路から生活に密着した市町村道に至る道路の整備が緊急な課題となっているとともに、県民からも強い期待が寄せられている。

よって、国におかれては、平成12年度の予算編成に当たって、本県の実情を十分勘案され、左記事項に十分配慮されるよう強く要望する。

記

1　新道路整備五箇年計画に基づき、円滑に道路整備を推進していくため、引き続き道路特定財源制度及び道路整備特別会計制度を堅持し、一般財源を大幅に投入するとともに、特定財源による道路整備の推進に支障を来すおそれのある制度を導入しないこと。

2　国土の均衡ある発展及び活力ある地域づくりと豊かな暮らしづくりを推進するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備を、国・県の適切な役割分担のもとで一層促進すること。

3　平成12年度予算においては、物流効率化、環境・情報通信・街づくり等経済新生特別枠等の確保をはじめ道路整備費を拡大すること。

4　高度道路交通システム（ＩＴＳ）を積極的に推進するとともに、渋滞対策、交通安全対策、沿道環境対策、防災対策等、安全で快適な生活環境づくりを推進するための道路整備を一層促進すること。

5　地方への重点配分及び地方の道路財源を確保すること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大　蔵　大　臣　　宮　澤　喜　一　殿
建　設　大　臣　　中　山　正　暉　殿
自　治　大　臣　　保　利　耕　輔　殿
経済企画庁長官　　堺　屋　太　一　殿
国土庁長官　　中　山　正　暉　殿

【議員提出議案第11号】

港湾整備の促進に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　坂本　哲志　　船田　直大
山本　秀久　　杉森　猛夫
河端　俊夫　　渡辺　利男
篠﨑　鐵男　　荒木　義行
馬場　成志

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

港湾整備の促進に関する意見書

港湾整備は、21世紀に向けての国土の物流基盤形成に重要な役割を担うとともに、地域の経済を支える生産と物流の拠点として、また豊かな自然と特色ある文化を資源とする観光の拠点として地域の重要な基盤となっているものである。

熊本県においては、県総合計画「ゆたかさ多彩『生活創造』くまもと」を基本に、「躍動するくまもとを築く確かな基盤づくり」として社会資本整備を進めており、その重要な柱の一つとして港湾の整備を強力に推進しているところである。

真に豊かさを実感できる活力に満ちた社会を創造していくためには、産業、文化の発展に基盤的役割を果たす重要港湾

や地域の生活に密着した地方港湾の整備が喫緊の課題となっているとともに、県民からも強い期待が寄せられている。

よって、国におかれては、平成12年度の予算編成に当たって、本県の実情を十分勘案され、左記の事項に配慮されるよう強く要望する。

記

1　九州中央に位置し、東シナ海を望む熊本県は、アジアと一体となって発展する九州のゲートウエイとなる重要な拠点である。新全国総合開発計画において「有明海、八代海の沿岸地域において、アジアとの交流、物流拠点の機能強化を図る」と盛り込まれており、本県内における国際港湾の整備に向け、特段の配慮をされ、船舶の大型化、複合一貫輸送への対応等、アジアとの交流、物流の拠点としての機能の強化を目指した整備促進に必要な予算の確保を図られたい。

2　地域住民の生活の足として、地域経済を支える生産と物流の拠点として、地域の重要な基盤となっている地方港湾の整備に必要な予算の確保を図られたい。

3　海岸災害を未然に防止し、豊かで住み良い県土をつくるため、高潮対策を推進するとともに、快適で潤いのある海岸環境の整備促進に努めることが求められており、必要な予算の確保を図られたい。

4　地方分権推進の中で、国際交流や国土の物流基盤の形成を図る観点から、国と地方の適切な役割分担のもとで港湾整備を一層促進されるとともに、厳しい財政のなか地方の自主性や自立性を高め、効率的・効果的な港づくりが実現できるよう事業制度の充実を図られたい。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　小　渕　恵　三　殿
大　蔵　大　臣　宮　澤　喜　一　殿
運　輸　大　臣　二　階　俊　博　殿
自　治　大　臣　保　利　耕　輔　殿
経済企画庁長官　堺　屋　太　一　殿
国土庁長官　中　山　正　暉　殿

【議員提出議案第12号】

治水事業の総合的な促進を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　坂本　哲志　船田　直大
山本　秀久　杉森　猛夫
河端　俊夫　渡辺　利男
篠﨑　鐵男　荒木　義行
馬場　成志

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

治水事業の総合的な促進を求める意見書

治水事業は、国民の生命、財産を守り、安全で豊かな国土基盤を形成するための根幹的な事業であり、国民生活の向上と国土発展に直結する事業として、最優先で取り組まなければならない重要な事業である。

この認識のもと、国におかれては、第９次治水事業７箇年計画を策定し、さまざまな施策の展開を図られているところである。

しかし、本県においては、九州山地を源とする多くの急流河川を有しており、梅雨前線の停滞や台風の常襲等厳しい気象条件や地形的・地質的特性とも相まって、毎年のように水害や土砂災害をこうむっている。

また、近年は、防災対策の促進とともに、快適な生活環境と豊かな自然環境とが調和した、安全で潤いと活力のある社会を実現するための治水事業の推進が強く求められている。

このような状況の中、本県においては、災害に強い、安全で快適な県土づくりを目指して、県総合計画「ゆたかさ多彩『生活創造』くまもと」をもとに、災害弱者の保護、環境への配慮等を踏まえたさまざまな施策を展開しているところである。

来るべき21世紀に向けて、県民がより高度な安全と安心を享受できる県土、地域の風土や文化が生かされた質の高い社会の形成を実現していくためには、その基盤となる治水関係事業の一層の推進が重要であり、県民からも強い期待が寄せられている。

よって、国におかれては、本県の実情を十分御理解いただき、平成12年度の予算編成に当たっては、治水事業の総合的な促進が図られるよう、左記の事項に配慮されるよう強く要望する。

記

1　第九次治水事業七箇年計画の推進に必要な予算の確保を図ること。

2　第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の推進に必要な予算の確保を図ること。

3　安全で安心できる国土の形成を図るため、国と地方の適切な役割分担のもとで治水事業を一層促進すること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　小　渕　恵　三　殿
大　蔵　大　臣　宮　澤　喜　一　殿
厚　生　大　臣　丹　羽　雄　哉　殿
通商産業大臣　深　谷　隆　司　殿
建　設　大　臣　中　山　正　暉　殿
自　治　大　臣　保　利　耕　輔　殿
経済企画庁長官　堺　屋　太　一　殿
国土庁長官　中　山　正　暉　殿

【議員提出議案第13号】

下水道事業の事業促進に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　坂本　哲志　船田　直大
山本　秀久　杉森　猛夫
河端　俊夫　渡辺　利男
篠﨑　鐵男　荒木　義行
馬場　成志

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

下水道事業の事業促進に関する意見書

国においては、今後の経済の動向等を十分踏まえ、必要があれば、公共事業等予備費の活用、15カ月予算という考え方に立った平成11年度第２次補正予算の編成も含め、機動的、弾力的な対応を行う方針を明らかにしている。

本県においては、こうした国の対策に呼応するとともに、景気回復に最優先で取り組むための経済対策の実施に努めている。

このような状況の中、21世紀へ向けて「かけがえのない熊本の美しい自然を大切にし、よりすばらしい郷土を次の世代に引き継ぐのは、現世代の責務である」という県土づくりの基本理念を踏まえ、県総合計画「ゆたかさ多彩『生活創造』くまもと」をもとに、豊かで明るい暮らしと快適な環境を実現するために、下水道事業を強力に推進しているところである。

しかしながら、本県の下水道整備率は全国に比較して低く、その早期の整備が県民に切望されているところである。

よって、国におかれては、本県の実情を十分御理解いただき、下水道整備財源の確保及び地方への重点配分を行うとともに、左記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1　第八次下水道整備七箇年計画の完全達成を図るため、平成12年度下水道事業予算については、重点的、計画的な事業の推進に必要な事業費を確保すること。
2　整備の遅れている中小市町村の下水道の整備促進を図るため、所要の事業費を確保すること。
3　効率的な普及促進を図るため、流域下水道の整備に必要な事業費を確保すること。
4　過疎地域活性化特別措置法を延長し、都道府県代行制度の継続を図ること。
5　地方債制度における良質資金の確保及び償還期限の延長、借換債制度のさらなる緩和並びに地方交付税措置の充実を図ること。

特に、補助率恒久化に伴う影響額に対する地方債及び地方交付税措置の継続を図ること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大　蔵　大　臣　　宮　澤　喜　一　殿
建　設　大　臣　　中　山　正　暉　殿
自　治　大　臣　　保　利　耕　輔　殿
経済企画庁長官　　堺　屋　太　一　殿
国 土 庁 長 官　　中　山　正　暉　殿

【議員提出議案第14号】

通り魔による無差別殺傷等事件対策の推進を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年10月７日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　早川　英明
西岡　勝成　　島田　幸弘
前畑　淳治　　高野　誠一
鬼海　洋一　　土屋　歳明
氷室雄一郎

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

通り魔による無差別殺傷等事件対策の推進を求める意見書

最近、東京都豊島区池袋や山口県下関市において、無差別殺傷事件が相次ぎ、何ら落ち度のない多数の一般市民が一瞬にしてその尊い生命を奪われ、あるいは重度の傷害を負うなど、我々の安心かつ安全な日常生活に不安の影を落としている。

かかる事件は、被害者及びその家族に著しい身体的・精神的打撃、さらには経済的な負担を与え、深刻な状況を生み出しており、その救済のため、被害者及び関係者の人権を保護しつつ、現行の被害者救済制度等の施策をより充実させるとともに、メンタル面を対象とした新たな施策を推進すること、さらには無差別殺人事件の再発を防止するための処罰規程を整備することなどが喫緊の課題である。

よって、国におかれては、犯罪被害者救済制度のより一層の充実を図るとともに、かかる通り魔事件の根絶を期するために、左記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　犯罪被害者が置かれている現状等を調査し、犯罪被害者対策基本法の制定を含めた精神的対策や被害者を守る社会的支援策の構築を図ること。
2　遺族に対する奨学金や見舞金の増額を図ること。
3　無差別殺人等事件の背景を調査し、その根絶のための法整備を含めた関係機関による的確な施策の確立を図ること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
厚 生 大 臣　　丹　羽　雄　哉　殿
警察庁長官　　関　口　祐　弘　殿

平成11年12月定例会

【議員提出議案第１号】

県議会議員の活動基盤の強化に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

県議会議員の活動基盤の強化に関する意見書

地方分権一括法の成立によって、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大することになり、県民の代表として執行機関を監視し、政策を立案するとともに意思決定を行う県議会の役割はさらに重要となる。

現在、県議会議員は、県民の意思を県政に反映させ、また、県民に県の施策を伝えることをはじめとして広範にかつ昼夜を問わず活動しているが、地方自治法制定当時とは社会状況が変化し、その活動は広域化かつ複雑化するとともに、その職は、専業化、常勤化しているのが実態である。

地方分権の進展に呼応し、県議会が県民の代表としてその負託に応えていくためには、執行機関に対する監督・調査権限の強化はもちろん、議員活動基盤の充実強化が不可欠である。

よって、国におかれては、県議会議員の活動並びに地方行政の円滑な推進を確保するため、その活動基盤の強化を地方公共団体が自主的に行えるよう、地方自治法を改正されるよ

う強く要望する。
右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　島　津　勇　典
内閣総理大臣　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　宮　澤　喜　一　殿
自 治 大 臣　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第２号】

森林・林業・木材産業基本政策の確立に関する意見書
右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成11年12月17日提出
提出者　熊本県議会議員　北里達之助　池田　定行
児玉　文雄　中島　隆利
松村　昭　渡辺　利男
熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

森林・林業・木材産業基本政策の確立に関する意見書
森林は、林産物の供給をはじめ、水資源のかん養、山地災害の防止等の機能を通じ古くから国民生活と深く係わってきた。また、今日の地球温暖化、生物の多様性の確保など地球環境問題が大きく取り上げられ、安全で快適な国民生活の基盤としての森林の重要性が改めて認識されるとともに、「持続可能な森林経営」が強く求められている。
我が国においては、これら森林は山村地域の林業や木材産業の活動によって守り育てられてきた。しかし、これまでの各種施策や関係者の努力にもかかわらず、林業、木材産業の収益性の低下、山村の過疎化、担い手の減少・高齢化等から森林の荒廃が進み、林業、木材産業の衰退は目を覆うものがある。
このまま推移すれば、21世紀につなぐ国民生活の基盤の維持、国土保全、環境維持に対応できなくなることは必至である。
よって、国におかれては、かかる状況をご賢察の上、早期に林業基本法の見直しをはじめとする森林・林業・木材産業に関する基本政策について、左記の事項を踏まえて確立されるよう強く要望する。
記
1　木材自給体制の確立と生産・消費対策の強化
2　森林整備の認定制度と結合した直接所得補償制度の確立
3　国民共有の資産である森林への税制度の確立
4　間伐を含む要整備森林の整備促進・解消
5　森林の水土保全、環境維持等への新たな費用負担制度の導入
6　広範な森林整備の担い手の育成・確保
7　林政に関する法体系の抜本的な整備
右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　島　津　勇　典
内閣総理大臣　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　宮　澤　喜　一　殿
農林水産大臣　玉　澤　徳一郎　殿
自 治 大 臣　保　利　耕　輔　殿
内閣官房長官　青　木　幹　雄　殿
総 務 庁 長 官　続　訓　弘　殿
環 境 庁 長 官　清　水　嘉与子　殿
国 土 庁 長 官　中　山　正　暉　殿
林 野 庁 長 官　伴　次　雄　殿

【議員提出議案第３号】

介護保険見直しに反対する意見書
右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成11年12月17日提出
提出者　熊本県議会議員　中島　隆利　鬼海　洋一
熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

介護保険見直しに反対する意見書
自自公三党合意を受けて、政府は来年４月から実施される介護保険制度について、（１）保険料徴収を半年間行わず、その後一年間は半額を徴収し、財源は国が負担すること、さらに（２）家族介護に慰労金等を支給するなどの見直し方針を決定した。
政府見直し案は、介護保険制度の根幹を大きくゆがめるものである。保険料徴収の凍結は、負担と給付の関係をあいまいにし、相互連帯という制度の趣旨をないがしろにするばかりでなく、その財源を赤字国債に頼ることで将来世代に多大な負担をつけ回すことになる。また、慰労金の支給にいたっては、介護基盤の整備に水を差し、介護に当たる御家族、特に女性をより介護に縛りつけることになりかねないものである。
介護保険制度は、市町村の努力によってはじめて実現できる制度であり、政府の見直し案は、介護保険制度の準備を着実に進めてきた市町村の努力を無駄にし、地方分権の流れをも阻害する。
今求められているのは、介護保険制度の円滑な準備を進めている市町村の現場の声を聞き、介護保険制度の趣旨に沿った基盤整備と円滑な準備の推進に全力を挙げることである。
よって、国におかれては、左記の事項について、速やかに対応されるよう強く要望する。
記
1　介護保険法の趣旨を踏まえて、法律制度のとおり来年４月１日から介護保険制度を施行すること。
2　政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」については、市町村の介護保険制度実施準備に大きな混乱をもたらすものであり、撤回すること。
3　介護サービス基盤の整備や低所得者対策など、制度開始に当たっての必要な対策を市町村の判断に基づいて実施できるよう、必要な財政措置等を講じること。
右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　島　津　勇　典
内閣総理大臣　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　宮　澤　喜　一　殿
厚 生 大 臣　丹　羽　雄　哉　殿
自 治 大 臣　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第４号】

定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書
右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　中島　隆利　　竹口　博己

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書

近年、国際化の進展に伴い、我が国に在留する定住外国人はますます増加する傾向にある。定住外国人の多くは、我が国に生活基盤を置き、納税など社会的義務を果たすとともに、地域社会においても重要な構成員として活躍している。

しかるに、我が国における参政権は、国籍要件が設定されているため、定住外国人に対して地方参政権すら与えられていない。

平成７年２月、最高裁判所は、定住外国人に対し、法律をもって地方参政権を与える措置を講ずることは憲法上禁止されていない旨の画期的な判断を示した。いまや定住外国人の地方参政権の確立は国際的潮流となりつつある。

我が国が世界に開かれた国として健全に発展していくためにも、身近な地方行政について定住外国人の意見が反映される道を開くべきである。

よって、国におかれては、定住外国人の地方参政権を確立するため、速やかに立法措置を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
法　務　大　臣　　臼　井　日出男　殿
外　務　大　臣　　河　野　洋　平　殿
自　治　大　臣　　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第５号】

臍帯血利用料の保険適用等を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

臍帯血利用料の保険適用等を求める意見書

安全な白血病治療法として注目されている臍帯血（へその緒と胎盤に含まれる血液）移植について、提供者の負担が軽く、しかも迅速、公平、安全に受けることができるようにするために、公的臍帯血バンクが設置されるとともに、平成10年４月より臍帯血移植治療技術に対し、医療保険の適用がなされたところである。

しかし、臍帯血移植治療法を受ける際に、臍帯血利用料に保険が適用されないという問題が残されている。そのため、臍帯血の保存、管理等に要する費用がそのまま移植治療を受ける患者に転嫁され、相当な高額の負担となっているのが現状である。これでは、せっかくの移植治療が利用されなくなるとともに、公的臍帯血バンクの運営にも支障を来すおそれがある。

ちなみに、９月30日に発生した東海村臨界事故に遭い、治療を受けている社員に対しても臍帯血の移植手術が行われたことは周知のとおりである。

よって、国におかれては、臍帯血利用料の医療保険適用を図るとともに、公的臍帯血バンクの安定的運営のための助成を行われるよう強く要望する。

記

１　平成12年度において、臍帯血利用料の保険適用を図ること。
２　公的臍帯血バンクに対する国の助成の拡充を行うこと。
３　厚生省が進めている２万個の臍帯血収集について、その目標期間を５年から３年に短縮すること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
厚　生　大　臣　　丹　羽　雄　哉　殿

【議員提出議案第６号】

インターネットの有効活用に資するための法整備促進に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

インターネットの有効活用に資するための法整備促進に関する意見書

インターネットの急速な普及とともに、その効用性、利便性の飛躍的な向上の一方で、個人への中傷、誹謗やプライバシーの侵害、名誉毀損、詐欺行為、その他多くのネット犯罪が急増し、社会問題化している。最近のマスコミ報道でも、学校のいじめ問題を実名入りでホームページに掲載され、関係者は退職に追い込まれたという事実が紹介されている。このことは、人権問題を含め、関係者に多大な被害を与え、こうした方法で訴えることの問題性が指摘されている。

誰もが、いとも簡単にホームページの開設ができるインターネットの利用においては、その情報発信者には、あくまで正確な情報であることと、かつ人権への十分な配慮が要求されなければならない。今後、インターネットは、家庭を含めあらゆる分野に大きく普及していくことは間違いなく、それを前提としたとき、人権及び個人情報の保護をはじめとして、ネット上に起こってくるあらゆる犯罪に厳しく対処していくことが強く求められている。

インターネットの先進国であるアメリカでは、ネット社会に数多く起きてくる犯罪に対しての立法化が進められているとともに、判例の積み重ねなどをもって、真剣な取り組みが行われているのが現状である。

よって、国におかれては、左記事項の実現に向け、早急に健全な高度情報通信社会構築のための法整備を図られるよう強く要望する。

記

１　電気通信分野における個人情報保護法を速やかに整備すること。
２　ネット接続業者の責務の明確化を図ること。
３　ネット利用者の責務の明確化を図ること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿

法 務 大 臣　　臼 井 日出男 殿
郵 政 大 臣　　八 代 英 太 殿
自 治 大 臣　　保 利 耕 輔 殿

【議員提出議案第７号】

ゴルフ場利用税の恒久的な存続を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　田方　初美
米原　賢士　　八浪　知行
村上　寅美　　竹口　博己
田上　泰寛　　井手　順雄
松田　三郎　　鎌田　　聡

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

ゴルフ場利用税の恒久的な存続を求める意見書

本県及び県下市町村の財政は、税収入の大幅な落ち込みにより、厳しい状況にある。そこで、本県においては、「平成11年度県税確保特別対策」を実施し、税収の確保に鋭意取り組むとともに、平成12年度予算編成においては、すべての事務事業の徹底的な見直し、整理合理化及び行政機構の簡素化を行うこととしている。

このような状況の中、ゴルフ場利用税の廃止要望の動きがあるが、仮に廃止された場合、窮迫した地方財政はさらに厳しい運営を迫られることは明白である。

本税は、県にとって貴重な自主財源であるとともに、その10分の７がゴルフ場が所在する市町村に交付され、市町村にとっても貴重な財源となっていること、また、ゴルフ場は、道路整備、防災対策、環境対策等、県や市町村の行政サービスと密接な関連があり、これらはゴルフ場の利用者が享受していること、さらに、ゴルフ場の利用料金は他のスポーツ施設と比較して高額で、その支出行為には十分な担税力が認められること等から、地方税の中で今後とも重要な役割を果たすべき税と考えられる。

よって、国におかれては、現下の地方財政の危機的な状況にかんがみ、地方の自主財源の充実確保の必要性について格別の御理解を賜り、ゴルフ場利用税の恒久的な存続を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小 渕 恵 三 殿
大 蔵 大 臣　　宮 澤 喜 一 殿
自 治 大 臣　　保 利 耕 輔 殿

【議員提出議案第８号】

「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」を支えたボランティア等への感謝決議

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　村上　寅美　　草村　　照
米原　賢士　　古閑　三博
八浪　知行　　杉森　猛夫
倉重　　剛　　島田　幸弘
荒木　詔之　　児玉　文雄
中島　隆利　　鬼海　洋一

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」を支えたボランティア等への感謝決議

第54回国民体育大会「くまもと未来国体」及び引き続き行われた第35回全国身体障害者スポーツ大会「ハートフルくまもと大会」は、多くの県民の参加のもと、各会場で温かい声援の中、気迫あふれる熱戦が繰り広げられ、数々の感動のドラマやさわやかな交流が繰り広げられ、成功裏に終了したところである。

この大会の成功は、大会運営を支えていただいた多くのボランティアやサポーターをはじめ、選手、監督の宿舎を御提供いただいた民泊家庭、また、開会式及び閉会式に花を添えた子供達をはじめとした出演者の皆様など、多くの県民の皆様にそれぞれの立場で多大な御支援、御協力を賜った結果である。

よって、本県議会は、「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」を成功に導いていただいた多くの県民の皆様に対し、感謝の意を表するものである。

右、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第９号】

「くまもと未来国体」を支えた競技関係者への感謝決議

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　村上　寅美　　草村　　照
米原　賢士　　古閑　三博
八浪　知行　　杉森　猛夫
倉重　　剛　　島田　幸弘
荒木　詔之　　児玉　文雄
中島　隆利　　鬼海　洋一

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

「くまもと未来国体」を支えた競技関係者への感謝決議

第54回国民体育大会「くまもと未来国体」は、天皇皇后両陛下をはじめ皇族の方々の御臨席を仰ぎ、また全国から多くの選手、役員を迎え開催されたが、競技会の円滑な運営のもと、各会場では気迫あふれる熱戦が繰り広げられ、数々の感動のドラマや多くの好記録が生まれるなど、成功裏に終了したところである。

また、本県選手団は、開催県にふさわしく、各大会において日頃培った力を十二分に発揮し、念願であった男女総合優勝を果たした。これは、選手、監督のたゆみない努力の賜であり、併せて熊本県体育協会をはじめ各競技団体、スポーツ関係者の方々の長年にわたる指導者の養成や競技力向上への取り組みの成果である。

また、大会の円滑な運営のため、競技役員の編成や審判員の養成などに全力で取り組んでいただいた関係者の皆様の御努力を忘れてはならない。

よって、本県議会は、「くまもと未来国体」を成功に導いていただいた競技関係者の皆様に対し、感謝の意を表するものである。

右、決議する。
平成　年　月　日
熊　本　県　議　会

【議員提出議案第10号】

「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」の警衛警備関係者への感謝決議

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　村上　寅美　　草村　　照
米原　賢士　　古閑　三博
八浪　知行　　杉森　猛夫
倉重　　剛　　島田　幸弘
荒木　詔之　　児玉　文雄
中島　隆利　　鬼海　洋一

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」の警衛警備関係者への感謝決議

第54回国民体育大会「くまもと未来国体」及び引き続き行われた第35回全国身体障害者スポーツ大会「ハートフルくまもと大会」は、多くの県民の参加のもと、各会場で温かい声援の中、気迫あふれる熱戦が繰り広げられ、数々の感動のドラマやさわやかな交流が繰り広げられ、成功裏に終了したところである。

この成功の蔭には、昼夜を問わず、天皇皇后両陛下をはじめとする各皇族方の御身辺の安全確保、各会場における適正な交通対策など、大会の安全かつ円滑な運営に総力を挙げて取り組んでいただいた多くの警察職員の方々の御努力があったことを忘れてはならない。

よって、本県議会は、「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」を成功に導いていただいた警察関係者の皆様に対し、感謝の意を表するものである。

右、決議する。

平成　年　月　日
熊　本　県　議　会

【議員提出議案第11号】

「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」の県・市町村職員への感謝決議

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　村上　寅美　　草村　　照
米原　賢士　　古閑　三博
八浪　知行　　杉森　猛夫
倉重　　剛　　島田　幸弘
荒木　詔之　　児玉　文雄
中島　隆利　　鬼海　洋一

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」の県・市町村職員への感謝決議

第54回国民体育大会「くまもと未来国体」及び引き続き行われた第35回全国身体障害者スポーツ大会「ハートフルくまもと大会」は、多くの県民の参加のもと、各会場で温かい声援の中、気迫あふれる熱戦が繰り広げられ、数々の感動のドラマやさわやかな交流が繰り広げられ、成功裏に終了したところである。

この大会の成功は、競技施設の整備をはじめ宿泊・輸送・式典計画の作成や県民運動の推進など、円滑な大会運営と大会の盛り上げを図るため、多岐にわたる諸準備を中心となって進めていただいた多くの県・市町村職員の方々の御努力があったことを忘れてはならない。

よって、本県議会は、「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」を成功に導いていただいた県・市町村職員の皆様に対し、感謝の意を表するものである。

右、決議する。

平成　年　月　日
熊　本　県　議　会

【議員提出議案第12号】

国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続と医療、福祉の充実を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　江口　隆一　　小杉　　直
山本　　靖　　小早川宗一郎
吉本　賢児　　平野みどり
大西　一史　　藤川　隆夫

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続と医療、福祉の充実を求める意見書

政府は、「中央省庁等改革基本法」に基づき、現行１府21省庁を１府12省庁に再編するとともに、国立病院・療養所等を独立行政法人化の対象としている。

全国13のハンセン病療養所は独立行政法人化の対象から除外されているが、政府・厚生省は、「入所者の減少の中で13の園が10年後、20年後まで存続する見通しが立たない」として、ハンセン病療養所の将来展望については何ら明らかにされていない。

強制隔離を骨格とする「らい予防法」は、96年にようやく廃止されたが、法の廃止によっても、依然として問題は残されている。予防法の廃止に当たって全会一致で採択された国会決議でも、政府に対して、高齢化、後遺障害等の実態を踏まえて医療、生活の確保に万全を期すこと、正しい知識の普及と啓発活動など差別、偏見の解消に一層努力することなどを求めている。

ハンセン病療養所の入所者の平均年齢は70歳を超え、成人病などの合併症が急増し（一人平均3.6疾病）、障害程度２級以上の重度障害者の割合も入所者の８割を超えている。寝たきりや痴呆症も急増しており、高齢化に対応した医療・看護・介護体制の整備強化はまさに急務となっている。

国は、ハンセン病療養所入所者の方々に十分な医療・生活保障を行う責任があり、多くの入所者の方々は現在の療養所での療養を望んでいる。また、医療、福祉の拡充は入所者の最も切実な要求である。入所者の減少によってハンセン病療養所を統廃合するのではなく、医療機能の充実強化によって入所者の医療を十分に保障し、地域に開かれた医療施設として存続発展させることが入所者、職員、地域住民の願いにかなうものであり、入所者の医療、福祉を具体的に保障するものである。

よって、国におかれては、ハンセン病療養所を統廃合をせ

ず、国会決議に基づいて医療、福祉を拡充されるよう、左記の事項を強く要望する。

記

1　国会決議に基づき、入所者の高齢化に対応した医療・介護の確保に万全を期すこと。

2　ハンセン病療養所菊池恵楓園の将来のあり方については、入所者、職員、地元住民など関係者の意見を尊重し、存続、発展させること。

3　ハンセン病に関する正しい理解を広める啓発活動を　積極的に進めること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　　宮　澤　喜　一　殿
厚 生 大 臣　　丹　羽　雄　哉　殿

【議員提出議案第13号】

長期にわたり円滑で安定的な介護保険制度の実施を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　江口　隆一　　小杉　　直
山本　　靖　　小早川宗一郎
吉本　賢児　　大西　一史
藤川　隆夫

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

長期にわたり円滑で安定的な介護保険制度の実施を求める意見書

介護保険制度の創設は、将来の我が国の社会保障制度の極めて重要な一翼を担うものであり、制度の導入及び運営に当たっては、長期にわたり安定した制度とする必要がある。

本県においては、これまで県と市町村が一丸となり、平成12年４月の本格実施に向けて全力で取り組んできているところであるが、制度導入準備も最終段階に至っている現在、介護保険料の徴収猶予など見直しが行われたことは、市町村及び本県にとって新たな作業の負担になっていることは否めない。

よって、国におかれては、来年四月からの介護保険制度の実施について、保険者たる市町村に混乱を生じることなく、円滑な制度実施が図られるよう、また、介護保険制度が、県や市町村の過重な財政・事務負担となることなく、長期にわたり円滑で安定的な運営が図られるよう、左記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　介護保険制度に対する県や市町村の公費負担、また、財政安定化基金の設置・運営、介護保険審査会の運営、事業者の指定、介護支援専門員の研修等に要する財政負担に対し、必要な財政措置を講じること。

2　制度の円滑な導入のために、特に次の基盤整備に関し、所要の財政措置を講じること。

①　在宅保健福祉施策の充実強化
②　老人保健福祉施設の整備
③　保健・医療・福祉マンパワーの養成確保

3　広域連合等地域の実情に応じた事務処理の広域化の推進及び広域体制の運営に対しての十分な支援策を講じること。

4　過疎地等地理的条件の不利な地域における介護報酬単価の設定に当たっては、地域の実情等を十分勘案するとともに、それにより県及び市町村の過重な負担増につながらないような措置を講じること。

5　低所得の高齢者が安心して適切なサービスを利用することができるよう、高額介護サービス費や施設サービスにおける食費負担などの利用者負担について配慮するとともに、この場合の財源措置を講じること。

6　介護保険制度の施行に伴い、事務処理体制の整備等において地方行財政の負担の増大が見込まれることから、これに対する十分な措置を講じること。

7　介護保険制度は、国民の理解と協力を得ながら導入、運営をすることが重要であることから、国民に対する広報、啓発に積極的に取り組むこと。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　　宮　澤　喜　一　殿
厚 生 大 臣　　丹　羽　雄　哉　殿
自 治 大 臣　　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第14号】

人吉・牛深測候所の存続を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　田方　初美
米原　賢士　　八浪　知行
村上　寅美　　竹口　博己
田上　泰寛　　井手　順雄
松田　三郎　　鎌田　　聡

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

人吉・牛深測候所の存続を求める意見書

本県では、梅雨期の大雨や台風などによる自然災害が毎年のように発生し、人的な被害をはじめ、道路、河川、山林あるいは農林水産業など多方面にわたって多大な被害をもたらしている。

特に、先般の台風18号では、死者16名、重軽傷者309名の人的被害をはじめ、住家、農林水産業、商工業及び公共施設等に甚大な被害が発生した。

このような自然災害に対応するためには、迅速かつ的確な気象情報の収集伝達を行い、防災関係機関の連携強化を図ることが不可欠であり、また、地域の産業や生活に影響を及ぼす気象情報のきめ細かい提供も重要である。このような中、自然現象を観測し、気象情報を提供する測候所、気象台への県民の期待は大きい。

気象庁においては、気象業務体制の効率化の一環として、平成８年度から10年度までの３年間に、全国で13箇所の測候所を対象として機械化による無人化を進め、さらに本年度には５箇所の無人化が予定され、なお今後も引き続き効率化が進められると伺っている。

本県では、人吉、牛深両測候所について廃止に対する危機感が高まっているところであるが、地域住民の生命と財産を

自然災害から守るとともに、農林水産業、商工業、観光などの産業の振興や住民の生活に必要な気象情報を的確に提供するため、測候所機能の充実強化が必要である。

よって、国におかれては、人吉、牛深両測候所を存続し、観測体制の充実強化を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
大 蔵 大 臣　　宮　澤　喜　一　殿
運 輸 大 臣　　二　階　俊　博　殿
総務庁長官　　続　　訓　弘　殿
気象庁長官　　瀧　川　雄　壮　殿

【議員提出議案第15号】

遺伝子組換え食品の表示に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成11年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　草村　　照　　坂田　孝志
北里達之助　　荒木　詔之
児玉　文雄　　松村　　昭
築森　　守　　小谷　邦治
城下　広作

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

遺伝子組換え食品の表示に関する意見書

遺伝子組換え食品の表示については、「食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会」等をはじめ、幅広い国民参加のもとに議論され、制度化に向けての方針が出されたところであり、その御尽力に対し敬意を表したい。

表示の制度化については、安全性が確認された食品であるとの前提のもとに、消費者の立場に立った商品選択のための情報提供であると説明されているが、消費者が安全性に不安を持っている状況にあり、安全性の確認については長期的に検討していくべきだとの意見もある。

消費者の遺伝子組換え食品に対する関心は高く、今回の表示制度が円滑に実施され、その実効性が確保されることを期待するものである。

よって、国におかれては、遺伝子組換え食品の表示制度を確実に実施されるとともに、今後、表示義務対象食品の見直し等によって一層の充実を図られ、また、消費者へのわかりやすい情報提供に努められるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
厚 生 大 臣　　丹　羽　雄　哉　殿
農林水産大臣　　玉　澤　徳一郎　殿

平成12年２月定例会

【議員提出議案第１号】

行政書士法の一部改正を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　田方　初美
米原　賢士　　八浪　知行
村上　寅美　　竹口　博己
田上　泰寛　　井手　順雄
松田　三郎　　鎌田　　聡

熊本県議会議長　島　津　勇　典　殿

行政書士法の一部改正を求める意見書

行政書士制度は、行政書士法に基づき他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成、提出手続の代行及び書類の作成についての相談に応ずることを業務とする制度であって、行政と国民のパイプ役として、国民の間に広く定着している。

近年、地方分権の推進や規制緩和、あるいは高度情報化社会における行政の情報化の推進など、行政書士を取り巻く環境は大きく変化してきており、行政の各種申請手続についても、従来の書類による申請から、フロッピー・ディスク等の電磁的記録物による申請やオンライン申請への移行が見られるところである。こうした状況に行政書士が的確に対応していくためには、電磁的記録物の作成をその業務と位置付けるとともに、書類の作成にとどまらず依頼者の代理人として申請行為を完結できることが必要であると考える。特に代理権については、他士業では明文規定が設けられているところであり、行政書士においても業として代理行為が行えるよう規定を設ける必要があると考える。

また、行政書士制度は不特定多数の者からの依頼により、報酬を得てその業務を行うため、基本的人権の尊重やプライバシーの保護等に配慮することが求められており、そのために守秘義務を課し、業務違反又は不正行為について罰則を設け、業務の適正を確保しているものである。しかしながら、行政書士でない者の業務制限について規定している行政書士法第十九条の違反に対しては、現在雇用主である法人に対する罰則がないため、両罰規定を設ける必要があると考える。

よって、国におかれては、左記の事項について行政書士法を一部改正されるよう強く要望する。

記

1　フロッピー・ディスク等の電磁的記録物を「書類とみなす」規定を設けるとともに、オンライン申請についても考慮すること。
2　申請代理、行政手続における代理、不服申立における代理に関する規定を設けること。
3　行政書士法第19条違反に対して、雇用主である法人も罰することができる両罰規定を設けること。

右、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　津　勇　典

内閣総理大臣　　小　渕　恵　三　殿
法 務 大 臣　　臼　井　日出男　殿
自 治 大 臣　　保　利　耕　輔　殿

第２節　平成12年度

平成12年６月定例会

【議員提出議案第１号】

北方領土問題の早期解決に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年６月20日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

北方領土問題の早期解決に関する意見書

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島から成る北方領土の一日も早い返還実現は、戦後50余年を経た今日も変わることのない日本国民すべての願いである。

このような中、一昨年11月のモスクワ宣言において、西暦2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすとの決意が再確認され、北方領土返還に対する国民の期待はますます高まっている。

よって、国におかれては、国民の悲願にこたえるため、決意を新たにして、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、北方領土問題を解決して、平和条約を締結し、日露間に安定した平和友好関係を確立するため、最善の努力をされるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
外務大臣　河　野　洋　平　殿

【議員提出議案第２号】

酒類販売の社会的規制等を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年６月20日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

酒類販売の社会的規制等を求める意見書

我が国のアルコール消費についてみると、自動販売機の普及や生活様式の多様化等と相まって以前より酒類の購入が容易になり、種類の選択も豊富になった。とりわけ飲酒機会の少ないと思われていた女性や若年層への飲酒が浸透したこともあり量的には一定の伸びを示している。しかし一方、さまざまな障害につながる大量飲酒者や未成年者の飲酒の数も併せて年々増加している。

酒類の適度な飲酒は、豊かな社会生活や良好な人間関係の形成に資するものであるが、過度の飲酒は、アルコール依存症などの健康障害など作業能率の低下等を引き起こし、医療費の増大、犯罪等、さまざまな面で社会問題化している。

このような状況の中で、ＷＨＯ（世界保健機関）は、平成３年に加盟国に対し、アルコール飲料の入手に関する規制の検討、健康教育の推進など14項目の勧告を行っているが、我が国においては、規制緩和の一環として、永年堅持されてきた社会的規制の一面を持っている酒販免許制度の要件が緩和されつつあるなど、ＷＨＯの勧告に逆行しているのが現状である。

よって、国におかれては、我が国における飲酒に関する自己管理等の認識を高め、良好な飲酒関係の形成を図るため、左記のアルコール政策等の着実な実施に努められるよう強く要望する。

記

１　ＷＨＯの勧告に基づく施策及びプログラムを着実に実行すること。
２　酒類の販売を管理する法整備を行うこと。
３　急激な規制緩和による酒販免許制度の形骸化を抑制すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
大蔵大臣　宮　澤　喜　一　殿
文部大臣　中曽根　弘　文　殿
厚生大臣　丹　羽　雄　哉　殿
自治大臣　保　利　耕　輔　殿

【議員提出議案第３号】

非イオン系界面活性剤の水道法における水質基準の設定を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年６月20日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

非イオン系界面活性剤の水道法における水質基準の設定を求める意見書

近年、環境ホルモンという言葉がマスコミをはじめとして数多く取り上げられている。この物質は、生殖に関するホルモンの作用を阻害する性質を有する「内分泌撹乱化学物質」の呼称であり、環境庁の調査によれば、67物質が挙げられている。

この環境ホルモンの一つにアルキルフェノールがあり、非イオン界面活性剤のポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテルの主原料及び分解生成物である。

現在、我が国の水道水質基準では、合成洗剤の成分にかかわる項目は、陰イオン界面活性剤しか設定されておらず、既に合成洗剤全体の約４割以上が非イオン界面活性剤を含むもので占められているが、水道水はもちろん環境に関する規制は白紙状態である。

よって、国におかれては、水道法に基づく水質基準項目に、非イオン界面活性剤を加え、早急に水質基準を設定されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
厚生大臣　丹　羽　雄　哉　殿

【議員提出議案第４号】

道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年６月20日提出

提出者　熊本県議会議員　坂本　哲志　　坂田　孝志
古閑　三博　　西岡　勝成
児玉　文雄　　中島　隆利
荒木　義行　　長瀬　恭祐
藤川　隆夫

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

道路は、経済･社会活動を支える最も基礎的な施設であり、地域の特性を生かした地域づくりや豊かな暮らしづくりに欠かすことのできないものである。

本県においては、社会資本の整備を積極的に進めており、その重要な柱の一つとして、交通基盤の整備を強力に推進しているところである。

21世紀の社会基盤を計画的に充実させ、真に豊かさを実現できる活力に満ちた社会を創造していくためには、産業・文化・生活活動等の基盤となる高規格幹線道路から生活に密着した市町村道に至る道路の着実な整備が緊急な課題となっているとともに、その整備には県民から大きな期待が寄せられている。

よって、国におかれては、本県の実情を十分勘案され、左記の事項に十分配慮されるよう強く要望する。

記

1　新道路整備五箇年計画に基づき、円滑に道路整備を推進していくため、引き続き道路特定財源制度及び道路整備特別会計制度を堅持するとともに、特定財源による道路整備の推進に支障を来すおそれのある制度を導入しないこと。
2　平成13年度予算においては、新道路整備五箇年計画の完全達成のため、一般財源を大幅に投入し、道路整備費を拡大すること。
3　国土の均衡ある発展及び活力ある地域づくりと豊かな暮らしづくりを推進するため、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備を、国、地方の適切な役割分担のもとで一層促進すること。
4　沿道の大気汚染や騒音、地球温暖化問題に対応するため、道路環境対策を一層充実すること。
5　高度道路交通システム（ＩＴＳ）の構築を積極的に推進するとともに、渋滞対策、交通安全対策、防災対策等、安全で快適な生活環境づくりを推進するための道路整備を一層促進すること。
6　地方の道路財源を確保するとともに、地方財政対策を充実すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
大蔵大臣　宮　澤　喜　一　殿
建設大臣　中　山　正　暉　殿
自治大臣　保　利　耕　輔　殿
経済企画庁長官　堺　屋　太　一　殿
国土庁長官　中　山　正　暉　殿

【議員提出議案第５号】

地方卸売市場の金融対策等の充実並びに税の軽減に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年６月20日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　田方　初美
米原　賢士　　杉森　猛夫
小早川宗一郎　松村　　昭
篠﨑　鐵男　　田上　泰寛
松田　三郎

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

地方卸売市場の金融対策等の充実並びに税の軽減に関する意見書

卸売市場は、国民生活に不可欠な生鮮食料品の流通拠点であるとともに、我が国農林水産業の発展にとって重要な役割を果たしてきている。

しかし、小売店の大型化や市場外流通の増大など流通チャネルの多元化に加え、長期の経済不況により、卸売市場を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

このような状況の中、本県においては卸売市場整備計画を策定し、県内卸売市場の統合整備による経営基盤の強化並びに業務の効率化を図っているが、卸売市場の経営は大変厳しくなっており、的確な品質管理や情報化のために不可欠な施設の整備が思うようにできていないのが現状である。

また、広大な用地と施設を必要とするため、固定資産税が課税される民設の地方卸売市場にとって、その負担は非常に重いものとなっている。

特に、本県の場合、ほとんどが民設の地方卸売市場であり、このような状況が顕著となっている。

よって、国におかれては、卸売市場の公益性を勘案の上、左記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1　地方卸売市場の施設整備に対する助成及び金融対策の拡充等の財政支援を図ること。
2　民設の地方卸売市場に対する固定資産税の軽減措置を図ること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
農林水産大臣　玉　澤　徳一郎　殿

【議員提出議案第６号】

少年法の改正を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年６月20日提出

提出者　熊本県議会議員　江口　隆一　　馬場　成志
池田　定行　　八浪　知行
荒木　詔之　　吉本　賢児
城下　広作

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

少年法の改正を求める意見書

西鉄バスジャック殺人事件（17歳）、愛知県の主婦殺人事件（17歳）、名古屋の中学生たちの5,400万円恐喝事件（15歳）など、少年犯罪の凶悪化はとどまるところを知らない。

少年たちを取り巻くさまざまな環境の変化も一因ではあるが、「少年法」の在り方にも問題があると考える。

少年法の目指す「少年の健全育成」という理念は堅持しつつ、少年を甘やかす保護主義に偏るのではなく、罪を犯せば罰されるとの法規範を明示することが、犯罪の抑止と少年の自己責任の自覚につながると確信する。

よって、国におかれては、我が国の将来を担う少年の健全育成を図る上から、刑事処分の在り方を検討し、善良な一般市民である被害者の心情に配慮して、現在国会で中断している少年法改正を左記のとおり実施されるよう強く要望する。

記

1　年齢問題として、刑法は14歳以上の者について刑事責任能力を認めているにもかかわらず、少年法は刑事処分可能な年齢を16歳以上と定めている。年少少年であっても、刑罰を科されることを法規範として明示、年齢制限16歳以上を撤廃すること。

2　親の責任として、少年非行の原因は親の教育、しつけの問題があり、親の責任を理念的に明らかにするような規範を設けること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
法務大臣　臼　井　日出男　殿
警察庁長官　田　中　節　夫　殿

平成12年９月定例会

【議員提出議案第１号】

「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
　　竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書

地震大国と言われている我が国においては、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国が平成７年６月に「地震防災対策特別措置法」を制定し、これに基づいて地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画を定め、この計画を中心に各般にわたる地震対策を鋭意講じてきたところである。

しかしながら、平成11年に発生したトルコ・台湾における地震災害で、改めて地震対策の重要性が再認識されたにもかかわらず、財政上の制約等により、現行計画の進捗率が低い状況にある。このような状況などにかんがみて、次期の地震防災緊急事業五箇年計画においても、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を強力に推進することにより、地域住民の生命と財産の安全確保になお一層努めていく必要がある。

よって、国におかれては、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業の拡充強化を図るとともに、同法に基づく国の負担又は補助の特例措置が次期の地震防災緊急事業５箇年計画にも適用されるよう特段の配慮を強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
大蔵大臣　宮　澤　喜　一　殿
文部大臣　大　島　理　森　殿
厚生大臣　津　島　雄　二　殿
農林水産大臣　谷　　洋　一　殿
運輸大臣　森　田　　一　殿
建設大臣　扇　　千　景　殿
自治大臣　西　田　　司　殿
国土庁長官　扇　　千　景　殿
林野庁長官　伴　　次　雄　殿
水産庁長官　中　須　勇　雄　殿
消防庁長官　鈴　木　正　明　殿
警察庁長官　田　中　節　夫　殿

【議員提出議案第２号】

資源循環型施策の充実に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　松村　　昭　　池田　定行
　　児玉　文雄　　中島　隆利
　　渡辺　利男　　前川　　收
　　高野　誠一　　草村　　照
　　河端　俊夫　　坂本　哲志

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

資源循環型施策の充実に関する意見書

近年、我が国においては、大量生産・大量消費型の経済・社会活動により、膨大な廃棄物の発生とこれに伴う処分場の不足といった問題が深刻化するとともに、二酸化炭素の大量排出やメタン等の温室効果ガスの大量使用を背景とした温暖化等による地球環境の悪化が懸念されている。

地球環境を健全な状態で将来の世代に引き継いでいくためには、これら大量生産・大量消費型経済・社会システムを改め、大気、水や森林、農地等における再生産可能な資源を有効に活用するなど循環利用を促進し、環境への負荷が少ない循環を基調とする社会を構築することが強く望まれる。

よって、国におかれては、我が国を持続可能な資源循環型社会構造に変革するとともに、大気環境の保全、健全な水環境の確保、廃棄物・リサイクル対策、再生可能な資源の循環利用等に係る社会資本整備等を推進するため、公共予算における「資源循環型特別枠」を創設するなど、資源循環型施策の充実を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
大蔵大臣　宮　澤　喜　一　殿
農林水産大臣　谷　　洋　一　殿
自治大臣　西　田　　司　殿
内閣官房長官　中　川　秀　直　殿
総務庁長官　続　　訓　弘　殿

環境庁長官　川口順子殿
国土庁長官　扇千景殿
林野庁長官　伴次雄殿

【議員提出議案第３号】

衆議院議員選挙における中選挙区制導入を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑三博　竹口博己

熊本県議会議長　倉重剛殿

衆議院議員選挙における中選挙区制導入を求める意見書

第42回衆議院議員総選挙は、小選挙区比例代表並立制で行われた。

この選挙制度は、各地域の個別的利益が優先され、最も重視すべき民意の反映という点で死票が多いなどの厳しい指摘と批判を受け、国民の幅広い意見を反映する制度に改正すべきとの声が、今や国民的世論となっている。

よって、国におかれては、小選挙区比例代表並立制を廃止し、中選挙区制度に戻されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉重剛

衆議院議長　綿貫民輔殿
参議院議長　斎藤十朗殿
内閣総理大臣　森喜朗殿
自治大臣　西田司殿

【議員提出議案第４号】

「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑三博　中島隆利
竹口博己

熊本県議会議長　倉重剛殿

「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書

人類と地球環境の持続的発展を目指して、平成９年12月に京都で開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議で交わされた京都議定書において、我が国は、国際的公約として、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標を決定したところである。我が国は、この削減目標を達成するために、効果的な地球温暖化対策を実施するなど、最大限の努力をしなければならないことは言うまでもない。

この観点から、風力、太陽光・熱、バイオマス、小水力、波力、潮力などのいわゆる環境負荷が小さい自然エネルギーによる発電を積極的に開発し、その普及を図ることは、いまや喫緊の課題となっている。

欧米においては、再生可能な自然エネルギー等による発電の開発を促進するため、電力の買取り制度などを法制化するなど、国による必要な支援策を講じている。

一方、我が国では、電力会社が自然エネルギーによる電力を自主的に購入しているものの、自然エネルギーによる発電の開発促進に向けての国の財政支援などを定めた法制度が確立されていないのが現状である。自然エネルギーの開発促進のためには、国の助成と支援の拡大が不可欠であり、そのための法制度を一刻も早く確立すべきである。

よって、国におかれては、地球温暖化防止の趣旨を踏まえ、地域活性化にも貢献する「自然エネルギー発電促進法」の制定に取り組まれるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉重剛

衆議院議長　綿貫民輔殿
参議院議長　斎藤十朗殿
内閣総理大臣　森喜朗殿
大蔵大臣　宮澤喜一殿
農林水産大臣　谷洋一殿
通商産業大臣　平沼赳夫殿
自治大臣　西田司殿
環境庁長官　川口順子殿

【議員提出議案第５号】

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　江口隆一　馬場成志
池田定行　八浪知行
荒木韶之　吉本賢児
平野みどり　築森守
城下広作

熊本県議会議長　倉重剛殿

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育国庫負担法に基づく国庫負担については、昭和60年度から旅費と教材費が、平成元年度から恩給費が対象外とされ、さらに、平成５年度からは共済費追加費用、退職年金及び退職一時金が一般財源化されてきたところである。

こうした中、平成13年度予算編成において、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費を国庫負担の対象から外し、一般財源化しようとする現行制度の見直しの動きが見られるが、このことは、国から地方への財政負担の転嫁のみならず、義務教育の機会均等とその水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものと考えられる。

よって、国におかれては、義務教育振興の基本となる現行義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉重剛

衆議院議長　綿貫民輔殿
参議院議長　斎藤十朗殿
内閣総理大臣　森喜朗殿
大蔵大臣　宮澤喜一殿
文部大臣　大島理森殿
自治大臣　西田司殿

【議員提出議案第６号】

私学助成制度の充実強化に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　河端　俊夫　　大西　一史
島津　勇典　　高野　誠一
草村　　照　　鬼海　洋一
竹口　博己　　中原　隆博
小谷　邦治

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

私学助成制度の充実強化に関する意見書

本県の私立学校は、建学の精神に立脚し、新しい時代に対応した先導的な特色ある教育を展開し、本県教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、私立学校の経営基盤は、景気の低迷や少子化に伴う生徒数の減少が長期にわたり、さらに厳しいものになっている。

このようなことから、私立学校振興助成法第１条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識され、現行の助成制度を堅持するとともに、一層の充実を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　斎　藤　十　朗　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
大蔵大臣　宮　澤　喜　一　殿
文部大臣　大　島　理　森　殿
自治大臣　西　田　　司　殿

平成12年12月定例会

【議員提出議案第１号】

熊本県情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　吉本　賢児　　河端　俊夫
古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　島津　勇典
島田　幸弘　　荒木　詔之
児玉　文雄　　中島　隆利
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

熊本県情報公開条例の一部を改正する条例

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「知事」の下に「、議会」を加える。

第７条に次の一号を加える。

七　議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

附則第１項中「附則第６項第三号及び第四号」を「附則第６項第四号及び第五号」に改める。

附則第６項第一号中「公安委員会」を「議会、公安委員会」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　平成13年３月31日以前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が管理しているもの

附則第７項中「第四号」を「第五号」に改める。

附　則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

（提案理由）

熊本県議会の情報公開を行うため、熊本県情報公開条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

リバース・モーゲージ制度の確立を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
土屋　歳明　　竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

リバース・モーゲージ制度の確立を求める意見書

近年、ひとり暮らし老人や高齢者夫婦世帯が増加していることもあって、それらの高齢者が住んでいる住宅、土地等の資産を担保にして、高齢者の生活費や介護費等を金融機関や自治体から融資を受け、死亡後、担保となった住宅、土地等を売却して清算するというリバース・モーゲージ（逆住宅・土地ローン）制度が最近注目を浴びている。

この制度は、年金以外の収入がなく、十分な生活費や医療・介護費等が得られず困窮している高齢者世帯や、現在以上の生活向上を望む高齢者世帯にとっては必要な制度と言える。高齢者が安心して老後生活を送るための費用を得る手段の一つとして、我が国においてもさらに普及すべき制度である。

我が国においては既に、こうした考えに立ったリバース・モーゲージ制度が、武蔵野市をはじめとして現在まで17自治体において金融機関と連携して実施されており、老後生活の安定と向上に一定の役割を果たしている。

しかしながら、リバース・モーゲージ制度は、住宅、土地等資産価値の低下に伴う担保割れ、金利上昇及び長生きの三つのリスクが伴うことから、制度の普及が進んでいないのが現状である。

一方、米国においては、1988年に連邦住宅庁による公的保険制度、1989年には住宅都市開発省による住宅資産転換モーゲージ（ＨＥＣＭ）制度の確立により、融資機関や利用者のリスクをカバーする制度が整備され、多くの高齢者に対する融資実績を積んでいる。また、フランスにおいても、長命のリスクを保障する保険制度が確立されている。

よって、国におかれては、米国等の仕組み等を学びつつ、リスクを回避するための制度を創設し、高齢者が利用しやすいリバース・モーゲージ制度を早急に確立されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿貫民輔　殿
参議院議長　井上裕　殿
内閣総理大臣　森喜朗　殿
大蔵大臣　宮澤喜一　殿
厚生大臣　坂口力　殿
建設大臣　扇千景　殿

【議員提出議案第３号】

学校教育に関する研究開発学校制度の拡充を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　中島　隆利　　竹口　博己

熊本県議会議長　倉重　剛　殿

学校教育に関する研究開発学校制度の拡充を求める意見書

校内暴力やいわゆる学級崩壊など、学校教育の荒廃が叫ばれてから久しく、その原因として、画一的で硬直的な教育制度、学歴偏重の受験教育、家庭や地域社会の教育力の低下などの問題点が指摘されている。

政府の教育改革国民会議をはじめとして、関係者・団体からも様々な教育改革案が提起されているが、学校教育を行うにあたっては、取り返しのつかない結果をもたらすものは排除されなければならない。

そこで、最も望ましい改革案として考えられるのが、実験主義的手法を導入した学校教育改革である。実践的な創意工夫を実験教育プランとして学校単位で導入し、その結果について総合的に研究・評価した上で、優れた内容を全国的に普及を図るべきである。

こうした実験的手法の展開として、我が国においては、研究開発学校制度が設けられているが、一部改善の動きがあるものの、いまだ多くの規制が残されており、指定校は全国で41校であり、各都道府県当たり１校にも満たない現状にある。

よって、国におかれては、市町村教育委員会の判断による研究開発学校制度の適用、情報公開といった同制度の抜本的な見直し、所要予算の確保などの改善策を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉重　剛

衆議院議長　綿貫民輔　殿
参議院議長　井上裕　殿
内閣総理大臣　森喜朗　殿
文部大臣　町村信孝　殿

【議員提出議案第４号】

特別間伐事業の創設に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　松村　昭　　池田　定行
児玉　文雄　　中島　隆利
渡辺　利男　　前川　收
高野　誠一　　草村　照
河端　俊夫　　坂本　哲志

熊本県議会議長　倉重　剛　殿

特別間伐事業の創設に関する意見書

森林は、木材生産のみならず、国土の保全、水資源の涵養、大気の浄化など、国民の豊かな暮らしの形成に大きく貢献してきた。特に近年では、地球規模での環境問題の顕在化や身近な自然の減少等により、森林は国民共通の環境財としての認識が高まるとともに、保健休養や教育的利用など森林が持つ多様な機能の発揮に対する国民の期待が強く寄せられている。このような森林の多様な機能を持続的に発揮するためには、間伐等の手入れを適時適切に行い、森林を健全な状態に保つことが喫緊の課題となっている。

このため本県においては、市町村と連携し、間伐材の生産経費の一部助成や高齢級林分の間伐に対する支援策を本県独自で講じ、間伐の一層の推進に努めているところである。また、国においても、森林の健全化を図るため、本年度から緊急間伐実施事業が創設されたところである。

しかし、長引く材価の低迷により林家の経営意欲は極めて低下し、立地条件の悪い森林や林業採算性が極度に低い初回間伐ないしはそれに相当する林家の森林は、現行制度でもってしても依然として放置されている状況である。

よって、国におかれては、初回間伐ないしはそれに相当する森林並びに公益的機能を高度に発揮すべき森林の間伐については、経費の全額を公費で実施する特別間伐事業を新たに創設されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉重　剛

衆議院議長　綿貫民輔　殿
参議院議長　井上裕　殿
内閣総理大臣　森喜朗　殿
大蔵大臣　宮澤喜一　殿
農林水産大臣　谷津義男　殿

【議員提出議案第５号】

牛深測候所の存続を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　河端　俊夫　　大西　一史
島津　勇典　　高野　誠一
草村　照　　鬼海　洋一
竹口　博己　　中原　隆博
小谷　邦治

熊本県議会議長　倉重　剛　殿

牛深測候所の存続を求める意見書

本県では、梅雨期の大雨や台風などによる自然災害が毎年のように発生し、人的な被害をはじめ、道路、河川、山林あるいは農林水産業など多方面にわたって多大な被害をもたらしている。

特に、昨年の台風18号では、死者16名、重軽傷者315五名の人的被害をはじめ、住家、農林水産業、商工業及び公共施設等に甚大な被害が発生した。

このような自然災害に対応するためには、迅速かつ的確な気象情報の収集伝達を行い、防災関係機関の連携強化を図ることが不可欠であり、また、地域の産業や生活に影響を及ぼす気象情報のきめ細かい提供も重要である。このような中、自然現象を観測し、気象情報を提供する測候所、気象台への

県民の期待は大きい。

気象庁においては、気象業務体制の効率化の一環として、平成８年度から測候所の無人化を推進しており、平成11年度までに全国で人吉測候所を含む18箇所の無人化が行われ、さらに平成13年３月には、全国６箇所の測候所の無人化が予定され、なお今後も引き続き効率化が進められると伺っている。

本県では、牛深測候所について無人化に対する危機感が高まっているところであるが、地域住民の生命と財産を自然災害から守るとともに、農林水産業、商工業、観光などの産業の振興や住民の生活に必要な気象情報を的確に提供するため、測候所機能の充実強化が必要である。

よって、国におかれては、牛深測候所を無人化せず、観測体制の充実強化を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
大蔵大臣　宮　澤　喜　一　殿
運輸大臣　扇　　千　景　殿
総務庁長官　片　山　虎之助　殿
気象庁長官　山　本　孝　二　殿

【議員提出議案第６号】

い業農家を守る政策の確立を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　田方　初美
米原　賢士　　杉森　猛夫
小早川宗一郎　松村　　昭
篠﨑　鐵男　　田上　泰寛
松田　三郎

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

い業農家を守る政策の確立を求める意見書

本県のい業は、全国生産量の９割を占める日本一の産地として発展し、県農業の主要な作物として、また地域経済を支える産業として、重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年のい業を取り巻く環境は、景気の低迷による畳表需要の減少に加えて、中国からの畳表の輸入増加を受けて、い製品価格が下落しており、農家経営や地域経済に大きな影響を与えている。中国からのい製品の輸入は年々増加を続け、平成11年には３万7,200トンに達するなど、需要動向を無視した輸入が続けられており、また、安価な輸入畳表の影響を受けて、本県産畳表の販売価格は、平成８年の1,400円から1,000円近くまで下落している。

これまで、本県い業農家は、高品質な畳表の生産やコストの低減に向けて努力してきたところであるが、このような厳しい状況の中で、他作物へ転換せざるを得ない農家や多額の負債によって農業経営を断念する農家が後を絶たず、平成12年では、栽培面積、生産農家とも、前年に比べ２割も減少している。

このような中で、農家の経営安定を図り、地域農業の持続的な発展を図っていくためには、い業経営を継続する農家に対する緊急的な対策と併せ、負債農家への強力な支援が必要となっている。

よって、国におかれては、本県の実情を十分勘案され、左記の事項の実施に取り組まれるよう強く要望する。

記

１　い製品の価格変動が、い業農家の経営に及ぼす影響を緩和するための経営安定対策制度の創設を行うこと。

２　いぐさ関連施設の新たな投資に対する支援措置を講ずるとともに、生産調整等を実施する農家の移植機、ハーベスター並びに生産関連施設の投資について助成措置を講ずること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
大蔵大臣　宮　澤　喜　一　殿
農林水産大臣　谷　津　義　男　殿

【議員提出議案第７号】

輸入農産物対策に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　田方　初美
米原　賢士　　杉森　猛夫
小早川宗一郎　松村　　昭
篠﨑　鐵男　　田上　泰寛
松田　三郎

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

輸入農産物対策に関する意見書

我が国の農業は、国際化の急激な進展等に伴う食料自給率の低下、担い手の減少、さらには国土保全といった多面的役割の維持等、多くの課題を抱えている。

このような状況に対応するため、国の農政の指針となる食料･農業･農村基本法が昨年７月に制定され、今年３月には、食料自給率の向上や経営安定対策等を盛り込んだ食料･農業･農村基本計画が策定された。

しかしながら、輸入農産物の増加等により農産物価格が低迷し、特に今年に入ってからは、本県の重要な農産物であるトマト、スイカ、いぐさ等の輸入が急増し、本県農業及び農家は大きな打撃を受けており、本県農業の基盤を揺るがす深刻な状況になっている。

また、この状況が続けば、農業が重要な産業である本県では、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、このような地域の実情を十分考慮し、左記の輸入農産物対策を早急に実施されるよう強く要望する。

記

１　一般セーフガードを速やかに発動するとともに、迅速な対応ができるよう国内手続の見直しを行うこと。さらに、ＷＴＯ農業交渉において、農産物の特性を踏まえ、輸入急増に機動的、効果的に対応できるセーフガードの仕組みについて見直すこと。

２　各作物の経営安定対策は、所得の確保や再生産ができるよう対策の拡充強化を行うとともに、必要な財源の確保を図ること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　森　　喜　朗　殿
大 蔵 大 臣　　宮　澤　喜　一　殿
農林水産大臣　　谷　津　義　男　殿
通商産業大臣　　平　沼　赳　夫　殿

【議員提出議案第８号】

乾しいたけのセーフガードの発動と品質表示基準遵守の徹底を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します 。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　島田　幸弘
村上　寅美　　渡辺　利男
土屋　歳明　　岩中　伸司
荒木　章博

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

乾しいたけのセーフガードの発動と品質表示基準遵守の徹底を求める意見書

乾しいたけは、農山村、特に中山間地域にとって大変重要な所得源で、これら地域の経済を支えてきた。

ところが、ここ10年程前から中国産の輸入しいたけが年々増加しており、現在乾しいたけは国内需要の63％が中国産によって占められている。特に最近では、消費の停滞にもかかわらず輸入の増加が続き、その中で原産国不当表示などの不祥事も生じており、国内価格は平成９年に比べ約40％も値下がりし、乾しいたけ生産者の経営は生産コストを割り込む状況にある。その結果、生産農家の再生産意欲は大きく減退し、乾しいたけの国内生産量は最盛期の４割程度まで激減している。

中国におけるしいたけ生産状況は、ここ10年余りの短期間に急増し、現在では世界のしいたけ生産量の８割以上のシェアを占めるまでになっており、また、中国のしいたけ生産は、海外市場、特に我が国への輸出を主眼に置いていると思われる。このまま放置すれば、これから先中国産の脅威はますます強まることが予想され、我が国の乾しいたけ産業は壊滅してしまうおそれがあり、乾しいたけを主産品とする農山村地域経済もまた深刻な打撃を受けることは明らかである。

よって、国におかれては、我が国の乾しいたけ生産者の経営安定と農山村地域経済の振興を図るために、左記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

１　ＷＴＯ協定に基づく一般セーフガードのための調査を速やかに開始し、これを発動すること。

２　品質表示基準の遵守の徹底、特に原産国不当表示の取り締まりの強化を図ること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　森　　喜　朗　殿
大 蔵 大 臣　　宮　澤　喜　一　殿
農林水産大臣　　谷　津　義　男　殿
通商産業大臣　　平　沼　赳　夫　殿

【議員提出議案第９号】

フジモリ・前ペルー大統領の安全の確保に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　園村　敬二　　幸山　政史
山本　　靖　　前畑　淳治
早川　英明　　船田　直大
氷室雄一郎　　井手　順雄

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

フジモリ・前ペルー大統領の安全の確保に関する意見書

フジモリ・前ペルー大統領は、1990年にペルー共和国大統領に就任されて以来今日まで、ペルーの改革、民生の安定、経済の向上などに多大の努力を傾注され、大きな功績を挙げてこられた。

本県出身の御両親を持つ前大統領がこのように活躍してこられたことは、私ども熊本県民として大きな誇りとするところであり、また、このことを契機に、ペルーと日本・熊本との友好・親善関係も大きく進展してきたところである。

現在、思いもよらぬ状況変化のなかで、県民として、前大統領が平穏のうちに今後進むべき道を見出していかれることを念願している。

よって、国におかれては、フジモリ・前ペルー大統領の身辺の安全の確保に最大限の御配慮をいただくよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆 議 院 議 長　　綿　貫　民　輔　殿
参 議 院 議 長　　井　上　　裕　殿
内 閣 総 理 大 臣　　森　　喜　朗　殿
法　務　大　臣　　高　村　正　彦　殿
外　務　大　臣　　河　野　洋　平　殿
国家公安委員長　　伊　吹　文　明　殿
警 察 庁 長 官　　田　中　節　夫　殿

【議員提出議案第10号】

熊本県内物流基盤のＣＩＱ機能の拡充強化を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します 。

平成12年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　島田　幸弘
村上　寅美　　渡辺　利男
土屋　歳明　　岩中　伸司
荒木　章博

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

熊本県内物流基盤のＣＩＱ機能の拡充強化を求める意見書

世界経済のグローバル化が一層進展し大競争時代を迎える

中、平成９年４月、国において関係省庁連携のもと、物流総合施策大綱が閣議決定され、高コスト構造の是正や物流効率化推進等の施策が展開されている。また、地方においても、高コスト構造や環境問題を内包する物流のあり方は、地域における産業立地競争力の重要な要素との認識のもと、物流効率化を目指した施策が展開されている。

九州の中央に位置し、東シナ海に臨む熊本県は、高速道路網の整備等と相まって、九州のゲートウエイとしての高いポテンシャルを有している。このポテンシャルを生かし、地域の発展を図っていくために、これまで県内の物流基盤である熊本空港や熊本港、八代港等の整備が進められてきているが、こうした環境変化に対応するため、熊本県内の物流基盤の今後一層の機能強化が求められる。

よって、国におかれては、本県の状況を勘案され、左記の事項に配慮されるよう強く要望する。

記

１　熊本空港のＣＩＱ機能の強化を図ること。

２　熊本港のＣＩＱ（関税法上の開港、出入国管理及び難民認定法上の出入国港、検疫法に基づく無線検疫港）の指定を行うこと。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
法務大臣　高　村　正　彦　殿
大蔵大臣　宮　澤　喜　一　殿
厚生大臣　坂　口　　力　殿
農林水産大臣　谷　津　義　男　殿

平成13年２月定例会

【議員提出議案第１号】

八代海の環境調査及び水産振興を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月５日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　土屋　歳明
　　竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

八代海の環境調査及び水産振興を求める意見書

今や、世界の海の環境は、海水温の上昇や様々な原因による汚染などにより大変厳しい環境にある。とりわけ、我が県の有明海及び八代海は、閉鎖海域という特性から、環境変化に敏感であり、近年の八代海における赤潮被害の発生や本年の有明海におけるノリの色落ち被害が発生していることから、そこを生業の場としている沿岸の漁民の心情は、海の環境変化に対して非常に敏感になっているところである。

その中で、八代海に流れ込む球磨川上流の川辺川において、川辺川ダムの建設事業が進められていることについて、八代海沿岸の37漁協から、ダムが海に与える影響を懸念する声が上がっており、この漁民の方々の生活に根ざした不安を払拭するための取り組みがまずなされることが重要であると考える。

よって、国におかれては、左記の事項について万全の措置を講じるよう、強く要望する。

記

１　八代海及び球磨川の水質等の環境の現況について、関係省庁において、関係機関と連携しながら、緊急かつ総合的な現況調査をまず実施すること。

その後も定期的に追跡調査を実施しながら監視するとともに、公正かつ客観的な検討を行うため、第三者も含めた組織で検討し、その結果を関係者にオープンにすること。

２　八代海及び球磨川の漁場環境の改善や関係漁業者への支援を図るため、関係省庁間で連携しながら効果的な水産振興策を講じること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
農林水産大臣　谷　津　義　男　殿
国土交通大臣　扇　　千　景　殿
環境大臣　川　口　順　子　殿

【議員提出議案第２号】

熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例の制定について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　土屋　歳明
　　竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例

平成13年４月１日から平成15年３月31日までの間における熊本県議会議員に対する報酬月額は、熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の２）第３条第１項の規定にかかわらず、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額とする。

附　則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

（提案理由）

県議会として財政健全化に資するため、熊本県議会議員に対する報酬月額について特例を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
　　土屋　歳明　　竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書

我が国における長期の経済低迷が続くなかで、雇用情勢は依然として厳しいものがある。昨年12月の完全失業率は4.9%であり、有効求人倍率は0.66倍となっている。その中で、特

に60歳から64歳の高齢者の完全失業率は6.9％という高水準にあり、その有効求人倍率に至っては0.08倍、55歳から59歳では0.19倍という厳しい水準にある。

一方、障害者の民間企業における実雇用率（平成12年６月１日現在）は、前年と横ばいの1.49％であるが、法定雇用率1.8％を依然として下回っている。また、56人から99人規模企業では1.72％から1.66％に、100人から299人規模企業では1.41％から1.40％と前年度より低下している。

我が国においては、定年制や終身雇用といった長年の雇用慣行があり、それらは一定の定年まで安心して勤務できるというメリットがある反面、採用時の年齢制限が、高齢者の雇用を一層厳しくしている。

こうした高齢者の厳しい雇用状況を改善するために、国は、年金の支給開始年齢65歳に伴う定年制の延長や再雇用及び継続雇用制度の充実など、あらゆる方策を講ずるべきである。また、高齢者に対しても雇用の機会均等を保障するために、米国におけるような雇用における年齢差別を制限する「年齢差別禁止法」（1967年）の制定も考えるべきである。

一方、障害者雇用においては、企業に対し、法定雇用率1.8％が設定されておりながら、単なる努力目標であるために、多くの企業において目標を大きく下回っている。この問題についても、国はもっと実効性のある対策を打ち出すべきである。

よって、国におかれては、21世紀の少子高齢社会において、今後我が国の労働人口の減少が確実に見込まれることから、高齢者及び障害者などの雇用を促進する必要があり、左記の実効性のある対策を早急に打ち出されるよう強く要望する。

記

1　高齢者の雇用を促進するために、雇用における年齢制限の規制を行うこと。
2　年金支給年齢に応じた65歳までの定年延長、継続雇用及び再雇用を促進するための実効性ある対策を講ずること。
3　障害者の法定雇用率1.8％を達成するために必要な実効性のある施策を講ずること。
4　障害者の働く場となっている作業所に対する施策を強化するとともに、障害者に対するＩＴ講習やパソコン購入の補助及び障害者用ソフトの開発・助成を行うこと。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第４号】

食品の安全性確保の強化を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
　　土屋　歳明　　竹口　博己

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

食品の安全性確保の強化を求める意見書

適正な栄養の摂取とともに、食品の安全性の確保は、国民の健康にとっても極めて重要な課題である。特に近年において、従来の農薬による食品汚染に加え、O157やダイオキシン、環境ホルモンによる食品・環境汚染、あるいは遺伝子組換え食品の登場、さらには大手食品メーカーのずさんな製品管理による大規模な食中毒事故の発生などの問題も加わり、国民の間から食品の安全性確保を求める声が一層強まっている。

今日、遺伝子組換え技術等の新しい技術を活用した食品の開発も内外問わず行われ、かつ我が国においては海外からの輸入食品が急増しており、それらの食品の安全性確保が十分であるかどうかといった不安も国民の間に広がっている。

国においては、農薬、食品添加物に対する規制や遺伝子組換え食品の安全基準や表示の義務づけ、あるいは食品行政への消費者参加等、一定の施策が講じられているところではあるが、政策決定過程やそれらの根拠となる考えやデータ等の情報公開などがまだ不十分であるとの指摘もなされている。

よって、国におかれては、食品のより一層の安全性を確保するために、左記の施策を早期に実施されるよう強く要望する。

記

1　食品行政に国民の意見、要望を広く反映するために、パブリック・コメント（国民の意見申し出）制度の充実を図ること。
2　遺伝子組換え食品やアレルギー原因食品の表示義務付けを拡大するとともに、遺伝子組換え等の技術による食品の長期にわたる安全性や環境に与える影響を調査研究し、安全確保対策に万全を期すこと。
3　農薬、動物用医薬品の残留基準の対象品目を拡大するとともに、食品添加物の指定制度の充実を図ること。
4　食品安全行政に関して情報公開を一層進めるとともに、食品メーカーに対する抜打ち調査等、チェック体制を強化すること。
5　食の安全推進アクションプランの着実な実施を図り、その結果を国民に発表すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿
農林水産大臣　谷　津　義　男　殿

【議員提出議案第５号】

「核兵器廃絶･世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」に関する決議

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
　　土屋　歳明　　竹口　博己
　　岩中　伸司　　荒木　章博

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

「核兵器廃絶･世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」に関する決議

核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の悲願である。

21世紀という平和、環境、人権をキーワードにした人間尊

重の新世紀を迎えた今日、地球上には、今なお多くの核兵器が蓄えられ、人類の生存を脅かしている。

世界最初の被爆国民である私たちは、広島、長崎の惨禍を再び繰り返させることのないよう、核兵器の恐怖、核兵器の廃絶を世界の人々に訴え続けていかなければならない。

熊本県議会は、日本国憲法に掲げる恒久平和の理念に基づき、国是である非核三原則を厳守し、人間の尊厳を全うするため、地球上のすべての核兵器の廃絶と人類と地球の平和の実現を願い、ここに「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」を行う。

右、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第６号】

熊本県政務調査費の交付に関する条例の制定について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　吉本　賢児　　河端　俊夫
古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　島津　勇典
島田　幸弘　　荒木　詔之
児玉　文雄　　中島　隆利
竹口　博己　　土屋　歳明

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

熊本県政務調査費の交付に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び第13項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（政務調査費の交付）

第２条　県は、熊本県議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）に対して、政務調査費を交付する。

２　議員は、各月の初日において議員として在職している場合（その任期開始の日（再選挙、補欠選挙その他任期満了による一般選挙以外の事由により当選人と定められた議員にあっては、その当選の効力発生の日。以下「任期開始の日」という。）が各月の初日である場合を含む。）に限り、当該各月分として交付される政務調査費の交付を受けることができる。

３　前項の規定にかかわらず、月の初日において任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった者（任期満了の日において議員であった者で、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日から再び議員となったもの（次条第２項において「再び議員となった者」という。）を除く。第９条第２項において同じ。）は、当該月分として交付される政務調査費の交付を受けることができない。

（議員の通知等）

第３条　議会の議長（以下「議長」という。）は、毎年度、当該年度の初日において在職する議員を、同日の翌日から起算して５日以内に、当該年度において政務調査費の交付を受けるべき議員として知事に通知しなければならない。

２　年度の中途において議員となった者（再び議員となった者を除く。）がいる場合は、議長は、当該者を、その任期開始の日（任期満了又は議会の解散による一般選挙が行われた場合にあっては、当該一般選挙後初めて行われる議会の会議において議長が選挙された日）の翌日から起算して５日以内に、当該年度において政務調査費の交付を受けるべき議員として知事に通知しなければならない。この場合において、議長は、併せて当該者の任期開始の日を知事に通知しなければならない。

３　年度の中途において辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなった者がいる場合は、議長は、それらの事由の生じた日の翌日から起算して５日以内に、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

一　議員でなくなった者の氏名

二　生じた事由

三　事由が生じた年月日

（政務調査費の額）

第４条　各月分として議員に対して交付すべき政務調査費の額は、30万円とする。

（政務調査費の交付の決定等）

第５条　知事は、第３条各項の規定による通知を受けたとき、又は議会の解散があったときは、速やかに、その年度分として当該通知に係る議員又は当該議会の解散により議員でなくなった者に対して交付すべき政務調査費の額を算定して、当該政務調査費の交付の決定又はその変更の決定をしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了の日が属する年度に当該任期満了による一般選挙が行われる場合において、第３条第１項又は第２項の規定による通知を受けたとき（当該任期満了の日前に当該通知を受けたときに限る。）は、知事は、速やかに、当該任期満了の日の属する月（当該任期満了の日が月の初日であるときは、当該任期満了の日の属する月の前月）までの月分として当該通知に係る議員に対して交付すべき政務調査費の額を算定し、当該政務調査費の額をその年度分として当該議員に対して交付すべき政務調査費の額として、当該政務調査費の交付の決定をしなければならない。

３　前項の場合において、当該一般選挙により当該任期満了の日の翌日から再び議員となる者がいるときは、知事は、当該一般選挙後速やかに、その年度分として当該者に対して交付すべき政務調査費の額を算定し、同項の交付の決定を変更する決定をしなければならない。

４　知事は、前３項の規定により政務調査費の交付の決定又はその変更の決定（第14条において「交付決定等」という。）をしたときは、速やかに、当該政務調査費の交付を受けるべき議員（議員であった者を含む。第12条において同じ。）に対し、その年度分として当該議員に対して交付すべき政務調査費の額を通知しなければならない。

（政務調査費の交付時期等）

第６条　各議員に対して交付すべき政務調査費は、四半期ごとに、当該四半期の最初の月（一の四半期の中途において議員となった者における当該四半期にあっては、当該者の任期開始の日の属する月の翌月（当該任期開始の日が月の初日であるときは、当該任期開始の日の属する月）。次項において同じ。）に、当該四半期に属する月分として当該各議員に対して交付すべき政務調査費の額をそれぞれ交付する。

２　議員は、前項の規定により政務調査費の交付を受けようとするときは、四半期ごとに、当該四半期の最初の月の初日又は当該議員が前条第四項の規定による通知を受けた日のいずれか遅い日から起算して５日以内に、知事に対し、

当該四半期に属する月分として当該議員が交付を受けるべき政務調査費の額をそれぞれ請求するものとする。

3　知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る議員に対し、当該請求に係る政務調査費の額を交付するものとする。

（辞職等に伴う調整）

第７条　一の四半期の中途において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった者が、それらの事由の生じた日の属する月（それらの事由の生じた日が月の初日であるときは、それらの事由の生じた日の属する月の前月）までの月分として当該者が交付を受けるべき政務調査費の額を超える額の交付を既に受けているときは、当該者（当該者が死亡している場合にあっては、その相続人）は、速やかに、県に対し、その超える額を返還しなければならない。

（政務調査費の適正な使用）

第８条　政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費を、議長が定める政務調査費の使途に係る基準（第12条において「使途基準」という。）に従い、適正に使用しなければならない。

（収支報告書）

第９条　政務調査費の交付を受けた議員は、その年度における政務調査費に係る収入及び支出の報告書（別記様式。以下「収支報告書」という。）を作成し、その年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、年度の中途において任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった者は、その年度における収支報告書を作成し、それらの事由の生じた日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

（議長の調査）

第10条　議長は、政務調査費の使用の適正を期するため、前条各項の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第11条　議長は、第９条各項の規定により提出された収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

（政務調査費の返還）

第12条　知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該議員がその年度においてした政務調査費による支出（使途基準に従って政務調査費を充てた支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第13条　第９条各項の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

2　何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

（委任）

第14条　この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付決定等、その額の請求及び政務調査費の返還に関し必要な事項は知事が、その他この条例の施行に関し必要な事項は議長が定める。

附　則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

別記様式（第９条関係）

年度における政務調査費に係る収入及び支出の報告書

年　月　日

熊本県議会議長　　様

議員の氏名　　印

［議員であった者の氏名］

熊本県政務調査費の交付に関する条例第９条第１項（第２項）の規定により、 年度における政務調査費に係る収入及び支出を次のとおり報告します。

1　収　入　　政務調査費　　円

（　　年　月分～　　年　月分）

2　支　出　　円

（内訳）　　（単位：円）

項　目	支　出　額	備　考
調査研究費		
研　修　費		
会　議　費		
資料作成費		
資料購入費		
広　報　費		
事務所費		
人　件　費		
事　務　費		

3　残　余　　円

（注）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。

２　「備考」欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

（提案理由）

議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として、政務調査費を交付するため、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第７号】

じん肺り患者の救済とトンネルじん肺対策の充実を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　島田　幸弘
村上　寅美　　渡辺　利男
土屋　歳明　　岩中　伸司
荒木　章博

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

じん肺り患者の救済とトンネルじん肺対策の充実を求める意見書

じん肺は、気管支炎や結核などの合併症を引き起こして、死に至らしめることもあるなど、り患者とその家族を苦しめる悲惨な病気である。

国においても、じん肺法を制定し、作業環境の改善及び健康管理の充実等、各種対策を講じられてきたところであるが、今なお、トンネル建設工事現場における粉じんの吸入により、毎年じん肺り患者が発生している状況である。

よって、国におかれては、じん肺り患者の早期救済と新たなトンネルじん肺の発生を防止するための対策の充実強化を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿
農林水産大臣　谷　津　義　男　殿
経済産業大臣　平　沼　赳　夫　殿
国土交通大臣　扇　　千　景　殿

【議員提出議案第８号】

有明海ノリ不作に対する原因究明、対策及び金融支援に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　島田　幸弘
村上　寅美　　渡辺　利男
土屋　歳明　　岩中　伸司
荒木　章博

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

有明海ノリ不作に対する原因究明、対策及び金融支援に関する意見書

今季の有明海のノリ養殖は、昨年12月に発生した植物プランクトン赤潮により、福岡・佐賀・長崎・熊本の４県にわたる広範な漁場で被害を受けている。

本県では、荒尾地区をはじめ県北を主とした漁場に甚大な被害を生じており、被害漁家の経営は極めて厳しい状況にある。

このような状況に対し、国におかれては、有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会（第三者委員会）を設置され、原因究明のための調査や対策の検討がなされているところであり、今般のノリ不作原因究明や抜本的な対策を講じるためにも、調査結果に期待しているところである。

しかし、ノリ養殖業者は、来季の養殖に対して強い不安を抱いており、この不安を解消するためにも、ノリ養殖が始まる８月までには調査結果と対策を示されたい。

また、救済策として無利子融資などの金融措置をいち早く講じられたが、資金融資にあたって被害漁業者の貸付希望に十分沿えるよう、貸付条件の緩和が必要である。

よって、国におかれては、左記の事項について万全の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１　来季のノリ養殖開始時までに、漁業者が安心できる原因究明及び対策を行うこと。

２　資金融資に関する貸付条件の緩和措置を講ずること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　倉　重　剛

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　森　　喜　朗　殿
農林水産大臣　谷　津　義　男　殿
国土交通大臣　扇　　千　景　殿
環境大臣　川　口　順　子　殿

【議員提出議案第９号】

石原東京都知事の九州新幹線発言に対する抗議決議

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　　林田　博達
山本　秀久　　荒木　詔之
竹口　博己　　渡辺　利男
江口　隆一　　小杉　　直
中原　隆博　　坂田　孝志
荒木　義行　　大西　一史
築森　　守　　小谷　邦治
鎌田　　聡

熊本県議会議長　倉　重　剛　殿

石原東京都知事の九州新幹線発言に対する抗議決議

九州新幹線鹿児島ルートのフル規格による全線整備は、熊本県民180万人の悲願であり、本県議会においても関係県とも手を携え、粘り強く誘致活動を展開してきた結果、昨年12月、未着工だった博多～船小屋間の着工と全線フル規格化、概ね12年後の全線完成という国の方針が示されたところである。

そのような矢先、石原都知事が、講演会において「羽田空港を拡張するならいいが、九州で鹿児島から八代まで、とりあえず新幹線を造ろうとしている。乗る人なんていない。こういうばかなことに金を使う。不良債権そのもの、負の遺産にしかなり得ない」などと、九州新幹線の整備を批判したという報道がなされたところである。このような石原都知事の発言は、到底看過し難いものであり、極めて重大に受け止めざるを得ない。

九州新幹線鹿児島ルートは、我が国の高速交通体系を構築する国家的プロジェクトであり、政府・与党整備新幹線検討委員会においても、収支採算性が極めて良好で、投資効果についても非常に高い評価を受けているものである。

石原都知事の発言は、九州新幹線鹿児島ルートの十分な理解や国土政策上の視点を欠いたものと言わざるを得ず、整備新幹線の着工順位を決定する大きな節目の時期に運輸大臣の要職にあった都知事の見識をも疑わざるを得ないもので、熊本県民及び九州地域の事情を顧みず、大都市の論理に立脚した一面的なものである。

よって、ここに本県議会として強い遺憾の意を表明するとともに、今後このような発言が二度と繰り返されることのないよう強く抗議するものである。

右、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

第３節　平成13年度

平成13年６月定例会

【議員提出議案第１号】

ハンセン病問題に関する決議

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年６月22日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博已

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

ハンセン病問題に関する決議

去る平成13年５月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決について、政府が控訴しなかったことにより、この判決が確定した。

永年にわたり多くのハンセン病の患者・元患者の方々が、人権上の制限、差別等　により苦痛と苦難を受け、いまだに社会に根づく差別・偏見の壁によってその回復が阻まれている。

この差別・偏見は国の過去数十年に及ぶ隔離政策がもたらしたものであるが、その過程で、本県県政においても「今日まで続くハンセン病に対する差別・偏見の原点であると言っても過言ではない」と判決でも指摘された「無らい県運動」などにかかわった事実について真摯に受けとめる必要がある。

本議会としても、国策の中で、ハンセン病の患者・元患者の方々の故郷を奪うこ　ととなった過去を率直に反省し謝罪するとともに、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決のため、患者・元患者の方々の名誉回復、ハンセン病に対する差別･偏見の解消を図り、患者･元患者の方々あるいは亡くなった方々が、それぞれ故郷に受け入れられるよう一層の努力をすることをここに決意する。

右、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第２号】

地球温暖化防止対策の推進と京都議定書の早期発効に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年６月22日提出

提出者　熊本県議会議員　村上　寅美　　坂本　哲志
米原　賢士　　西岡　勝成
山本　　靖　　前畑　淳治
中島　隆利　　竹口　博己
江口　隆一　　田上　泰寛
田方　初美　　中原　隆博
荒木　章博　　坂田　孝志
馬場　成志　　長瀬　恭祐
井手　順雄

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

地球温暖化防止対策の推進と京都議定書の早期発効に関する意見書

昨年11月、温暖化防止のための気候変動枠組条約第６回締約国会議（ＣＯＰ６）がオランダのハーグで開催され、平成９年のＣＯＰ３で採択された京都議定書を各国が批准可能にするためのルールに関する詰めの交渉が行われたが、合意に至ることができなかった。

また、本年３月、世界最大の温室効果ガス排出国である米国が京都議定書からの離脱を表明し、京都議定書を無効とする発言を繰り返していることは、地球環境を保全するための国際的な取り組みを後退させるものであり、大変遺憾である。

京都議定書は、温暖化の原因となる温室効果ガスを平成20年から24年までに、平成２年を基準として先進国全体で5.2%、日本は６％削減することを求めている。

気候変動は、これまでの予想を超える速度で進行しており、地球規模で温室効果ガスの削減対策を進め、将来世代の安全を確保することは現在の世代の責務である。国際的合意の遅れは対策の遅れを招き、その間にも温暖化が進行する事態となる。

よって、国におかれては、国内での強力な温暖化対策を進めるための制度を構築するとともに、米国の議定書への継続的な参加を積極的に働きかけ、国際交流の場でのさらなるリーダーシップの発揮を期待する。また、ＣＯＰ３の議長国として率先して京都議定書を批准し、今年７月に再開されるＣＯＰ６において、京都議定書が一刻も早く発効されるよう努力されることを強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
外　務　大　臣　　田　中　眞紀子　殿
経済産業大臣　　平　沼　赳　夫　殿
国土交通大臣　　扇　　千　景　殿
環　境　大　臣　　川　口　順　子　殿

【議員提出議案第３号】

畳表・ねぎ・生しいたけのセーフガード本格発動に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年６月22日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
古閑　三博　　小早川宗一郎
松村　　昭　　吉本　賢児
中島　隆利　　中原　隆博
馬場　成志

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

畳表・ねぎ・生しいたけのセーフガード本格発動に関する意見書

本県農林業は、国際化の急激な進展等に伴う輸入農林産物の急増により価格の長期低迷が続き、大きな打撃を受けている。

特に、本県の重要な特産物であるいぐさ、畳表は、深刻な影響を被っている。

また、このような状況が続けば、農林業が重要な産業である本県では地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このような中、畳表・ねぎ・生しいたけについて、この４月23日から一般セーフガードが暫定発動されたことは、生産

者にとっては待ち望まれた措置であり、評価をするものである。

しかしながら、この暫定発動の期間は、200日間と限定されていることから、この期間内に産地として経営の合理化や生産体制の強化を十分に図ることは困難である。

よって、国におかれては、生産者が将来に明るい展望を持ち、安心して生産活動に取り組むことができるよう、左記の対策を実施されるよう強く要望する。

記

1　生産者が中長期的な展望に立って経営改善等に取り組めるよう、一般セーフガードを暫定発動に引き続き、本格発動すること。

2　畳表・ねぎ・生しいたけの輸入急増に対応し、経営の安定や生産・流通体制の　強化を図るための対策を充実すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財　務　大　臣　　塩　川　正十郎　殿
農林水産大臣　　武　部　　勤　殿
経済産業大臣　　平　沼　赳　夫　殿

【議員提出議案第４号】

道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年６月22日提出

提出者　熊本県議会議員　河端　俊夫　　田方　初美
池田　定行　　島津　勇典
草村　　照　　田上　泰寛
築森　　守　　城下　広作
井手　順雄

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は全国民が等しく熱望するところである。

また、高齢化、少子化が今後ますます進展すると予測される中で、21世紀の社会に対応した基盤を築く上にも、道路整備は一層重要な役割を担うものである。

本県では、パートナーシップを基調とした総合計画を策定し、基盤の整備を重要な柱の一つとして掲げ、その中で交通基盤の整備を重点的に推進しているところである。

特に県民生活や経済・社会活動における自動車が担う役割の高い本県においては、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、県民の切なる願いでもある。

これにこたえるには、県土の骨格を構成し、地域の産業基盤を支援する高規格幹線道路・地域高規格道路・主要国道をはじめとし、生活に密着した市町村道等の地方道に至るまで着実な整備が必要である。

よって、国におかれては、国民の期待する道路整備の着実な推進を図るための道路財源の確保を強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆　議　院　議　長　　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　　井　上　　裕　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
総　　務　　大　　臣　　片　山　虎之助　殿
財　　務　　大　　臣　　塩　川　正十郎　殿
国　土　交　通　大　臣　　扇　　千　景　殿
経済財政政策担当大臣　　竹　中　平　蔵　殿

平成13年９月定例会

【議員提出議案第１号】

ＷＴＯ農業交渉における公正な貿易ルールの確立に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　中島　隆利
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

ＷＴＯ農業交渉における公正な貿易ルールの確立に関する意見書

農業は、持続的な生産活動により食料の安定供給という基本的な機能に加え、洪水の防止、美しい国土や環境の保全、国民への安らぎの場の提供といった多面的な機能を有している。

しかしながら、近年の輸入農産物の急増に伴う価格の長期低迷は、農業経営の悪化を招き、農業者の生産意欲を大きく低下させている。

特に、本県特産のいぐさ、畳表にあっては深刻な影響を被っており、農業が重要な産業である本県では、農業者のみならず、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

一方、消費者にあっては、有機農産物などの安全・安心な食料の安定的な供給への要求も高まっている。

よって、国におかれては、ＷＴＯ農業交渉において、各国の農業の共存が図られ得る、公正な貿易ルールの確立と、認められた制度の機動的な発動に向けて左記の事項に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1　ＷＴＯ農業交渉に当たっては、「農業の多面的機能への配慮」、「国内生産を基本とした食料安全保障」を我が国の交渉の基本とすること。

2　各国の農業生産や消費状況などを踏まえた現実的な国内支持水準の設定及び品目ごとに適切な関税水準やアクセス数量の設定を求めること。

3　農産物の特性を踏まえ、関税引き上げの自動発動など、輸入急増等の事態に機動的・効率的に対応できるよう、一般セーフガードの発動基準の見直しとともに、特別セーフガードの維持を求めること。

4　食品の安全性を確保するための防疫体制の充実強化とともに、食品の表示に関する国際的なルールの策定を求めること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿

外 務 大 臣　　田 中 眞紀子 殿
農林水産大臣　　武 部　　勤 殿

【議員提出議案第２号】

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　坂本　哲志　　船田　直大
八浪　知行　　島田　幸弘
児玉　文雄　　竹口　博己
荒木　義行　　松田　三郎
鎌田　　聡

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担法に基づく国庫負担については、昭和60年度から旅費と教材費が、平成元年度から恩給費が対象外とされ、さらに、平成５年度からは共済費追加費用、退職年金及び退職一時金が一般財源化されてきたところである。

こうした中、平成14年度予算編成において、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費を国庫負担の対象から外し、一般財源化しようとする現行制度の見直しの動きが見られるが、このことは、国から地方への財源負担の転換であるのみならず、義務教育の機会均等とその水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものと考えられる。

よって、国におかれては、義務教育振興の基本となる現行義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
法 務 大 臣　　森　山　眞　弓　殿
財 務 大 臣　　塩　川　正十郎　殿
文部科学大臣　　遠　山　敦　子　殿

【議員提出議案第３号】

私学助成制度の充実強化に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　園村　敬二　　幸山　政史
杉森　猛夫　　前畑　淳治
村上　寅美　　土屋　歳明
岩中　伸司　　平野みどり
藤川　隆夫

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

私学助成制度の充実強化に関する意見書

本県の私立学校は、建学の精神に基づき、常に特色ある教育の実践と、新しい時代に対応した人材の育成に努めて、本県教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、私立学校の経営基盤は、経済の長期的低迷や少子化に伴う生徒数の減少から、さらに厳しい状況となっている。

このことから、私立学校振興助成法に掲げる教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減、学校の経営の健全性の向上を図ることがより一層重要となっている。

よって、国におかれては、私立学校が我が国の教育に果たしている役割に鑑み、現行の助成制度を堅持するとともに、一層の充実を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総 務 大 臣　　片　山　虎之助　殿
財 務 大 臣　　塩　川　正十郎　殿
文部科学大臣　　遠　山　敦　子　殿

【議員提出議案第４号】

「臓器の移植に関する法律」等の見直しに関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年９月26日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　坂田　孝志
山本　秀久　　山本　　靖
倉重　　剛　　渡辺　利男
篠﨑　鐵男　　荒木　章博
大西　一史

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

「臓器の移植に関する法律」等の見直しに関する意見書

「臓器の移植に関する法律」が平成９年10月から施行されているが、我が国における臓器提供者数は諸外国に比べ著しく少なく、殊に心臓死下の角膜・腎臓提供は同法の施行以来減少傾向が続いている。

このことは、同法が主に脳死下での臓器移植を想定したものであり、心臓死下における「角膜及び腎臓の移植に関する法律」が「臓器の移植に関する法律」の中で一旦廃止され、経過措置として附則の中で生きているというあいまいな取り扱いが最大の要因であり、さらに、同法及び同法のガイドラインが諸外国に例を見ない複雑で厳しい制度となっており、医療現場に対する支援対策の不足等の制度的な問題があると思われる。

よって、国におかれては、左記の見直し等を実施されるよう強く要望する。

記

1　臓器摘出及び脳死判定の承諾者である遺族範囲の明確化
臓器提供は生前の自己決定権を最優先させ、遺族の承諾については最近親者の代表者の同意のみで可能とすべく改正すること。

2　小児の臓器提供の実現化
15歳未満の臓器提供にあたっては、親権者の承諾で脳死判定及び臓器摘出を可能とすべく改正すること。

3　脳死下臓器提供病院の拡大
臓器提供の意思を生かすべく指定施設の拡大とともに、脳死判定体制とプロセスについての支援のため、公認の脳死判定支援チーム等の設置について検討すること。

4　腎臓移植希望者（レシピエント）の選択基準の見直しに

ついて
同一都道府県内での配分を増大する等の見直しを行うこと。
5　臓器提供意思確認のシステム及び運転免許証等への意思表示欄の設置
終末期の患者親族に対し、法的に臓器提供の有無を確認する義務付け等のシステムを確立するとともに、運転免許証、保険証への意思表示欄設置を検討すること。
右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　荒　木　詔　之
衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第５号】

アメリカ合衆国での大規模同時多発テロ事件に関する決議

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成13年９月26日提出
提出者　熊本県議会議員　園村　敬二　　幸山　政史
杉森　猛夫　　前畑　淳治
村上　寅美　　土屋　歳明
岩中　伸司　　平野みどり
藤川　隆夫
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

アメリカ合衆国での大規模同時多発テロ事件に関する決議

去る９月11日、ニューヨークの世界貿易センタービル並びに国防総省など米国の中枢機能を狙った大規模かつ組織的な同時多発テロ事件が発生し、一瞬のうちに多数の尊い人命が奪われ、世界中を恐怖に陥らせた。
この史上最悪の非人道的な大量殺りくテロ行為は、世界の平和と安全を脅かすものであり、断じて許すことのできないものである。
ここに我々は、この事件の犠牲となられた多くの方々に対し哀悼の意を表明するとともに、アメリカ合衆国国民に対し心からお見舞いを申し上げるものである。
よって、本県議会は、世界の平和と民主主義社会に対する重大な挑戦であるテロ行為を厳しく指弾するとともに、決してこのような悲惨な事件が繰り返されることのないよう、テロ行為の根絶と真の世界平和の実現を希求する意志を表明するものである。
右、決議する。
平成　年　月　日
熊　本　県　議　会

平成13年12月定例会

【議員提出議案第１号】

畳表等３品目に係るセーフガードの本発動に関する意見書

右の議案を、別紙の通り熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成13年12月５日提出
提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
古閑　三博　　小早川宗一郎
松村　　昭　　吉本　賢児
中島　隆利　　中原　隆博
馬場　成志
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

畳表等３品目に係るセーフガードの本発動に関する意見書

中国や韓国等近隣諸国からのいぐさや園芸作物等の輸入農産物が近年急増し、農産物の価格が低迷するなど本県農業は、深刻な打撃を受けている。
このような中、４月23日に畳表、ねぎ、生しいたけについてセーフガードの暫定措置が発動され、産地としては経営の合理化や生産体制の強化を図っているところである。特に、本県の特産品であるいぐさについては、中長期的な目標のもとに生産、流通、消費にわたる構造改革を進めるべく、関係機関が一体となって全力で取り組んでいるところである。
しかしながら、11月８日に200日間の暫定期間が終了したにもかかわらず、セーフガードの本発動はなされず、中国との２国間協議による解決も未だ進展をみない状況にある。
ところで、暫定期間が終了した11月９日以降の輸入動向のモニター結果によると、２週連続して輸入が増加している。とりわけ、畳表について過去最高であった昨年同期に比べても２倍以上に輸入が急増しており、このような状況が続けば、産地の崩壊が危惧されるところである。
よって、国におかれては、生産者が将来展望を持って、安心して生産に取り組めるよう、畳表等３品目について直ちにセーフガードを本発動されるよう強く要望する。
右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　荒　木　詔　之
衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
外務大臣　田　中　眞紀子　殿
財務大臣　塩　川　正十郎　殿
農林水産大臣　武　部　　勤　殿
経済産業大臣　平　沼　赳　夫　殿

【議員提出議案第２号】

大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成13年12月19日提出
提出者　熊本県議会議員　江口　隆一　　早川　英明
米原　賢士　　西岡　勝成
高野　誠一　　鬼海　洋一
長瀬　恭祐　　氷室雄一郎
小谷　邦治
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大を求める意見書

現在、国においては、沿岸における水産資源の適正な管理と持続的な活用を図る必要から、資源回復に向けた様々な取り組みがなされている。
本県では、天草西岸海域を中心とした一本釣り漁業等の振

興を重要課題の一つに定め、沿岸漁場への魚礁の設置、稚魚の放流等に努めているところである。

しかしながら、昨今の漁獲能力の向上や漁船規模の拡大化等により、漁業を取りまく環境が大きく変革している中にあって、指定漁業である大中型まき網漁業の操業区域が本県天草西岸海域沿岸漁業者との間に競合していることは、零細な地域漁民にとって将来の大きな不安ともなっており、また国、県が沿岸漁業振興を図るために実施している魚礁設置事業も十分に機能を発揮できず、大きな障害ともなっている。

よって、国におかれては、大中型まき網漁業の操業禁止区域の指定が既に40年近くを経過していることから、平成14年の指定漁業の一斉更新においては左記事項について見直しがなされるよう強く要望する。

記

天草西岸海域における海域礁、人工礁及び大型魚礁の設置区域が操業禁止区域に含まれるよう拡大すること

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　片　山　虎之助　殿
農林水産大臣　　武　部　　勤　殿

【議員提出議案第３号】

牛深測候所の存続と機能の充実強化を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　園村　敬二　　幸山　政史
　　杉森　猛夫　　前畑　淳治
　　村上　寅美　　土屋　歳明
　　岩中　伸司　　平野みどり
　　藤川　隆夫

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

牛深測候所の存続と機能の充実強化を求める意見書

本県では、梅雨期の大雨や台風などによる自然災害が毎年のように発生し、人的な被害をはじめ、道路、河川、山林あるいは農林水産業など多方面にわたって多大な被害をもたらしている。

このような自然災害に対応するためには、迅速かつ的確な気象情報の収集伝達を行い、防災関係機関の連携強化を図ることが不可欠であり、また、地域の産業や生活に影響を及ぼす気象情報のきめ細かい提供も重要である。このような中、自然現象を観測し、気象情報を提供する測候所、気象台への県民の期待は大きい。

気象庁においては、気象業務体制の効率化の一環として、平成８年度から測候所の無人化を推進しており、平成12年度までに全国で人吉測候所を含む24箇所の無人化が行われ、さらにこのたび平成14年３月１日付けをもって、全国６箇所の測候所を無人化するとの発表がなされたところである。

本県では、牛深測候所について無人化されるとの発表があったが、地域住民の生命と財産を自然災害から守るとともに、水産業、農林業、商工業、観光などの産業の振興や住民の生活に必要な気象情報を的確に提供するため、測候所機能の充実強化が必要である。

よって、国におかれては、牛深測候所を無人化せず、機能の充実強化を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　片　山　虎之助　殿
財　務　大　臣　　塩　川　正十郎　殿
国土交通大臣　　扇　　千　景　殿
気象庁長官　　山　本　孝　二　殿

【議員提出議案第４号】

高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助制度の継続を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　坂本　哲志　　船田　直大
　　八浪　知行　　島田　幸弘
　　児玉　文雄　　竹口　博己
　　荒木　義行　　松田　三郎
　　鎌田　　聡

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助制度の継続を求める意見書

これまで、本県では高等学校定時制・通信制課程で学ぶ生徒に対して修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として修学指導事業、教科書（通信制課程では学習書を含む）給与事業、夜間定時制課程夜食費補助事業を実施しており、そのことに対して、国からは高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助制度により補助金が交付されてきた。

こうした中、国の平成14年度予算編成においては、修学指導事業費の廃止や教科書給与費、夜食費の現行取り扱いの見直しの動きが見られるが、このことは高等学校定時制・通信制課程に通う生徒の経済的負担の増加につながるものであり、教育の機会均等の保障を推進するうえで重大な影響を及ぼすものである。

よって、国におかれては、現行の高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助制度を引き続き堅持されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財　務　大　臣　　塩　川　正十郎　殿
文部科学大臣　　遠　山　敦　子　殿

【議員提出議案第５号】

住宅金融公庫の存続に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　河端　俊夫　　田方　初美
　　池田　定行　　島津　勇典
　　草村　　照　　田上　泰寛

築森　守　城下　広作
井手　順雄

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

住宅金融公庫の存続に関する意見書

これまで住宅金融公庫は、長期、固定、低利の融資を公平かつ安定的に供給する目的から、中堅勤労者の住宅取得を支援するとともに、住宅の質の誘導を図り、景気対策の観点からも大きく貢献するなど、経済政策上も重要な役割を果たしてきている。

今回の改革に当たっては、住宅金融公庫の果たす役割を民間に委ねることができるかについて、明確な議論が必要である。

特に、左記４点の問題は今後十分に検証しなければならない事柄である。

1　民間金融機関では、長期、固定、低利の融資を大量かつ安定的（公庫事業規模約10兆円、融資戸数約55万戸）に供給することができるのか。

2　職業、勤務先、勤続年数等々を選別基準とせず、平等な融資を行うことができるのか。

3　民間金融機関が、融資を通じた住宅の質の誘導や失業者等への返済困難者対策等を行うことができるのか。

4　我が国の証券化市場が米国（約322兆円）の約2,200分の１、1,500億円程度にすぎず、民間金融機関による長期・固定の融資が公庫融資に代替できる規模に拡大できるのか。

また、住宅価格の年収倍率が低い欧米諸国でも、公的機関による直接融資は広く行われており、日本においても、住宅金融公庫の長期、固定、低利の融資は国民の大きな支持を受けているところである。

よって、国におかれては、今後とも県民が安心して質の高い住宅を取得できるよう、民間金融機関の長期安定住宅ローンの確立まで、住宅金融公庫を存続されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
国土交通大臣　扇　　千　景　殿
行政改革担当大臣　石　原　伸　晃　殿

【議員提出議案第６号】

熊本労災病院の存続を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　坂田　孝志
山本　秀久　　山本　　靖
倉重　　剛　　渡辺　利男
篠﨑　鐵男　　荒木　章博
大西　一史

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

熊本労災病院の存続を求める意見書

熊本労災病院は、昭和29年、勤労者の労働能力の早期回復と福祉の増進を図るため、労災医療の中核的病院として熊本県八代市に開設され、爾来、疾病・負傷の予防、治療からリハビリテーションに至る一貫した専門的医療を提供する一方、地域に密着した高度医療を行う公的地域中核病院として地域医療にも重要な役割を果たしてきた。

さらに同病院は、24時間365日体制の救急医療、急性期疾患における高度医療及び医師の卒後研修をも行う公的病院としての機能に加え、災害時の拠点病院として地域住民の暮らしを守るためにも大きな貢献を果たしており、なお一層の充実が求められている。

しかしながら、政府が進めている特殊法人改革における個別事業の見直しの中では、研究機能を有する中核的病院や労災特有疾患を扱う専門病院以外の労災病院の廃止、さらに地域医療機関として必要なものは民営化又は民間等へ移管する旨の方針が公表されているところである。

このため、勤労者医療はもとより、救急医療や地域医療にも多大な影響が懸念され、県南地域における公的中核病院としての同院の存続を強く求める声が大きく広がっている。

よって、国におかれては、労働福祉事業団･労災病院グループの一員としての熊本労災病院のかかる機能に鑑み、同病院の存続を図るため特段の措置を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　片　山　虎之助　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿
行政改革担当大臣　石　原　伸　晃　殿

【議員提出議案第７号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　　園村　敬二
米原　賢士　　古閑　三博
山本　秀久　　杉森　猛夫
倉重　　剛　　島津　勇典
島田　幸弘　　村上　寅美
中島　隆利　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第三号及び第四号を次のように改める。

三　経済常任委員会　　９人
1　商工観光労働部に関する事項
2　企業局に関する事項
3　地方労働委員会に関する事項

四　農林水産常任委員会　　９人
1　農政部に関する事項
2　林務水産部に関する事項
3　海区漁業調整委員会に関する事項
4　内水面漁場管理委員会に関する事項

附　則

（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例による改正後の熊本県議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行後はじめて行われる熊本県議会委員会委員の任期満了に伴う委員の改選による選任から適用する。
（経過措置）
3　改正後の条例の規定の適用の際現に改正前の熊本県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。
（提案理由）
常任委員会の審議の効率化を図るため熊本県議会委員会条例を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第８号】

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　　園村　敬二
米原　賢士　　古閑　三博
山本　秀久　　杉森　猛夫
倉重　　剛　　島津　勇典
島田　幸弘　　村上　寅美
中島　隆利　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成７年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第六号中「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

商法の一部改正により額面株式の制度が廃止されたことに伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第９号】

警察官の増員に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　坂本　哲志　　船田　直大
八浪　知行　　島田　幸弘
児玉　文雄　　竹口　博己
荒木　義行　　松田　三郎
鎌田　　聡

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

警察官の増員に関する意見書

本県の犯罪情勢は、九州新幹線や道路交通網の整備進展等により都市圏との交通アクセスの利便性が加速するのに伴い、殺人、強盗などの凶悪事件をはじめ、ピッキング用具を使用した窃盗事件やストーカー、ドメスティックバイオレンスといった女性が被害者となる事件、さらには、少年による悪質、凶悪な犯罪が頻発し、刑法犯全体の認知件数が急増する中にあって、検挙率が低迷するなど極めて憂慮すべき状況にある。

しかしながら、本県の警察官一人当たりの負担県民人口は、687人と九州第一位で、九州各県の平均588人を大幅に上回り、全国平均553人の約1.24倍という高負担となっており、これまで、組織の合理化、現有定員の配置見直し等を図り対応してきたところであるが、加速する社会情勢の変化は警察事象を著しく拡大、複雑多様化させ、交番の不在対策やパトロールの強化など、生活に密着した警察活動の強化を望む県民の要望には警察官増員なくしては十分に応えられない状況にある。

また、平成14年に近隣県で開催される2002年ワールドカップサッカー大会に伴う本県のキャンプ地利用等の予定に伴う各種対策など、県警の総合力を問われる諸問題が山積しており、このままの状況が続けば、治安の低下は否めず、県民の治安に対する不安感はますます増大することとなる。

よって、国におかれては、厳しい財政状況下にあるものの、このような本県の実情をご勘案のうえ、県民の生活の安全と平穏を確保するため、本県警察官の大幅な増員措置を強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆　議　院　議　長　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　井　上　　裕　殿
内　閣　総　理　大　臣　小　泉　純一郎　殿
総　　務　　大　　臣　片　山　虎之助　殿
財　　務　　大　　臣　塩　川　正十郎　殿
国家公安委員会委員長　村　井　　仁　殿
警　察　庁　長　官　田　中　節　夫　殿

【議員提出議案第10号】

中国人団体観光旅行者に対する短期滞在査証発給取扱い公館の拡大に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成13年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　島津　勇典
児玉　文雄　　松村　　昭
村上　寅美　　草村　　照
前川　　收　　小杉　　直
船田　直大　　大西　一史

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

中国人団体観光旅行者に対する短期滞在査証発給取扱い公館の拡大に関する意見書

熊本県を訪れる観光客総数は、平成12年は5,669万人で、毎年増加の傾向にあるが、宿泊者数は平成12年が667万5,000人で、平成10年から年々減少している。特に外国人の宿泊者数は、平成９年の18万9,000人をピークに平成12年は８万1,000人まで落ち込んでいる状況である。

このような中、アジア地域と地理的に近く、歴史的にも深

い関わりをもつ九州は、その優れた景観や温泉などに代表される豊富な観光資源を十分に生かし、中国をはじめとする海外からの観光客の誘致を図ることは、本県のみならず九州全体の観光振興ひいては九州経済の発展にとって極めて重要な取り組みとなっている。

さらに、昨年９月には、中国からの訪日団体観光旅行が解禁されたことで、これまで一万人を超える中国人観光客が我が国を訪れているところである。

しかしながら、中国人の訪日団体観光旅行のための査証発給に関しては、当面、北京の日本国大使館のみで取り扱うこととされており、九州への団体観光旅行が期待される上海及び広州周辺を所管する在上海及び在広州日本国総領事館では、現在、取扱いがなされていない状況にある。このことに関しては、同査証の在上海及び在広州日本国総領事館での取扱いを求める声が現地旅行会社や本県観光業界から強く寄せられている。

よって、国におかれては、査証の発給箇所を拡大することが、旅行手続の簡素化と旅行費用の低廉化を促すとともに、両地からの訪日観光客の拡大に結びつくことを御賢察のうえ、左記事項について速やかにその充実を図られるよう強く要望する。

記

中国人団体観光旅行者に対する短期滞在査証発給の取扱いを在上海日本国総領　事館及び在広州日本国総領事館においても行うこと

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
外 務 大 臣　　田　中　眞紀子　殿

平成14年２月定例会

【議員提出議案第１号】

熊本県議会議員の定数を定める条例の制定について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月５日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　　園村　敬二
古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　倉重　　剛
島津　勇典　　島田　幸弘
前畑　淳治　　村上　寅美
中島　隆利　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

熊本県議会議員の定数を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第１項の規定により、熊本県議会議員の定数は、55人とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（熊本県議会議員の定数を減少する条例の廃止）

２　熊本県議会議員の定数を減少する条例（昭和57年条例第43号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の日から平成14年12月31日までにおける本則の規定の適用については、本則中「第90条第１項」とあるのは、「第90条第３項」とする。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、及び本県の行財政の現況を考慮し、熊本県議会議員の定数を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月５日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　　園村　敬二
古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　倉重　　剛
島津　勇典　　島田　幸弘
前畑　淳治　　村上　寅美
中島　隆利　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例（昭和33年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

本則中「阿蘇郡選挙区　３人」を「阿蘇郡選挙区　２人」に改める。

附　則

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

平成12年10月１日の国勢調査により熊本県の人口に変動があったので、公職選挙法第15条第８項の規定により、選挙区の定数を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

食品の品質表示制度の充実強化に関する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月５日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
古閑　三博　　小早川宗一郎
松村　　昭　　吉本　賢児
中島　隆利　　中原　隆博
馬場　成志

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

食品の品質表示制度の充実強化に関する意見書

近年、消費者にあっては、食品の品質や安全性に対する関心が高まっている。

このような中、国においては、生鮮食品について、「名称」と「原産地」等の表示を義務づけること等を内容とする「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（ＪＡ

Ｓ法）を平成12年に改正施行されたところである。
しかしながら、本県において、県産農産物の信用を失墜させるような原産地の偽装問題が発生し、品質表示に対する消費者の不信を招く事態となり、一生懸命生産に取り組んでいる農業生産者に大きな打撃を与えるなど、本県農業の基盤を揺るがす深刻な状況である。
また、生鮮食品の消費の低迷などにより、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。
よって、国におかれては、消費者の信頼を確保し、生産者が安心して生産活動に取り組めるよう、左記の事項に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1　違反行為に対して迅速かつ厳正な措置を行うため、効果的な監視体制の強化及び行政措置、罰則等を強化すること。
2　違反行為を行った事業者名の公表、命令など、都道府県の権限を拡大すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
農林水産大臣　　武　部　　勤　殿

【議員提出議案第４号】

小児救急医療制度の充実強化を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　鬼海　洋一
　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

小児救急医療制度の充実強化を求める意見書

近年、小児科医の減少傾向や開業医の高齢化及びベッドのない診療所等の増加等が全国的な傾向にあり、小児救急医療体制の整備、特に休日、夜間の小児医療体制の整備強化が緊急の課題となっている。
また、小児救急患者の大病院集中が、小児科医の激務と過労を招くばかりでなく、小児患者の症状急変、診療の専門性等、人手と時間がかかる割には診療報酬が低い等の構造的な問題があり、大学医学部における小児科医志向の抑制が一層拍車をかけていることが指摘されている。
こうした事態に対し、国は、平成11年度から３カ年計画で、小児救急医療支援事業をスタートさせ、365日、24時間体制で、いつでも子供を診察できる小児専門救急医療体制の整備を目指しているが、平成13年12月末の実施地域が25県、100地域で、全体の27.7％に過ぎない実情にある。
よって、国におかれては、これまでの小児救急医療体制の状況にかんがみ、抜本的な見直しを図ることとし、左記の事項について早急な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　小児救急医療及び小児医療に係る社会保険診療報酬の引き上げを図ること。
2　小児救急医療支援事業の抜本的な見直しと充実強化を図るとともに国の助成を強化することで、24時間対応小児専門救急医療体制の早期整備を行うこと。
3　都道府県における中核的小児医療機関の整備に努めること。
4　大学医学部における小児専門医の養成と臨床研修の充実を図ること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第５号】

積極型雇用対策の確立を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

積極型雇用対策の確立を求める意見書

我が国の経済及び雇用状況はより一層厳しい状況に直面している。昨年12月の完全失業率は過去最悪の5.5％を記録し、有効求人倍率も0.51倍と７カ月連続で悪化している。また、平成13年の年平均完全失業率も5.0％となっている。
政府は、平成14年度予算において景気対策型構造改革や緊急雇用対策などを懸命に取り組み、その対応を推し進めているところであるが、なお依然と厳しい状況にある。
こんな状況にあって、欧州の中ではワークシェアリングとして、一人当りの労働時間を短縮し、仕事を分かち合う雇用政策が実施されており、一定の成果も上げられている。
最近、我が国においても、この制度の導入に向けて、政府と労働組合及び経営者団体の三者による「政労使検討会議」が設置され、協議が開始されたところである。
よって、国におかれては、「政労使検討会議」に積極的に関与し、そこでの仲介役を十分に果たし、合意形成を図るとともに、失業者の抑制や雇用増加に寄与できるワークシェアリングの導入を推進されるよう強く要望する。
右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第６号】

雇用の危機的状況を改善し、新規中学・高校卒業者の雇用確保を求める意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　鬼海　洋一
　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

雇用の危機的状況を改善し、新規中学・高校卒業者の雇用確保を求める意見書

長期にわたる経済停滞の中で、４年連続の収入減、５％半

ばの最悪の失業率、相次ぐリストラ計画の発表など、我が国は深刻な雇用と暮らしの危機に陥っており、このことは地域経済にも危機的な影響を及ぼしている。

さらに、完全失業率が５％台を推移する深刻な雇用状況を反映して、中学・高校の新規卒業者、とりわけ今春卒業予定で就職を希望する高校生の就職内定率は、昨年12月末現在の全国平均で67.8％と調査開始以来最低を記録している。

熊本県においては、12月末現在で60.3％と全国ワースト９位であり、２月末には77.6％と若干改善したものの、依然として厳しい状況が続いている。

よって、国におかれては、教育、医療、介護等急務を要する分野において雇用を生み出し、能力の開発、再就職の支援、地域における雇用環境の整備に積極的に取り組んでいくとともに、新規中学・高校卒業者については就職求人枠の確保に努め、さらに就職採用に当たっては、性差や障害の有無から不利益が生じない公正で適正な採用選考ルールを確立されるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿
文部科学大臣　　遠　山　敦　子　殿

【議員提出議案第７号】

安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　渡辺　利男　　平野みどり

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書

少子高齢化社会にあって、安心して良質な医療を効率的に受けられるために、医療制度の抜本改革が求められている。しかし、政府は、98年より医療制度抜本改革の公約を先送りし、患者、被保険者への負担増を繰り返してきた。

政府が今通常国会に提出した健康保険法等改正法案は、またもや抜本改革を先送りし、患者、被保険者への負担増が中心の内容となっている。まさに「改革なき負担増」である。

よって、国におかれては、安心と信頼の医療制度を確立されるよう、左記の事項について強く要望する。

記

1　患者が必要とする医療情報の公開、救急体制や小児医療の拡充、手厚い看護体制など、安心・信頼、質の高い医療サービス体制を確立すること。

2　勤労者の健康保険料引き上げ、患者窓口負担二割から３割への引き上げは行わないこと。

3　高額療養費など自己負担限度額の引き上げは行わないこと。

4　老人医療の対象年齢引き上げ、一定以上所得者の１割から２割負担への引き上げは行わないこと。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　井　上　　裕　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第８号】

熊本県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　　園村　敬二
古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　倉重　　剛
島津　勇典　　島田　幸弘
前畑　淳治　　村上　寅美
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

熊本県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本県議会会議規則（平成３年熊本県議会会議規則第１号。以下「会議規則」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の改正）

第２条　会議規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一　会議規則における右方はこの規則による改正後の会議規則（以下「改正後の会議規則」という。）における上方とし、会議規則における上方は改正後の会議規則における左方とする。

二　改正後の会議規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、会議規則における文字の配置とする。

（用字及び用語の整理）

第３条　会議規則中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一　章及び条の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二　号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三　漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。） イ　固有名詞の一部又は全部をなしているもの ロ　熟語の一部をなしているもの	アラビア数字
四　促音として用いられている「つ」	「っ」

（雑則）

第４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附　則

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

【議員提出議案第９号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

右の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　　園村　敬二
古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　倉重　　剛
島津　勇典　　島田　幸弘
前畑　淳治　　村上　寅美
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号２中「企画開発部」を「企画振興部」に改める。

附　則

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

第４節　平成14年度

平成14年６月定例会

【議員提出議案第１号】

「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」の早期制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年６月21日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　村上　寅美
坂本　哲志　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」の早期制定を求める意見書

有明海・八代海では、赤潮の発生や水産資源の減少が依然として続いており、海域環境の悪化が危惧されている。

そのため、本県議会においては、平成13年６月、有明海・八代海環境保全対策小委員会を設置し、当面県として実施すべき事業や国に要望すべき事項等について取りまとめ、同年９月、本会議において提言を行った。この提言を受け、県においては、同年12月、現段階で講ずべき対策を取りまとめた「熊本県有明海･八代海再生に向けた総合計画」を策定した。

現在、本県では、この計画に沿って、有明海及び八代海の再生のための施策を総合的に推進しているところである。

このような状況の中、現在、国会において、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案」が審議されているところである。

よって、国におかれては、同海域の一日も早い再生を図るため、早期制定に万全の措置を講じられるよう強く要望する。

さらに、同法が制定された場合は、「国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生する」という法律の目的を達成するため、有明海及び八代海の現状を十分把握し、潮流の変化及び貧酸素水塊が発生していることを踏まえ、真に実効性のある基本方針の策定、施策の推進のための予算措置等に積極的に取り組まれるよう併せて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　綿　貫　民　輔　様
参議院議長　倉　田　寛　之　様
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　様
農林水産大臣　武　部　　勤　様
国土交通大臣　扇　　千　景　様
環 境 大 臣　大　木　　浩　様

【議員提出議案第２号】

健康保険八代総合病院の存続・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　幸山　政史　　藤川　隆夫
山本　　靖　　島田　幸弘
高野　誠一　　岩中　伸司
荒木　義行　　平野みどり

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

健康保険八代総合病院の存続・拡充を求める意見書

健康保険八代総合病院は、昭和23年に公的医療機関として地域住民の医療及び保健・予防の中核的病院として熊本県八代市に開設された。その後、整形外科、循環器科の新設、さらに人工透析センター、糖尿病センター、胃腸センターの開設と、一貫した専門医療体制の充実に努める一方、救急病院の認定を受け、月間630余名の緊急患者対応に奔走する等県南地域に密着した先進的かつ高度医療の病院として、その重要な役割を果たしている。

しかし、政府が進めている医療制度の抜本改革には「医療保険制度の一元化」や「政府管掌健康保険の統合・再編、民営化を踏まえた組織形態の見直し」さらに同健康保険と密接な関係にある「社会保険病院の見直し」が浮上し、その論議がなされているところである。

このことは、中小企業で働く政府管掌健康保険の被保険者そして地域住民の医療の場をなくすこととなり、地域医療に深刻な影響を及ぼすものである。

よって、国におかれては、本県の県南地域における公的な中核病院である八代総合病院のかかる役割と機能にかんがみ、同病院の存続に向けた特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆 議 院 議 長　綿　貫　民　輔　殿
参 議 院 議 長　倉　田　寛　之　殿
内 閣 総 理 大 臣　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　片　山　虎之助　殿
厚 生 労 働 大 臣　坂　口　　力　殿
行政改革担当大臣　石　原　伸　晃　殿

【議員提出議案第３号】

計画的な道路整備の取り組みと道路特定財源の確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　大西　一史　　篠﨑　鐵男
八浪　知行　　西岡　勝成
吉本　賢児　　河端　俊夫
小杉　　直　　中原　隆博
吉永　和世

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

計画的な道路整備の取り組みと道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活を支える最も基礎的な社会資本であり、特に熊本県においては、交通手段としての自動車の役割が非常に高く、自動車交通は日常生活に欠かせないものとなっている。

このような状況を踏まえ、本県では道路整備を重点施策として推進しているところであるが、その整備水準は全国平均や九州平均と比較しても依然として低い状況にある。

21世紀において、地域の特性を生かした国土の均衡ある発展を図り、真の豊さを味わうことのできる暮らしを実現するためには、高規格幹線道路や地域高規格道路をはじめ、日常生活を支える市町村道路に至る道路網の体系的かつ計画的整備を進めていく必要がある。

このため、本年度で終了する道路整備五カ年計画に続く新たな道路整備に関する長期計画の策定と、これにかかわる道路特定財源の確保が重要である。

よって、国におかれては、地方の実情を酌み取り、国民が等しく豊かな生活を享受するため、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1　道路整備を計画的、継続的に推進するため、新たな道路整備に関する長期計画を速やかに策定すること。
2　国民の生活基盤を支える道路整備の着実な推進を図るため、道路特定財源の確保を図ること。
3　高規格幹線道路網の整備については、今後とも国の責務において着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　塩　川　正十郎　殿
国土交通大臣　扇　　千　景　殿
総務大臣　片　山　虎之助　殿
経済財政担当大臣　竹　中　平　蔵　殿

【議員提出議案第４号】

「森林・林業基本法」に基づく政策・財政の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　松村　　昭　　池田　定行
児玉　文雄　　渡辺　利男
前川　　收

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

「森林・林業基本法」に基づく政策・財政の充実を求める意見書

環境の世紀とも言われる21世紀を迎えた今、我が国土の７割を占める森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止や自然との触れ合いの場の提供など、国民生活に欠かすことのできない役割を果たしており、このような多面的機能の発揮に向け、健全な森林づくり並びに林業・山村地域の振興は喫緊の課題となっている。

折しも、新たに制定された「森林･林業基本法」に基づき、森林・林業基本計画が策定され、循環型社会の実現や林業及び林産業の再建、山村地域の振興に向けた政策が進められようとしている。

しかしながら、輸入外材の急増等に伴う国産材需要の減退や木材価格の極端な下落、担い手の減少・高齢化等による採算性の悪化から、林業生産活動が停滞し、林業経営は危機的状況にある。このまま推移すれば、「森林・林業基本法」の理念である、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展は期し難く、森林を守り育ててきた山村そのものの崩壊や国土の荒廃を招き、さらには国民生活の安定に支障を来すことが憂慮される。

よって、国におかれては、今こそ森林を公共財、環境財と明確に位置づけ、21世紀にふさわしい林政の推進に向けて、下記事項の早期実現に取り組まれるよう強く要望する。

記

1　森林・林業基本計画に即し、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるための森林整備の促進に向けた具体的な施策の充実を図るとともに、地球温暖化対策の最重要施策の一つとして森林の二酸化炭素吸収量3.9％を確保するために必要な林野関係予算を別枠で大幅に拡充すること。
2　外材が81％を占める国内木材需給の現状を、国産材を基軸とした需給に転換し、林業生産活動を活性化させるため、外材輸入抑制対策を早急に講じるとともに、国産材価格の向上に向けた支援策を確立すること。
3　林家の経営意欲を増進し、森林の適正管理を達成できるよう「森林整備地域活動支援交付金制度」の拡充を図るとともに、安定的に林業従事者を確保するために「緊急地域雇用創出特別交付金制度」と連動した中山間地域対策の強化並びにその恒久的実施を図ること。
4　森林の公益的機能を国民が等しく享受していることにかんがみ、上下流の地域住民が一体的に行う森林整備活動を支援するための新たな施策を講じるとともに、森林を対象とした目的税等新税の創設について早急に措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　片　山　虎之助　殿
財務大臣　塩　川　正十郎　殿
農林水産大臣　武　部　　勤　殿
林野庁長官　加　藤　鐵　夫　殿

【議員提出議案第５号】

諫早湾干拓地排水門の開門調査の着実な実施を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　竹口　博己
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

諫早湾干拓地排水門の開門調査の着実な実施を求める意見書

農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会は、昨年12月19日、「諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解」をまとめた。

解釈は「諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えていると想定され、また、開門調査はその影響の検証に役立つと考えられる。現実的な第一段階として２ケ月程度、次の段階として半年程度、さらにそれらの結果の検討をふまえての数年の、開門調査が望まれる。調査に当たって、開門はできるだけ長く、大きいことが望ましい」と提言している。

福岡、熊本、佐賀３県の漁連関係者をはじめ、有明海の再生を願う多くの県民が、早い時期に開門調査が行われるものと期待している。

よって、国におかれては、有明海を再生するために、早期に徹底した原因究明がなされることが肝要であり、諫早湾沿岸地域の防災対策に配慮しながら、委員会の提言を尊重した開門調査を着実に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
農林水産大臣　　武　部　　勤　殿
環境大臣　　大　木　　浩　殿

【議員提出議案第６号】

政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める意見書

政府提案の「武力攻撃事態法案」、「自衛隊法改正案」、「安全保障会議設置法案」の有事関連３法案が国会で審議されている。

法案では、「武力攻撃事態」について武力攻撃が予測されるに至った事態まで想定しているが、有事の概念が際限なく拡大されるおそれがある。また、国民保護にかかわる法政という極めて重要な部分が先送りになっており、いかにして住民の生命・財産を保護するのかが全く明らかでない。

これらの法律が成立すれば、有事の概念が明らかにされないまま、地方公共団体や指定公共機関は国への協力を義務づけられ、また物資の保管命令違反に対する罰則も定められている。各地方公共団体の長からは、十分な審議と説明を求める声が相次いでいる。

さらに、首相の「指示」が実施されないときは、首相が直接に指示を実行させる代位執行権を認めるなど、周辺事態法の規定以外に国の権限を肥大化させることになる。

よって、国におかれては、現在提案されている有事法制関連法案が、憲法で保障されている国民の基本的人権や財産権を侵すおそれが強く、民主主義の本旨にもとるものであり、本法案を撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
防衛庁長官　　中　谷　　元　殿

【議員提出議案第７号】

未就学児の医療費無料化の実現を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　竹口　博己
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

未就学児の医療費無料化の実現を求める意見書

先般、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所から発表された「日本の将来推計人口」によれば、2000年の合計特殊出生率は1.36を記録するとともに、2006年にはさらに1.30にまで低下すると推計している。また、同省の人口動態統計によれば、2001年の新生児数は、前年よりも減少して117万665人、人口千人当たりの出生率も9.3と、過去最低を記録する見通しとなっている。

このように我が国の少子化は年々深刻化し、これ以上の少子化が進行すれば、社会保障制度の安定的運営や経済の持続的成長など、国民生活に深刻な影響を与えることが不可避である。

こうした状況の中において、子育て家庭への支援策の一層の充実を図っていかなければならない。その一環として、現在、すべての都道府県において、乳幼児医療費の助成制度が自治体独自の施策として実施されている。しかし、この助成制度は国の関与しない制度であるため、対象年齢や所得制限の有無をはじめ、支給方法や一部負担金の有無など、自治体によってさまざまに異なる内容となっている。また、その多くは「償還払い」方式であり、制度利用に手間がかかるといった指摘もある。

身体機能が未熟な乳幼児は死亡率も高く、また受療率でも入院、外来ともに小中学生と比べ、治療を受ける機会が多いことから、その医療費が子育て家庭の経済的負担に占める割合は決して小さいものではない。

子供の健康を守るとともに、安心して子供を産み育てられる社会にするためにも、乳幼児医療費の無料化、さらには未就学児までの助成の拡充が、今強く求められている。

よって、国におかれては、医療保険制度における給付率の引き上げや地方自治体における助成措置に対する国の助成を図り、もって未就学児全員を対象とした医療費無料化制度の実現を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第８号】

ＮＰＯ優遇税制の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

ＮＰＯ優遇税制の拡充を求める意見書

国民の価値観が多様化する中で、住民のニーズも多様化し、かつ増大しつつある。こうしたニーズの増大と多様化に対しては、行政のみでは対応することが極めて困難になりつつある。こうした状況の中で、平成10年12月にＮＰＯ法（特定非営利活動促進法）が施行され、この間、７千団体を超えるＮＰＯ法人が誕生した。

また、平成13年10月より、一定の要件を満たして国税庁の認定を受けた、いわゆる認定ＮＰＯ法人について、個人や企業の当該法人への寄附が寄附金控除の対象となる等の優遇税制が導入されることになり、ＮＰＯの活動基盤を支える環境が整備された。

しかしながら、認定ＮＰＯ法人になるための要件は厳しく、これまで認定されたのは６法人にすぎない。

よって、国におかれては、今後、より一層ＮＰＯを育成・支援し、活動しやすい環境整備を図るために、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　優遇税制認定要件の緩和

「総収入に占める受け入れ寄附金総額が３分の１以上」という要件、「寄附金に関する単年度主義」という要件、「複数の市区町村での活動範囲」という要件など現行の認定要件の緩和を行うこと。

2　認定ＮＰＯ法人への優遇措置

認定ＮＰＯ法人の収益事業部門から非収益事業部門への支出を寄附金とみなす、いわゆる「みなし寄附金制度」の導入など税制上の優遇措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財　務　大　臣　　塩　川　正十郎　殿
内閣官房長官　　福　田　康　夫　殿

【議員提出議案第９号】

政治倫理の確立を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

政治倫理の確立を求める意見書

公共事業への介入疑惑など不祥事件が多発していることから、国民の政治に対する信頼回復を目的に、国会議員、地方議員、首長そして国会議員の公設秘書があっせん行為を行い、その対価として報酬を受け取ることを禁じた「あっせん利得処罰法」が平成13年３月１日に施行された。

しかし、国会議員秘書らによる公共事業の口利き事件等の疑惑が新たに生じていることに対し、その再発防止策として、あっせん利得処罰法の適用対象を国会議員の私設秘書にまで拡大する改正案が現在、国会で審議されている。

よって、国におかれては、国会議員やその秘書の自己規律を強く求めるとともに、政治責任の明確化と再発防止のための政治倫理の確立のための下記の事項を内容とする法律を速やかに制定されるよう強く要望する。

記

1　あっせん利得罪の再発防止の強化を図る観点から、国会議員の私設秘書まで対象範囲を拡大した「あっせん利得処罰法の一部改正案」の早期制定を図ること。

2　政治と行政に対する国民の信頼を回復するために、国民に対する説明責任を果たすとともに、不祥事件の再発防止に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　片　山　虎之助　殿
法　務　大　臣　　森　山　眞　弓　殿
経済産業大臣　　平　沼　赳　夫　殿

【議員提出議案第10号】

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）設立条約批准に向けた国内法の整備等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）設立条約批准に向けた国内法の整備等を求める意見書

国際連合において、大量虐殺、侵略行為、人道に対する罪、国際的麻薬犯罪、テロ・人質事件、ハイジャック等を犯した個人を裁くための常設裁判所として「国際刑事裁判所」の設立準備が進められており、その条約発効に必要な60カ国の批准も達成され、現在68カ国が批准し、138カ国が署名を行っている。

これまで国際刑事裁判所としては、93年の旧ユーゴで設立され、また94年にはルワンダに設立するための安全保障理事会決議が採択されている。

常設の国際刑事裁判所設置の意義は、これまでの国際司法裁判所の管轄権が領土問題など国家間の紛争を裁く裁判所であるのに対し、個人の戦争犯罪等を問う初めての国際法廷であることである。そして、このことは違法な戦争・武力行使等への抑止力としても機能することが期待されている。

我が国においては、署名のための内閣の承認、批准のための国会の承認が必要であり、さらに、我が国の国内法の現状においては、主権国家に対する情報提供や犯人引き渡しは可能であるが、国際機関に対する規定は定められておらず、ま

た国内法で適用されない犯罪の容疑者を引き渡すことができない等の問題が生じてくることになる。

よって、国におかれては、国際刑事裁判所設立に向けての国内法の問題を十分に踏まえ、署名に必要な法整備の調整や批准するための法整備を早期に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆　議　院　議　長　　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
総　　務　　大　　臣　　片　山　虎之助　殿
法　　務　　大　　臣　　森　山　眞　弓　殿
外　　務　　大　　臣　　川　口　順　子　殿
国家公安委員会委員長　　村　井　　仁　殿
警　察　庁　長　官　　田　中　節　夫　殿

【議員提出議案第11号】

熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　松村　　昭　　林田　博達
古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　島津　勇典
島田　幸弘　　小早川宗一郎
村上　寅美　　草村　　照
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

熊本県政務調査費の交付に関する条例（平成13年熊本県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第100条第12項及び第13項」を「第100条第13項及び第14項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第12号】

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　松村　　昭　　林田　博達
古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　島津　勇典
島田　幸弘　　小早川宗一郎
村上　寅美　　草村　　照
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成３年熊本県議会会議規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章　補則（第115条）」を

第15章　議員の派遣（第115条）

第16章　補則（第116条）」に改める。

第２条第２項中「事故」を「公務、疾病、出産その他の事故」に改める。

第３条中「招集地に」を削り、「定め」を「定めたときは」に改める。

第13条中「招集地における議員の宿所若しくは連絡所」を「議員の住所（第３条の規定による届出をした者にあっては、当該届出の宿所又は連絡所）」に改める。

第85条第１項中「　、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印」を「及び請願者の住所（法人にあってはその所在地）を記載し、請願者（法人にあってはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改める。

第15章中第115条を第116条とし、同章を第16章とし、第14章の次に次の１章を加える。

第15章　議員の派遣

（議員の派遣）

第115条　法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

２　前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

【議員提出議案第13号】

凶悪犯罪に対する刑罰強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　早川　英明　　小谷　邦治
杉森　猛夫　　前畑　淳治
松村　　昭　　園村　敬二
氷室雄一郎　　中村　博生

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

凶悪犯罪に対する刑罰強化を求める意見書

最近、我が国における全刑法犯の認知件数は、昭和50年以降ほぼ一貫して増加の傾向にあり、平成13年は273万5,612件（前年比12.0％増）の犯罪が発生している。

こういう中で、社会の人々を震かんさせるような凶悪犯罪や、不可解な動機に基づく重大犯罪等が連日のように、マスコミによって報道され、多くの国民が治安の悪化を憂慮する事態となっている。

また、組織的に行われる覚せい剤等の薬物事犯も一回あたりの押収量として戦後最大級の事案が続発しており、一般住

民に及ぼす害悪も確実に広がっているものと考えられる。

さらに、来日外国人による刑法犯も平成２年以降増加し、組織化の傾向がみられ、凶悪な種々の事件を引き起こしている現状である。

このような情勢にあって、県民の安全と平穏が確保されるためには、凶悪犯罪に対する強力な治安体制を確立することはもとより、関係法令の罰則基準等が現在発生している犯罪の防止や抑制する効果が発揮されているとは言い難い状況から、国は断固たる犯罪防止の措置を講ずることは当然の施策である。

よって、国におかれては、以上の実情を十分に踏まえ、国民の安全と平穏を守るため、凶悪犯罪に対する刑罰強化について検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆　議　院　議　長　　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
総　　務　　大　　臣　　片　山　虎之助　殿
法　　務　　大　　臣　　森　山　眞　弓　殿
国家公安委員会委員長　　村　井　　仁　殿
警　察　庁　長　官　　田　中　節　夫　殿

平成14年９月定例会

【議員提出議案第１号】

北朝鮮拉致疑惑問題の全容解明と早期解決を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年９月13日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己　　小杉　　直

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

北朝鮮拉致疑惑問題の全容解明と早期解決を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による日本人の拉致疑惑問題は、事件発生以来20数年が経過した。このうち熊本県出身の松木薫さんは、1980年にスペインのマドリードで消息を絶ち、北朝鮮に連れていかれた疑いがあり、依然としてその真相は明らかとなっていない。その安否を気遣われるご家族からも早期救出の要望書が提出されており、熊本県民としても一日も早い真相解明と早期解決を心から願うものである。

平成14年３月、よど号事件メンバーの妻の刑事裁判において、拉致事件の経過が詳細に証言されてきており、また政府も、警察庁が拉致疑惑と認定している８件11人に加え、松木薫さん等を「行方不明者」と位置づけ、日朝国交正常化交渉等でその消息調査を要請している。

また、松木薫さんを救うための団体・機関の情報収集及び活動から、当人の生存等も徐々に明らかとなってきている。

よって、国におかれては、小泉首相が９月17日に北朝鮮を訪問し、金正日総書記と会談されるが、この拉致疑惑の解決が日朝間の国交正常化の基本的な問題であることを念頭におき、より具体的な交渉に努めるとともに、国際機関との情報の交換やより鮮明かつ立証できる事情聴取等に努める等、あらゆる手法を尽くしてこの事件の全容解明と早期解決に積極的に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
外　　務　　大　　臣　　川　口　順　子　殿
国家公安委員会委員長　　村　井　　仁　殿
警　察　庁　長　官　　佐　藤　英　彦　殿

【議員提出議案第２号】

北朝鮮拉致事件の徹底した真相解明と生存者の早期帰国及び被害者家族への賠償を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年９月19日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己　　坂田　孝志

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

北朝鮮拉致事件の徹底した真相解明と生存者の早期帰国及び被害者家族への賠償を求める意見書

９月17日、小泉首相と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の金正日総書記との会談が行われ、「安全保障面」などで一定の成果が上がったと報道されているところであるが、拉致事件については、本県出身の松木薫さんを含む８人が死亡していることが明らかにされた。

死亡と確認された被害者の御家族の落胆された姿は見るに耐えず、残念無念としか言いようがない。日本国民としても強い憤りを覚えるところである。

金正日総書記は拉致事件について謝罪はしたものの、特殊機関の一部の犯行だったと説明しており、被害者の死因や死亡時期などについての説明はあっていない。拉致の状況や死亡に至った経緯など事実関係の十分な説明が北朝鮮からなされなければ、被害者家族はもとより国民としても納得できるものでなく、拉致事件の解決とは到底言い難い。

小泉首相におかれては、拉致事件の全面解決が日朝間の国交正常化交渉の前提であるという方針を再確認され、徹底した真相究明と生存者の早期帰国、さらに長期間苦しんでこられた被害者家族への賠償を北朝鮮に求められることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
外　　務　　大　　臣　　川　口　順　子　殿
国家公安委員会委員長　　村　井　　仁　殿
警　察　庁　長　官　　佐　藤　英　彦　殿

【議員提出議案第３号】

小中学校の施設改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年10月３日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

小中学校の施設改善を求める意見書

学校施設は児童・生徒の大切な学び舎であるとともに、地震等の不測の事態の避難場所にも指定されているなど、地域の貴重な防災拠点としての役割も担っている。

文部科学省が平成14年７月にまとめた「公立小中学校施設の耐震改修状況調査結果」によると、全体の約66%（８万８千棟）が建築基準法の耐震基準強化がなされた1981年以前に建築されたものであり、そのうち約70%（６万２千棟）が耐震診断を行っておらず、診断を実施した約30%（２万７千棟）のうちの約44%（１万２千棟）が耐震性に問題があることが明らかになった。

また、文部科学省による公立小中学校施設の推定耐震化率は約60%（７万７千棟）に過ぎず、築20年以上の施設が全体の約65%（８万７千棟）を占めるなど、老朽化も深刻であり、子供たちの安全や防災拠点としての安全確保を図るため、耐震化のための補強工事等が求められている。

しかし、一方では国や地方公共団体の財政難から公立学校施設整備費の減少傾向が続き、ここ10年間では児童・生徒の減少率を上回る大幅減少が見られる。

よって、国におかれては、小中学校施設の耐震化対策が緊急の課題であり、そのための立法化やその予算確保を最優先と位置づけ、必要な対策を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
文部科学大臣　　遠　山　敦　子　殿

【議員提出議案第４号】

奨学金制度の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年10月３日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

奨学金制度の充実を求める意見書

我が国の公的奨学金制度は、優れた学生や経済的理由により就学困難な学生に対し、学資の貸与等を行うことにより、人材の育成や教育の機会均等に寄与することを目的に設立されている。

その活動も年々充実しており、日本育英会による奨学金制度は、平成14年度には79万７千人までに拡大され、また平成11年４月にスタートした大学、短大、専修学校（専門学校）等を対象とした新奨学金制度（きぼう21プラン）も平成14年度には約39万２千人までに拡大されている。

こうした中、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理計画」では、同15年に日本育英会の組織を廃止し、より効率的かつ合理的な奨学金制度への見直しが必要であることが決定された。

よって、国におかれては、公的奨学金制度の新しい組織の下で、一日も早い具体的な体制作りに努めるとともに、今後、一層の充実強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
文部科学大臣　　遠　山　敦　子　殿

【議員提出議案第５号】

国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年10月３日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書

我が国は、豊富な温泉資源に恵まれ、温泉地は、古くから疾病の治療・予防、疲労回復及び心身の癒し等に広く活用されるとともに、近年は保養や娯楽・レジャーとして広く活用され、国民の保養基地として不可欠な役割を果たしてきた。

しかし、近年の長引く不況や国民のレジャー観の変化などにより、国民の保養基地としての活力を失い、その疲弊が見られるなど、地域振興の側面からも大きな課題を抱えるに至っている。

このような温泉地の現状を直視し、温泉資源が有する役割と潜在的価値を見直し、国民の保養基地としての役割をさらに大きく発揮させる必要がある。

今、国民の健康増進・疾病予防と医療費抑制が求められているが、温泉療養は健康増進や疾病予防に一定の効果があると言われていることから、温泉資源を幅広くかつ有効に活用すべきである。

そのためには、国民がもっと気軽に温泉地を利用できるよう、温泉地の交通通信網の整備や健康増進施設等の整備、あるいは建物・施設のバリアフリー化を図るなどの措置を講ずる必要がある。

よって、国におかれては、温泉資源の有する顕在的・潜在的価値が十分に発揮できる環境の整備に向けて、温泉利用型健康増進施設の増設、認定要件の緩和に努めるとともに、温泉療法の効能・効果についての科学的調査研究を実施し、温泉療法に対する医療保険の適用を検討するなど、有効な施策を早急に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　片　山　虎之助　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第６号】

介護保険制度の改革を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年10月３日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

介護保険制度の改革を求める意見書

平成12年度からスタートした介護保険制度は、本年度で３年目を迎えたが、介護サービス利用者の着実な増加が示すように、制度の着実な普及と発展が見られる反面、当初懸念されたような問題をはじめ想定外の諸問題などが浮き彫りになりつつある。

最近の介護保険に関する各種調査や地方自治体及び民間介護保険事業者等の意見や要望等から明らかになりつつある問題点とは、以下のように要約される。

第一に、介護保険利用者の施設志向がより顕著になっており、多くの特別養護老人ホーム等の介護保険施設において、入所希望者、入所待機者が激増していること。

第二に、施設利用者の入所長期化が進み、各施設の役割の混在や機能の不明確化が進んでいる。

第三に、施設志向の激増の理由は、要介護者の増加、医療機関からの移動及び介護保険利用の権利意識の向上等があるが、基本的には施設介護と在宅介護間のコストや負担の格差によるものと考えられる。

その他、さまざまな問題点があるが、地方自治体においては施設整備や在宅サービスの充実が直ちに高齢者の保険料に跳ね返ることを懸念しており、次期介護保険事業計画策定に向けて慎重な検討が重ねられている。また、国に対し低所得者対策や介護予防事業の充実強化を望む声が多い。

よって、国におかれては、次の介護保険制度改革を視野に入れ、以下の施策の確立を図られるよう強く要望する。

記

1　施策へのニーズが激増している以上、これに対応する必要があり、痴呆性高齢者グループホームやケアハウスなどを含めた多様な施設の整備を促進すること。そのためのきめ細かな助成を行うこと。

2　在宅介護の充実と家族介護の負担軽減を図る必要があり、そのため在宅介護報酬の改善や過疎地等への特別加算の引き上げ等を図るとともに、ショートステイ及びリハビリ体制の充実と、そのための人材育成を強力に進めること。

3　介護予防の充実を図るとともに、一部の訪問介護利用料が３％となっている軽減策（平成16年度まで）を含め、利用料の10％一律負担から所得に応じた段階的負担にするなど、低所得者の負担軽減の抜本策を講じること。そのための国の助成策を確立すること。

4　国庫負担分の25％のうち調整交付金５％を別枠化し、全体として30％に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第７号】

食品の安全性の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年10月３日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

食品の安全性の確保を求める意見書

昨年９月に発生したＢＳＥ問題を端緒にして、雪印食品等の我が国有数の食品企業による食品表示偽装事件が連鎖的に発生している。

一方、中国からの輸入食品については、冷凍ほうれんそうから有機リン系殺虫剤等の残留農薬が検出されるとともに、健康食品による死亡事件等の健康被害問題が大きな社会問題となっている。

また、国内においては、無登録農薬が全国的に販売使用される事件も発生している。

これらの事件の続発は、食品の表示に対する消費者の信頼を大きく失わせるとともに、食品そのものの安全性に対する不信感を増大させている。

食品の表示と監視は、現在、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法等の複数の法律によってなされているが、そのチェック体制が不十分なため、こうした偽装表示等の発生を許してきた。また、消費者、事業者双方にとってわかりにくい制度となっている。

食品は、国民の生命と健康の維持に不可欠なだけに、その安全性の確保は最優先課題である。国においては、これまでの取組みを深く反省し、消費者の健康保護を最優先に食品安全行政を確立する必要がある。今後、このような虚偽表示、食品の安全性を脅かす行為が二度と発生しないよう国として抜本的な対策を講じるべきである。

よって、国におかれては、食品の安全性を確保し消費者の信頼が確保されるよう、下記の事項に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1　消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための「食品安全基本法（仮称）」を早期に制定し、食品の安全性の強化と信頼できる表示制度の確立を図ること。

2　内閣府に設置予定の「食品安全委員会（仮称）」においては、国民、消費者の代表を参加させるとともに、各省庁の連携と必要な予算の確保を図ること。

3　食品衛生法に基づく基準が未設定の農薬、食品添加物等について、早急に基準を設定するとともに、監視体制の充実強化を図ること。

4　健康被害の原因となる輸入食品や禁止農薬等を使用した輸入食品の検疫体制等を強化するとともに、輸出国に対して是正措置を要請し、健康被害の未然防止等に向けた措置を講じること。

5　消費者にわかりやすい生産情報等を届けるトレーサビリティシステムを積極的に導入すること。

6　農薬取締法の改正に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬使用者に対する規定を新たに設けるとともに、無登録の外国産農薬の輸入禁止、罰則の強化等現場の実態に対応した農薬登録制度となるよう配慮すること。

7　食品の表示制度については、消費者にとって表示がわかりやすいものであることを前提に、表示項目の見直しや情報提供を行うとともに、監視体制の一層の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆　議　院　議　長　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　小　泉　純一郎　殿
厚　生　労　働　大　臣　坂　口　　力　殿
農　林　水　産　大　臣　大　島　理　森　殿
食品安全委員会（仮称）等担当　谷　垣　禎　一　殿
経　済　産　業　大　臣　平　沼　赳　夫　殿

【議員提出議案第８号】

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年10月３日提出

提出者　熊本県議会議員　早川　英明　　小谷　邦治
杉森　猛夫　　前畑　淳治
松村　　昭　　園村　敬二
渡辺　利男　　氷室雄一郎
中村　博生

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が義務教育に必要とする経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としており、我が国の教育制度の重要な根幹をなしている。

しかしながら、政府は義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、昭和60年度から旅費と教材費、平成元年度から恩給費が対象外とされ、さらに平成５年度からは共済費追加費用、退職年金及び退職一時金が一般財源化されてきたところである。

その後、毎年の予算編成において、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費を国庫負担の対象から外し、一般財源化しようとする動きが見られる。

さらに、本年６月17日の地方分権改革推進会議の中間報告においても、国庫負担金の一般財源化や学校事務職員及び学校栄養職員に関する国の関与の見直しなどが提言されている。

このことは、国から地方への財源負担の転換であるのみならず、教育の基本である義務教育の円滑な推進にも多大な影響を及ぼすものと考えられる。

よって、国におかれては、義務教育振興の基本となる現行義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　片　山　虎之助　殿
財　務　大　臣　塩　川　正十郎　殿
文部科学大臣　遠　山　敦　子　殿

【議員提出議案第９号】

私学助成制度の充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年10月３日提出

提出者　熊本県議会議員　馬場　成志　　長瀬　恭祐
倉重　　剛　　小早川宗一郎
児玉　文雄　　竹口　博己
前川　　收　　田上　泰寛
荒木　章博

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

私学助成制度の充実強化に関する意見書

本県の私立学校は、それぞれの建学の精神のもと、常に特色ある教育の実践と新しい時代に対応した人材の育成に努め、本県教育の進展に大きな役割を果たしている。

しかし、経済の長期的低迷や少子化に伴う生徒数の減少から、私立学校の経営基盤はさらに重大な局面を迎えている。

このことから、私立学校振興助成法に掲げる教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減、学校経営の健全化の向上を図ることがより一層重要となっている。

よって、国におかれては、私立学校の我が国の教育に果たしている役割に鑑み、現行の国庫補助制度を堅持するとともに、一層の充実強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　片　山　虎之助　殿
財　務　大　臣　塩　川　正十郎　殿
文部科学大臣　遠　山　敦　子　殿

平成14年12月定例会

【議員提出議案第１号】

地域雇用対策の強化・改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成14年12月19日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

地域雇用対策の強化・改善を求める意見書

本年10月の完全失業率が5.5％と依然として厳しい雇用状況にあり、また、今後の景気回復に対する不透明感も強まっている。さらに、政府の総合デフレ対策の一環としての不良債権処理の加速化が、失業率のさらなる上昇をもたらすということが懸念されている。

一方、政府が平成13年度補正予算において計上した「緊急地域雇用創出特別交付金制度」は、総額3,500億円、平成16年度までの予定で実施されているが、平成14年度見込みで約14万人程度の雇用を生み出すなど、一定の成果を上げているところである。しかし、制度上の制約も多く、その改善が地方自治体にとってより必要となっている。

よって、国におかれては、その制度の改善を含めた地域雇用施策の強化・改善を図るとともに、地域の実情に即した雇用対策を実施するため、下記の事項について速やかに措置されるよう強く要望する。

記

１　緊急地域雇用創出特別交付金を活用するに当たっての６カ月の雇用期間、事業に占める人件費割合80％及び全従業

員に占める失業者割合が４分の３以上の要件を緩和し、地方自治体の活用しやすいものとすること。
2　緊急地域雇用創出特別交付金制度が持続的な雇用や起業につながるよう、介護や環境等の公的サービスを行う民間の起業や地域ビジネスなどを支援する新しい地域雇用支援制度を創設すること。
3　30歳以上60歳未満の非自発的失業者や職業訓練受講者を正社員として雇い入れた場合に支給される「新規・成長分野雇用創出特別奨励金」や、失業情勢が悪化したときに発動される「緊急雇用創出特別奨励金」などの助成制度の充実を図ること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　荒　木　詔　之
衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　塩　川　正十郎　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第２号】

中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成14年12月19日提出
提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書
我が国の経済情勢は、長引く景気低迷により極めて深刻な状況にあり、中小企業の経営環境は悪化の一途をたどっている。
また、企業の倒産も大型化し、中小企業の倒産の増加や金融機関の破綻が相次ぎ、中小企業者の資金調達はますます厳しいものとなっている。
政府の総合デフレ対策に基づく中小企業へのいわゆる貸し渋り対策として、セーフティーネット保証等の対策を着実に実施することは必要不可欠であり、その万全な対策が強く望まれるところである。
よって、国におかれては、厳しい経済状況のもとで懸命に経営努力を続けている中小企業が資金調達に支障を来すことのないよう、下記の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望する。
記
1　依然として厳しい中小企業の資金繰りに対応するため、金融セーフティーネット保証・貸付の拡充を図ること。
2　売掛債権担保融資保証制度の普及・定着を図るため、中小企業者及び金融機関への制度や仕組みに関するＰＲの強化、当該制度の手続の簡素化などを促進し、その利用拡大を図ること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　荒　木　詔　之
衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　塩　川　正十郎　殿
経済産業大臣　平　沼　赳　夫　殿

【議員提出議案第３号】

警察官の増員に関する意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成14年12月19日提出
提出者　熊本県議会議員　早川　英明　　小谷　邦治
杉森　猛夫　　松村　　昭
園村　敬二　　渡辺　利男
氷室雄一郎　　中村　博生
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

警察官の増員に関する意見書
本年度、全国で4,500人の地方警察官増員が認められ、そのうち90人の定数が本県に配分されたところであり、関係当局に対し、県民を代表する熊本県議会として感謝の意を表するところである。
しかしながら、本県の犯罪情勢は、殺人、強盗などの凶悪事件をはじめ、ピッキング用具を使用した窃盗事件、強制わいせつやドメスティックバイオレンスといった女性等が被害者となる事件、さらには少年による悪質、凶悪な犯罪が頻発し、刑法犯認知件数が増加の一途をたどる中で、検挙率が低迷するなど現場警察官の昼夜を分かたぬ努力にもかかわらず極めて憂慮すべき状況にある。
また、増員が図られた本年度にあっても、本県の警察官一人当たりの負担県民人口は666人と、依然として九州第一位で、九州各県の平均574人を大幅に上回り、全国平均542人の約1.2倍という高負担は変わっていない。
加えて、ひったくりなど県民の身近に発生する街頭犯罪等の急激な増加によって、県民の治安に対する不安感はますます増大しているところであり、組織内部における不断の合理化、定数配置の見直し等が限界に達している現況下で、なお一層の警察活動の強化を望む県民の声にこたえるためには、更なる警察官の大量増員が必要不可欠な状況である。
よって、国におかれては、厳しい財政状況下にあるものの、このような本県の実情を勘案し、県民の生活の安全と平穏を確保するため、少なくとも警察官一人当たりの負担県民人口が九州各県平均並みとなるよう本県警察官の増員措置を講じられるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　荒　木　詔　之
衆　議　院　議　長　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　小　泉　純一郎　殿
総　　務　　大　　臣　片　山　虎之助　殿
財　　務　　大　　臣　塩　川　正十郎　殿
国家公安委員会委員長　谷　垣　禎　一　殿
警　察　庁　長　官　佐　藤　英　彦　殿

平成15年２月定例会

【議員提出議案第１号】

ＷＴＯ農業交渉モダリティ確立に関する意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成15年２月20日提出
提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一

竹口　博己　　坂田　孝志
熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

ＷＴＯ農業交渉モダリティ確立に関する意見書

ＷＴＯ農業交渉はモダリティの確立に向けて、極めて緊迫した局面を迎えており、国におかれては、食料安全保障や農業の多面的機能等の非貿易的関心事項を適切に反映させるため、欧州連合等と連携し、多様な農業の共存を基本的目標とする日本提案の実現に向けて最大限の努力を図っておられると認識している。

このような中、２月12日にＷＴＯ農業委員会特別会議の議長から示されたモダリティ第１次案は、関税率の大幅削減や関税割当数量の拡大等、全体として一部の輸出国の主張に偏重した到底受け入れることのできない内容である。

２月14日から東京で開催された非公式閣僚会議においても、欧州連合や日本等は第１次案に一斉に反対し、米国等は一段の自由化を求めて主張が交錯、第１次案は交渉を促進するための「触媒」とされ具体的な進展はなかったが、このことは当然のこととして受けとめている。

よって、国におかれては、今後とも、日本の、引いては本県の農業が維持発展していくためにも、安易に妥協することなく、現実的かつ包括的なモダリティが確立されるべく、下記の事項に毅然とした態度で臨まれるよう強く要望する。

記

１　関税削減については、日本や欧州連合が提案しているＵＲ方式とし、かつ、すべての品目について例外なく関税格差が圧縮されることのないよう、また非貿易的関心事項が適切に反映される内容となるようにすること。

２　国内産地が壊滅的な打撃を受けないよう、関税割当数量については、ＵＲ最終譲許の水準を維持しつつ、かつ関税化の遅れに伴う加重分のミニマムアクセス数量は解消されるようにすること。

３　特別セーフガードは、一定期間を経て廃止されることのないようにするとともに、「季節性があり腐敗しやすい産品」については、特別セーフガード品目に組み込まれるようにすること。

４　国内支持に関する事項については、国内の農業構造改革を促進する観点から、日本提案が受け入れられるよう引き続き努力されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
農林水産大臣　　大　島　理　森　殿
外務大臣　　川　口　順　子　殿
財務大臣　　塩　川　正十郎　殿

【議員提出議案第２号】

障害者施策の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年３月13日提出

提出者　熊本県議会議員　池田　定行　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

障害者施策の充実を求める意見書

今年４月から、脱施設化・地域福祉推進を目指す「新障害者プラン」と、措置から契約へ、障害者の自己決定に基づきサービスを選択する制度である障害者の支援費制度が実施される。

どちらも、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会への参加を推進するために策定、導入されるものである。

しかしながら、障害者の地域での自立生活そのものを脅かすような、支援事業に対する国庫補助金の一般財源化や、当事者不在での突然の方針転換の発表など、この間の国の手法に対して、障害当事者や自治体では、無用の混乱と不安を募らせている。

よって、国におかれては、障害者施策のより一層の充実を図り、支援費制度への円滑な移行を実現させるため、下記の事項について速やかに実施されるよう強く要望する。

記

１　相談支援事業は、障害者の方の地域生活を支援するため、サービスの利用に関する援助を行うもので、支援費制度移行後においては、さらに一層の充実・強化が重要な課題である。「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児(者)地域療育等支援事業」の２事業について、国庫補助金の一般財源化を行うことに対し、関係者の間に大きな動揺を招いている。支援費制度の開始に伴いその役割はますます重要になるため、両事業の充実強化に必要かつ十分な財政措置の保障を行うこと。

２　現在、通学や通勤に対しては、ガイドヘルプの利用が認められていない。このことは、地域における障害者の自立の妨げになっているため、ガイドヘルプの利用制限の緩和等、この状況を解消するための方策を早急に講じること。

３　2003年１月27日の厚生労働省と障害者４団体との交渉で提案された５項目の国庫補助基準に関する考え方に基づき「検討会」を早急に設置し、利用者、自治体の意見を反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第３号】

対イラク、対北朝鮮問題の平和的解決と日本の主体的行動を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年３月13日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　池田　定行
島津　勇典　　小早川宗一郎
村上　寅美　　坂本　哲志

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

対イラク、対北朝鮮問題の平和的解決と日本の主体的行動を求める意見書

イラク、北朝鮮問題は、現在世界中が成り行きを注目している事柄である。

イラクは、1991年４月に国連安全保障理事会が決議した大量破壊兵器等の廃棄を無条件に受け入れたにもかかわらず、

長年にわたり履行しておらず、今回の問題の最大原因となっている。

北朝鮮に至っては、ＩＡＥＡ（国際原子力機関）の職員の国外追放やＮＰＴ（核拡散防止条約）からの脱退をはじめ、相次ぐミサイル発射などで、周辺国に脅威を与えているだけでなく、瀬戸際外交を展開している。

当面イラク問題が焦点となるが、我が国にとってイラク問題への対応が、そのまま北朝鮮への対応と結びついてくるため、特に北朝鮮の恫喝外交に対しての政府の対応は重要となっている。

我が国としては、イラク、北朝鮮に対し、国際ルール、即ち国連の決議や国際法を遵守することを強く求め、平和的に大量破壊兵器をはじめとする現在の問題が解決することに努めなければならない。

一方で、中東に石油の大半を依存している我が国にとって、イラクに対しては我が国の国益を十分に考えた対応をすべきである。同時に、北朝鮮に対しても、我が国の国防にかかわる問題も含んでいるため、慎重に対応しながらも日本としての主体的主張を貫くべきであると考える。

よって、国におかれては、対イラク、対北朝鮮問題に対して第一義的に平和的解決を目指しながらも、対米中口韓欧州関係をにらみながら、我が国としての主体性をもった強い方針で外交を展開されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
外務大臣　　川　口　順　子　殿

【議員提出議案第４号】

米国のイラク攻撃に反対し平和的解決を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年３月13日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

米国のイラク攻撃に反対し平和的解決を求める意見書

米国のブッシュ大統領は、イラクが大量破壊兵器を開発・保有している疑いがあることを理由に、同国への武力攻撃の準備を着々と進めている。既にイラク政府は国連による査察を受け入れ、一応の協力姿勢を示しているが、依然、一触即発の状況が続いている。

イラク政府は直ちに大量破壊兵器の開発・保有という野望を捨て、国際社会の懸念を払拭しなくてはならない。しかし、同国が大量破壊兵器を保有しているという疑いが、米国の先制軍事攻撃を正当化することにはならないこともまた明らかである。国連憲章は侵略を受けた場合に安全保障理事会が適切な措置をとるまでの間の一時的な自衛のため以外、一切の武力行使を禁じている。

米国が実際にイラクを攻撃すれば、イラクの多くの罪なき民衆が傷つくと同時に、中東情勢は一層不安定になるであろう。日本国民の多くは米国のイラク攻撃によって日本の平和と安全、国民生活が脅かされることを強く懸念している。

よって、国におかれては、この問題の平和的解決のため、国際社会が今後も一致団結した行動をとり、大量破壊兵器の全面廃棄に向けて、積極的な外交を展開するなど、最大の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
外務大臣　　川　口　順　子　殿

【議員提出議案第５号】

パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年３月13日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
田上　泰寛　　平野みどり
鎌田　　聡

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を求める意見書

我が国のパート労働者は、2002年には1,200万人を超え、雇用労働者の20％以上を占めている。産業によっては、補助的・定型的労働だけでなく、基幹的業務にも及んでいるように、いまや重要な位置を占めている。

また、パートタイム労働者の７割が女性であり、女性労働者の４割はパートタイム労働者となっている。しかしながら、パートタイム労働者の処遇はフルタイム労働者に比べて格段に低く不安定なものになっており、男女共同参画社会の実現においてもネックとなっている。

1993年には、パートタイム労働法が施行されたが、まだまだ低賃金や不安定雇用などさまざまな問題を抱え、フルタイム労働者との均等待遇改善には至っていない。

また、地方自治体の非常勤・臨時・嘱託等の職員は、その職業形態が正職員と同じであるにもかかわらず、賃金や社会保障の面での格差が存在するものの、パートタイム労働法では適用除外となっている。

これらの問題に関して、国際労働機関（ＩＬＯ）は1994年総会で「ＩＬＯ第175号パート労働条約」を採択した。この条約はすべての短時間労働者に対して、①パートタイム労働は労働者が自由に選択すべきもの、②労働者の権利と労働条件は比較し得るフルタイム労働者と均等とすべきである、との原則を確認している。

よって、国におかれては、パートタイム労働者の待遇改善と男女共同参画社会の実現を期すため、ＩＬＯ175号条約の早期批准を行うとともに、パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第６号】

被用者保険３割自己負担の実施凍結を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年３月13日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　義行　　藤川　隆夫
山本　　靖　　島田　幸弘
高野　誠一　　岩中　伸司
平野みどり

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

被用者保険３割自己負担の実施凍結を求める意見書

医療制度関連法が昨年７月の通常国会で成立し、10月から本年４月にかけて医療費や保険料の負担率が大幅に引き上げられることとなった。

この新しい医療保険制度がスタートすれば、70歳未満の医療費の窓口負担は、現行制度では国民健康保険で本人と家族が３割、会社員、公務員等の被用者保険で本人２割、家族３割であるものが、平成15年４月からは加入保険の別なく自己負担は一律に３割となる。

厚生労働省はこの改革のモデルケースとして、サラリーマンが風邪で診療所に月２回通院した場合、本人の自己負担は1,530円となり、510円の負担増となり、また虫垂炎の手術で７日間入院した場合、自己負担は７万2,530円で、１万9,710円の負担増と試算している。

しかし、 被用者保険のサラリーマン等自己負担額の見直しは、平成９年に１割から２割に引き上げられたばかりであり、今回さらに３割へと引き上げられることは、給与所得者の生活を一層悪化させるばかりでなく、必要な受診を阻害し、病気の早期発見、早期治療を遅らせ、疾病の重症化を招くおそれが懸念されている。

また、平成14年10月から導入された高齢者自己負担の完全定率制では、多種の病気を抱えている高齢者にとって、複数の医療機関への治療費が幾らかかるのかわからないという不安感を抱えた現状にある。

よって、国におかれては、本年４月から実施の被用者保険の３割自己負担を凍結するとともに、高齢者の中でも特に、低所得者の外来での自己負担についても軽減する等の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第７号】

川辺川ダムの建設に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年３月13日提出

提出者　熊本県議会議員　林田　博達　　坂本　哲志
古閑　三博　　山本　秀久
山本　　靖　　児玉　文雄
村上　寅美　　草村　　照
荒木　義行　　馬場　成志
長瀬　恭祐　　築森　　守
松田　三郎

熊本県議会議長　荒　木　詔　之　殿

川辺川ダムの建設に関する意見書

川辺川ダムは、昭和38年から40年まで３年連続して川辺川、球磨川で発生した大規模な水害を契機に、洪水被害から球磨川流域住民の生命及び財産を守るための洪水調節のほか、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給及び発電を目的とする多目的ダムとして建設が進められ、治水、農業振興、電源開発の見地から早期完成が望まれている。

これまで、国、県及び県議会、地元市町村及び市町村議会が一体となって事業を推進してきたが、一昨年11月、市民団体からダムによらなくても球磨川の治水対策は可能とする代替案が県民に向けて発表されたことを受けて、国及び県により住民討論集会の場で論議が行われている。

また、本議会地域対策特別委員会においても、現地視察を行い、事業主体である国土交通省や賛否双方の地元住民の意見も聞いた上で調査、審議を行ってきたところであるが、遊水地、河床掘削等の代替案や森林の保水力に頼った治水対策では、流域住民の生命・財産を守ることは、極めて困難であると思われる。

一方で、水没地を抱える五木村、相良村をはじめとする流域市町村においては、ダム建設を前提とした地域づくりが進められ、特に五木村では、頭地代替地に家屋や公共施設の移転が進んでいるところである。このような状況の中で、流域住民の生命及び財産を守るとともに、水没者の生活再建や水源地域の整備及び水資源の確保による流域の地域産業の発展を図るため、環境対策にいささかも遺漏のないよう万全の措置を講じながら、遅滞なく川辺川ダム事業を遂行する必要がある。

よって、国におかれては、川辺川ダムの事業推進を図るとともに、事業主体として引き続き県民にわかりやすい説明を行い、また五木村の代替地の開発やつけかえ道路の建設など生活基盤整備については、早期完成に向けて万全を期されるよう強く要望する。

併せて、地域の魅力ある環境を後世に残すべく、川辺川、球磨川及び八代海に至る環境改善を図るため、地元行政と一体となって、以下について万全の措置を講じられるよう強く要望する。

1　下水道や集落排水施設の整備について、強力かつ早急な事業推進を図ること。
2　環境保全型農業を促進するとともに、生活排水、農業排水、事業場排水の水質改善に取り組むこと。
3　河川流域及び海域における水産資源の増殖等水産振興策の強力な推進を図ること。
4　将来に向けては、既設ダム等の河川流水の障害物の撤去を含む自然流水域の確保に努力すること。
5　農業用水や球磨川下り等の地域産業に配慮した流下水量の確保を図ること。
6　ダム上流の山林において植林事業の計画的推進を図ること。
7　以上のような地域の環境改善や産業振興策に対しては、国の各機関の連携の上取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　荒　木　詔　之

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿

内閣総理大臣　小泉純一郎　殿
農林水産大臣　大島理森　殿
国土交通大臣　扇千景　殿
環境大臣　鈴木俊一　殿

【議員提出議案第８号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年３月１日提出

提出者　熊本県議会議員　松村昭　林田博達
古閑三博　山本秀久
杉森猛夫　島津勇典
島田幸弘　小早川宗一郎
村上寅美　草村照
鬼海洋一　竹口博己

熊本県議会議長　荒木詔之　殿

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「総務常任委員会　11人」を「総務常任委員会　10人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県議会委員会条例の規定は、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後初めて行われる委員の選任から適用する。

（提案理由）

熊本県議会議員の定数を定める条例の施行に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第５節　平成15年度

平成15年６月定例会

【議員提出議案第１号】

地方税財政制度の「三位一体改革」に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年６月18日提出

提出者　熊本県議会議員　山本秀久　鬼海洋一
竹口博己

熊本県議会議長　西岡勝成　殿

地方税財政制度の「三位一体改革」に関する意見書

現在、国においては、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方について三位一体で検討し、その改革案を取りまとめることとしているが、地方公共団体が真の地方分権を確立するためには、国の関与をできる限り廃止･縮減し、自主財源を充実･確保することが不可欠であり、税源移譲は三位一体の改革の重要な柱となるべきものである。

しかし、今般、地方分権改革推進会議から提出された「三位一体の改革についての意見」は、国庫補助負担金や地方交付税の削減を打ち出す一方で、税源移譲については先送りするなど、国の財政再建に重点を置き、地方分権改革を推進するものとは言えず、三位一体の改革の名に値しないものである。

よって、国におかれては、「三位一体の改革」の取りまとめに当たり、真の地方分権改革を実現するため、地方の実情や意見に十分配慮し、下記事項に留意しつつ、三位一体改革を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1　国から地方への税源移譲は、三位一体の改革の重要な柱となるべきもので、これを先送りすることなく、国庫補助負担金の廃止・縮減及び地方交付税の見直しと一体的に行うこと。

2　税源移譲に当たっては、基幹的税目である個人住民税や地方消費税を充実すること。

3　財源保障機能及び財源調整機能を有する地方交付税制度は、これを堅持すること。

4　国庫補助負担金の見直しに伴う所要財源については、税源移譲等による明確な財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西岡勝成

衆議院議長　綿貫民輔　殿
参議院議長　倉田寛之　殿
内閣総理大臣　小泉純一郎　殿
内閣官房長官　福田康夫　殿
総務大臣　片山虎之助　殿
財務大臣　塩川正十郎　殿
経済財政政策担当大臣　竹中平蔵　殿
経済産業大臣　平沼赳夫　殿

【議員提出議案第２号】

熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　杉森猛夫　船田直大
八浪知行　山本秀久
島津勇典　島田幸弘
荒木詔之　村上寅美
吉本賢児　鬼海洋一
竹口博己　坂本哲志
坂田孝志　平野みどり
城下広作

熊本県議会議長　西岡勝成　殿

熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例

平成15年８月１日から平成16年３月31日までの間における熊本県議会議員に対する報酬月額は、熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の２）第３条第１項の規定にかかわらず、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額から、その額に100分の５を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額とする。

附　則

この条例は、平成15年８月１日から施行する。

（提案理由）

県議会として財政健全化に資するため、熊本県議会議員に対する報酬月額について特例を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

郵便投票制度等の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

郵便投票制度等の改正を求める意見書

平成14年11月28日、在宅療養中のＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）患者が「郵便投票において代筆が認められない現行の選挙制度は法の下の平等に反する」として国家賠償等を求めていた訴訟の判決が東京地裁で下された。判決は原告の訴えを退けたものの、その傍論の中で「原告等が選挙権を行使できる投票制度が無かったことは憲法違反と言わざるを得ない」と指摘した。

また、平成15年２月10日、対人恐怖症で投票所に行けない知的障害者の男性が「郵便投票制度を重度身体障害者に限った選挙制度は憲法違反である」として、国家賠償等を求めた訴訟においても、大阪地裁により判決が下され、原告の訴えは退けられたが、判決の傍論において「現行制度は憲法の趣旨に照らして完全ではなく、在宅投票の対象拡大などの方向で改善が図られてしかるべきものである」と制度改善の努力が求められたところである。

これらの判決に関し、福田官房長官も「投票困難な方々の投票機会を確保することは重要な課題と認識している」と発言している。

我が国の郵便投票制度は、障害のある方や難病の方々、また寝たきりの高齢者やＡＬＳ患者などで投票所へ行くことさえ困難な方々にとって、権利行使への手続が煩雑である上、制度上の不備から投票権の行使が困難な状況にある。したがって、早急に制度上の不備を改善し、こうした方々の政治参加機会の確保を図るべきである。それは民主主義の観点からも重要である。

よって、国におかれては、下記のとおりの法整備を含め所要の措置を早急に講じ、もって投票権の行使の障壁を一刻も早く取り除かれるよう強く要望する。

記

1　障害者や難病者、要介護の高齢者等、郵便投票の対象者の拡大を図ること。
2　ＡＬＳ患者等、自筆が困難な人のために代理投票制度の導入等、投票機会の確保を図ること。
3　現在の郵便投票制度における資格証明や申請手続等の簡素化を図るなど、障害者の方々が容易に投票できるように改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総 務 大 臣　　片　山　虎之助　殿

【議員提出議案第４号】

外国人学校への大学入学資格付与早期実現を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　竹口　博己
熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

外国人学校への大学入学資格付与早期実現を求める意見書

近年、我が国に中長期的に滞在する外国人が増加しており、これら外国人の子弟の多くが日本国内にあるインターナショナルスクールや外国人学校に通学している。彼らが我が国の国立大学などを受験しようとする場合、現在は大学入学資格検定（大検）に合格しなければ入試を受けることができない。

しかし、規制改革推進３ヵ年計画（平成14年３月29日閣議決定）は「インターナショナルスクールにおいて、一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する」と受験資格の弾力化を提案した。

これを受けて今年３月、文部科学省は教育に関する規制緩和の一環として、ＷＡＳＣ（西部地区基準協会）など三つの英米学校評価機関によって認定された欧米系のインターナショナルスクール16校に大学入学資格を認めることとした。一方、中華学校、韓国学校、朝鮮学校などアジア系を中心としたその他の外国人学校17校は除外される形となったため、アジア系学校などの関係者が強く反発したところである。文部科学省が国民に募集して寄せられた意見のうち、96％が「アジア系など他の外国人学校にも認めるべき」としたこともあり、当初の方針を撤回してアジア系学校などにも認める方向で再検討することとなったところである。

能力に応じてすべての人に差別なく教育の場を保障しようとする国際人権規約や子どもの権利条約などの趣旨からいっても、欧米系学校とアジア系学校を差別することは問題であった。

90年代後半から私立大学などは教授会などの決定でアジア系学校の卒業生に受験資格を認めていることから鑑みても、国立大学の対応が遅れていたことは否めない。

よって、国におかれては、日本国内のインターナショナルスクールや外国人学校に通う子どもたちが2004年度の大学入学試験に間に合うよう、早急に具体的な方針を示されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆 議 院 議 長　　綿　貫　民　輔　殿
参 議 院 議 長　　倉　田　寛　之　殿
内 閣 総 理 大 臣　　小　泉　純一郎　殿
文 部 科 学 大 臣　　遠　山　敦　子　殿
規制改革担当大臣　　石　原　伸　晃　殿

【議員提出議案第５号】

ＷＴＯ農業交渉及び自由貿易協定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　篠﨑　鐵男　　中村　博生
古閑　三博　　荒木　詔之
田上　泰寛　　大西　一史
築森　　守　　池田　秀男
松永　真一

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

ＷＴＯ農業交渉及び自由貿易協定に関する意見書

ＷＴＯ農業交渉は、本年９月にメキシコ・カンクンにおいて開催される「第５回ＷＴＯ閣僚会議」を新たな目標として進められているが、我が国の主張が反映されたモダリティとなるよう、これまで以上に、ＥＵやその他フレンズ諸国、並びに開発途上国との連携を強化して、毅然たる態度で臨むべきであると考えている。

また、メキシコ、韓国等と「自由貿易協定」（ＦＴＡ）の検討がなされているが、国内産地においては、農業構造改革を推し進めている最中でもあり、他国間で既に締結されている自由貿易協定にあるように、農畜産物については例外品目を設けるなど、慎重な検討が行われるべきである。

よって、国におかれては、日本の、ひいては本県の農業が維持発展していくためにも、ＷＴＯ農業交渉やＦＴＡ締結に向けての交渉においては、安易に妥協することなく、下記の事項に特に留意して行われるよう要望する。

記

一　ＷＴＯ農業交渉について

1　関税削減については、ＵＲ方式を踏まえ、品目ごとの柔軟性が確保され、例外なく関税格差が圧縮されることのないようにすること。

2　ミニマムアクセス数量については、消費基準年の見直しと関税化の遅れに伴う加重措置の解消が行われるようにすること。

3　特別セーフガードについては、廃止されることのないようにするとともに、「季節性があり腐敗しやすい産品」については、特別セーフガード品目に組み込まれるようにすること。

4　国内支持に関する事項については、国内の農業構造改革を促進する観点から、日本提案が受け入れられるよう引き続き努力されること。

二　自由貿易協定（ＦＴＡ）について

ＦＴＡを交渉する際には、農畜産物は、関税撤廃の例外品目として取り扱われるよう配慮されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
外務大臣　　川　口　順　子　殿
財務大臣　　塩　川　正十郎　殿
農林水産大臣　　亀　井　善　之　殿

【議員提出議案第６号】

米政策改革大綱に基づく新たな水田施策の充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　篠﨑　鐵男　　中村　博生
古閑　三博　　荒木　詔之
田上　泰寛　　大西　一史
築森　　守　　池田　秀男
松永　真一

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

米政策改革大綱に基づく新たな水田施策の充実強化に関する意見書

現在、国において、米政策改革大綱で示された米改革の実施に向け、新たな水田施策の検討が行われているところであるが、米については、国民の主食であることや我が国農業の根幹であることなどから、消費者への安定供給や生産農家の経営の安定を図ることが重要である。

特に、本県は、西日本一の米の生産県として、米の安定供給に大きく寄与するとともに、生産調整の積極的な推進などを通じ、米と園芸作物や工芸作物などを組み合わせた生産性の高い農業経営の確立など、地域の特色を生かした水田農業の展開を行っており、引き続き、こうした取り組みを推進することが、本県農業の持続的な発展にとって不可欠なものである。

また、こうしたことから、米づくりの担い手についても、大規模な米農家は少なく、平坦地域における集約的な複合経営や中山間地域などでの小規模な集落営農が主体であり、今後とも、地域の実態に即した多様な担い手の育成が大きな課題である。

よって、国におかれては、平成16年度からの新たな水田施策の実施に当たり、こうした本県の実情を十分踏まえ、農家や地域が安心して米づくりや水田農業の推進に取り組めるものとなるよう、下記の事項について格別の配慮をされるよう要望する。

記

1　担い手として、集約的な複合経営や集落営農組織を位置づけ、対策の対象となる農家や集落営農の規模要件の緩和など、関連施策の具体化にあっては、地域の実情に即したものとすること。

2　特色ある水田農業の推進をはじめ、円滑な生産調整や米価下落時の農家経営安定が図られるよう、産地づくり推進交付金など関連施策の充実強化と、そのための十分な予算確保を行うこと。

3　産地づくり推進交付金等の配分に当たっては、これまでの生産調整実績等を十分考慮したものとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
農林水産大臣　　亀　井　善　之　殿

【議員提出議案第７号】

日本人拉致事件の早期解決のため、北朝鮮に対して経済制裁を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　小杉　　直　　小谷　邦治
島田　幸弘　　坂本　哲志
中原　隆博　　氷室雄一郎

佐藤　雅司　　池田　和貴
熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

日本人拉致事件の早期解決のため、北朝鮮に対して経済制裁を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件は、発生から四半世紀になろうとしているが、昨年の歴史的な日朝首脳会談の後、５人の拉致被害者が帰国できたもののその家族は未だ１人も帰国できておらず、多くの拉致被害者の消息すら確認できないでいる。また、死亡とされた８人のうち本県出身松木薫さんのものとして返還された遺骨は、鑑定の結果全く別人のものであることが判明し、強い憤りを覚えたものである。

日本の家族が一日千秋の思いで再会を熱望していることを察すれば、早期の真相解明と全面解決が求められており、熊本県議会においても、主体性をもった強い方針で外交を展開されるよう国に要望してきたところである。

しかしながら、我が国の真相解明を求める質問に北朝鮮は何ら返答しないばかりか、公式に「拉致問題は解決済み」と表明するなど、依然として誠意ある交渉に応じようとしないでいる。

よって、国におかれては、膠着した日朝交渉を打開するため、北朝鮮に対して経済制裁を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
内閣官房長官　福　田　康　夫　殿
外務大臣　川　口　順　子　殿
財務大臣　塩　川　正十郎　殿
経済産業大臣　平　沼　赳　夫　殿
国土交通大臣　扇　　千　景　殿

【議員提出議案第８号】

防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年７月２日提出

提出者　熊本県議会議員　小杉　　直　　小谷　邦治
島田　幸弘　　坂本　哲志
中原　隆博　　佐藤　雅司
池田　和貴

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書

我が国の防衛力が果たすべき役割として、自衛隊の主たる任務である我が国の防衛と安全の確保に加えて、大規模災害等各種の事態への対応及びより安定した安全保障環境の構築への貢献が強く求められている。

このような中で、日本近海における武装工作船の出没やイラク戦争の勃発など緊迫した国際情勢の中で、有事法制関連三法の成立やイラクへの自衛隊派遣を可能とするイラク人道復興支援特別措置法、テロ対策特別措置法の改正の国会提出など、我が国における国防の重要性がますます増大している。

現在、防衛庁は、大臣が置かれているものの、組織としては内閣府の外部組織に位置づけられているにすぎず、一方、主要各国では、国防組織は「省」となっている。

我が国を取り巻く厳しい環境の中、国の防衛と安全の基本的な位置づけとして、防衛庁を「省」に昇格し、安全保障や危機管理に的確に対応する体制を構築するとともに、国際的にも積極的な役割を果たしていくことが必要である。

よって、国におかれては、防衛庁の「省」昇格を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　片　山　虎之助　殿
財務大臣　塩　川　正十郎　殿
防衛庁長官　石　破　　茂　殿

平成15年９月定例会

【議員提出議案第１号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　杉森　猛夫　　船田　直大
八浪　知行　　山本　秀久
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア　総合調整局に関する事項

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県部設置条例の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　馬場　成志　　藤川　隆夫
島津　勇典　　児玉　文雄
高野　誠一　　渡辺　利男
岩中　伸司　　城下　広作
守田　憲史

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書

医薬品は、その優れた効能効果とともに副作用被害の危険性を併せ持っている。薬事法に基づく医薬品製造・販売等にかかわる諸規制は、過去の副作用被害事例等の反省に立って築き上げられたもので、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保し、人の生命・健康を守るために必要不可欠な規制となっている。

しかしながら、平成11年３月には一部の製品が医薬品から新医薬部外品とされ、一般小売店での販売が可能とされた。さらに、去る６月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する方針2003」では、平成５年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局、薬店に限らず販売できるようにするとしている。

超高齢化社会を迎える我が国においては、医薬品供給体制は国民の健康や安全をどのようなシステムで支えるかという視点に立って考えるべきであり、国民の健康を犠牲にしてまでも規制の緩和を図ることは断じて容認できない。

よって、国におかれては、利便性、経済性の名のもと、国民の健康で安全な生活が脅かされることのないよう「医薬品の一般小売店における販売」を認めることなく現行の医薬品供給体制を引き続き堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿
行政改革担当大臣　金　子　一　義　殿

【議員提出議案第３号】

安定した公的年金制度の確立を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　馬場　成志　　藤川　隆夫
島津　勇典　　児玉　文雄
高野　誠一　　渡辺　利男
岩中　伸司　　城下　広作
守田　憲史

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

安定した公的年金制度の確立を求める意見書

公的年金制度は、医療保険制度と並び高齢化社会を憂いなく迎え、安心して暮らすための基礎となるものであり、国民の老後の生活を実質的に支える経済的基盤として重要な役割を果たしている。

しかしながら、少子・高齢化の急速な進展、経済の長期低迷と厳しい財政状況、雇用環境の変化など、社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化してきており、国民の公的年金制度に対する不安、不信が急速に高まっている。

政府の社会保障審議会年金部会においては、社会保障改革の方向性として給付水準の見直しを行い、保険料負担については適切に引き上げていく必要があるとしている。また、政府税制調査会においても、公的年金等控除の見直しとともに課税対象を広げる方向での検討を求めているが、具体的な方向性が示されているものとは言い難く、国民の公的年金制度に対する疑念や不安を解消するには不十分であると言わざるを得ない。

健康な国民生活の維持向上はもとより、老後を安心して迎え、活力ある高齢化社会を実現するためには、公的年金制度の安定した運営が不可欠である。

よって、国におかれては、公的年金制度が将来にわたり持続可能で安定的な制度となるよう、基礎年金の国庫負担割合を早急に２分の１に引き上げるとともに、給付水準の確保や保険料負担の軽減、所得税法上の公的年金控除額の維持などについて、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第４号】

学校事務職員及び学校栄養職員等の人件費にかかる財源の確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　船田　直大　　吉永　和世
八浪　知行　　松村　　昭
竹口　博己　　早川　英明
平野みどり　　九谷　弘一
重村　　栄

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

学校事務職員及び学校栄養職員等の人件費にかかる財源の確保に関する意見書

戦後、日本国憲法の下、教育基本法や学校教育法などの重要な教育法令が整備され、教育の機会均等の実現を主な理念とする新しい教育制度が発足したが、教育を重視する国民の熱意や教育関係者の努力に支えられ、昭和30年代前半までには、新たな義務教育制度はほぼ定着し、全国的に一定水準の教育機会が確保されるようになった。

しかしながら、近年、公教育制度の充実、発展に伴い、学校事務の果たす役割は大きく、学校事務職員は教育行政及び学校運営の円滑な推進にとって必要不可欠な基幹職種として定着している。また、学校栄養職員は子どもたちに健全な食生活を身につけさせるために、今後効果的かつ実践的な指導を担う役割がさらに増していくものと予想される。

このような中、経済財政諮問会議は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、学校事務職員・栄養職員について、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で検討を行う方針を示した。

義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員が外された場合、定数配置、労働条件などが自治体財政の差異により不安定化し、子どもたちの学習環境に著しい格差が生じるのは必至であり、教育立県を目指す本県の教育行政及び学校運営に極めて重大な影響を及ぼすことを危惧するものである。

よって、国におかれては、引き続き事務事業が存続するものについては、税源移譲等により所要の財源措置が講じられる必要があることは言うまでもなく、単に国の歳出削減を目的として地方への負担転嫁がなされることがあってはならず、所要の財源が確保され行政水準の確保に支障を来さないように措置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財　務　大　臣　谷　垣　禎　一　殿
文部科学大臣　河　村　建　夫　殿
行政改革担当大臣　金　子　一　義　殿

【議員提出議案第５号】

私学助成制度の充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　小杉　　直　　小谷　邦治
島田　幸弘　　鬼海　洋一
坂本　哲志　　中原　隆博
氷室雄一郎　　佐藤　雅司
池田　和貴

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

私学助成制度の充実強化に関する意見書

本県の私立学校は、それぞれの建学の精神に立脚し、新しい時代に対応した特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、私立学校の経営は、少子化による生徒数の大幅な減少や長引く景気低迷から、従来に例を見ない厳しい状況に直面している。

公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、教育制度の健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第一条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが極めて重要となっている。

よって、国におかれては、私立学校における教育の重要性を認識され、私学に対する財政支援制度を堅持され、一層の充実強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　麻　生　太　郎　殿
財　務　大　臣　谷　垣　禎　一　殿
文部科学大臣　河　村　建　夫　殿

【議員提出議案第６号】

若年者をはじめとした雇用対策の充実強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　義行　　井手　順雄
杉森　猛夫　　村上　寅美
前川　　收　　福島　和敏
松岡　　徹　　小早川宗弘
溝口　幸治

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

若年者をはじめとした雇用対策の充実強化を求める意見書

我が国経済は、バブル崩壊以来、長期にわたり低迷が続いており、雇用情勢についても、完全失業率が５％台で高止まりする中、有効求人倍率も低水準で推移するなど厳しい状況にある。特に、本県では、昨年からの大型店舗の倒産に続き、大手運輸会社が産業再生機構の支援決定を受けるなど、さらに雇用失業情勢の悪化が懸念されるところである。

また、若年者の雇用失業情勢は厳しく、24歳以下の若年者の完全失業率は約10％と全体の２倍以上の高さとなっているほか、フリーターなどに代表される不安定就労者や無業者の増加、新卒就職後も高い離職率を示すなど深刻な状況にあり、このまま放置すれば、中長期的な競争力や生産性の低下等といった経済基盤の崩壊など大きな社会問題を惹起することが懸念される。

このような中、本県においては「熊本県雇用創出対策」を取りまとめ、新たな雇用機会の創出や雇用のミスマッチの解消をはじめとした対策に取り組んでいるが、厳しい雇用情勢が続く中、さらに総合的な対策の充実が求められる。

よって、国におかれては、地域の実情に即した雇用対策の充実と、特に厳しい状況にある若年者に対する支援を一層強化するため、下記の事項に積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

1　創業支援など新たな雇用機会の創出等を図るとともに、各種助成制度の充実により雇用のセーフティネットをさらに拡充すること。
2　地域における独自の雇用創出等への取り組みに対する一層の支援拡大を図ること。
3　在学生からフリーター等に至るまでの若年者に対する雇用対策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　綿　貫　民　輔　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第７号】

警察官の増員に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　船田　直大　　吉永　和世

八浪　知行　　松村　　昭
竹口　博己　　早川　英明
平野みどり　　九谷　弘一
重村　　栄

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

警察官の増員に関する意見書

地方警察官の緊急増員に当たっては、本県に対し昨年度90人、本年度50人の計140人の定数が配分されたところであり、関係当局に対し、県民を代表する熊本県議会として感謝の意を表するところである。

しかしながら、本県では、増員が図られた後も、警察官一人当たりの負担県民人口は654人と、依然として九州第１位であり、九州各県の平均561人を大幅に上回っているほか、全国平均535人の約1.2倍という高負担状況にある。

本県の犯罪情勢を見ると、刑法犯認知件数が３年連続で過去最悪を更新する中、検挙率が過去最低の水準に低迷するなど極めて憂慮すべき状況にある。

特に、ひったくり、乗物盗、器物損壊などの街頭犯罪や空き巣狙いをはじめとする住宅等への侵入犯罪など、県民の身近なところで発生する犯罪が多発しており、県民の治安に対する不安感はますます増大し、パトロール等犯罪の未然防止活動のさらなる強化を求める声が一段と高まってきている。

県警察では、これら県民の要望に的確にこたえていくため、組織内部における徹底した業務の合理化、定数配置の見直し等を積極的に推進するとともに、現場警察官が昼夜を分かたぬ懸命の努力を重ねているものの、犯罪の増加傾向に歯止めがかからず、その業務負担は深刻な状況になっている。

よって、国におかれては、厳しい財政状況下にあるものの、さきに警察庁から示された「緊急治安対策プログラム」に基づく諸施策を早急に実現されるよう特段の配意をされるとともに、このような本県の実情を勘案し、県民の生活の安全と平穏を確保するため、少なくとも警察官一人当たりの負担県民人口が九州各県平均並みとなるよう、本県警察官の増員措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆　議　院　議　長　　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
総　　務　　大　　臣　　麻　生　太　郎　殿
財　　務　　大　　臣　　谷　垣　禎　一　殿
国家公安委員会委員長　　小　野　清　子　殿
警　察　庁　長　官　　佐　藤　英　彦　殿

【議員提出議案第８号】

来日外国人及び少年をはじめとする凶悪犯罪に対する取組み強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　山本　秀久
島津　勇典　　倉重　　剛
吉本　賢児　　松村　　昭
坂田　孝志

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

来日外国人及び少年をはじめとする凶悪犯罪に対する取組み強化を求める意見書

最近の治安情勢は、刑法犯の認知件数が全国では７年連続、本県でも３年連続して過去最悪を更新するなど、犯罪の増加傾向に歯止めがかからない状況にある。

とりわけ、中国人をはじめとする来日外国人による凶悪犯や組織窃盗事件が増加し、本年７月の本県における中国人グループによる連続窃盗事件の検挙の例にも見られるとおり、全国に拡散する傾向が顕著である。さらに、少年非行の凶悪化、粗暴化が深刻な問題であり、ひったくり等街頭犯罪の検挙人員に占める少年の割合が７割を超え、最近では沖縄県の中学生集団リンチ殺人事件、長崎県の中学生による幼児誘拐殺人事件等近県において少年の凶悪犯罪が発生し、国民の不安感を増大させるなど、少年による犯罪は極めて憂慮すべき状況が続いている。

財団法人社会安全研究財団が実施した「犯罪に対する不安感等に関する世論調査」によると、四割を超える国民が自らが犯罪被害に遭遇するのではないかという不安を感じており、国民は、安全で安心して暮らせる社会の実現を強く望んでいる。

このような情勢の中にあって、国民の不安感を早急に取り除くためには、身近で発生する犯罪を徹底的に防止していくことが喫緊の課題であり、警察、自治体、学校、国民、企業、民間ボランティア等が一丸となって治安強化の諸対策を推進することが求められている。

よって、国におかれては、来日外国人及び少年をはじめとする凶悪犯罪の防止のため、刑事処分可能年齢の再引下げ等刑罰強化の検討について強く要望する。併せて、国民の犯罪防止意識を高めるとともに、住民自らが参加する防犯システムの構築など、国民挙げての運動を強力に展開されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆　議　院　議　長　　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
総　　務　　大　　臣　　麻　生　太　郎　殿
法　　務　　大　　臣　　野　沢　太　三　殿
文　部　科　学　大　臣　　河　村　建　夫　殿
国家公安委員会委員長　　小　野　清　子　殿
警　察　庁　長　官　　佐　藤　英　彦　殿

【議員提出議案第９号】

日米地位協定の見直し等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

日米地位協定の見直し等に関する意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により27都道府県に米軍基地が所在しているが、米国軍人や軍属等による事件・事故は、国民生活に甚大な影響を及ぼしている。

これらのさまざまな事件・事故から国民の生命・財産と人

権を守り、国民の福祉を向上させるためには、アメリカ合衆国軍隊の活動及び軍隊構成員等の法的地位等について規定している現行の日米地位協定を見直す必要がある。

これに対し、政府は、その時々の問題について日米地位協定の運用の改善で臨むとし、米軍は、事件・事故が発生するたびに再発防止、綱紀粛正、軍人等の教育等の対策を講じるとしている。

しかしながら、その後も事件・事故が相次いで発生していることを鑑みれば、もはや運用の改善のみではそれらの根本的な解決は望めず、日米地位協定を見直す時期に来ている。

よって、国におかれては、日本国民の生命・財産と人権を守る立場から、事件・事故が起きないような措置を講じ、起きた場合にあっても速やかな解決が図られるよう、米国軍人等に係る事件・事故の根絶に全力で取り組むとともに、日米地位協定の見直しを早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆　議　院　議　長　　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
法　　務　　大　　臣　　野　沢　太　三　殿
外　　務　　大　　臣　　川　口　順　子　殿
防　衛　庁　長　官　　石　破　　茂　殿
沖縄及び北方対策担当大臣　　茂　木　敏　充　殿

【議員提出議案第10号】

遺伝子組換え食品の表示義務化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

遺伝子組換え食品の表示義務化を求める意見書

遺伝子組換え食品の国際的な広がりや新しい食品の開発の進展を受け、国においては、平成13年４月からその安全性審査を法的に義務づけ、安全性未承認のものが国内で流通しないよう対策を講じられ、遺伝子組換え食品の表示については、国内流通が認められた農産物と、当該農産物を原材料とする加工食品が義務表示とされている。

しかし、組み換えられたＤＮＡ又はこれによって生じたタンパク質が残存しないしょう油、大豆油、コーン油等については表示義務がなく、また、原材料としての遺伝子組換え農産物が一定量に達しない場合にも表示義務がないことなどから、消費者の中には遺伝子組換え食品をなお不安とする声もある。

食品の表示は消費者が食品を選択する唯一の手段であることから、消費者の立場に立ったわかりやすい情報の提供が望まれる。

よって、国におかれては、消費者の食品を選択する権利を保障するため、すべての遺伝子組換え食品について表示の義務づけを行い、消費者の不安を早急に取り除かれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆　議　院　議　長　　綿　貫　民　輔　殿
参　議　院　議　長　　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
厚　生　労　働　大　臣　　坂　口　　力　殿
農　林　水　産　大　臣　　亀　井　善　之　殿
食品安全担当大臣　　小　野　清　子　殿

平成15年11月定例会

【議員提出議案第１号】

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年12月11日提出

提出者　熊本県議会議員　杉森　猛夫　　船田　直大
八浪　知行　　山本　秀久
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成３年熊本県議会会議規則第１号）の一部を次のように改正する。

第54条に次の１項を加える。

３　議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

第105条第２項本文中「３日」の次に「（県の休日を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

質疑の解釈に疑義を生じないよう規定を整備するとともに、懲罰動議の提出期間から県の休日を除くため規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

品種育成者の権利を侵害する「ひのみどり」畳表の輸入差し止めを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年12月11日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己　　中村　博生

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

品種育成者の権利を侵害する「ひのみどり」畳表の輸入差し止めを求める意見書

本県はいぐさの全国作付面積の約９割を占める日本一の産地として発展してきたが、近年、景気の低迷による畳表需要の減少に加え、中国からの畳表の輸入増加により、作付面積及び生産農家が激減し、農家経営や地域経済に深刻な影響を与えている。

このため、産地の構造改革の柱として、県が10年の歳月をかけて開発した優良品種「ひのみどり」の普及拡大を図っているところである。

しかしながら、今年中国産とされる畳表をＤＮＡ鑑定した結果等から、県が種苗法に基づき品種登録した「ひのみどり」が中国で生産され、日本へ輸出されるおそれがあることが判明した。

関税定率法において育成者権侵害品は輸入禁制品とされており、「ひのみどり」畳表が国内へ輸入されないよう、県は12月２日、税関に対して輸入差し止めの申し立てを行ったところである。

依然として、いぐさは県農業においても主要な地域特産作物であり、また、い業は地域経済を支える産業として重要な役割を果たしているが、万一中国産の「ひのみどり」畳表が大量に違法輸入されることになれば、大きな打撃を被り、産地が壊滅することは明らかである。

よって、国におかれては、本県の実情を十分に勘案され、以下の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

1　申し立ての受理後、速やかにすべての輸入畳表の調査を行われること。
2　疑義畳表が発見された場合、円滑に認定を行われるとともに、厳格な措置を講じられること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財 務 大 臣　　谷　垣　禎　一　殿
農林水産大臣　　亀　井　善　之　殿
経済産業大臣　　中　川　昭　一　殿

【議員提出議案第３号】

ＩＬＯ第175号条約及びＩＬＯ第111号条約の早期批准を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年12月11日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

ＩＬＯ第175号条約及びＩＬＯ第111号条約の早期批准を求める意見書

我が国のパート労働者は、2002年には1,200万人を超え、雇用労働者の20％以上を占め、今や重要な位置を占めており、厚生労働省の審議会でパート労働者の均等待遇確保について審議が行われている。

ＩＬＯは1994年総会で「ＩＬＯ第175号パート労働条約」を採択した。

ＩＬＯ第175号条約は、すべての短時間労働者に対して、①パートタイム労働は、労働者が自由に選択すべきもの、②労働者の権利と労働条件は、比較し得るフルタイム労働者と均等とすべきであるとの原則を確保している。

また、ＩＬＯ第111号条約は、雇用及び職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないことを規定したもので、条約批准国は、差別待遇廃止のための政策をとることを義務づけている。

よって、国におかれては、下記の施策を講じられるよう強く要望する。

記

1　パートタイム労働者及び有期契約労働者の均等待遇を確保する法制定を行うこと。
2　ＩＬＯ第175号条約の早期批准を速やかに行うこと。
3　ＩＬＯ第111号条約の早期批准を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第４号】

イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年12月11日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
平野みどり

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書

政府は、イラク復興支援特別措置法に基づき、12月中旬以降、順次自衛隊をイラクに派遣しようとしている。そればかりか、政府職員や民間人などのいわゆる文民もバグダッドなどイラク都市部に派遣する方針と言われている。

この数ヵ月で、イラクの事態は大きく変わっている。テロ攻撃で現地本部を爆破された国連は外国人スタッフを撤退させ、赤十字国際委員会もバグダッドなど一部事務所を閉鎖した。シーア派の指導部を狙った爆弾テロで80人以上が死亡したと言われる「戦争終結後最大のテロ」以降も、アメリカ軍のヘリコプターに対する攻撃などにより、連日のように多数の犠牲者が出ている。11月29日、ついに日本人外交官２人が、イラク復興支援会議に向かう途中、ティクリートで襲撃を受け、殺害された。自衛隊の派遣先に想定されているイラク南部では、イタリア軍の駐屯地が自爆攻撃の標的にされている。このような状態の中で、イラクから撤退したり、派遣の見送りを決める国も出ている。

イラク復興支援特別措置法は、内閣総理大臣と防衛庁長官に派遣部隊などの安全確保への配慮を義務づけている。もとより、イラクへの自衛隊の派遣は、戦争への参加ではなく、「戦後復興支援」である。したがって、「非戦闘地域」への派遣を前提としているが、イラクの現状は、むしろ「戦争が継続している状態」とさえ言われている。

よって、国におかれては、イラクへの自衛隊や政府職員、民間人の派遣を行うことなく、国連を中心にしたイラク復興のために真摯な努力を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
外 務 大 臣　　川　口　順　子　殿
防衛庁長官　　石　破　　茂　殿

【議員提出議案第５号】

諫早湾潮受堤防排水門を開けての中・長期開門調査を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成15年12月11日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　村上　寅美
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

諫早湾潮受堤防排水門を開けての中・長期開門調査を求める意見書

本県においては、有明海の再生に関して、徹底した原因究明の調査と再生のための方策の樹立、実行を求めてきた。

平成13年12月、農林水産省の有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会は、諫早湾干拓潮受堤防排水門を開放しての短期・中期・長期の開門調査実施を提言され、開門はできるだけ長く、水位変動はできるだけ大きくとしている。

また、中・長期開門調査を「有明海再生の方途を見出すための調査」「諫早湾干拓事業が有明海全体の環境に与えた影響を検証するための調査」と位置づけしており、真の有明海再生への方途を見出すためには、排水門を開けての中・長期開門調査は、避けて通ることはできないものである。

しかしながら、中・長期開門調査検討会議及び同専門委員会における審議のあり方に対して、有明海の再生を願う県民は、大きな不安と危機感を抱かざるを得ない状況にある。

よって、国におかれては、有明の海を後世に引き継ぐために、また、有明海沿岸漁業者と有明海の恵みを受ける多くの関係者の生活の安定のために、ぜひとも諫早湾干拓排水門を開けての中・長期開門調査の実施を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆　議　院　議　長　　河　野　洋　平　殿
参　議　院　議　長　　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
農　林　水　産　大　臣　　亀　井　善　之　殿
環　　境　　大　　臣　　小　池　百合子　殿
水　産　庁　長　官　　田　原　文　夫　殿
農林水産省農村振興局長　　太　田　信　介　殿
農林水産省九州農政局長　　大　串　和　紀　殿

平成16年２月定例会

【議員提出議案第１号】

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年２月20日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己　　篠﨑　鐵男

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書

本年１月、山口県で発生が確認された高病原性鳥インフルエンザの終息が図られる直前の２月17日、大分県九重町で新たに愛玩用チャボで鳥インフルエンザが確認され、本県においても６町村が移動制限措置の対象となり、関係農家に大きな衝撃を与えた。

また、食をめぐるこれまでの一連の問題により、県民の食への信頼は大きく揺らいでおり、今回の鳥インフルエンザ問題は、食に対する不安をさらに高めることとなったところである。

この問題については、家畜伝染病予防法に基づく国家防疫の観点から、国の全責任において法改正を含め所要の対策が講じられるべきであり、抜本的かつ恒久的な支援策が求められる。

よって、国におかれては、関係農家等の経営安定を図るとともに、国民の健康や消費生活への不安を払拭するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

１　防疫対策の強化並びに新たな発生の未然防止のため、感染ルートの早期解明を行うこと。

２　移動制限区域内の関係農家が、安心して経営が継続できるよう、また蔓延防止対策に協力できるよう、関係農家の損失に対する支援や防疫負担軽減が図られる支援制度を確立すること。

３　風評被害防止のため、国においても、国民に対する啓発の強化を行うなど、所要の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆 議 院 議 長　　河　野　洋　平　殿
参 議 院 議 長　　倉　田　寛　之　殿
内 閣 総 理 大 臣　　小　泉　純一郎　殿
厚 生 労 働 大 臣　　坂　口　　力　殿
農 林 水 産 大 臣　　亀　井　善　之　殿
国家公安委員長　　小　野　清　子　殿

【議員提出議案第２号】

天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　八浪　知行　　高野　誠一
山本　秀久　　杉森　猛夫
倉重　　剛　　島津　勇典
島田　幸弘　　荒木　詔之
児玉　文雄　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　大西　一史
堤　　泰宏　　城下　広作
福島　和敏

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成16年３月31日天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町を廃し、その区域をもって上天草市を設置することに伴う上天草市並びに天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町及び同郡栖本町の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第15条第１項の規定により、同日から同日以後初

めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

1　この条例は、平成16年３月31日から施行する。

2　この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、施行日後に行われる市町村の合併により郡市の区域に変更を生ずる場合には、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

（提案理由）

平成16年３月31日に天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町が合併することに伴い、上天草市並びに天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町及び同郡栖本町の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　荒木　詔之
松村　　昭　　村上　寅美
前川　　收　　田上　泰寛
早川　英明　　坂田　孝志
馬場　成志　　大西　一史
藤川　隆夫　　城下　広作

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例

（目的）

第１条　この条例は、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、計画の策定段階から議会が積極的に役割を果たし、もって、議会と知事その他の執行機関が県民に対する責任を共に担いながら、わかりやすく、自主性に富んだ県行政を推進することを目的とする。

（議決すべき計画）

第２条　県行政に係る計画（その策定手続が法令又は他の条例の規定により定められているものを除く。）のうち次に掲げるものを策定し、又は変更することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項の規定に基づき、議会の議決すべき事件とする。

（１）　県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に定める計画

（２）　県行政の各分野における基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を体系的に定める計画（特定の地域を対象とするものを除く。）であって、計画期間が５年以上であるもの

（議会の議決）

第３条　知事その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるときは、この限りでない。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、平成16年４月１日から施行し、同日以降に策定される計画の策定又は変更について適用する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に策定されている計画のうち次に掲げるものを変更しようとするときは、当該計画はこの条例の施行の日に策定されたものとみなし、第３条の規定を適用する。

（１）　熊本県総合計画　パートナーシップ21くまもと
（２）　熊本県科学技術振興指針
（３）　熊本県総合情報通信高度化プラン
（４）　熊本県水資源総合計画
（５）　熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画
（６）　くまもと21ヘルスプラン
（７）　くまもと子ども未来プラン
（８）「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画
（９）　熊本県小売商業振興指針
（10）　熊本県工業振興ビジョン
（11）　熊本県労働行政プラン
（12）　熊本県農業計画
（13）　熊本県森林・林業・木材産業基本計画
（14）　熊本県水産業振興基本構想21
（15）　熊本県景観整備基本計画
（16）　熊本県就学前教育振興「肥後っ子かがやきプラン」
（17）　くまもと青少年プラン

（熊本県環境基本条例の一部改正）

3　熊本県環境基本条例（平成２年熊本県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「及び基本計画」を削り、同条に次の１項を加える。

4　基本計画は、熊本県環境審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（提案理由）

地方自治法第96条第２項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等について議会の議決すべき事件とするため、条例を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【議員提出議案第４号】

郵政事業民営化に当たっての意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　小杉　　直　　小谷　邦治
島田　幸弘　　鬼海　洋一
中原　隆博　　氷室雄一郎
佐藤　雅司　　池田　和貴

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

郵政事業民営化に当たっての意見書

日本郵政公社は、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の各業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的として、平成15年４月に国営の新たな公社として発足した。

明治４年の郵便創業以来、全国で約２万4,700局、本県で569九局に及ぶネットワークを通じて、郵政事業は、都市部を初め中山間地域にあまねく公平なサービスを提供し続けており、地域にあっては郵便局は住民の交流の場としても活用され、住民生活の安定と福祉の増進に大いに寄与している。特に、全国に比べて22.8％と高齢化率が高い本県においては、住民票の交付など行政のワンストップサービスの提供にとどまらず、39市町村において高齢者等への生活状況確認サービスが行われるなど、県民生活のセーフティーネットとしての機能をも果たしている。

しかるに、平成15年10月に開催された政府の経済財政諮問会議において、郵政民営化の検討に当たっての基本原則が示され、平成16年秋頃には最終報告が予定されており、また、小泉内閣総理大臣はさきの施政方針演説で、平成17年に改革法案を提出することを明らかにした。

競争原理に基づいた民営化が実施されれば、不採算地域においては郵便局の廃止や各種料金の値上げも想定され、ユニバーサルサービスの確保が困難になるなど住民生活に大きく影響することにもなりかねず、構造改革の名のもとに行われようとしている民営化には反対をせざるを得ない。

よって、国におかれては、郵政事業の民営化の検討を行うに当たっては、郵政事業が地域において果たしている役割の重要性にかんがみ、サービスの充実、利便性の確保など、諸機能の発揮が十分なされる方向で検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
内閣官房長官　福　田　康　夫　殿
総務大臣　麻　生　太　郎　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
経済財政政策担当大臣　竹　中　平　蔵　殿

【議員提出議案第５号】

教育基本法の早期改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　船田　直大　吉永　和世
八浪　知行　松村　昭
早川　英明　九谷　弘一
重村　栄

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

教育基本法の早期改正を求める意見書

昭和22年に制定された教育基本法は、学校教育制度を初めとする教育諸制度を確立し、国民の教育水準の向上など、我が国社会の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、社会経済情勢が大きく変化しているにもかかわらず、制定以来一度も改正されていないことから、青少年の凶悪犯罪、学校崩壊やいじめ、不登校問題、家庭や地域社会における教育力の低下、さらには学力の低下など、教育は多くの課題を抱え、教育の改革は今や国民的課題となっている。

こうした中、昨年３月に中央教育審議会は、文部科学大臣に対して、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、教育基本法の改正に当たっての視点や方向性を示している。

今こそ、教育の再建に向け、次代を担う青少年の健全育成を図り、国際社会でも認められる日本国民のあり方を真剣に考え、新たな時代の教育の方向性を明確にする必要がある。

よって、国におかれては、一日も早く教育基本法改正案を国会に上程の上徹底した論議を行い、教育基本法の早期改正を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
文部科学大臣　河　村　建　夫　殿

【議員提出議案第６号】

地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　馬場　成志
古閑　三博　山本　秀久
荒木　詔之　吉本　賢児
田上　泰寛　中原　隆博
荒木　義行　平野みどり
堤　泰宏　氷室雄一郎
藤川　隆夫　松田　三郎
永田　昂生　松永　真一
溝口　幸治

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書

本県では、平成12年度に「財政健全化計画」を策定し、職員給与の削減、公共事業の大幅削減等の大幅な歳出抑制を行うとともに、税収及び税外収入の確保に努めるなど、県民の理解を得ながら、県を挙げて財政の健全化に取り組んできた。懸命の取組みの結果、県独自で取り組むことができる事柄については、一定の成果を得つつあるところであった。

しかし、「三位一体の改革」の平成16年度の取組みにより、本県では、300億円を優に超える一般財源の減少を強いられることとなった。これは、県民各位の協力によって進められてきた財政健全化の取組みを水泡に帰せしめるものである。

また、国庫補助負担金の見直しに伴う税源移譲が不十分な中で地方交付税等を大幅に削減することは、国民への基本的な行政サービスの安定的提供を保障する地方交付税制度の根幹を揺るがし、県民生活へ多大な影響を及ぼすことが懸念されるところである。

「三位一体の改革」の平成16年度の取組み内容を総括すれば、国庫補助負担金の根拠不明な１兆円という廃止・縮減と不十分な税源移譲、また、地方交付税と臨時財政対策債の唐突かつ大幅な削減というものであり、「三位一体の改革」が目指すべき地方分権の実現には程遠い内容である。

また、国は現行行財政システムの中で、効率化すべき事務・事業や削減できる経費の精査を進めているとは到底言い難く、国民の理解は得られていない。職員の給与費削減につい

ても人事院の勧告分にとどまり、自主的な削減努力はなされていない。国の財政再建に当たっては、地方団体や国民へ単なる負担転嫁をすることなく、率先して自らの行財政改革に取り組むべきである。

以上のことから、国におかれては、「三位一体の改革」が真の地方分権を実現する改革となるよう、下記事項に十分留意され、今後の改革を進められることを強く要望する。

記

1 「三位一体の改革」は、地方分権の実現に資する改革とすること。

このため、国と地方の役割分担を明確化し、地方の歳出規模と地方税収入との乖離を縮小するための地方税源の充実・強化を図ること。

2 地方交付税等の削減規模、廃止・縮減される国庫補助負担金の内容及び税源移譲の規模といった「三位一体の改革」の全体像及び工程を速やかに示すこと。

また、取組み内容の決定に当たっては、地方の意見や実情を十分に反映させるとともに、事前に地方と十分に協議を行うこと。

3 国庫補助負担金の改革に当たっては、まず、国と地方の役割分担のあり方を見直し、地方の裁量権の拡充につながらない廃止・縮減や補助率の引き下げ、公共事業関係事業費の一律削減は行わないこと。

4 地方への税源移譲に当たっては、地方消費税や個人住民税の基幹税の充実により行うとともに、国庫補助負担金の廃止・削減の規模に見合った額を移譲すること。

5 地方交付税の改革に当たっては、地方交付税制度が有する財源保障機能及び財源調整機能の意義を十分に踏まえること。

また、国の財政再建を優先して地方交付税等を一方的に削減するのではなく、国がまず率先して、国民の理解を得られるような行財政改革に取り組むとともに、住民に直結したサービスを担う地方の行財政運営を保障するに足る地方交付税等の財源を確保することによって、安定的かつ計画的な住民サービスができるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆　議　院　議　長　河　野　洋　平　殿
参　議　院　議　長　倉　田　寛　之　殿
内　閣　総　理　大　臣　小　泉　純一郎　殿
内　閣　官　房　長　官　福　田　康　夫　殿
総　　務　　大　　臣　麻　生　太　郎　殿
財　　務　　大　　臣　谷　垣　禎　一　殿
経済財政政策担当大臣　竹　中　平　蔵　殿

【議員提出議案第７号】

イラクへ派遣された自衛隊の即時撤退と追加派遣中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

イラクへ派遣された自衛隊の即時撤退と追加派遣中止を求める意見書

石破防衛庁長官は、2004年１月26日、イラク特措法に基づき陸上自衛隊本体と海上自衛隊に対し、イラクへの派遣命令を行った。２月３日に陸上自衛隊施設部隊がイラクに向けて出発、２月16日には海上自衛隊が横須賀市の海自横須賀基地を出港した。現在自衛隊はイラクでの活動を続けているところである。

今回のイラク派兵は、イラクにおける自衛隊の武力行使を容認することにつながるものであり、国際紛争を解決するための武力行使及び他国領土における武力行使を禁じた憲法と相入れないものである。米英によるイラク侵攻においては、国連憲章に反するばかりか、デビッド・ケイ前ＣＩＡ特別顧問が米上院軍事委員会の公聴会で、開戦前にイラクには大量破壊兵器がなかったと証言するなど、その大義・正当性が失われていることは明らかである。自衛隊の活動は、そのような大義・正当性の失われた侵攻後の占領政策に対する協力そのものである。

現在イラクでは、米兵やイラク市民に対する無差別なテロ行為が連日のように発生し、自衛隊の派遣先であるサマワ市においても２発の迫撃弾が打ち込まれるなど、その治安は依然として危険な状態にある。米軍も認めるとおり、イラクは戦争状態にあり、その全土が戦闘地域であり、安全な非戦闘地域などが存在しないことは明らかである。

イラクへ自衛隊を派遣したことは、「自衛隊等の対応措置は非戦闘地域において実施し、武力による威嚇または武力行使に当たるものであってはならない」としたイラク特措法の原則からも逸脱しており、決して許されることではない。

このような状態下で派遣された自衛隊は、米軍の協力者としての攻撃目標となり、自衛隊員が死傷する事態、自衛隊員がイラク国民に対して武力行使をせざるを得ない事態が発生する危険性が極めて高く、さらに大使館員やＮＧＯ関係者など、イラク国内の日本人が広く攻撃の対象となるおそれがある。

「人道復興支援」の名のもとで、自衛隊員やイラク国内の日本人の命が犠牲にされることやイラク国民に犠牲者を出すことは決して許されることではない。

よって、国におかれては、以下の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

1 自衛隊をイラクから即時撤退させ、今後の派遣を行わないこと。

2 国連を中心とした枠組みのもとで、非軍事的な分野・手段でイラクの復興を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
防衛庁長官　石　破　　茂　殿

【議員提出議案第８号】

７兆円の国民への負担増中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

７兆円の国民への負担増中止を求める意見書

小泉内閣発足後の３年間で、実行あるいは決定されている国民負担増は、老人医療費引き上げ、サラリーマンの医療費３割負担、年金給付の切り下げ、介護保険料、雇用保険料の引き上げ、発泡酒・ワイン増税、たばこ増税、所得税・住民税の配偶者特別控除の廃止など約４兆円にも及ぶ。

これに加えて2004年度政府予算案では、年金保険料の引き上げ、生活保護の給付削減、高齢者増税、住民税均等割の増税など約３兆円の負担増計画が織り込まれている。

橋本内閣時代（1997年）９兆円の負担増（消費税５兆円、特別減税廃止２兆円、医療費２兆円）がなされたが、同内閣は、97年度から98年度にかけて約４兆円の特別減税を実施しており、国民の実質負担は５兆円余であり、７兆円の負担増というのは、歴代の内閣の中でも飛び抜けており、国民にとっては堪えがたい負担、痛みとなるのは明らかである。

2004年度政府予算に含まれる負担増によって、国内総生産（ＧＤＰ）を2004年度に0.12％、2005年度0.34％押し下げるとの民間研究所の試算も明らかにされており、負担増による消費の落ち込み、実体経済に与える影響が懸念される。

よって、国におかれては、以下の事項について具体化されるよう強く要望する。

記

１　国民負担が７兆円にも及ぶ計画は中止すること。

２　社会保障のための財源は、必要のない公共事業の見直し、軍事費（防衛関係費）の削減、道路特定財源の一般財源化によって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿

【議員提出議案第９号】

輸入牛肉の安全性確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　西　岡　勝　成　殿

輸入牛肉の安全性確保に関する意見書

昨年５月にカナダ、12月に米国で牛海綿状脳症（ＢＳＥ）に感染した牛が発見され、日本国内の消費者はもとより流通業界、外食産業の経営や雇用に対しても大きな衝撃を与えている。特に、我が国の牛肉消費量の３割を占める米国においてＢＳＥが発生したことは、今後の国内の牛肉消費に大きな影を落としている。

国産の牛肉は、2003年通常国会において成立した「牛肉トレーサビリティ法」によって生産・製造履歴管理が行われ、販売される際に表示がされることで安全と安心の確保がなされたが、国内消費の６割を賄う輸入牛肉が同法の対象外であるため、今後新たに海外でＢＳＥが発見されることによって、消費者が安心し、また安定した牛肉消費を続けることは困難な情勢となっている。

よって、国におかれては、消費者の安全な食生活の確保のため、以下の事項について早急な実施を行われるよう強く要望する。

記

１　ＢＳＥが発生している国に対しては、全頭検査の実施を強く求めること。

２　米国におけるＢＳＥ発生によって影響の生じた加工、流通、小売、飲食等関係業者に対し、必要かつ十分な経営支援措置を行うこと。

３　あらゆる機会を通して、ＢＳＥに関する正しい知識の普及に取り組み、消費者の冷静な消費活動が行えるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　西　岡　勝　成

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　坂　口　　力　殿
農林水産大臣　亀　井　善　之　殿

第６節　平成16年度

平成16年４月臨時会

【議員提出議案第１号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年４月20日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　西岡　勝成
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号ア中「総合調整局」を「総合政策局」に改め、同号ウ中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県内部組織設置条例の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

平成16年６月定例会

【議員提出議案第１号】

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年６月17日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　松村　　昭
高野　誠一　　竹口　博己
渡辺　利男　　前川　　收

坂田　孝志　　小谷　邦治
佐藤　雅司

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

我が国の森林は、木材の供給はもとより、国土の保全、良質な水の安定的な確保など、多面的な機能を有しており、豊かな国民生活を送る上で欠くことのできないものとなっている。

特に、近年では、地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素の吸収・貯蔵源としての役割が期待されており、平成９年に採択された京都議定書では、我が国が国際的に約束した温室効果ガス削減目標６％のうち、3.9％を森林による吸収量で確保するとしていることから、削減約束の達成には適切な森林整備・保全が不可欠となっている。

しかしながら、我が国の林業は、国産材需要の減少等を要因とする木材価格の低迷等により採算性が大幅に悪化している。

この結果、間伐などの手入れが十分に行われない人工林や伐採後植林が行われない、いわゆる植栽未済地が増加するなど、このまま推移すれば二酸化炭素の吸収量の減少や、森林の持つ多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されている。

このため、森林整備に必要な財源を確保し、あわせて国産材の利用を推進することにより、森林吸収源対策を着実に進めていくことが極めて重要であり、この対策の推進は、林業の活性化はもとより山村地域の振興にもつながるものである。

よって、国におかれては、森林整備の諸対策を一層充実させ、森林の持つ多面的機能を高めることとあわせ、温暖化対策税の創設とその税を森林整備推進のための新たな財源として位置づけられ、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進と林業の活性化並びに山村振興を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　麻　生　太　郎　殿
財　務　大　臣　　谷　垣　禎　一　殿
農林水産大臣　　亀　井　善　之　殿
環　境　大　臣　　小　池　百合子　殿

【議員提出議案第２号】

中山間地域等直接支払制度の継続・拡充に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年６月17日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　山本　秀久
杉森　猛夫　　島津　勇典
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
篠﨑　鐵男　　坂田　孝志
佐藤　雅司

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

中山間地域等直接支払制度の継続・拡充に関する意見書

中山間地域の農業・農村は、地域の上流部に位置することから、水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能を有しており、これによって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命･財産と豊かな暮らしが守られてきたが、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな社会・経済的損失が生じることが懸念されている。

国は、中山間地域における農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、中山間地域等直接支払制度を創設されたが、本県においても、この制度を活用して、集落営農への取り組み、耕作放棄地の復旧、農業生産基盤の整備、環境保全型農業の推進、都市と農村の交流など、農村活性化に向けたさまざまな取り組みが行われ、大きな成果を上げているところである。

この制度は本年度で最終年度を迎えることとなっているが、県下の経営耕地面積、農業就業人口及び農業産出額の約半数を占めている中山間地域の活性化なくしては、本県農業の持続的な発展は実現できなくなるおそれがあり、制度の継続・拡充が強く望まれるところである。

よって、国におかれては、中山間地域等直接支払制度が本県の農業に果たしている役割をかんがみ、引き続き中山間地域の活性化が図られるよう、下記の事項について格別の配慮をされるよう強く要望する。

記

1　中山間地域等直接支払制度を平成17年度以降も継続すること。
2　制度の継続・拡充に当たっては、国の責任において適切に対応すること。
3　交付要件について、地域の実情に応じたものとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財　務　大　臣　　谷　垣　禎　一　殿
農林水産大臣　　亀　井　善　之　殿

【議員提出議案第３号】

北朝鮮の拉致による安否不明者の早期解決等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年６月17日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

北朝鮮の拉致による安否不明者の早期解決等を求める意見書

去る５月22日に平壌で開催された日朝首脳会談を受け、拉致被害者家族５人が帰国し両親等と喜びの再会を果たした。これも、小泉首相の二度の訪朝の成果であり、関係者のこれまでの努力で一定の前進が図られたことに敬意を表するものである。

一方、政府認定拉致被害者のうち10人の安否不明者については、北朝鮮側は、「白紙の状態で調査したい」と本格的な再調査の早期実施を約束するにとどまった。

平成14年10月末に行われた国交正常化交渉において、我が国は北朝鮮に対し、既に150項目に上る疑問点を投げかけており、吉報を待っていた拉致被害者家族連絡会は、今回の結果に怒りと失望をあらわにした。

熊本市出身の松木薫さんの救出を心から願い、格別の関心を持って首脳会談の結果を見守っていた県民にとっても、誠に残念な結果と言わざるを得ず、一日も早い安否の確認が待たれるところである。

しかしながら、今回の首脳会談で北朝鮮が約束した再調査については、北朝鮮の一方的な情報に基づいて進められることが考えられ、納得できる成果が得られる保証はなく、期限も設けないのではただの先送りのおそれがある。

よって、国におかれては、これまでどおり北朝鮮への対話と圧力の方針を堅持の上、下記の事項に留意され拉致事件の真相解明と早期全面解決に当たられるよう強く要望する。

記

1　安否不明者の再調査については、いたずらに長期にわたらぬよう期限を設けること。
2　安否不明者についての正確な安否情報を北朝鮮が提供するまでは、安易な支援を行わないこと。
3　1及び2について誠意ある対応を北朝鮮がとらない場合においては、直ちに経済制裁を発動すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
外務大臣　川　口　順　子　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
経済産業大臣　中　川　昭　一　殿
国土交通大臣　石　原　伸　晃　殿

【議員提出議案第４号】

いぐさ・畳表産地構造改革緊急支援事業の継続・充実に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年６月17日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　島津　勇典
松村　　昭　　高野　誠一
鬼海　洋一　　篠﨑　鐵男
坂田　孝志　　馬場　成志
小谷　邦治　　井手　順雄
松田　三郎　　吉永　和世
福島　和敏　　中村　博生
九谷　弘一　　松永　真一
守田　憲史　　小早川宗弘
溝口　幸治

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

いぐさ・畳表産地構造改革緊急支援事業の継続・充実に関する意見書

本県はいぐさの全国作付面積の約９割を占める日本一の産地として発展してきたが、近年、景気の低迷による畳表需要の減少に加え、中国からの畳表の輸入増加により、作付面積及び生産農家が激減し、農家経営や地域経済に深刻な影響を受けている。

このため、当県議会が農業団体及び熊本県と一体となって畳表の一般セーフガード措置を要望した結果、平成13年４月２日から11月８日までの200日間にわたり暫定発動されたものの、両国政府の合意により本発動については見送られている。

その後、政府は、セーフガードにかわって日中農産物貿易協議会を開催し、「秩序ある貿易」の実現に向けて、継続的に意見交換を行っている。一方、本県産地では、生産から流通にわたる体制を強化し、国際競争力のあるいぐさ産地の再構築を図るため、平成16年度を目標とした構造改革に取り組んでいるところである。

特に、国において平成14年度創設された「いぐさ・畳表産地構造改革緊急支援事業」は、県の助成制度の「くまもと畳表価格安定事業」と相まって、生産農家の経営安定に大きく寄与しているところである。

しかしながら、国の当該価格安定制度は構造改革期間（平成14～16年度）が対象であり、依然として畳表の輸入量が高水準を維持していることから、平成17年度以降も農家の経営安定を図るためにセーフティネット機能が必要不可欠であることは明らかである。

よって、国におかれては、本県の実情を十分に勘案され、以下の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

1　引き続き農家が安心して、高品質化や作物転換などの構造改革に積極的に取り組むことができるよう価格安定制度を継続すること。
2　畳表の価格動向に配慮して基準価格を見直すなど、制度の充実を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
農林水産大臣　亀　井　善　之　殿

【議員提出議案第５号】

将来にわたり安心で信頼できる年金制度の確立を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年６月17日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

将来にわたり安心で信頼できる年金制度の確立を求める意見書

年金制度は、高齢化社会を憂いなく迎え、安心して暮らすための基礎となるものであり、国民の老後の生活を支える重要な役割を果たしている。

しかし、20歳以上の国民が加入する国民年金（基礎年金）の保険料を納めない人が増え続け、平成14年度の全国の保険料未納率は37.2％で、前年度に比べ8.1ポイント上昇して過去最悪となった。実に、10人のうち４人弱が保険料を納めてお

らず、１兆円に達する未納額は年金制度の根幹を大きく揺るがしている状況にある。

老後を安心して迎え、活力ある高齢化社会を実現するためには、年金制度の安定した運営が不可欠であるが、間もなく団塊の世代が受給者に加わり、年金財政がなお一層厳しくなることは明らかである。したがって、現段階での将来人口推計を前提にすれば、今回の年金改革関連法案は年金制度改革の入り口として是とされるものである。

よって、国におかれては、三党合意を踏まえ、今後とも、国民にわかりやすく、将来にわたり安心で信頼できる年金制度の構築等に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財　務　大　臣　　谷　垣　禎　一　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第６号】

「年金改革法」の撤回を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年６月17日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　岩中　伸司
　　松岡　　徹

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

「年金改革法」の撤回を求める意見書

６月５日、「年金改革法」が十分な審議を尽くさないで成立した。「年金改革法」は、保険料や税負担、将来の年金給付、離婚時の年金の夫婦分割、働く60歳以上の年金支給の仕組みなどを大幅に変えるもので、国民生活に多大な影響を与えるものである。

例えば、厚生年金の保険料は、現在の年収の13.58％から、2017年度までに18.30％に引き上げるとしている。これにより年収５百万円だと18万8,800円、年収８百万円だと23万2,224円の負担増になる。一方、年金の給付は、現役世代の平均手取り年収の59.3％を2023年度までに一応50.2％に引き下げることにしている。

また、国民年金の保険料は、現在の月額１万3,300円から2017年度までに１万6,900円になり、したがって、毎年一人当たり3,360円、夫婦で加入していると6,720円の負担増になる。一方、国民年金の給付は、厚生年金の一階部分（基礎年金）に当たるため、将来の給付水準は厚生年金と同じ度合いで減少する。

しかし、この間の国会の質疑の中で、①国民年金保険料は、2017年度の１万6,900円で上限になるのではなく、実質賃金の上昇率によってはもっと上がる。②厚生年金給付は現役世代の50.2％が確実に保障されるのではなく、50％を割り込むこともあることなどが明らかにされている。

これまで政府は、「これ以上保険料は上げない。年金給付は50％を確保する」と説明してきたが、この基本的な国民への約束が偽りであったことになる。

また、年金改革法案の審議中に、多くの国会議員の年金未納・未加入問題が明らかになり、国民の強い不信と怒りを買っている。

よって、国におかれては、年金制度に対する国民の信頼を回復するためにも、「年金改革法」は撤回し、国庫負担割合を高めることなどによって、国民から信頼される年金制度を確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財　務　大　臣　　谷　垣　禎　一　殿
厚生労働大臣　　坂　口　　力　殿

【議員提出議案第７号】

ＷＴＯ農業交渉等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年６月17日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　山本　秀久
　　杉森　猛夫　　島津　勇典
　　荒木　詔之　　松村　　昭
　　村上　寅美　　吉本　賢児
　　篠﨑　鐵男　　坂田　孝志
　　佐藤　雅司

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

ＷＴＯ農業交渉等に関する意見書

ＷＴＯ農業交渉は、７月末の枠組み合意に向けて交渉が活発化してきているが、我が国の主張が反映されたものとなるよう、これまで以上に、韓国、スイス等のＧ10諸国との連携を強化して、開発途上国の意見を踏まえ、粘り強く交渉すべきである。

また、韓国、タイ等と経済連携協定（ＥＰＡ）の検討がなされているが、国内産地においては、農業構造改革を推し進めている最中でもあり、他国間で既に締結されている自由貿易協定にあるように農畜産物については例外品目を設けるなど、慎重な検討が行われるべきである。

よって、国におかれては、日本の、ひいては本県の農業が維持発展していくためにも、ＷＴＯ農業交渉や経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）締結に向けての交渉においては、安易に妥協することなく、下記の事項に特に留意して行われるよう強く要望する。

記

１　ＷＴＯ農業交渉について

（１）　上限関税の設定は、設けられないようにすること。

（２）　関税削減については、品目ごとの柔軟性が確保され、例外なく関税格差が圧縮されることのないようにすること。

（３）　米などの重要品目に対する関税割当数量の拡大がなされないようにすること。

（４）　ミニマムアクセス数量については、消費基準年の見直しと関税化の遅れに伴う加重措置の解消が行われるようにすること。

（５）　特別セーフガードについては、廃止されることのないようにするとともに、野菜や果樹などの農産物については、輸入急増時に機動的・効果的に発動されるセーフガード制度とすること。

（６）　国内支持に関する事項については、国内の農業構造

改革を促進する観点から、日本提案が受け入れられるよう引き続き努力されること。

2　経済連携協定等について

経済連携協定・自由貿易協定を交渉する際には、農畜産物は、関税撤廃の例外品目として取り扱われるよう配慮されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　倉　田　寛　之　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
外務大臣　川　口　順　子　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
農林水産大臣　亀　井　善　之　殿

平成16年９月定例会

【議員提出議案第１号】

熊本県産業廃棄物税条例の運用に当たっての決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　中原　隆博　井手　順雄
島津　勇典　高野　誠一
平野みどり　大西　一史
守田　憲史　溝口　幸治
東　充美

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

熊本県産業廃棄物税条例の運用に当たっての決議

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動の拡大は、物質的な豊かさをもたらす一方、廃棄物の排出量の増大や質の多様化、最終処分場の確保難など廃棄物問題に深刻な影響を及ぼしているため、廃棄物の排出を抑制し、再利用・再生利用を促進することにより、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が求められている。

産業廃棄物については、法律による規制の強化とともに、排出事業者等においても産業廃棄物の排出抑制や再利用・再生利用に向けた自主的な取り組みがなされているが、依然として産業廃棄物問題は引き続いており、さらなる対策が強く求められている。

このような状況を踏まえ、県当局は、熊本県産業廃棄物税条例案を今定例会に上程した。これを受けて、本県議会は、広範にわたって慎重かつ綿密に審議を重ねた結果、循環型社会「環境立県くまもと」の形成のために熊本県産業廃棄物税の導入は必要と認められるものの、その運用に当たってなお県民の理解を得るべきとの判断に達したところである。

よって、ここに熊本県産業廃棄物税条例の運用に当たって、下記の事項を付するものとする。

記

県においては、減免措置について、税の趣旨にかんがみ県民の理解を得られるような基準を設け、適正な運用を図ること。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第２号】

抗がん剤治療専門医（腫瘍内科医）の早期育成を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　義行　松田　三郎
杉森　猛夫　島田　幸弘
田上　泰寛　早川　英明
堤　泰宏　氷室雄一郎
重村　栄

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

抗がん剤治療専門医（腫瘍内科医）の早期育成を求める意見書

がんは、現在日本人の死亡原因の一位に挙げられ、３人に１人ががんで亡くなる状態で、そのため年間約30万人（熊本県では平成14年4,855人）が命を失っている。もちろん、国においては「第３次対がん10カ年総合戦略」（平成15年７月策定）を初めとするがん対策が行われ、日々さまざまな治療法が研究され、臨床の現場でもあらゆる治療法が行われている。

しかしながら、米国には多数存在すると言われているがん薬物療法の専門家である腫瘍内科医は、日本では養成が遅れているという実態がある。また、抗がん剤に精通した専門医による治療によって、全国どこでも、副作用も少なく効果的ながん薬物療法を受けられるよう専門医の育成が必要と考えるものである。

よって、国におかれては、地域間の医療格差をなくすため、県内の医療機関には極めて少ない、がんの重要な治療法の一つである抗がん剤の治療を行う専門医（腫瘍内科医）を早期育成するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
文部科学大臣　中　山　成　彬　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第３号】

有明海・八代海海域の再生及び赤潮対策に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　馬場　成志　吉永　和世
八浪　知行　松村　昭
渡辺　利男　前川　收
城下　広作　九谷　弘一
永田　昻生

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

有明海・八代海海域の再生及び赤潮対策に関する意見書

有明海及び八代海は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、その恵沢を国民が等しく享受し、後代

の国民に継承すべきものである。しかしながら、有明海及び八代海においては、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、海面漁業生産は減少を続けている。

特に、近年、両海域において大規模な赤潮が頻発し、有明海においては平成12年度のノリの色落ちの大被害が、八代海においては平成12年７月の40億円にも及ぶ魚類養殖業への甚大な被害が生じるなど、極めて深刻な影響を与えている。

また、海底や干潟には、年々、浮泥やガタ土等が堆積して泥化が進んでおり、これが魚介類の減少等の大きな要因になっているのではないかと、漁業者は将来に大きな不安を感じている。

本県においては、国の「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」に基づき、両海域を豊かな海として再生させるため、国や関係県、市町村と連携し、漁業者、地域住民を初めとする関係者の協力のもと、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進しているところである。

よって、国におかれては、有明海及び八代海の真の再生を図るため、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1　ガタ土等の堆積状況や漁業・海域環境への影響を把握し、ガタ土等の除去等の抜本的対策を講じるためには、海域が広範囲にわたり多額の費用と長い期間を要することから、国において実施されること。

2　赤潮発生メカニズムの解明、防除技術の開発を行うに当たっては、調査・研究においてなお一層の国の支援策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
農林水産大臣　　島　村　宜　伸　殿
国土交通大臣　　北　側　一　雄　殿
環境大臣　　小　池　百合子　殿
水産庁長官　　田　原　文　夫　殿

【議員提出議案第４号】

中国における反日行動是正のための措置を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　中原　隆博　　井手　順雄
　　島津　勇典　　高野　誠一
　　大西　一史　　守田　憲史
　　溝口　幸治　　東　　充美

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

中国における反日行動是正のための措置を求める意見書

アテネオリンピックでは、本県出身の内柴正人選手を初め日本選手団が、金メダル16個を含むメダル総数37個という目覚ましい活躍を示し、日本人に深い感動と勇気を与えた。４年後の北京オリンピックでのさらなる活躍が期待される。

さて、本年７月から８月にかけて、北京を初め中国各地でサッカーアジアカップが開催されたが、競技開催前の日本国歌斉唱時に際し、心ない中国人がブーイングにより音声をかき消したり、競技中も日本選手に野次を飛ばし、日本人サポーターに暴言を吐くなど、スポーツの国際大会にふさわしくない行為が繰り返された。さらに、日本が優勝すると、日本国旗を燃やしたり、日本大使館の公用車を破壊する事件まで起こった。

このようなサッカーアジアカップの際の中国人による反日行動を見るとき、４年後の北京オリンピック開催時における日本選手団を取り巻く環境の悪化が危惧される。今後の日中友好関係を一層強固なものとするためにも、日本政府は、中国政府に対し、反日行動が今後生じないよう、継続的かつ効果的に働きかける必要がある。

よって、国におかれては、このような反日行動を是正するための措置を中国政府に対して働きかけられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
内閣官房長官　　細　田　博　之　殿
外務大臣　　町　村　信　孝　殿
文部科学大臣　　中　山　成　彬　殿

【議員提出議案第５号】

警察官の増員に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　坂田　孝志　　藤川　隆夫
　　古閑　三博　　吉本　賢児
　　鬼海　洋一　　竹口　博己
　　荒木　章博　　松永　真一
　　小早川宗弘

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

警察官の増員に関する意見書

地方警察官の緊急増員に当たっては、本県に対し平成14年度の90人を初め３年間で計165人の定数が配分されたところであり、関係当局に対し、県民を代表する熊本県議会として感謝の意を表するところである。

しかしながら、本県では、増員が図られた後も、警察官一人当たりの負担県民人口は647人と、依然として九州第一位であり、九州各県の平均554人を大幅に上回っているほか、全国平均529人の約1.2倍という高負担状況にある。

本県の犯罪情勢を見ると、刑法犯認知件数が４年連続で過去最悪を更新し、殺人、強盗など重要事件の認知件数も10年前と比較して２倍以上に増加する中、検挙率が低水準で推移するなど極めて憂慮すべき状況にある。

近年では、県民の身近で発生する車上ねらい、乗り物盗、強制わいせつ、空き巣などの街頭犯罪や侵入犯罪、来日外国人による組織的な犯罪、架空請求による詐欺事件やコンピュータを悪用したハイテク犯罪が増加するとともに、犯罪が、広域化、スピード化を増し、その形態も巧妙化、組織化しており、県民の治安に対する不安感はますます増大し、パ

トロール等犯罪の未然防止活動のさらなる強化を求める声が一段と高まってきている。

県警察では、これら県民の要望に的確にこたえていくため、組織内部における徹底した業務の合理化、定数配置の見直し等を積極的に推進するとともに、本年６月、犯罪や事故の増加に歯どめをかけ、県民が安全で安心して生活できる治安を確保するため、「熊本県警察緊急治安対策プログラム」を策定し、本県の治安回復に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、多発・多様化する犯罪情勢の中、その業務負担は深刻な状況になっている。

よって、国におかれては、厳しい財政状況下にあるものの、このような本県の実情を勘案し、県民の生活の安全と平穏を確保するため、少なくとも警察官一人当たりの負担県民人口が九州各県平均並みとなるよう本県警察官の増員措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　麻　生　太　郎　殿
財　務　大　臣　谷　垣　禎　一　殿
国家公安委員長　村　田　吉　隆　殿
警察庁長官　漆　間　　巌　殿

【議員提出議案第６号】

小児救急医療制度の充実強化について要望する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　義行　　松田　三郎
杉森　猛夫　　島田　幸弘
田上　泰寛　　早川　英明
堤　　泰宏　　氷室雄一郎
重村　　栄

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

小児救急医療制度の充実強化について要望する意見書

近年、小児科医の減少や高齢化が全国的な傾向にある一方で、共働きの増加等に伴い、夜間や休日に子供の診療を求める保護者が増えている。

また、患者の小児科専門志向も年々高まっており、小児救急医療体制の整備、特に休日、夜間の小児医療体制の充実強化が緊急の課題となっている。

さらに、小児救急患者の大病院集中が、小児科医の激務と過酷な労働環境を招くばかりでなく、小児患者の症状急変や診療の専門性、人手と時間がかかる割には診療報酬が低い等の構造的な問題があることが指摘されている。

小児救急医療制度の充実は、少子化対策の一環としての地域における子育て支援等、子育てを社会全体で支援する環境の整備・推進の観点からも必要である。

よって、国におかれては、これまでの小児救急医療提供体制の状況にかんがみ、制度のさらなる改善を図ることとし、下記の事項について早急な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　地域における小児科医の評価を高くし、小児救急医療及び小児医療に係る社会保険診療報酬のさらなる充実を図ること。

2　地域の実情に応じた多様な小児救急医療体制の体系的整備のために必要な措置を講じること。

3　社会的要請の強い小児専門医の養成確保・資質の向上を総合的に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第７号】

家電リサイクル料金の前払い制度導入について要望する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　義行　　松田　三郎
杉森　猛夫　　島田　幸弘
田上　泰寛　　早川　英明
堤　　泰宏　　氷室雄一郎
重村　　栄

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

家電リサイクル料金の前払い制度導入について要望する意見書

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が、今や大きな課題となっている。

循環型社会の形成には、資源の循環的利用と廃棄物対策を積極的に推進することが重要であり、平成12年５月には、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務などの基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法が制定されたところである。

このような中、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、特定の家電の収集、再商品化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成13年４月から本格施行された。

この法律の施行後、本県においては、法施行前から懸念されていたとおり不法投棄が増加しており、当該不法投棄された廃棄物の処理は、地方公共団体、地域住民にとって大きな負担となり、快適で安全な生活を維持する上で、支障となっているところである。

このような不法投棄の増加は、消費者が再商品化等に要する料金（リサイクル料金）を排出時に負担する後払い制という法の仕組みに、大きな原因があると考える。

よって、国におかれては、家電リサイクル制度のリサイクル料金について、当該機器の販売時に徴収する制度（前払い制）とするため、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿

参議院議長　扇　千景　殿
内閣総理大臣　小泉純一郎　殿
経済産業大臣　中川昭一　殿
環境大臣　小池百合子　殿

【議員提出議案第８号】

中小企業対策の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月３日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児玉文雄　殿

中小企業対策の充実を求める意見書

我が国の景気は着実に回復しているものの、個人消費はいまだ低迷しており、本年１月から８月末までに倒産した県内企業の負債総額が既に昨年１年間を上回るなど、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にある。

地方分権の推進を目的とする三位一体改革が進められる中、地方が真に自立し、将来にわたって活力ある豊かな地域社会を構築していくには、県内事業所の大部分を占め、地域経済において大きな役割を担う中小企業の活性化及び経営基盤の強化が不可欠である。

よって、国におかれては、下記のとおり中小企業対策の充実を図られるよう強く要望する。

記

1　中小企業の経営支援体制の強化
2　中小企業の海外展開、人材育成、知的財産権取得等新事業展開に対する支援の強化
3　税制等の支援措置の拡充
4　中小企業金融対策の拡充
5　信用保証協会に対する支援の拡充強化
6　中心市街地活性化対策の充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児玉文雄

衆議院議長　河野洋平　殿
参議院議長　扇　千景　殿
内閣総理大臣　小泉純一郎　殿
財務大臣　谷垣禎一　殿
経済産業大臣　中川昭一　殿
金融担当大臣　伊藤達也　殿

【議員提出議案第９号】

北方領土問題の解決促進に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児玉文雄　殿

北方領土問題の解決促進に関する決議

我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還の実現は、我々に課された国民的課題であり、全国民の永年の悲願である。しかるに、戦後59年を経た今日もなお、北方領土は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾なことである。

日ロ両国間における政治対話を初めとする人的、物的交流の一層の拡大を図り、北方領土問題を解決して、平和条約を締結することは、両国間の基本関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

特に、来年は戦後60年に当たるとともに、日ロ間の平和的な話し合いにより択捉島と得撫島の間に国境を定めた日魯通好条約締結150周年という歴史的な節目の年にも当たる。

よって、国においては、北方領土の返還を求める国民の総意と心情にこたえるため、北方領土問題が四島の帰属問題であると位置づけた「東京宣言」を初め日ロ両国間において今日までに採択された諸合意を基盤とし、北方領土の返還を実現して、平和条約を締結することになお一層の努力を傾注すべきである。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊本県議会

【議員提出議案第10号】

国民のための郵政事業改革を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児玉文雄　殿

国民のための郵政事業改革を求める意見書

現在、経済財政諮問会議等において、郵政事業改革に関する議論が行われているが、９月10日に政府は、2007年４月に民営化を実施し、持ち株会社のもと、窓口ネットワーク、郵便事業、郵便貯金及び郵便保険の四事業を分社化する基本方針を決定した。

これまで、郵政事業は、全国約２万4,700の郵便局を通じて、全国あまねくユニバーサルサービスを提供するとともに、各自治体との連携により住民票や納税証明書等の交付事務を行うなど、国民生活の安定向上と福祉の増進にも大きく寄与してきた。今後、地域の過疎化、少子・高齢化が進行することを考えると、郵便局のネットワークの役割、重要性はさらに大きくなるものと考えられる。

よって、国におかれては、郵政事業の改革の推進に当たっては五つの基本原則を踏まえつつ、平成15年４月にスタートした日本郵政公社の経営効率化やサービスの改善等の成果を十分検証されるとともに、以下の点に特に留意されるよう強く要望する。

記

1　何のための改革であるのか、国民生活や経済にどのようなメリット・デメリットがあるのか国民にわかりやすく示し、拙速な分割民営化は行わないこと。
2　地方とりわけ過疎地の郵便局を市場原理にゆだねることなく、今後とも維持していくこと。また、貴重な国民的資産である郵便局ネットワークを地方の活性化等に積極的に活用すること。
3　職員が希望を持って働ける環境をつくるため、雇用には十分配慮すること。
4　改革の移行期においては、国民生活や経済への影響を考慮し、郵便事業の債務超過の解消や各事業の経営基盤の強化、国債市場の安定に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　麻　生　太　郎　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
郵政民営化担当大臣　竹　中　平　蔵　殿

【議員提出議案第11号】

金融アセスメント法の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
田上　泰寛　　平野みどり
鎌田　　聡

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

金融アセスメント法の制定を求める意見書

近年、長引く景気の低迷や低価格競争などにより、我が国の中小企業を取り巻く経済環境は、かつてない厳しい状況に追い込まれており、金融機関による中小企業の実態にそぐわない金融検査マニュアルの一律適用や、ペイオフ解禁に伴う特定金融機関への預金集中による地域金融機関の資金不足を理由とした中小企業への融資抑制を生ずるおそれがある。

さらに、政府が進めようとしている不良債権の最終処理によって、連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や中小企業経営への深刻な影響が懸念されている中で、平成15年度の負債額千万円以上の県内企業倒産件数は149件、県内完全失業率は5.5％となるなど、中小企業の経営環境は一段と厳しさを増している。

また、物的担保優先主義や連帯保証人の義務づけなど、中小企業に一方的に課せられるリスクは、企業の発展や再生の可能性をそぐのではないかと考えられ、我が国の経済活力の源泉である中小企業の活力ある成長発展のためには、中小企業金融の円滑化に向けた諸施策の実施が今まさに求められているところである。

よって、国におかれては、下記事項について早急な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　中小企業向け融資の場合には、中小企業の実情に沿った別の基準をもとに「金融検査マニュアル」を作成、適用すること。
2　ペイオフ解禁は、再延長または実行猶予の措置をとること。
3　不良債権の最終処理に当たっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること。
4　社会的に要請されている望ましい分野に資金が円滑に供給されているかどうかを調査（アセスメント）して、銀行業務本来の公共性を確保することを監督機関に義務づける「地域と中小企業の金融環境を活性化する法律（金融アセスメント法）」を早期制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
経済産業大臣　中　川　昭　一　殿
金融担当大臣　伊　藤　達　也　殿

【議員提出議案第12号】

介護保険制度改正に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

介護保険制度改正に関する意見書

2004年４月から導入された介護保険制度は、法律の規定に基づき施行後５年目の見直し時期を迎えている。

制度導入以降、従来潜在化していた社会的な要請が顕在化したこと、介護制度の周知、社会的な認識の高まりなどによって、制度開始時点では約218万人であった要介護認定者が、平成15年12月には約376万人へと約７割増加していること、それに伴う介護保険財政が増大していること、また、見直しを前提に実施された現行制度のあり方等々、制度の改善は喫緊の課題である。

しかし、被保険者の対象年齢引き下げによる拡大や給付対象の縮小、利用料の引き上げ、障害者施策との統合等々の制度改正の検討状況が断片的に伝えられ、高齢者と家族、関係者、国民の中に不安が広がっている。

高齢社会となった日本の今後を豊かな社会とするには、介護保険を安心して利用できる制度へ改善することが必要である。

よって、国におかれては、介護保険制度の見直しに当たり、下記の事項を含む施策の実現を行われるよう強く要望する。

記

1　制度改正を行うに当たっては、年金改正における混乱の経緯を踏まえ、適切な情報の開示とともに、十分な論議を行うこと。
2　保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を整備すること。
3　高齢者の在宅生活の支援を基本としつつ、グループホーム、特別養護老人ホームを初めとする社会福祉基盤の整備を進めること。
4　高齢者の自立生活を支援するために、介護予防対策の拡充を図ること。
5　障害者支援費制度等との施策の調整を図るに当たっては、関係者の意見を十分に反映し、社会福祉制度の後退を生じさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第13号】

ＩＬＯ勧告を踏まえ透明で民主的な公務員制度改革を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
田上　泰寛　　平野みどり
鎌田　　聡

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

ＩＬＯ勧告を踏まえ透明で民主的な公務員制度改革を求める意見書

政府は、2001年12月にまとめた「公務員制度改革大綱」に基づき、国家公務員法・地方公務員法などの改正法案の提出準備を進めてきた。

しかし、「大綱」は、関係団体等との十分な交渉・協議も行わないまま決定されたものであり、かつ、国民から批判の強い天下りについて、人事院から各大臣へ承認を移行する内容を含むなど、官僚によるお手盛りの改革案となっている。

このような公務員制度改革について、国際労働機関（ＩＬＯ）理事会は、日本政府の改革案が労働基本権を制約したものであり、国際労働基準に反していること、「大綱」を見直し公務員制度をＩＬＯ条約に適合したものとすべく「すべての関係者と全面的で率直かつ有意義な協議」を直ちに実施することなどを勧告している。

一方、政府は、ＩＬＯの常任理事国であるにもかかわらず、勧告の意味を殊さら過小評価しようとし、「大綱」に基づく改正法案の閣議決定を強行する姿勢を見せてきた。これに対し、ＩＬＯは昨年６月に再勧告を行ったが、ＩＬＯ勧告を無視し、民主的で透明な手続を経ないまま、法案提出を強行しようとすることは大きな問題である。

よって、政府及び国会におかれては、透明で民主的な、真に国民から期待され信頼される公務員制度の実現に向けて、以下の諸点について特段の御尽力をいただくよう強く要望する。

記

1　ＩＬＯ勧告を真摯に受け入れ、「公務員制度改革大綱」を抜本的かつ全面的に見直して、国際労働基準に沿う方向での改革案をとりまとめること。
2　改革を進めるに当たっては、関係当事者との公正・透明な交渉・協議を行うなど、民主的で透明な手続を尽くすこと。
3　キャリア官僚制度を廃止するとともに、政・官・業癒着を助長させる「天下り」を全面的に禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河野洋平殿
参議院議長　扇　千景殿
内閣総理大臣　小泉純一郎殿
総務大臣　麻生太郎殿
厚生労働大臣　尾辻秀久殿
行政改革担当大臣　村上誠一郎殿

【議員提出議案第14号】

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

去る８月13日、沖縄県宜野湾市の沖縄国際大学構内に、隣接する普天間基地を離陸した米軍大型ヘリコプターが墜落炎上した。幸い乗員３名のほかに負傷者はなかったが、大学校舎を初め周辺の民間住宅にも損害を与えている。また、この事故に際しては、事故機に対する地元司法当局の事故調査や捜査が拒否され、事故原因の究明ができない誠に遺憾な状況であった。

米軍航空機の墜落事故や部品の落下事故は、沖縄のほか国内各地で発生しており、その都度再発防止と安全管理の徹底を強く要請しているが、事故の発生は後を絶たず、基地周辺の住民の不安と怒りはもちろん、国民の反発も高まっている。

米国軍人等による万一の事件・事故から国民の生命、財産を守ることは国の責務であり、1960年に締結された日米地位協定はその都度運用の改善を重ねられてきたが、依然として我が国の主権行使に規制が多く、早急に抜本的に見直す必要があると考える。

よって、国におかれては、国民の生命、財産を守り、日米両国のより緊密な関係を構築するため、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1　日米地位協定の抜本的見直しを早急に行うこと。
2　今回の事故原因を徹底的に究明してその結果を公表するとともに、米軍航空機の整備点検体制を見直し、航空機の安全管理と事故の再発防止の徹底を図るよう、米軍に対し強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河野洋平殿
参議院議長　扇　千景殿
内閣総理大臣　小泉純一郎殿
法務大臣　南野知惠子殿
外務大臣　町村信孝殿
防衛庁長官　大野功統殿
沖縄及び北方対策担当大臣　小池百合子殿

【議員提出議案第15号】

治山・治水事業に係る財源確保等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　馬場　成志　　吉永　和世
八浪　知行　　松村　　昭
渡辺　利男　　前川　　收
城下　広作　　九谷　弘一
永田　昻生

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

治山・治水事業に係る財源確保等に関する意見書

本県の地形は急峻で、梅雨や台風の時期に集中豪雨などの被害を受けやすい条件下にあり、荒廃した森林や河川等の再

生や復旧等を行う治山・治水事業は、県民の生命と財産を守り、災害に強い安全な県土づくりのために必要不可欠な事業である。

折しも今年は、集中豪雨、台風などによる災害が多発しているが、本県ではこれまでも、平成３年の台風19号による広範囲にわたる風倒木被害、平成11年の台風18号による大規模な高潮災害、昨年７月の水俣市で発生した土石流災害など、大規模な災害に直面してきた。このような災害の発生は、年ごと、地域ごとにばらつきが大きくなっており、災害の発生状況に応じた機動的かつ集中的な災害対策の実施が不可欠となっている。

しかるに、現在進められている三位一体改革においては、災害復旧のための事業は国庫補助負担金の廃止移譲の対象とはなっていないものの、治山・治水事業については廃止対象となっている。地方交付税等による確実な財政措置が前提となっているが、こうした措置が確実に行われるか不透明な状況であり、地方の財政事情によって治山・治水事業の進捗に影響が生じ、県民の安全・安心が確保できない事態を招くことにならないか大いに懸念されるところである。

よって、重要な国土保全施策である治山・治水事業については、国と地方が連携し、県民の安全・安心に必要な財源の確保を図られるとともに、災害の発生状況に応じて、機動的かつ集中的な対応が確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆　議　院　議　長　河　野　洋　平　殿
参　議　院　議　長　扇　　千　景　殿
内　閣　総　理　大　臣　小　泉　純一郎　殿
総　　務　　大　　臣　麻　生　太　郎　殿
財　　務　　大　　臣　谷　垣　禎　一　殿
農　林　水　産　大　臣　島　村　宜　伸　殿
国　土　交　通　大　臣　北　側　一　雄　殿
経済財政政策担当大臣　竹　中　平　蔵　殿

【議員提出議案第16号】

地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　高野　誠一　　篠﨑　鐵男
古閑　三博　　杉森　猛夫
吉本　賢児　　田上　泰寛
大西　一史　　築森　　守
氷室雄一郎　　藤川　隆夫
松田　三郎　　松永　真一
溝口　幸治

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書

「三位一体の改革」の平成16年度の取り組み内容は、税源移譲などの財政措置を十分に伴わない国庫補助負担金の一方的な廃止・縮減、また、地方交付税と臨時財政対策債の唐突かつ大幅な削減というものであった。「三位一体の改革」が本来目指すべき地方分権の実現には程遠い内容であり、本県では、３百億円を超える地方交付税等の減少を強いられることとなった。これは、県民各位の協力によって進められてきた財政健全化の取り組みを水泡に帰せしめるものであり、また、国と地方の信頼関係を著しく損なうものであったと評価せざるを得ない。

こうした中、政府は去る６月４日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定し、概ね３兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体に対し具体的な国庫補助負担金改革案をまとめるよう要請した。そこで、この要請に対し、去る８月24日に、国と地方の協議機関の設置、確実な税源移譲、地方交付税による確実な財政措置等を前提条件として、地方６団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」が取りまとめられ、政府に提出されたところである。

今後、国においては、この「改革案」をもとにさらに検討を進め、11月半ばを目途に平成18年度までの「三位一体の改革」の全体像を地方に示すこととされているが、下記事項に十分留意され、真の地方分権を実現する改革として「三位一体の改革」を進められるよう、強く要望する。

記

1　「三位一体の改革」は、国と地方の信頼関係のもと、地方分権の実現に資する改革として行うこと。

2　「基本方針2004」で示された３兆円規模の税源移譲を確実に行うこと。

3　十分な税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。国庫補助負担金の廃止･縮減を行う際は、当該国庫補助負担金の国における財源が公債であるか否かを問わず、地方における所要財源を地方税・地方交付税により確保すること。特に災害の防止にかかわる公共事業や福祉、教育に係る国庫補助負担金等については、確実に10割の税源移譲を行うこと。

4　地方交付税制度が有する財源保障機能及び財源調整機能を堅持し、その総額を十分に確保すること。税源の偏在により生ずる地方公共団体間の財政力格差については、地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能を発揮して対応すること等により、地方財政全体としても、個別の地方公共団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆　議　院　議　長　河　野　洋　平　殿
参　議　院　議　長　扇　　千　景　殿
内　閣　総　理　大　臣　小　泉　純一郎　殿
内　閣　官　房　長　官　細　田　博　之　殿
総　　務　　大　　臣　麻　生　太　郎　殿
財　　務　　大　　臣　谷　垣　禎　一　殿
経済財政政策担当大臣　竹　中　平　蔵　殿

平成16年12月定例会
【議員提出議案第１号】

宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月８日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　西岡　勝成
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年１月15日宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置することに伴う宇城市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第15条第１項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年１月15日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

平成17年１月15日に宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町が合併することに伴い、宇城市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月８日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　西岡　勝成
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年１月15日山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置することに伴う山鹿市及び鹿本郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第15条第１項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年１月15日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

平成17年１月15日に山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町が合併することに伴い、山鹿市及び鹿本郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月８日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　西岡　勝成
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年２月11日阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村を廃し、その区域をもって阿蘇市を設置すること並びに同日上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃し、その区域をもって山都町を設置することに伴う阿蘇市、阿蘇郡及び上益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第15条第１項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年２月11日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

平成17年２月11日に阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村が合併すること並びに同日に上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町が合併することに伴い、阿蘇市、阿蘇郡及び上益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第４号】

菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の

規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　西岡　勝成
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年３月22日菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置することに伴う菊池市及び菊池郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第15条第１項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年３月22日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

平成17年３月22日に菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町が合併することに伴い、菊池市及び菊池郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第５号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　西岡　勝成
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ウ中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附　則

この条例は、平成17年１月１日から施行する。

（提案理由）

労働組合法の一部を改正する法律（平成16年法律第140号）の施行に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第６号】

市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区及び県議会議員選挙区の早期見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　小杉　　直
山本　秀久　　西岡　勝成
島津　勇典　　島田　幸弘
荒木　詔之　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区及び県議会議員選挙区の早期見直しを求める意見書

市町村合併については、地方分権の推進や国・地方における著しい財政の悪化など、市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中、基礎的地方公共団体である市町村の行政規模の拡大や効率化、さらには住民サービスの維持・向上を図るため、市町村の合併の特例に関する法律の平成17年３月31日の失効を控え、全国的に合併への取り組みがなされている。

市町村合併の形態はさまざまであり、市と郡内町村の合併や郡内市町村同士の合併あるいは郡域を越えた合併など、地域の実情に合わせた形で合併が進められることにより、これまでの郡市の構成が大きく変化し、これに伴い、県議会議員の選挙区の見直し等が進められているところである。

しかしながら、衆議院議員の選挙区画については、公職選挙法により、行政区画に変更があっても衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区はなお従前の区域によるとされ、このままでは、異なる選挙区同士の市町村が合併した場合は、有権者は従前の選挙区で投票することとなるため、新たに誕生した同一町内の住民が選挙区によって二分される事例も本県では生じている。

また、県議会議員の選挙区については、郡市の区域によるとされているが、市町村合併の進展によりこれまでの選挙区域が分断したり、郡の構成が１町だけになったりするなど、地域の実態にそぐわないような状況も発生してきており、市町村規模の拡大や効率化という合併の趣旨に反するとともに、有権者の選挙制度に対する不信感を招くことも懸念される。

よって、国におかれては、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と、より実情に即した選挙の実施のため、衆議院議員選挙区及び県議会議員選挙区について早急に見直しを実施され、国と県が連動した選挙制度とされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　麻　生　太　郎　殿

【議員提出議案第７号】

「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書

本県農業は、地域を支える重要な産業であるとともに、全国的にも有数な農産物供給地としての役割も担っており、また、環境保全や緑の空間の提供等、多面的機能を発揮し豊かな県民生活に寄与しているところである。

しかしながら、近年は、輸入農産物の増大、物流の変化や長引く不景気による消費の低迷等、外部環境の変化に伴いほとんどの農産物価格が低迷しており、農家の経営は大きな打撃を受けている。

また、本県は、大規模経営ばかりでなく生産性の高い複合経営を主体とした農業を展開しており、また、中山間地域等においては、小規模な農家が多く存在している。

このような中、国におかれては、食料・農業・農村基本計画の見直しを行われているが、新たな基本計画は、今後の日本農業の、ひいては本県農業のあり方を大きく左右するものである。

よって、食料自給率の向上を基本とし、農家が安心して営農に取り組めるとともに、地域実情が十分に反映できるよう下記の事項に特に留意されることを強く要望する。

記

1　担い手政策について

担い手対策の対象は、国が全国一律な条件に基づき、大規模経営等の農業者等に限定するのではなく、地域の実情に応じて、地域で認めた担い手、集落営農や作業受託組織等も含めること。

2　経営安定対策について

（1）　品目横断的政策

品目横断的政策を早急に実施すること。また、対象については、本県の実情に即した経営規模の設定を初め集落営農、作業受託組織も対象にする等、地域の実情に応じて地域が決定できる仕組みとされること。

（2）　価格（経営）安定対策

果樹、野菜、いぐさ等の価格（経営）安定制度については、農家の再生産が可能となるよう充実・強化を図るとともに、農家の負担については、厳しい経営環境に配慮すること。

3　農地制度について

農地の転用規制及び権利移動規制の見直しに当たっては、優良農地の面的な確保を図るとともに、農地の効率的な利用を促進するという基本的な考え方を堅持すること。

また、担い手への農地の利用集積を図るため、農地流動化・集団化のための取り組みの支援を強化すること。

4　農業環境・資源保全政策について

環境や農地・農業用水の資源の保全は、過疎化や高齢化等により維持できない地域もあるため、地域の共同の取り組みを支援する直接支払制度の導入など、新たな環境・資源保全政策の導入を図ること。

また、中山間地域等直接支払制度等地域農業の維持・発展を図るための既存制度との関係については、十分考慮されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
農林水産大臣　島　村　宜　伸　殿

【議員提出議案第８号】

北朝鮮への経済制裁発動を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

北朝鮮への経済制裁発動を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題は、小泉総理大臣の２度の訪朝にもかかわらず、全面解決にはほど遠い状況が続いている。横田めぐみさんを初めとする政府認定拉致被害者10人について、北朝鮮は一方的に「死亡」「未入国」とするのみで、真相はいまだに全く明らかにされていない。

11月に行われた第３回実務者協議の結果においても、横田めぐみさんや本県出身の松木薫さんの遺骨についてＤＮＡ鑑定で全く別人のものと判明し、写真やカルテ等も捏造が明らかになるなど、全く不誠実きわまりない許しがたい対応であった。北朝鮮の説明は、矛盾だらけで信じることができず、拉致という国家的重大犯罪に対するみじんの反省の態度も見ることはできない。また、拉致された日本人は、北朝鮮が認めている13人を大きく上回ることは確実であるにもかかわらず、北朝鮮はその全容を明らかにしていない。

こうした状況を踏まえ、関係者や県民からは、拉致問題の早期の全容解明を目指すため、北朝鮮に対し経済制裁を求める声が日に日に高まっている。また、被害者家族の高齢化もかんがみ、一刻も早い解決が求められるところである。

よって、今こそ、国会並びに政府におかれては、６カ国協議の動きも見きわめつつも、毅然とした姿勢で拉致問題の全面解決に向けて取り組むべきであり、本議会は、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　北朝鮮に対する追加食糧等の支援を実施しないこと。

2　北朝鮮に対して、拉致問題解決に誠実に取り組んでいないことを理由に、経済制裁を発動すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
外務大臣　町　村　信　孝　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
経済産業大臣　中　川　昭　一　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿

【議員提出議案第９号】

介護保険制度の見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

介護保険制度の見直しに関する意見書

介護保険は、来年４月、５年目の見直しの時期を迎える。政府はその際、在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者からホームヘルパーなどの介護サービスの取り上げ、介護サービス利用料の引き上げ、「ホテルコストの徴収」という名目での特別養護老人ホーム利用料の値上げ、介護保険料徴収対象の拡大、施設と在宅サービスの低所得者対策の廃止など、サービス利用の制限、国民負担を一層増やす方向での検討がなされている。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率はわずか４割程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も86万人を超えている。低所得者を中心に、利用料負担の重さから、必要と認定された介護サービスを我慢せざるを得ない状況が広く存在している。少ない年金から保険料が「天引き」されながら、必要とされたサービスが受けられないということは保険制度の根本にかかわる問題でもある。

こうした中での政府の見直し方向は、介護保険の実情と国民の願いに真っ向から背くものである。

介護保険制度の見直しにおいては、こうした改悪の方向ではなく、自治体や介護現場で働く関係者、多くの国民の声・要望に沿って、安心できる介護制度への改善をこそ図るべきである。

よって、国におかれては、介護制度の改善･充実のために、下記の事項を具体化されるよう強く要望する。

記

1　国庫負担を直ちに25％から30％に引き上げ、利用料・保険料の減免制度をつくること。
2　保険料・利用料のあり方を、応能負担（所得や資産など支払能力に応じた負担）の方向に見直すこと。
3　在宅でも施設でも、安心して暮らせる基盤整備を進めること。
4　介護・医療・福祉・公衆衛生の連携を強め、高齢者の健康づくりを進めること。
5　介護労働者の労働条件を守り、改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第10号】

定率減税の縮小・廃止、消費税の増税の中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

定率減税の縮小・廃止、消費税の増税の中止を求める意見書

政府税制調査会（石弘光会長）は、小泉純一郎首相に、定率減税を2006年までに廃止し、将来の消費税率引き上げも必要とする来年度税制改正答申を提出した。

定率減税に関しては、1999年、法人税減税（当時３兆５千億円）、所得税の最高税率の引き下げ（同５千億円）と同時に、所得税・住民税の定率減税（同３兆５千億円）として実施されたが、今回このうちの定率減税のみが縮小・廃止の対象となっている。

政府は、基礎年金の国庫負担を２分の１（現在は３分の１）に引き上げる財源とするため、「定率減税」を廃止するとしている。国庫負担引き上げの目的については、2000年３月、当時の丹羽雄哉厚相が「若年世代の負担の軽減」「保険料の引き下げ」と答弁しているように、若年世代や働き盛りの世代の負担を軽減することであった。一方で定率減税の縮小・廃止は、働き盛りの世代を直撃するものとなっている。働き盛り世代の保険料引き下げのための財源に、働き盛り世代への増税を充てるという、解決しがたい矛盾を抱えたまま進められようとしている。

消費税の増税に関しても、1997年橋本内閣時、経済が持ち直しかけていた時期に消費税率の３％から５％への引き上げを初めとする国民への９兆円の負担増が、経済を失速させ、現在の景気低迷の引き金を引く結果となった。所得も消費も下向きとなっている現在、これ以上の増税を国民にかぶせることは、低迷する経済へのさらなる打撃となることは明らかである。一度経験した失政を繰り返すことは決して許されない。

法人税減税には手をつけず、定率減税の縮小・廃止、消費税の増税など国民への増税をかぶせることは、ここ５年間で19兆円も減少している家計収入に甚大な打撃を与えるとともに、購買力の低下、消費の冷え込みをさらに深刻にし、景気の悪化や経済の悪循環を招くことは明らかである。

よって、国におかれては、下記の事項について取り上げられるよう要望する。

記

1　定率減税の廃止・縮小を行わないこと。
2　消費税の増税をしないこと。
3　福祉、医療等社会保障の財源は、道路特定財源の一般財源化、むだな公共事業の縮減、軍事費の削減等歳出の改善を行い、創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　　麻　生　太　郎　殿
財務大臣　　谷　垣　禎　一　殿

【議員提出議案第11号】

自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書

自然災害によって被災した住宅を再建することは、被災者個人の生活基盤回復のためだけでなく、地域コミュニティの維持や街並み復興など「まちづくり」の観点からも重要である。1995年に発生した阪神・淡路大震災にてその重要性が認識されて以来、全国各地で自然災害が発生するたびに、被災者や関係自治体・関係団体の間から、住宅再建支援制度の確立を求める声が強く上げられてきた。

しかしながら、2004年通常国会にて成立した被災者生活再建支援法改正では、住宅本体への再建支援制度の創設は見送られ、「居住安定支援制度」の名のもとに、解体撤去費や家賃・借入金関係経費などいわゆる周辺経費に限定した制度創設にとどまった。これでは被災者の住宅再建意欲が喚起されないばかりか、地域社会の復興に役立つ真の住宅再建支援制度とはなり得ない。

よって、被災者生活再建支援法を再び改正し、支援金の支給対象に被災住宅本体に係る建築費・購入費・補修費等を含めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
防災担当大臣　村　田　吉　隆　殿

【議員提出議案第12号】

地方鉄道の維持・確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
田上　泰寛　　平野みどり
鎌田　　聡

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

地方鉄道の維持・確保に関する意見書

地方鉄道は、定時性、安全性、大量輸送の優位性から、通勤・通学者及び交通弱者の足として地域にとって不可欠な交通手段であり、さらに、地球環境問題、地域の社会経済活動やまちづくりの観点からも重要な役割を担っており、欠くことのできない社会基盤である。

しかし、地方鉄道の現状は、道路整備及びモータリゼーションの進展によって収支採算性は極めて厳しいことに加え、交通運輸分野における需給調整規制の廃止などで市場原理にさらされ、路線の廃止や縮小問題が相次いでいる。国鉄の特定地方交通線から転換した第三セクターも、開業後10年以上が経過したが、累積欠損が続いている。また、列車衝突事故の発生など経営や安全管理に関係する事例も発生している。

こうした状況の中、鉄道事業者は、沿線自治体からの各種助成を受けながら、経営の合理化に努め、収支改善と運行維持のために懸命に努力しているにもかかわらず、毎年多額の赤字欠損を計上しているのが実情である。

地方鉄道は地域住民の足であり、沿線の地域としての連続性を培ってきた重要な社会資本として地域の発展に寄与し、地域性の創出を助けてきた地域の資産と見ることができる。

よって、国におかれては、地方鉄道の地域社会における役割の重要性にかんがみ、その存続を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　地方鉄道事業者の経営安定を図るため、経常損失補助の復活など地方鉄道事業者に対する支援措置の充実を検討すること。
2　地方鉄道の安全性向上のため、安全対策の補助金を充実すること。
3　第三セクター鉄道会社を構成する自治体または同会社へ助成する自治体に対する財政支援措置を拡充すること。
4　鉄道施設についても道路や橋と同じ地域の基礎的社会インフラとみなし、路線の整備・維持管理を公共で行う仕組みを確立し、そのための財政支援措置を創設すること。
5　地方鉄道に対する「需給調整規制廃止」の見直しを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　　麻　生　太　郎　殿
財務大臣　　谷　垣　禎　一　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿

【議員提出議案第13号】

イラクからの自衛隊の撤退と国連を主体とした復興支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月22日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
田上　泰寛　　平野みどり
鎌田　　聡

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

イラクからの自衛隊の撤退と国連を主体とした復興支援を求める意見書

イラク人に政権移譲後も治安情勢は安定せず、武装勢力との大規模な交戦等により、民間人や一般市民にも甚大な被害が続出している。とりわけ、自衛隊が活動するサマワにおいても、駐留地の周辺に迫撃砲の着弾が継続するなど、予断を許さない状況となっている。

政府は、憲法上の疑義もある「イラク人道復興支援特別措置法」に基づき、「非戦闘地域」に自衛隊を派遣しているが、イラクでは、ある時点で非戦闘地域であっても、一瞬にして戦闘地域に変わり得る状況となっている。自衛隊派遣の枠組みを定めた同法の前提が崩れており、法律を廃止すべきものである。

よって、政府は、サマワに展開する自衛隊を撤退させるとともに、真に国際社会が参加する国連主体の人道・復興支援を進めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
内閣官房長官　細　田　博　之　殿
防衛庁長官　大　野　功　統　殿

平成17年２月定例会

【議員提出議案第１号】

平成17年度熊本県一般会計予算の執行に係る附帯決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　山本　秀久
島津　勇典　　倉重　　剛
吉本　賢児　　船田　直大
松村　　昭　　坂田　孝志

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

平成17年度熊本県一般会計予算の執行に係る附帯決議

本県の経済は、生産、設備投資を中心に持ち直しの動きがみられるものの、個人消費は依然として低い水準で推移している。

特に、国及び地方の厳しい財政状況に伴う公共投資の削減、市町村合併による自治体のスリム化の進展等によって、社会資本の投資は減少を続けている。また、相次ぐ中央資本等の大型店の出店は競争の激化を招いており、本県経済において中心的な位置を占める中小企業は厳しい経営を強いられるなど、地場産業全体が厳しい状況に置かれている。

よって、かかる状況にかんがみ、本県が目指す「あらゆる産業の元気づくり」を推進するため、ここに平成17年度熊本県一般会計予算の執行に当たって、下記の事項を付するものとする。

記

1　九州新幹線建設事業及び連続立体交差事業は、21世紀に向けた本県の基幹的基盤整備であるとともに、県経済浮揚の先導的な公共投資として県内経済界からも強い期待が寄せられており、厳しい経済環境の中で、県民も建設費で大きな負担を担っている。本県内で実施する建設工事等については、県内企業がこれまで以上に応分な参加の機会が得られるようにすること。

2　県農業試験場跡地の利活用については、地元及び経済団体などとのコンセンサスが十分に得られるよう努めること。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第２号】

遺伝子組み換え食品の全面表示を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　坂田　孝志　　藤川　隆夫
古閑　三博　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己
荒木　章博　　松永　真一
小早川宗弘

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

遺伝子組み換え食品の全面表示を求める意見書

遺伝子組み換え食品に関し、国は平成13年４月から、その安全性に関する審査を法的に義務づけ、安全性が未確認のものを国内に流通させないための対策を講ずるとともに、審査済みの遺伝子組み換え作物と、これを原材料とする加工食品についても表示を義務づけた。

しかし、この制度では、醤油や大豆油、コーン油などの一部の加工食品や、原材料である遺伝子組み換え作物が一定量に達しない加工食品についての義務づけがなされていない。県内すべての小中学校で学校給食が実施されており、学校給食を通した子供の健康被害を危惧する保護者を初め多くの消費者からは、安全安心な給食の実現を願う声が上がっている。

本県議会においては、平成15年10月、遺伝子組み換え食品の表示義務化を求める意見書を提出したところであるが、昨年12月に農林水産省が行った調査では、豆腐やスナック菓子の約３割に遺伝子組み換え作物が原材料として混入している可能性があるものの、使用の表示がないことが明らかとなっており、消費者の不安は依然として解消されていない状況である。

よって、国におかれては、消費者が安心して食品を選択できるよう、下記の事項について速やかに取り組まれることを強く要望する。

記

遺伝子組み換え作物を使用したすべての加工食品について、その使用の表示を法的に義務づける制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿
農林水産大臣　島　村　宜　伸　殿
食品安全担当大臣　棚　橋　泰　文　殿

【議員提出議案第３号】

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　坂田　孝志　　藤川　隆夫
古閑　三博　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己
荒木　章博　　松永　真一
小早川宗弘

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いである。しかしながら、近年、さまざまな犯罪が後を絶たず、それに巻き込まれた犯罪被害者の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたいばかりか、十分

な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。国民の誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者の権利利益の保護が図られる社会を実現しなければならない。

このような考え方のもと、平成16年12月１日、犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者の権利の確立に向けた大きな一歩が踏み出された。この法律に基づき、犯罪被害者のための施策が総合的かつ計画的に推進されることとなるが、犯罪被害者の刑事裁判への関与、損害賠償請求訴訟に要する費用と労力の問題など、今後改革を具体化していかなければならない課題も残されている。

よって、国におかれては、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、犯罪被害者の権利が保障されるようにするため、下記の措置を講ずることを強く要望する。

記

1　犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2　犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
3　犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を求めることができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河野洋平殿
参議院議長　扇　千景殿
内閣総理大臣　小泉純一郎殿
法務大臣　南野知恵子殿
国家公安委員会委員長　村田吉隆殿
警察庁長官　漆間　巌殿

【議員提出議案第４号】

中国を初めとする東アジア地域からの訪日観光客の増加のための短期滞在査証（ビザ）の発給要件の緩和等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　小杉　直　小谷邦治
西岡勝成　荒木詔之
船田直大　岩中伸司
築森　守　鎌田　聡
佐藤雅司

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

中国を初めとする東アジア地域からの訪日観光客の増加のための短期滞在査証（ビザ）の発給要件の緩和等を求める意見書

国においては、日本を訪れる外国人旅行者を2010年まで倍増させるという目標を達成するため、日本の観光の魅力を海外にＰＲするとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となり実施している。

これは、訪日外国人旅行者の増加が、国際相互理解の増進のほか、旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった大きな経済効果を我が国にもたらすからである。

しかしながら、我が国の外国人に対する訪日旅行ビザの制度が、我が国への外国人旅行者のさらなる増大を図り、国際観光の振興並びに地域の活性化を進める上での大きな課題であり、早急に訪日旅行ビザの発給要件の緩和等を実施することが必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について速やかにその実現を図られるよう強く要望する。

記

1　本年３月に開幕する愛知万博の期間に合わせ、訪日ビザが免除される韓国、台湾からの観光客については、万博終了後も恒久的に免除とすること。
2　愛知万博の期間に合わせ、団体観光ビザの発給地域を北京市など３市５省から全土に拡大することで協議されている中国については、万博終了後も引き続き中国全土を発給対象地域とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　河野洋平殿
参議院議長　扇　千景殿
内閣総理大臣　小泉純一郎殿
法務大臣　南野知恵子殿
外務大臣　町村信孝殿
国土交通大臣　北側一雄殿

【議員提出議案第５号】

容器包装リサイクル法の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　山本秀久　鬼海洋一
竹口博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

容器包装リサイクル法の改正を求める意見書

家庭ごみの約６割を占める容器包装のリサイクルを行うため、1997年４月に容器包装リサイクル法が施行され、瓶とペットボトル等が再商品化の対象となり、2000年４月からは、紙製容器、プラスチック容器包装材が対象品目に加わった。この容器包装リサイクル法は、リサイクルされることが免罪符となり、ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状である。

その一方で、依然として地方自治体はリサイクルコストの約７割を占めるといわれる収集･選別･保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む自治体の財政を圧迫している。したがって、法律によって容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、大量リサイクルに際限なく税金を投入し続けることになる。

さらに、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の処理について、（１）発生抑制、（２）再使用、（３）再生利用、（４）熱回収、（５）適正処分と優先順位が設けられており、これらを推進するさまざまな経済的手法（デポジット制度など）を法制化する視点での見直しが不可欠となっている。

よって、国におかれては、容器包装リサイクル法改正に向け、下記の事項について抜本的な改善を図られるよう強く要望する。

記

1　現在、市町村にとって過剰な負担となっている収集・選別・保管に係る経費を、製造・販売事業者の負担とする拡大生産者責任を徹底するとともに、全国的に統一した飲料

用容器等のデポジット制度など、再生利用だけでなく、発生抑制・再使用の取り組みを促進するための制度の導入を図ること。

2　規格統一化、単一素材化を図り、市民の分別排出やリサイクルが容易な容器包装の製造販売が促進されるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
経済産業大臣　　中　川　昭　一　殿
環 境 大 臣　　小　池　百合子　殿

【議員提出議案第６号】

発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題となっている。発達障害は、低年齢であらわれることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の６％に上る可能性があるとされている。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年４月から施行される。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されている。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要である。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせない。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしているが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められる。

よって、国におかれては、下記の事項を早急に実施されるよう強く要望する。

記

1　各市町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。

2　発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度（５歳児健診）や就学時健診制度を確立すること。

3　保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における発達障害児の受け入れ促進のため、発達障害児に対応できる人材の養成・配置をすること。

4　発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。

5　専門医の養成並びに発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保を図ること。

6　発達障害児（者）への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
文部科学大臣　　中　山　成　彬　殿
厚生労働大臣　　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第７号】

定率減税の縮小・廃止を中止することを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
田上　泰寛　　平野みどり
鎌田　　聡

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

定率減税の縮小・廃止を中止することを求める意見書

政府は、第162通常国会において、所得税及び住民税の定率減税の縮小・廃止を決定しようとしている。

現在の我が国経済情勢は景気回復の基調にあると言われているが、その回復度合いは、産業間、地域間において大きな格差があるのが実態である。また、医療費自己負担割合の引き上げや、税制における諸控除の縮小・廃止により、家計負担は年々増大している。

定率減税が縮小・廃止になれば、所得税、住民税の納税者は皆増税となる。特に、今払っている税金に対する増税額の割合が一番多くなるのは、子育て中の世帯や働き盛りの中堅層である。これらの層を中心にさらなる負担増を強いることにより、消費が減退し、景気を腰折れさせることになる。

国民や企業の間には、定率減税の縮小・廃止に疑問や不安が広がっている。各報道機関が１月に実施した世論調査では、定率減税の縮小・廃止に対する否定的な意見が軒並み過半数に達している。また、複数の民間研究機関が、経済に与える悪影響から、現在は定率減税の縮小・廃止を行うべきではないと警鐘を鳴らしている。

また、政府において税制と社会保障の一体的な改革に向けた議論が行われている最中である。深刻な財政構造の改善、国と地方の税財源配分の見直しは喫緊の課題であるが、現段階で税制のみを一方的に改定することによって、将来にそごを来しかねないことにも十分留意すべきである。

このまま、定率減税の縮小・廃止が行われれば、消費の冷え込みを招来し、景気回復にも重大な支障を来すものである。

よって、国におかれては、定率減税の縮小・廃止を中止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総 務 大 臣　　麻　生　太　郎　殿
財 務 大 臣　　谷　垣　禎　一　殿

【議員提出議案第８号】

無年金者の救済を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　渡辺　利男
田上　泰寛　　平野みどり
鎌田　　聡

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

無年金者の救済を求める意見書

2004年３月24日、東京地方裁判所において、学生無年金障害者に対し、給付を受けられる立法手当てをしないまま放置したのは法のもとの平等を定めた憲法に違反するとの判決が下され、12月に国会において「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が成立した。

この法律により、判決の対象となった学生無年金障害者と主婦無年金障害者に対し一定の救済が行われることとなった。

しかし、この法律においても、任意加入制度がない時期に障害を負った在外邦人、さらには国籍要件によって年金制度に加入できなかった在日外国人も含め、多数存在する無年金障害者の救済は今後の検討にゆだねることとしており、当事者は引き続き救済を求めているところである。

また、国籍要件の撤廃によって在日外国人が年金加入対象となった時点で、既に老齢になっていた者や加入期間が受給要件を満たせない者等については、国民年金制度発足時や領土の返還時に行われた福祉年金や特例等の救済措置が講じられず、無年金生活を強いられている。

よって、国におかれては、無年金者の救済制度を創設するため、下記の事項を含む政策の早急な実施を行われるよう強く要望する。

記

1　国は早急に、在外邦人・在日外国人等の無年金障害者に対し、学生無年金障害者・主婦無年金障害者と同水準の救済策を策定し、その実施を行うこと。
2　年金制度発展過程における経過措置の不備により無年金となっている高齢者に対し、救済策を策定し、その実施を行うこと。
3　「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」によって図られた救済内容について、障害基礎年金並みの充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　　谷　垣　禎　一　殿
厚生労働大臣　　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第９号】

障害者福祉制度の充実に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

障害者福祉制度の充実に関する意見書

2003年４月から導入された障害者支援費制度は、施行初年度より財政上の問題は抱えつつも、利用の定着が進んでおり、社会福祉基礎構造改革によって転換された措置から契約、施設から在宅への動きが定着してきた。

しかし、介護保険制度の見直しに関連して障害者施策への介護保険の活用が持ち出され、また、2004年10月に厚生労働省より「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が示され、今国会に障害者自立支援法案が上程されたところである。

障害者施策を充実することは、現在障害を負って生活をされている方々に限定されたものではなく、自らの責の有無にかかわらず、誰もが障害を負う可能性がある社会全体の安定に寄与し、安心の暮らしの確立に通ずるものである。

よって、国におかれては、障害者福祉制度の充実のために、下記の事項を含む施策を実現されるよう強く要望する。

記

1　制度改正を行うに当たっては、適切な情報の開示とともに十分な議論を行うこと。
2　制度改正及び自立支援のための具体的施策を検討するに当たっては、各障害当事者の意見を十分に反映すること。
3　サービス利用における自己負担の導入を行うに当たっては、低所得者向けの免除･軽減制度をさらに整備すること。
4　障害者福祉サービスの総合化に当たっては、サービス活用の利便性を拡充するとともに、障害の特性に合わせたサービス内容を確保すること。
5　社会福祉施策間の調整を図るに当たっては、関係者の意見を十分に反映し、制度の後退を生じさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
財務大臣　　谷　垣　禎　一　殿
厚生労働大臣　　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第10号】

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

我が国においては、日本国憲法のもと、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられず、法のもとに平等とされている。

しかしながら、ハンセン病療養所菊池恵楓園入所者に対する宿泊拒否問題、犯罪被害者やその親族等に対するプライバシーの侵害、いわゆる同和地区を特定して誹謗中傷をインターネット上で繰り返すなどの人権侵害事案が生起している状況である。このような人権侵害事案については、その具体

的救済の手段である人権侵害救済制度の確立が急務である。

よって、国におかれては、人権擁護推進審議会の答申及び国連で採択された国内機構の地位に関する原則、いわゆるパリ原則を踏まえ、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある新たな人権委員会の設置や、人権擁護委員制度については効果的な人権擁護の観点から、国、地方公共団体、その他関係団体等と緊密な連携を図り、人権救済の積極的推進を期すこと等を内容とした「人権侵害の救済に関する法律」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　児　玉　文　雄

内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総 務 大 臣　　麻　生　太　郎　殿
法 務 大 臣　　南　野　知恵子　殿
内閣官房長官　　細　田　博　之　殿

【議員提出議案第11号】

国営川辺川土地改良事業の推進に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　中原　隆博　　井手　順雄
馬場　成志　　吉永　和世
八浪　知行　　島津　勇典
松村　　昭　　高野　誠一
前川　　收　　大西　一史
九谷　弘一　　永田　昂生
守田　憲史　　溝口　幸治
東　　充美

熊本県議会議長　児　玉　文　雄　殿

国営川辺川土地改良事業の推進に関する決議

国営川辺川土地改良事業は、平成15年５月の福岡高等裁判所判決における国側敗訴を受け、現在、新たな利水計画の策定が行われているところである。

本事業は、球磨川北部台地の畑地かんがい施設の整備等を行い、農業経営の安定と近代化を図るために実施されてきたものであり、畑のかんがい施設が全く整備されておらず、天水に頼る不安定な農業経営を強いられている本地域では、多くの農家が、一日も早いかんがい用水の確保を強く待ち望んでいる状況である。

そのため、福岡高裁の判決以来、国・県・市町村が一体となり、関係団体とも協議を重ねながら新利水計画の策定作業が進められているところであるが、判決から２年がたとうとしている現在もなお、受益者である農家に具体的な計画案を示すに至っていない。

今後、県収用委員会の審理状況にも呼応した計画策定作業の速やかな進捗を図りながら、川辺川ダムに水源を求める案とダムによらない案の２案をできるだけ早く農家に提示し、その上で、地域の対立を招くことなく、農家みずからの意思で選択してもらうことが、関係農家の３分の２以上の同意を得るために極めて重要である。

このような手順を踏みながら、新たな利水計画に基づく事業を平成17年度から実施することが長年水を待ち望んできた農家に対する行政の責務である。よって、関係機関に対し、下記の事項を強く要望する。

記

新利水計画の策定に当たって、関係者との協議を円滑に進め、新たな計画に基づく事業が平成17年度から着手できるよう全力を挙げて取り組むこと。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

第７節　平成17年度

平成17年６月定例会

【議員提出議案第１号】

八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　詔之　　中村　博生
古閑　三博　　八浪　知行
西岡　勝成　　児玉　文雄
松村　　昭　　村上　寅美
鬼海　洋一　　荒木　章博
堤　　泰宏　　城下　広作
永田　昂生

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年８月１日八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置することに伴う八代市及び八代郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第１項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年８月１日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

平成17年８月１日に八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村が合併することに伴い、八代市及び八代郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の

規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　詔之　　中村　博生
古閑　三博　　八浪　知行
西岡　勝成　　児玉　文雄
松村　　昭　　村上　寅美
鬼海　洋一　　荒木　章博
堤　　泰宏　　城下　広作
永田　昂生

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年10月３日玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置することに伴う玉名市及び玉名郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第１項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年10月３日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

平成17年10月３日に玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町が合併することに伴い、玉名市及び玉名郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

イラク人道復興支援活動に派遣された自衛隊員への支援決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　倉重　　剛　　竹口　博己
小杉　　直　　馬場　成志

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

イラク人道復興支援活動に派遣された自衛隊員への支援決議

政府は現在「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」に基づき、これまで人道復興支援のための自衛隊派遣を実施してきたところであるが、今年６月に九州・沖縄を管轄し、熊本市に総監部を置く陸上自衛隊西部方面隊から、イラク復興支援群を支える第４次復興業務支援隊として、約100名の自衛隊員が派遣された。

また、８月頃に、第７次イラク復興支援群として、西部方面隊の第４師団を中心とする約500名の自衛隊員が派遣され、道路・公共施設の修復や医療支援などを中心に、約３ヶ月間活動する予定になっている。

さらに、11月頃には、同じ西部方面隊の第８師団を中心とする約500名の自衛隊員が第８次復興支援群として第７次復興支援群と交代し、現地の復興支援に取り組む予定になっている。

イラク人道復興支援業務は、戦禍に苦しむイラクの人々の生活再建及びイラクの国民経済復興に真に寄与しており、これまでにも多大の成果を上げ、現地の人々に深く感謝されている。

一方、イラクの復興は、中東地域の安定だけでなく、国際社会全体の安定に極めて重要な意義を持ち、特にエネルギー供給の大半を中東に依存している我が国にとっては、重要な課題である。

しかし、イラクに派遣された自衛隊を取り巻く現地の環境は、日本国内では体験することができないほど厳しいものであり、また、常に身の危険性を背負いながら、自衛隊員は忠実に任務を遂行されているものである。

そのように、イラク市民の期待や国際貢献の立場からも、過酷な状況の中で人道復興支援等に活躍している使命感に燃えた自衛隊員が、日本国民の代表として、多くの国々から派遣された人々と協力し、無事に任務を完遂して帰国の途につくことを祈念するものである。

そして、これから派遣される後続の自衛隊員が、後顧の憂いなく支援活動に従事することができるよう、あらゆる協力を惜しまないものである。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第４号】

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　船田　直大　　小谷　邦治
山本　秀久　　西岡　勝成
島津　勇典　　荒木　詔之
児玉　文雄　　松村　　昭
村上　寅美　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

平成12年度の地方分権一括法により、地方公共団体の自己決定、自己責任の領域が拡大し、これに伴い、地方議会の役割と責任は一層重要性を増している。

今後、地方議会がその役割を十分に発揮していくためには、議会の諸機能をさらに充実していく必要があり、そのため、本議会はみずから運用面の改革に取り組んでいるところである。

一方、地方議会のさらなる活性化を図るためには、地方自治法の議会に係る権限制約的規定を緩和するとともに、議会と首長との関係の見直しや地方議会議員、とりわけ活動実態が専業化している都道府県議会議員について、その役割にふさわしい法的位置づけを明確にする等の制度改正が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項をはじめ、さきに全国都道府県議会議長会が提出した「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」について検討を加え、早急に所要の法改正を図られるよう強く要望する。

記

1　議会の自主性・自立性確保と権限強化
（1）　議会の招集権を議長に付与すること。
（2）　議会の内部機関の設置を自由化すること。
（3）　議決権を拡大すること。
（4）　議会に附属機関の設置を可能とすること。
（5）　委員会にも議案提出権を付与すること。
2　議会と首長との関係
（1）　専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。
（2）　予算修正権の制約を緩和するとともに、予算の議決科目を拡大すること。
（3）　決算不認定の場合の首長の対応措置を義務づけること。
3　議員の位置づけ
地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　麻　生　太　郎　殿

【議員提出議案第５号】

米国産牛肉の輸入再開について慎重な対応を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

米国産牛肉の輸入再開について慎重な対応を求める意見書

国は、米国産牛肉の輸入再開を始めようとしているが、米国では最近においてもＢＳＥの疑いがある牛が確認されているところである。また、米国でと畜される牛でＢＳＥ検査を行っているのは全体の１％以下にすぎず、トレーサビリティー制度が整っていないため、月齢の判別が正確にできない状況にある。目視による骨格や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせるおそれがあり、また、特定危険部位の除去において、我が国ではすべての月齢の牛の脳などの危険部位が除去・焼却処分されているのに対して、米国では30カ月齢以上の牛に限定されており、しかも、牛由来の肉骨粉が牛の飼料に間違って混入されたことも報じられており、米国産牛肉に不安感を持っている県民も多い。

よって、国におかれては、米国での感染牛の発生状況を視野に入れて、夏ごろと言われている輸入再開に当たっては、現在厚生労働省及び農林水産省が20カ月齢以下の牛肉の輸入の是非について諮問している食品安全委員会において、科学的に判断される結論を踏まえて、安全性が確認できるまでは米国産牛肉の輸入を再開しないよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿
農林水産大臣　島　村　宜　伸　殿
食品安全担当大臣　棚　橋　泰　文　殿

【議員提出議案第６号】

鉄道事故再発防止と関係法令の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

鉄道事故再発防止と関係法令の改正を求める意見書

４月25日午前９時18分頃に発生した尼崎市における福知山線快速電車脱線事故において亡くなられた方々に対し、心からご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の方々にお悔やみを申し上げる。また、負傷された方々におかれては、一日も早くご回復されますことを心より祈念申し上げる。

今回の事故は、1987年の国鉄分割･民営化以降はもとより、国鉄時代から見ても鶴見駅構内列車三重衝突脱線事故（1963年11月９日・死亡161/負傷120名）以来の最悪の大惨事である。特にＪＲ西日本では信楽高原鉄道事故や、救助活動中の救急隊員が電車にはねられる事故が起きているにもかかわらず、過去の事故の教訓がどれだけ生かされているか極めて疑問であり、残念である。

事故原因の解明は、事故の再発を防止するのみならず、他方で当該事故に遭遇した遺族、被害者にとって事故により病んだ心をいやすことにつながる。今回死傷した多くの人々の不幸を、次の万一の事態に生かさねばならない。

安全に終わりはない。多数の命を預かる交通機関は、改めて「安全第一」を最優先にすることを胸に刻まなければならない。

よって、国におかれては、再び悲惨な鉄道事故がないよう、原因の徹底糾明と再発防止を強く求める立場から、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　航空・鉄道事故調査委員会は、ハード面はもちろんのこと、ソフト面など事故の背景要因に至るまで、あらゆる角度から調査を行い、結論を出すこと。また、事故調査委員会の充実強化に努めること。
2　当事者であるＪＲ西日本に対し、遺族と負傷者のケア、被害者の救済、事故の原因究明、再発防止に向け、会社を挙げて誠意を持って対策を講じるよう強く指導すること。
3　運輸行政のこれまでのあり方も含めて十分な検証を行い、関係法令の改正や基準の改定をはじめ必要な対策を講じるとともに、安全投資に対する国の補助制度を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　麻　生　太　郎　殿
財　務　大　臣　　谷　垣　禎　一　殿
国土交通大臣　　北　側　一　雄　殿

【議員提出議案第７号】

小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書

周知のとおり、靖国神社は戦前、陸軍省と海軍省が所管し、戦争の遂行に極めて重要な役割を果たして来た日本軍国主義のシンボルであり、戦後、ここには日本の侵略戦争に責任を負うべきＡ級戦犯14名が合祀されている。

戦争で負けた日本は、Ａ級戦犯を裁いた東京裁判の結果を受け入れてサンフランシスコ講和条約に調印し、国際社会に復帰した。

このような歴史を持つ靖国神社に、国を代表する総理大臣が参拝を繰り返すのは、政教分離を定めた憲法上からも疑義が指摘されている通り、ふさわしくないことは明らかである。

中国や韓国が「小泉首相はＡ級戦犯を祀っている靖国神社には参拝しないでほしい」と繰り返し求め、大きな外交問題になっている。Ａ級戦犯は日本の侵略戦争などの責任を負う人物である。甚大な犠牲を被った中国や韓国が、靖国神社への参拝の中止を要請するのは国際的な常識からして、ごく当たり前のことだと思われる。

これに対して、小泉首相は「追悼の仕方は国によって違う。他国が干渉すべきことではない」とか「『罪を憎んで人を憎まず』は孔子の言葉だ」などと述べ、参拝続行を強く示唆している。

しかし、このような強弁がまかり通るわけがない。外交政策上も誠に稚拙な対応だと言わざるを得ない。

よって、熊本県議会として、小泉首相は歴史の経緯に鑑み、靖国神社に参拝すべきでないことを強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿

【議員提出議案第８号】

イラクから自衛隊の撤退、さらなる自衛隊の派遣中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

イラクから自衛隊の撤退、さらなる自衛隊の派遣中止を求める意見書

きたる８月にイラク南部サマワへの派遣が予定されている「第７次イラク復興支援群」として、九州に駐屯する部隊としては初となる第４師団の派遣が計画され、さらに11月には熊本市八景水谷に司令部をおく第８師団の派遣が計画されていることが報道などで明らかになった。

イラクにおいては、米軍が昨年11月のファルージャの無差別攻撃に続き、西部の都市カイムで大規模な無差別爆撃を行うなど、移行政府が発足した４月28日後も、米軍による事実上の占領支配と戦争継続がなされている。また武装勢力の攻撃やテロも続発し、多数の人々が犠牲になっている。

米軍のイラク侵略開始以来、死亡した米兵は1600人を超え、２万人とされる軍事会社要員の死者も200人を超えている。イラクの人々の犠牲者数は、少なくとも数万人、10万人を超すとの推計も示されている。

イラク戦争は、大量破壊兵器問題に端的に示されるように、虚偽によって開始され、すすめられてきた不法、無法な戦争である。大義のない戦争への自衛隊派遣に一片の大義もないことは明らかである。

引き続き米軍の武力占領支配と各地での戦闘、テロの続発といった危険極まりないイラクに、自衛隊がとどまることは、憲法はもとよりイラク特措法にも背くことであり、日本国民に新たな危険と不幸、悲しみをもたらすものである。

また、国会の政府答弁でも明らかになったように、サマワでの自衛隊活動の最大の柱であった給水活動は、日本のＯＤＡによる浄水装置の稼動で、今年の２月５日以降なされていない。また、現在、自衛隊が現地で行っているのは、「県知事公舎前の多目的広場の緑化」「スポーツクラブの照明施設の補修」「屋外バスケット施設のコートの補修」「女子高前噴水の補修」等である。また、自衛隊が砂利舗装したあとを、日本の外務省がＯＤＡで現地業者を雇って舗装しているという状況である。

このようなことは、ＯＤＡを中心としてイラク住民との共同と連携により復興がなされる分野であり、「人道支援」を役割とする自衛隊がこれ以上イラクにとどまる道理がないことは明らかであると同時に、更なる自衛隊の派遣についてもその必要性を説明できる確固たる理由はない。

以上の点から、下記のことを強く要望するものである。

記

１　自衛隊は、直ちにイラクから撤退すること。
２　第８師団など新たな自衛隊の派遣は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
防衛庁長官　　大　野　功　統　殿

【議員提出議案第９号】

障害者自立支援法案に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

障害者自立支援法案に関する意見書

政府は去る２月10日、「障害者自立支援法案」を国会に提出した。今回提出された同法案は、サービスや医療費に応じて原則１割の自己負担をはじめ、これまでの障害者福祉の枠組みを大きく変更するものとなっており、障害当事者やその家族は大きな不安を抱いている。そこには次のような問題点が含まれている。

１つ目の問題は、これまでの制度の全面改訂であるにもかかわらず、あまりに短期間で結論が出されたことである。制度改革の具体的な説明が障害当事者に行われないまま、その意見を十分反映することもなしに、国会での審議が始まった。同時に、施策の実施主体になるとされている市町村に対しても、上程後の２月17日になってはじめて、全国主管担当課長会議で正式な説明がなされるなど強引な手法がとられた。法案の審議にあたっては、障害当事者とその家族及び実施主体である各自治体など関係各方面の意向を踏まえ、十分反映させるよう時間をかけて検討されることが望まれる。

２つ目の問題は、これまで障害者施策で維持されてきた「応能負担」を、「応益負担」および「食費等の自己負担」の仕組みに転換し、障害者に大幅な自己負担増を強いるものになっていることである。障害当事者にとっては福祉サービスの自己抑制、受給抑制を余儀なくされ、生命の危険すら招く内容となっている。福祉･医療サービスの利用に対する「応益負担」制度の導入は中止するべきである。

３つ目の問題は、扶養義務制度や減免制度を「世帯所得」で行うことにより、財政面も含めて親や家族介護に依存する現状を生じさせており、障害者の本来の自立を促進することにはつながっていないことである。「同一生計」の考え方を改め、社会参加や社会経験の拡大、家庭生活支援、障害児の地域療育機能の確立、障害児学童保育など子育て支援等を含む「障害児者の総合的な社会的支援」の制度設計が必要である。

４つ目の問題は財政論が基本となっていることである。03年から始まった支援費制度開始に伴い制度活用の急増による予算不足、「三位一体改革」の流れの中、施設整備費補助金などの国庫補助金の廃止や公費医療など高額補助金の一般財源化ということで生じた２重の財政圧迫により、人権をないがしろにする制度改悪が許されるものではないことは明らかである。

５つ目の問題は、障害施策の実施主体が、これまでは各福祉法によって都道府県と市町村に分かれていたものが、市町村に一元化されることにより、市町村間格差が助長される懸念があることである。また、市町村にとっては、三位一体改革による財政保障が不十分な中でサービスの低下も危惧されている。国はもとより、都道府県、市町村においても地方自治法において「住民の福祉の増進を図る」と定められた地方自治体としての役割が発揮できるよう法整備を行うことが望まれている。

よって、国におかれては、上記にあげた諸々の問題点について、憲法25条に規定された「生存権」を裏づけとした「公的責任・無差別平等・必要十分」の福祉三原則に基づき改善を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第10号】

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
　　竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。しかしながら、本年４月から個人情報保護法が全面施行された中にあって、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の４情報が、原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべきである。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実である。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補い切れない課題を生じさせている。住民を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとでは、こうした事態への対応は極めて困難である。

よって、国におかれては、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　麻　生　太　郎　殿

【議員提出議案第11号】

まちづくり３法の抜本的見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　藤川　隆夫　　松永　真一
　　島津　勇典　　村上　寅美
　　渡辺　利男　　岩中　伸司
　　中原　隆博　　坂田　孝志
　　東　　充美

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

まちづくり３法の抜本的見直しを求める意見書

政府は、大型店が立地する周辺地域の生活環境の保全、中心市街地の活性化並びに計画的なまちづくり推進のため、平成10年から平成12年にかけて、いわゆるまちづくり３法（大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法）を制定した。

しかし、現在、本県では、相次ぐ大型店の立地により、中心市街地や大型店周辺の商店街が衰退しており、地域コミュニティーの崩壊も危惧されるなど、さまざまな社会問題が指摘されているところである。これらのことは、まちづくり３法が期待された効果を上げておらず、限界があることを示しているものであり、国レベルでの早急な対応が必要になっている。

折しも、国の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会商業部会合同会議や、中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザリー会議において、まちづくり３法のあり方や方向性について議論されており、夏にもその方向性が出されると聞いている。

よって、国におかれては、大型店と地域社会との融和を図り、適正なまちづくりを進めることが可能となるよう、まちづくり３法の抜本的な見直しを講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　麻　生　太　郎　殿
経済産業大臣　中　川　昭　一　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿
内閣官房長官　細　田　博　之　殿

平成17年９月定例会

【議員提出議案第１号】

天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　詔之　　中村　博生
古閑　三博　　八浪　知行
西岡　勝成　　児玉　文雄
松村　　昭　　村上　寅美
鬼海　洋一　　荒木　章博
堤　　泰宏　　城下　広作
永田　昂生

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正）

第１条　天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名中「合併」の次に「及び本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町の合併」を加える。

本則中「設置する」を「設置した」に改め、「こと」の次に「及び平成18年３月27日本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置したこと」を加え、「上天草市並びに天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町及び同郡栖本町」を「天草市、上天草市及び天草郡苓北町」に、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）」を「旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年４月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

（宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正）

第２条　宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

本則中「設置する」を「設置した」に、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）」を「旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年４月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

（山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正）

第３条　山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年熊本県条例第76号）の一部を次のように改正する。

本則中「設置する」を「設置した」に、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）」を「旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年４月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

（阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正）

第４条　阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年熊本県条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則中「設置する」を「設置した」に、「市町村の合併

の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）」を「旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年４月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

（菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正）

第５条　菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年熊本県条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名中「合併」の次に「及び菊池郡合志町及び西合志町の合併」を加える。

本則中「設置する」を「設置した」に改め、「こと」の次に「及び平成18年２月27日菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置したこと」を加え、「菊池市及び菊池郡」を「菊池市、合志市及び菊池郡」に、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）」を「旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年４月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

（八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正）

第６条　八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成17年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

本則中「設置する」を「設置した」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年４月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

（玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正）

第７条　玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成17年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

本則中「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年４月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の規定（「こと」の次に「及び平成18年３月27日本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置したこと」を加える改正規定及び「上天草市並びに天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町及び同郡栖本町」を「天草市、上天草市及び天草郡苓北町」に改める改正規定に係る部分に限る。）は平成18年３月27日から、第５条の規定（「こと」の次に「及び平成18年２月27日菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置したこと」を加える改正規定及び「菊池市及び菊池郡」を「菊池市、合志市及び菊池郡」に改める改正規定に係る部分に限る。）は平成18年２月27日から施行する。

（提案理由）

県内の市町村の合併の状況を考慮し、市町村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例について、その期間を見直すとともに、天草市及び合志市が設置されることに伴い、天草市、上天草市及び天草郡苓北町の区域及び菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区についての特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　中村　博生　　永田　昂生
古閑　三博　　倉重　　剛
竹口　博己　　前川　　收
早川　英明　　大西　一史
福島　和敏

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

本県の私立学校は、それぞれの建学の精神に立脚し、常に特色ある教育の実践と新しい時代に対応した教育を展開し、本県教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、少子化による生徒数の大幅な減少等が私立学校の存続を大きく揺るがしており、私立学校の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面している。

公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な教育の発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第１条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立高等学校等教育の重要性を認識され、現行の私学助成に係る財政支援制度を堅持され、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　麻　生　太　郎　殿
財務大臣　谷　垣　禎　一　殿
文部科学大臣　中　山　成　彬　殿

【議員提出議案第３号】

障害者施策の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　松田　三郎　　池田　秀男
西岡　勝成　　杉森　猛夫

小杉　直　荒木　章博
荒木　義行　平野みどり
堤　泰宏

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

障害者施策の充実を求める意見書

平成16年、通常国会での障害者基本法の改正により、「障害者の地域における作業活動の場」という文言が加わった。かつて、制度には存在しない無認可の作業所であった小規模作業所は、関係者の長年の努力により、四半世紀を超えて6,000カ所を数えるまでになった。

昨年10月に「改革のグランドデザイン案」が発表され、また、本年２月には「障害者自立支援法案」が国会に上程され、７月15日の衆議院本会議で採決された。その後、参議院本会議では審議されたものの会期終了、突然の衆議院解散により廃案となった。

「障害者自立支援法案」は、３障害の一元化、複雑な施設体系の整備、個別給付の義務的経費化など評価できる点もあるが、障害福祉サービス等の自己負担の上限を決める際の所得の認定が生計を一にする世帯の所得であること、自立支援医療において児童の健全育成を目的としたものへの軽減策が不十分であること、小規模作業所が新たな施設体系へ移行する場合の支援策が不明確であることなどの課題を含んでいる。そのようなことから、前の国会において異例とも言える長時間の審議の末に、法案の一部修正とともに全会派一致で附帯決議が議決された。附帯決議は多くの課題への対応が記載されており、大変意義のある内容である。

よって、国におかれては、次期国会に提出する「障害者自立支援法案」は、前国会における衆議院厚生労働委員会の附帯決議を十分に反映したものとされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第４号】

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　小谷　邦治　重村　栄
荒木　詔之　鬼海　洋一
篠﨑　鐵男　城下　広作
小早川宗弘

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は全国民がひとしく熱望するところである。

平成15年度税制改革において、揮発油税等を道路特定財源とし、その暫定税率の適用が５年間延長と認められ、その全額を道路整備に充当されることとなり、社会資本整備重点計画の計画的執行を行うこととされた。

しかし、平成17年度予算では、公共事業費の削減がなされ、道路整備においても必要な事業が確実に行えない状況となっている。

本県では、総合計画の中で、各種基盤の整備を重要な柱の一つとして掲げ、その中で交通基盤の整備を重点的に推進しているところである。

特に県民生活や経済・社会活動における自動車が担う役割の高い本県においては、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、県民の切なる願いでもある。これにこたえるには、県土の骨格を構成し、地域の産業基盤を支援する高規格幹線道路、地域高規格道路、主要国道をはじめとし、生活に密着した県道、市町村道の地方道に至るまで着実な整備が必要である。

よって、国におかれては、国民の期待する道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆　議　院　議　長　河　野　洋　平　殿
参　議　院　議　長　扇　千　景　殿
内　閣　総　理　大　臣　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　麻　生　太　郎　殿
財　務　大　臣　谷　垣　禎　一　殿
国　土　交　通　大　臣　北　側　一　雄　殿
経済財政政策担当大臣　竹　中　平　蔵　殿

【議員提出議案第５号】

警察官の増員に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　井手　順雄　佐藤　雅司
八浪　知行　児玉　文雄
松村　昭　田上　泰寛
馬場　成志　築森　守
溝口　幸治

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

警察官の増員に関する意見書

地方警察官の緊急増員に当たっては、本県に対して平成14年度の90人をはじめ４年間で計195人の定数が配分されたところであり、関係当局に対し、県民を代表する熊本県議会として感謝の意を表するところである。

しかしながら、本県では、増員された後も、警察官１人当たりの負担県民人口は639人と、依然として九州第１位であり、九州各県の平均548人を大幅に上回っているほか、全国平均522人の約1.2倍という高負担状況にある。

本県の犯罪情勢を見ると、刑法犯認知件数の増加に歯どめがかかりつつあるものの、県民に強い不安感を与える強盗などの重要凶悪犯罪が依然として多発しているほか、暴力団や来日外国人グループによる組織犯罪、振り込め詐欺など身近な知能犯罪、発生場所を選ばないサイバー犯罪等が増加している。こうした中で、2005年県民アンケート調査においても、県が取り組むべき施策のトップに「街頭犯罪・侵入犯罪対策の強化」が挙げられるなど、県民の治安に対する不安感と治安回復への期待感はますます増大している。

県警察では、これら県民の要望に的確にこたえるため、組織内部における徹底した業務の合理化、定数配置の見直し等による第一線警察の強化を積極的に推進するとともに、昨年６月に策定した「熊本県警察緊急治安対策プログラム」を踏まえ、犯罪の抑止と検挙に向けた諸対策を推進しているところであるが、多発・多様化する犯罪情勢の中、その業務負担は深刻な状況になっている。

よって、国におかれては、厳しい財政状況下にあるものの、このような本県の実情を勘案し、県民生活の安全と平穏を確保するため、少なくとも警察官１人当たりの負担県民人口が九州各県平均並みとなるように、本県警察官の増員措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　麻　生　太　郎　殿
財　務　大　臣　谷　垣　禎　一　殿
国家公安委員長　村　田　吉　隆　殿
警察庁長官　漆　間　　巌　殿

【議員提出議案第６号】

がん対策の推進強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

がん対策の推進強化を求める意見書

がんは1981年以降、我が国の死亡原因の第１位を占め、現在では死亡原因の３割超にまで達している。そのため、政府においては「対がん10カ年総合戦略」を展開し、その第３次総合戦略が昨年度からスタートしたところである。

多くのがん患者・家族が、日本のがん医療に不満を持っており、自分の命を救ってくれる医師を探してさまよう患者の姿を例えて「がん難民」とさえ呼ばれているように、病院や地域によって治療成績に大きな格差があるなどの課題が指摘されている。そのため同戦略の中で、がん医療水準の「均てん化」（全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差是正を図ること）が打ち出され、がんの罹患率と死亡率の激減を目指している。

政府は今年５月、厚生労働大臣を本部長とする、がん対策推進本部を設置したところであるが、がん医療水準の均てん化のみならず、がん専門医の育成、国民への適切な情報提供など、総合的ながん対策を強力に推進することが求められている。

よって、国におかれては、がん死亡率の激減を目指して、早急に下記の項目を実施されるよう強く要望する。

記

1　がん医療水準の均てん化の推進。特に、地域がん診療拠点病院を整備すること。
2　がん治療専門医（特に化学療法、放射線療法の領域）を養成・確保すること。
3　国民が利用しやすい「がん情報センター」、がん拠点病院等への「がん患者情報室」を設置すること。
4　有効性が証明されたがん検診の強力な推進及び受診率の向上を図ること。
5　地域がん登録の普及と精度の向上を図ること。
6　国内未承認薬の使用促進のための着実な体制を整備すること。
7　センター方式による高度がん治療技術の開発と臨床応用を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿

【議員提出議案第７号】

耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書

昨年10月の新潟県中越地震、そして今年３月、大地震発生の可能性は低いと言われていた福岡でも福岡県西方沖地震が起きるなど、最近、大地震が相次いでいる。いずれも多大な被害をもたらしているが、さらに、今年７月の千葉北西部地震では首都圏の交通網・通信網の脆弱さが露呈した。

大地震はいつどこで発生してもおかしくない。大地震への備えとしては、防災対策のみならず、大地震発生時に被害を最小限に抑える「減災」への取り組みが求められている。そして、減災のために最も有効な対策が、住宅や建築物の耐震化である。

その観点から本年６月、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」がまとめた提言では、住宅や建築物のそれぞれについて、今後10年間で耐震化率を９割にまで引き上げることとする数値目標を設定し、達成に向けた促進策を提示した。まさに「耐震化は時間との競争」であり、地震による人的・経済的被害を最小限に抑えるために、下記の耐震化促進の施策について、早急に施策の拡充をされるよう強く要望する。

記

1　耐震改修に関して税制、予算両面で施策を拡充
　国土交通省は今年度から、従来の耐震診断・耐震改修に対する補助制度を統合し用途を広げたほか、自治体が地域の実情に応じて民間住宅の耐震改修に活用できる地域住宅交付金制度を今国会で成立させた。これらの制度を全国に普及させるとともに、税額控除制度など税の優遇措置を創設すること。
2　耐震改修促進法等に関する制度の充実強化
　耐震性が不十分な密集市街地の住宅に対する耐震診断の指示や正当な理由もなく改修の指示に従わない場合は、建築物を公表できるようにするべきであり、さらに規模の大きな建築物については耐震診断や改修を義務づけ、実施し

ない場合は改修命令を出せるよう、耐震改修促進法に関する制度の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿

【議員提出議案第８号】

「住宅リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

「住宅リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書

認知症など判断能力の不十分な高齢者を狙って不要なリフォーム工事を契約させ、法外な代金を請求･だまし取る「住宅リフォーム詐欺」が大きな社会問題になっている。そうした犯罪行為の横行を許さないため、まずはあらゆる法律・制度を駆使し、関係機関が連携して悪質業者を摘発することと、再発防止への早急な取り組み強化が求められる。

そのため政府は７月13日、関係６省庁課長会議において当面の対応策となる緊急対策を決めた。その内容は、悪質業者に対する行政処分や取り締まりの強化、関係業界に再発防止策を求めるなど多岐にわたっている。

その上で、今後の課題として、成年後見制度をより利用しやすくするための措置や、リフォーム工事に関する建設業法の見直しなどが指摘されている。

よって、国におかれては、高齢者等をリフォーム詐欺から守るため、早急に下記の項目を実施されるよう強く要望する。

記

1　成年後見制度の普及、活用
　①　制度趣旨への理解を含めた周知徹底のための広報活動を強化するとともに、成年後見申立時の費用や後見人への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を拡充・周知すること。
　②　第三者後見人の人材を確保すること。
2　建設業法の見直し
　無許可業者に対する指導・監督を強化するため、同法を見直すこと。
3　全国各地の窓口で気軽に法的サービスが受けられる「日本司法支援センター」（来秋スタート予定）が、高齢者らに対する出張相談などを積極的に実施すること。
4　特定商取引に関する法律や消費者契約法、割賦販売法などを活用して、取り締まりの強化及び被害者の早期救済を図るとともに、悪質リフォームを対象にした取締法規の制定を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
法務大臣　南　野　知惠子　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿
経済産業大臣　中　川　昭　一　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿
国家公安委員長　村　田　吉　隆　殿

【議員提出議案第９号】

アスベスト対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

アスベスト対策を求める意見書

アスベスト製品を過去に製造していた企業の従業員や家族、工場周辺の住民が、アスベストによると思われる中皮腫や肺がんで死亡した事例が相次いで報告されている。特に、株式会社「クボタ」の旧神崎工場では、従業員のみならず家族及び周辺住民にも中皮腫による死亡者が出ているとの報告がある。

アスベスト被害に対する国民の不安は非常に高まっており、正確な情報を求める声が強くなっている。また、アスベストが原因とされる健康被害を受けながら労災補償されていない労働者や、さらには家族・周辺住民の被害者からも救済を求める声が相次いでいる。

こうした事態を受け、政府は先般「アスベスト問題に関する関係省庁会議」を設け、実態把握、相談窓口の設置等の取り組みを進めているが、国民の安全を確保し、被害者の救済を進めるための包括的な取り組みを求め、下記の項目を早急に実施されるよう強く要望する。

記

1　「アスベスト問題に関する関係省庁会議」を格上げして、政府を挙げてアスベスト対策を推進すること。
2　教育施設をはじめとする公共建築物、民間建築物のアスベスト利用状況の徹底した調査を行い、利用者に対して適切な情報開示、暴露防止のための対策を進めるとともに、解体作業に際して、その情報が適切に利用できるよう体制整備を進めること。
3　過去から現在に至るアスベスト取り扱い事業所において、取り扱い作業に従事した者のアスベストによる健康被害の可能性などについて情報提供を行うよう事業者へ徹底すること。
4　産業保健推進センター、保健所や労災病院等で健康被害に対して相談できる窓口を整備するとともに、ペメトレキセド（アリムタ）の早期承認など診断治療体制の整備、より鋭敏かつ効果的な診断法や治療法の開発のための研究を進めること。また、そのための中皮腫登録制度を創設すること。
5　アスベスト取り扱い事業所の過去・現在の労働者及びその家族の健康診断を進めるよう事業者に対して徹底するとともに、暴露が想定される周辺住民等の健康診断に対応できるよう地方自治体の健診事業等のあり方を適切に見直すこと。

6　アスベストによると想定される肺がん・中皮腫はその潜伏期間が極めて長期であることを踏まえ、現行の制度下で救済の対象とならない事例の労災認定のあり方について検討を行うとともに、現行制度では救済されない人たちの救済を図ることを主眼にした新法を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿
厚生労働大臣　尾　辻　秀　久　殿
環境大臣　小　池　百合子　殿
経済産業大臣　中　川　昭　一　殿
文部科学大臣　中　山　成　彬　殿

【議員提出議案第10号】

まちづくり３法の見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

まちづくり３法の見直しに関する意見書

本来、中心市街地はさまざまな都市機能が集積し、人々がそこに集まり、新産業を創造する苗床であるべきだが、無秩序な市街地の広がり、小売業の変化、中心市街地の魅力低下等により衰退に歯どめがかかっていない。そのため、政府は、1998年から2000年にかけ、改正都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法という、いわゆる「まちづくり３法」を制定したが、現在その効果が期待どおりあらわれているとは言い難く、条例での限界や、都市計画法・中心市街地活性化法の問題点等が指摘されている。

よって、国におかれては、我が国の将来の人口減少・高齢社会に対応するコンパクトシティの建設を推進し、持続可能な都市である「歩いて暮らせるまち」の実現が可能となるよう、下記のとおり「まちづくり３法」の見直しについて強く要望する。

記

都市計画法の抜本改正

1　公共施設を許可対象に追加するなど、開発許可の大幅見直しをすること。
2　大規模商業施設の市街化区域における用途地域を厳格化すること。
3　大規模商業施設の市街化調整区域における５～20ha以上の大規模開発例外扱いを見直すこと。
4　コンパクトシティ化促進のため、自治体ごとで自由な規制のレベルの調整（上乗せ、引下げ）が行える根拠法としての性格を明確にすること。

中心市街地活性化法と大規模小売店舗立地法を統合し、「コンパクトシティ形成促進法（仮称）」を制定

1　中心市街地活性化理念（例えば、コンパクトシティ・歩いて暮らせるまちづくり）を明確化すること。
（まちづくり３法の法運用の横断的機能を持たせ、現状８省庁の縦割となっている行政の分担、責任の明確化を図ること）
2　病院、社会福祉施設など公共公益施設の集積支援を図ること。
3　大店舗と地域の共生協定の導入を図ること。
4　地域まちづくりのコンセンサス形成の場（協議会）を位置づけること。

中心市街地活性化支援施策の大幅拡充

1　中心市街地立地のコスト増に対する支援・税制措置を講ずること。
2　まちづくり交付金等における「選択と集中」を行うこと。

地方自治体のまちづくりの基本理念に基づいた販売品目等による出店規制を行う等の新たな制度の法制化

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　麻　生　太　郎　殿
経済産業大臣　中　川　昭　一　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿
内閣官房長官　細　田　博　之　殿

【議員提出議案第11号】

郵政事業改革に当たっての意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　中村　博生　　永田　昂生
古閑　三博　　倉重　　剛
竹口　博己　　前川　　收
早川　英明　　大西　一史
福島　和敏

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

郵政事業改革に当たっての意見書

今回の衆議院議員選挙において、自民党は小泉首相の「改革を止めるな、郵政民営化こそすべての改革の本丸」のスローガンのもとに、国民の大多数の賛同を得たところである。この衆議院議員選挙を受けて、９月21日に召集された特別国会において郵政民営化関連６法案が提出され、成立する見通しである。

しかしながら、国民は地方の郵便局がなくなってしまうのではないかという不安を今も抱いている。小泉首相は選挙公約の中で、「過疎地や離島の郵便局はなくさない」と明言されているが、今回の選挙で自民党に賛同し、１票を投じられた方々も、この公約を信じて自民党の郵政民営化に賛同されたものと確信するものである。

よって、国におかれては、地方切り捨てともなる地方の郵便局の廃止がないよう、郵政民営化関連６法案を審議する過程において、このことをさらに明確にされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿

参議院議長　扇　千景　殿
内閣総理大臣　小泉純一郎　殿
総務大臣　麻生太郎　殿
財務大臣　谷垣禎一　殿
郵政民営化担当大臣　竹中平蔵　殿

平成17年11月定例会

【議員提出議案第１号】

森林・林業・木材産業の活性化等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　松村　昭　渡辺　利男
竹口　博己

熊本県議会議長　島田幸弘　殿

森林・林業・木材産業の活性化等に関する意見書

森林は、木材の供給はもとより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全など、さまざまな機能を有しており、安全で豊かな県民生活を確保する上で不可欠なものとなっている。特に、近年は地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素の吸収・貯蔵源としての役割の発揮が強く期待されており、京都議定書においては、我が国の削減目標６％のうち、3.9％までを森林による吸収量で確保することが必要となっている。これを確実に達成するためには、森林・林業基本計画に基づく計画的かつ着実な森林の整備が強く求められている。

一方、本県の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は、国産材需要の減少等に伴う木材価格の低迷等から採算性が大幅に悪化しており、林業生産活動が停滞する結果、間伐などの手入れが十分に行われない人工林や伐採後植林が行われない造林放棄地が増加するなど、このまま推移すれば、二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、森林の持つ多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されている。

さらに、木材輸出国における違法伐採は今や地球環境を保全する上で大きな問題となっており、その増加により、森林の減少、劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させ、さらには違法伐採木材が国際市場に流通することによって、地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因となっており、我が国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっている。

よって、国におかれては、以上のような状況を踏まえ、平成18年度予算等において、下記の施策を実現されるよう強く要望する。

記

1　森林・林業基本計画に基づく森林の整備、保全の推進、あわせて緑の雇用事業による担い手の確保・育成対策の推進、さらには治山対策の緊急的な推進
2　低コストで安定的かつ効率的な木材供給体制システムの確立、伐期の長期化など森林経営の実態に即した借り換え融資制度の拡充等、森林・林業・木材産業の再生に向けた施策の展開、さらには、地域林業の担い手としての林業公社に対する支援措置の強化
3　違法に伐採された木材は使用しないという考え方に基づく違法伐採対策の確立、特に外材についての対策の確立、なお、国内の違法伐採対策を実施するに当たっては、地域材の利用が推進されるよう十分配慮するとともに、必要な支援措置の確保
4　地球温暖化防止森林吸収源対策を確実に実行するための環境税の創設による安定的な財源の確保

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島田幸弘

衆議院議長　河野洋平　殿
参議院議長　扇　千景　殿
内閣総理大臣　小泉純一郎　殿
外務大臣　麻生太郎　殿
財務大臣　谷垣禎一　殿
農林水産大臣　中川昭一　殿
経済産業大臣　二階俊博　殿
環境大臣　小池百合子　殿

【議員提出議案第２号】

改造エアガン対策の強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　山本秀久　鬼海洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島田幸弘　殿

改造エアガン対策の強化を求める意見書

今年、通りすがりの者や対向車両などに対して改造エアガンにより発砲するという事件が相次いで発生し、大きな社会問題となっている。エアガン自体は違法ではなく、所持も違法ではないが、改造により威力を増すことによって大変危険な武器、凶器ともなる。

警察庁は事件の続発を受けて、10月11日、各都道府県警察に対して、改造エアガンに対する取り締まりの強化等の通達を出しているが、単に警察による取り締まり強化のみならず、関連する業界団体による自主規制の強化、販売店等への指導強化など、多角的、総合的に改造エアガンによる事件の再発防止に全力を挙げるべきである。

よって、国におかれては、改造エアガンによる事件の再発防止のため、下記の項目を実施されるよう強く要望する。

記

1　インターネットを通じて改造エアガンそのものや、改造のための部品入手、さらには改造方法などの情報の入手が容易になっているので、サイバーパトロールを徹底して、改造エアガン、改造用の部品の販売等についても取り締まりを強化すること。
2　前項に関連して、プロバイダーやサイト運営者に対し、改造エアガンの出品や情報提供に関する自主規制を促すこと。
3　玩具としてのエアガンを扱っている業界団体に、改造防止のための自主規制などを行うよう求めること。
4　青少年への影響を考え、警察などから保護者等に対してエアガンに関する広報を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島田幸弘

衆議院議長　河野洋平　殿
参議院議長　扇　千景　殿
内閣総理大臣　小泉純一郎　殿
経済産業大臣　二階俊博　殿
国家公安委員長　沓掛哲男　殿

【議員提出議案第３号】

事業仕分けによる行財政の効率化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

事業仕分けによる行財政の効率化を求める意見書

国債残高は、今年度末約538兆円に達する見込みであり、国民１人当たり500万円もの債務を負う計算になる。これまで小泉内閣は、財政を健全化させるために歳出の削減に取り組み、５年前と比べると公共事業は20％、政府開発援助は25％の減となり、一般歳出全体を見れば社会保障関係費を除いて14％の圧縮をしてきた。しかし、高齢化の影響は大きく、社会保障関係費は５年前と比べて22％も伸びている。

今後、歳入や税制の改革は避けて通れないのが現状である。しかし、安易に増税論議を先行させるのは早計であり、まずは徹底した歳出見直し、削減が先決である。この際、徹底的に行政のムダを省くために、国の全事業を洗い直す事業仕分けを実施すべきである。事業仕分けは、民間の専門家による視点を導入して徹底した論議を行うため、行政担当者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上で歳出削減を実現しようとする点も評価されている。

既に一部の地方自治体（８県４市）では、民間シンクタンク等の協力を得て事業仕分けを実施している。行政の仕事として本当に必要かどうかを洗い直し、不要、民間委託、他の行政機関の事業、引き続きやるべき事業に仕分けた結果、県・市レベルともに不要、民間委託が合わせて平均約１割に上り、予算の約１割に相当する大幅な削減が見込まれているという。

国民へのサービスを低下させないためには、事業仕分けの手法による大胆な歳出削減を行い、そこから捻出された財源を財政再建に振り向けるだけでなく、その一定部分は国民ニーズに応じて必要な新規事業などに活用するという、行財政の効率化を図ることが望ましい。

よって、国におかれては、小さくて効率的な政府を目指し、事業仕分けを断行をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
内閣官房長官　　安　倍　晋　三　殿

【議員提出議案第４号】

医療制度構造改革試案に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

医療制度構造改革試案に反対する意見書

厚生労働省は、10月19日、平成18年度から実施する項目を含む医療制度構造改革の試案を発表した。

この試案を国民的議論のたたき台として社会保障審議会・医療保険部会で引き続き審議するとともに、経済財政諮問会議や社会保障の在り方に関する懇談会などで議論を進め、それを踏まえて年内に政府・与党案を取りまとめ、来年の通常国会での法案提出を目指すとしている。試案では、高齢者の患者負担を強化する考えに立って、主として次のような改定を図るとしている。

1　平成18年10月から、①現役並みの所得を有する70歳以上の患者負担を３割に引き上げる。②75歳以上の患者負担は１割にし、65～74歳は２割負担とする。ただし、現役並みの所得を有する者は３割負担とする。③長期入院患者の食費・居住費を自己負担にする。④高額医療費の自己負担限度額を引き上げる。

2　平成19年４月から、⑤標準報酬月額の上下限の範囲を拡大し、保険料を引き上げる。⑥傷病手当金、出産手当などの支給要件を見直す。

3　平成20年４月から、⑦新しい高齢者医療制度を創設し、75歳以上の後期高齢者だけの健康保険制度をつくり、その保険料を年金から天引きする。⑧65歳以上の前期高齢者は、現行の制度に加入しながら前期高齢者の新制度をつくり、その保険料は年金から天引きするなどというものである。

この試案を作成する過程で社会保障審議会に部会委員を出している医師会、市長会、健保連、連合などはそろって反対したり、異議を唱えたりしている。

試案は「医療制度構造改革」という名称になっているが、要するに、医療給付費を抑制し、政府の財政負担を縮小するために、患者、高齢者、保険者、被保険者に負担を転嫁する負担増案になっている。老いに伴って医療費負担が増加するのは事実であるが、その負担をお年寄りに求めるやり方はその場しのぎの対処療法でしかなく、何ら抜本的な解決にはならない。

若年層などの雇用確保や規制緩和による不安定な雇用状態を根本から改善するなど、医療、年金などの社会保障費の負担構造そのものを変えなければ真の医療制度構造改革にはならないが、この試案に長期的で抜本的な改革の展望を見出すことができない。

よって、国におかれては、医療制度構造改革試案を撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　　川　崎　二　郎　殿

【議員提出議案第５号】

定率減税全廃の中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

定率減税全廃の中止を求める意見書

政府税制調査会（石弘光会長）は11月25日、2006年度税制改正答申を小泉純一郎首相に提出した。答申には、2007年度

からの所得税、住民税の定率減税全廃による3.3兆円の国民への増税が盛り込まれている。

石弘光政府税調会長は、景気の現状と導入時の議論を踏まえるなら廃止してもよいとの説明を行っているが、これは経済の現状や家計の実情を無視したものであると言わざるを得ない。

国税庁の民間給与の実態によると、サラリーマンの給与総額は定率減税を導入した1999年以降、６年連続でマイナスとなり、98年水準から21兆円落ち込んでいる。また、厚生労働省の国民生活基礎調査では、生活が苦しいと答えた世帯は過去最悪の55.8％に上っている。家計収入は定率減税の導入時より悪化し、回復とはほど遠い冷え込みが続いている。景気の実態は、定率減税を継続する理由となることはあっても、廃止する理由にはなり得ない。

1997年橋本内閣は、経済が持ち直しかけていた時期に消費税率の引き上げをはじめとする国民への９兆円の負担増を行い、経済を失速させ、景気低迷の引き金を引く結果となった。

現在、1997年と同じ轍を踏んではならないと、日本商工会議所、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、全国中小企業団体中央会など経済団体からも、定率減税全廃への反対、慎重の声が相次いでいる。

定率減税の全廃による国民への大増税は、家計収入にさらなる甚大な打撃を与え、購買力の低下、消費の低迷を引き起こす大きな要因となり、経済の悪循環を招くことは明らかである。

よって、国におかれては、定率減税の全廃を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿

【議員提出議案第６号】

義務教育費国庫負担制度の見直しに係る人件費の財源確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　井手　順雄　　佐藤　雅司
八浪　知行　　児玉　文雄
松村　　昭　　田上　泰寛
馬場　成志　　溝口　幸治

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

義務教育費国庫負担制度の見直しに係る人件費の財源確保に関する意見書

義務教育制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を実現するために、日本国憲法、教育基本法や学校教育法などの教育法令を整備しつつ実施されてきたが、教育を重視する国民の熱意や教育関係者の努力に支えられ、昭和30年代前半までにはほぼ定着し、全国的に一定水準の教育機会が確保されるようになった。

この制度の根幹をなす義務教育費国庫負担金については、国における「三位一体の改革」の中でさまざまな議論がなされてきたが、今般、中央教育審議会での審議、国と地方の協議の場や政府・与党間の調整を経て、義務教育費国庫負担金の負担率を現行の２分の１から３分の１に引き下げて、8,500億円程度を減額し、その分を税源移譲することとされたところである。

教育の機会均等と教育水準の確保には、確実な税源移譲と地方交付税の算定等を通じた財源措置が講じられることが必要である。

よって、国におかれては、義務教育費国庫負担制度の見直しに係る人件費について、その所要額が確実に確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　　竹　中　平　蔵　殿
財務大臣　　谷　垣　禎　一　殿
文部科学大臣　　小　坂　憲　次　殿
行政改革担当大臣　　中　馬　弘　毅　殿

【議員提出議案第７号】

政府系金融機関の見直しに対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　藤川　隆夫　　松永　真一
村上　寅美　　渡辺　利男
岩中　伸司　　中原　隆博
東　　充美　　森　　浩二

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

政府系金融機関の見直しに対する意見書

今般、国においては、行財政改革の一環として、郵政事業の民営化とともに大きな柱であった中小企業関連の３金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）を含む政府系金融機関の再編についての基本方針が決定されたところである。

これまで３政府系金融機関が中小企業と地域経済の健全な発展に果たしてきた役割の大きさを考えるとき、急速な統合、改革は、時代の流れとはいえ、中小企業への円滑な資金供給に支障が出ないかと大いに危惧するところである。

現下、熊本県内をはじめ各地域の中小企業にとって、景気回復はあまねく及んでいるとは言いがたく、各企業は厳しい経営を強いられており、今後とも、資金繰りを健全化させるための円滑な資金調達の重要性は、変化することはないものと考える。

現在、民間の地域金融機関においては、自己資本比率の増強など、経営の合理化が進捗しており、財務体質が弱く、信用力の乏しい中小企業に対する融資を期待するには難しい状況にある。このため、政策金融が果たす役割は引き続き大きいものと考える。

特に、中小企業向けのセーフティーネット機能や、リスク評価が困難な分野への民業補完機能については、今後とも維持、強化を図ることが必要と考える。

よって、国におかれては、こうした観点を踏まえ、今後政府系金融機関の再編に関しては、地方の中小企業が円滑な資金調達に支障を来さないよう、また、民営化あるいは統合機関の機能の維持、強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
総 務 大 臣　竹　中　平　蔵　殿
経済産業大臣　二　階　俊　博　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿
内閣官房長官　安　倍　晋　三　殿

【議員提出議案第８号】

建築基準法、建築士法の改正についての意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　小谷　邦治　　重村　　栄
荒木　詔之　　鬼海　洋一
篠﨑　鐵男　　城下　広作
松岡　　徹　　小早川宗弘

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

建築基準法、建築士法の改正についての意見書

建築物は、基本的社会基盤としての性格も有しており、災害等に対する安全性を確保することは、国民の生命、健康及び財産の保護並びに公共の福祉の増進の観点から極めて重要である。

しかしながら、構造計算書の偽造により耐震強度が不足するマンションやホテルなどが建築されていたことは、誠に遺憾である。

消費者と最も身近につながっているマンション等で発覚したこの問題は、多くの人が利用する建物の安全性を根底から揺るがし、建築や建設業界に係る社会的問題となっており、この問題を通じて、建築士の倫理や建築確認システムのあり方などさまざまな課題も明らかになっている。

よって、国におかれては、建築基準法及び建築士法を改正し、建築確認に係る手続と審査の適正化を図り、建築物の安全性を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
国土交通大臣　北　側　一　雄　殿

【議員提出議案第９号】

地方交付税及び臨時財政対策債の確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　馬場　成志　　松田　三郎
古閑　三博　　杉森　猛夫
吉本　賢児　　大西　一史
氷室雄一郎　　鎌田　　聡
九谷　弘一　　佐藤　雅司
池田　和貴　　溝口　幸治

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

地方交付税及び臨時財政対策債の確保に関する意見書

三位一体の改革は、地方の権限と財源を増やし、地方が自主的かつ主体的に施策を展開できるようにすること、すなわち、地方分権型社会の実現を目指す視点で行われるべきである。

しかしながら、これまでの改革は、単なる数字合わせや国の財政再建を優先したものと言わざるを得ない。

平成16年度に地方交付税等の2.9兆円という大幅な削減が行われた際は、地方は公共事業や給与の削減、基金の取り崩しなどで対応したものの、この減収は現在に至るまで復元されていない。本県も、人件費の抑制や事務事業の徹底的な見直しによる歳出削減など、国に先駆け、かつ、まさるとも劣らぬ懸命の行革努力を重ねてなお、平成20年度には財政調整用基金が枯渇し、200億円超の財源不足が生じ、準用再建団体に陥る可能性が高いという状況にある。

こうした中、経済財政諮問会議等においては、地方の実情が十分理解されない中、地方歳出の4.3兆円削減が論じられ、一昨年の地方交付税等の唐突かつ大幅な削減時以上の混乱を招くのではないかと大いに危惧している。

よって、国におかれては、地方団体の計画的かつ安定的な財政運営に資するべく、下記事項に十分留意され、平成18年度予算編成及び地方財政計画の策定に当たられるよう強く要望する。

記

1　地方交付税は、地方固有の財源である。臨時財政対策債を含め、地方全体としても、また個別の地方団体としても、前年度並みの額を確保すべきである。

2　三位一体の改革では、国庫補助負担金が大幅に減少する一方、これらを財源として実施していた事務事業は、引き続き地方が実施しなければならない。よって、地方交付税の有する財源調整機能、財源保障機能を堅持して対応すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆　議　院　議　長　河　野　洋　平　殿
参　議　院　議　長　扇　　千　景　殿
内 閣 総 理 大 臣　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　竹　中　平　蔵　殿
財　務　大　臣　谷　垣　禎　一　殿
内 閣 官 房 長 官　安　倍　晋　三　殿
経済財政政策担当大臣　与謝野　　馨　殿

平成18年２月定例会

【議員提出議案第１号】

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年３月３日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　義行　　小谷　邦治
山本　秀久　　西岡　勝成
荒木　詔之　　児玉　文雄
松村　　昭　　村上　寅美
吉本　賢児　　鬼海　洋一
竹口　博己　　前川　　收

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「知事」の次に「、議会」を加える。

附　則

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（提案理由）

議会を実施機関に加えるため、熊本県個人情報保護条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　義行　　小谷　邦治
山本　秀久　　西岡　勝成
荒木　詔之　　児玉　文雄
松村　　昭　　村上　寅美
吉本　賢児　　鬼海　洋一
竹口　博己　　前川　　收

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア中「農政部」を「農林水産部」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

附　則

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（提案理由）

熊本県内部組織設置条例の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　詔之　　中村　博生
古閑　三博　　八浪　知行
西岡　勝成　　児玉　文雄
松村　　昭　　村上　寅美
鬼海　洋一　　荒木　章博
堤　　泰宏　　城下　広作
永田　昻生

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員の定数を定める条例（平成14年熊本県条例第２号）の一部を次のように改正する。

本則中「55人」を「49人」に改める。

附　則

この条例は、平成18年３月27日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

本県の行財政改革の状況及び県内の市町村の合併の状況等を考慮し、熊本県議会議員の定数を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第４号】

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　荒木　詔之　　中村　博生
古閑　三博　　八浪　知行
西岡　勝成　　児玉　文雄
松村　　昭　　村上　寅美
永田　昻生

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例（昭和33年熊本県条例第43号）の全部を改正する。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定により県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を次のように定める。

選挙区	議員定数
熊本市選挙区	16人
八代市・八代郡選挙区	４人
人吉市選挙区	１人
荒尾市選挙区	２人
水俣市選挙区	１人
玉名市選挙区	２人
天草市・天草郡選挙区	３人
山鹿市選挙区	２人
菊池市選挙区	１人
宇土市選挙区	１人
上天草市選挙区	１人
宇城市選挙区	２人
阿蘇市選挙区	１人
合志市選挙区	１人
下益城郡選挙区	１人
玉名郡選挙区	１人
鹿本郡選挙区	１人
菊池郡選挙区	２人
阿蘇郡選挙区	１人
上益城郡選挙区	２人
葦北郡選挙区	１人
球磨郡選挙区	２人

附　則

この条例は、平成18年３月27日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

県内の市町村合併に伴い市町村の区域が変更になったこと及び平成17年10月１日の国勢調査の速報値により県内の人口に変動があったことに伴い、公職選挙法第15条の規定により

選挙区及び各選挙区の議員の定数を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第５号】

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　藤川　隆夫　　松永　真一
村上　寅美　　渡辺　利男
岩中　伸司　　中原　隆博
東　　充美　　森　　浩二

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書

今日、破産申立件数は年間20万件を超える高水準にある。その多くは、消費者金融等で多額の負債を抱えた多重債務者や中小零細事業者である。また、警察庁の統計によれば、平成16年に約8,000人が経済的な理由で自殺しているが、これは自殺者数の４分の１を占めており、深刻な社会問題となっている。

これらの破産や自殺の主な要因と考えられる多重債務問題の原因の一つに貸金業の高金利による過剰貸付けが挙げられる。現在、公定歩合が年0.1％、銀行の貸出約定平均利率は年２％以下という状況下において、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の上限金利の年29.2％という金利は高利であると言わざるを得ない。国民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と多重債務問題の解決のためには、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで引き下げることも必要である。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者及び電話担保金融については、社会的・経済的な状況の変化に伴い、その特別の必要性が失われており、直ちに廃止すべきである。

一方、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）第43条のみなし弁済規定は、厳格な要件を満たした場合に認められるとはいえ、貸金業者の利息制限法を超える金利での貸付けを助長し、多くの多重債務者を生み出す原因となっており、廃止すべきである。

よって、国におかれては、出資法及び貸金業規制法を下記のとおり改正されるよう強く要望する。

記

1　出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
2　出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
3　貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総務大臣　　竹　中　平　蔵　殿
法務大臣　　杉　浦　正　健　殿
財務大臣　　谷　垣　禎　一　殿
内閣官房長官　　安　倍　晋　三　殿
金融担当大臣　　与謝野　　馨　殿

【議員提出議案第６号】

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博已

熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

2005年版少子化社会白書は、04年の合計特殊出生率（１人の女性が生涯に産む子供の平均数）が1.288と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国を初めて超少子化国と位置づけた。また、2005年国勢調査の速報値では2004年の推計人口に比べて２万人の減少となり、我が国の人口は減少局面に転じたと見られる。これまでもさまざまな少子化対策が講じられてきたが、依然として少子化傾向に歯どめがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策についてさらなる検討が必要となっている。

少子化対策は単に少子化への歯どめをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子供たちが生まれてきてよかったと心から思える社会、子供たちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要である。子育ては、今や地域全体が取り組む課題であり、我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要である。子育てへの経済支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など、総合的に支援策を展開すべきである。

よって、国におかれては、さらなる総合的な少子化対策として、下記の施策を講じられるよう強く要望する。

記

1　抜本的な児童手当の拡充
2　出産費用等の負担の軽減
3　子育て世帯向けの住宅支援
4　子供を預けやすい保育システムへの転換
5　放課後児童健全育成事業等の充実
6　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られる働き方の見直し

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆　議　院　議　長　　河　野　洋　平　殿
参　議　院　議　長　　扇　　千　景　殿
内　閣　総　理　大　臣　　小　泉　純一郎　殿
厚　生　労　働　大　臣　　川　崎　二　郎　殿
国　土　交　通　大　臣　　北　側　一　雄　殿
少子化・男女共同参画担当大臣　　猪　口　邦　子　殿

【議員提出議案第７号】

経営所得安定政策についての意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年３月22日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹
熊本県議会議長　島　田　幸　弘　殿

経営所得安定政策についての意見書

農水省は2005年10月26日、2007年から実施する経営所得安定政策の大綱を発表した。大綱では、担い手への施策の集中化・重点化を図るとして、その対象者を認定農業者や特定農業団体、一定規模以上の水田または畑作経営を行っている者であるなど担い手対象者を限定した内容となっている。知事特認事項を設け、対象者の緩和条項が設けられてはいるものの、短期間に見直すとされている。政府の資料でも、1999年から2003年の平均米価で他産業並みの所得水準を得た経営は、北海道で20ヘクタール以上、都府県の個別経営で14～15ヘクタール以上、集落営農で40ヘクタール以上である。2000年農業センサスによると、その規模の米作経営数は、個別経営では、北海道618戸（15ヘクタール以上）、都府県で2,224戸（10ヘクタール以上）である。この間の生産者価格の暴落は、これらの経営の維持すら困難にしている。情勢の進展によって、農業経営の規模の拡大や経営形態の変化はあり得るが、地域に定着した農民による生産が基本になることには変わりはない。欧米でも世界的にも多くの農業生産が家族経営によって担われている。政府は、担い手を厳しく選別するのは、経費を負担する国民の理解が得られないからだと言っているが、国民が求めているのは価格だけではなく、安全な食料の生産と安定供給であり、農村社会や環境の維持である。それは、少数の生産者だけでは不可能であり、多くの生産農家が成り立ち、地域で生活できることが不可欠である。また、農業生産は、自然的・社会的条件の制約が大きく、生産物である食料はすべての人類が毎日消費するため、恒常的で大量な供給が必要であり、各国・地域が条件に合わせて自給に努力することが不可欠である。しかも、穀物など世界の主要な食料生産は、人口の増加率を大きく下回るなど、近い将来逼迫することが予想される。

政府や財界が、日本の農業の競争力がないと攻撃する内外格差の要因は、農業における条件だけではなく、国際優位を誇る日本の大企業がつくりだした円高や農工間格差、発展途上国との労賃格差などが大きな要因であり、農業の規模拡大だけでは克服できない。

農業者の努力に報い、消費者･国民の要求に応えるために、国が最低責任を持たなければならないのは、農民の労働が正当に評価される生産者価格の保障であり、国内生産の破壊・圧迫を抑えるための輸入の適切なコントロール（規制）である。

政府が、輸入も価格暴落も野放しにしたままで担い手対象を厳しく選別することは、多くの農家と地域を切り捨てるだけでなく、国民の期待する食料自給率の向上をはじめ、日本の農業生産と農村を維持・発展させる課題にも逆行することは明らかである。

よって、国におかれては、下記の事項について取り上げられるよう強く要望する。

記

1　農産物の価格支持制度を守り、価格・所得保障を農業予算の主役に据え、農経営を支えること。
2　とめどない輸入拡大を抑えるため、ＷＴＯ農業協定を改定させ、食料主権を回復し、アジアとの多様な農業との多様な連帯を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　島　田　幸　弘

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
農林水産大臣　中　川　昭　一　殿

第８節　平成18年度

平成18年４月臨時会

【議員提出議案第１号】

水俣病公式確認50年を迎えるに当たっての宣言決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年４月27日提出

提出者　熊本県議会議員　中原　隆博　　藤川　隆夫
古閑　三博　　八浪　知行
杉森　猛夫　　荒木　詔之
吉本　賢児　　高野　誠一
田上　泰寛　　岩中　伸司
氷室雄一郎　　城下　広作
鎌田　　聡　　吉永　和世
池田　和貴

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

水俣病公式確認50年を迎えるに当たっての宣言決議

昭和31年５月１日は、水俣病が公式に確認された日であり、我々熊本県民にとっては永遠に忘れることのできない歴史的な日である。

本年は、それから50年という大きな節目を迎えるが、チッソ株式会社水俣工場から排出された多量のメチル水銀禍によって、世界的に悲惨な公害として注目を浴びた水俣病は、被害者の方々の体内深く潜み、認定申請や裁判を通して、救済を求める声はいつ絶えるともわからない状況にある。

そうした厳しい現実があるにもかかわらず、救済の道は、国のかたくななまでの強硬な姿勢によって閉ざされたままである。

そこで我々熊本県議会は、国の戦後復興、高度経済成長を支えた政策の中で発生・拡大した水俣病の犠牲となり、尊い生命をなくされた方々に対し、心から御冥福をお祈りするとともに、国に対して一日も早い被害者救済と地域の再生振興を引き続き強く求めていく。

さらに、我が国の公害の原点である水俣病の悲劇を貴重な教訓として、公害の再発防止に努め、県民とともに、環境と共生した安全で安心な社会の実現に邁進することを世界に向けて宣言する。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

平成18年６月定例会

【議員提出議案第１号】

国営川辺川土地改良事業の早期実現を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　前川　　收　　馬場　成志
西岡　勝成　　倉重　　剛
島田　幸弘　　児玉　文雄

竹口　博己　　小谷　邦治
井手　順雄　　松田　三郎
中村　博生　　溝口　幸治

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

国営川辺川土地改良事業の早期実現を求める決議

国営川辺川土地改良事業については、本年３月の県の独自案をめぐる混乱の中、事前協議が開催できない事態となったことから、熊本県議会としては、「農家に確実に水を届ける」という使命のもと、事態収拾を図るため、川辺川問題特別委員会を設置し、現地調査や関係者との意見交換を行うなど、精力的に調査を実施した。

そのような取り組みを踏まえ、熊本県、熊本県議会、川辺川総合土地改良事業組合の３者連名で農林水産省に対し、これまでの事前協議での議論を十分尊重するとともに、「安く」「安定した」水を「一日も早く」農家に届けることができる新たな案の提示を求める要望書を提出した。

その結果、去る５月31日に農林水産省から要望の趣旨を十分踏まえた既設導水路活用案（以下「農水省新案」という。）が提示された。

県議会としては、水を待ち望む農家の願いである「安く」「安定した」水を「一日も早く」という観点から、これまで議論してきたダム案、ダム以外案のいずれの案と比較しても、「農水省新案」を高く評価する。

今後事前協議の中で、各当事者がそれぞれの立場を乗り越え、かつ、責任を持って、３案からの絞り込みに向けた協議を速やかに進め、平成19年度からの新利水計画に基づく本格的な事業着手に向け、３分の２の同意取得を含む土地改良法に基づく諸手続を国、県、市町村が一体となって取り組むよう強く求める。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第２号】

第31回オリンピック競技大会の招致に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　小谷　邦治　　小早川宗弘
八浪　知行　　倉重　　剛
鬼海　洋一　　早川　英明
大西　一史　　城下　広作
福島　和敏　　東　　充美

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

第31回オリンピック競技大会の招致に関する決議

オリンピックは、世界最大のスポーツの祭典であり、人々に夢や希望を与え、若者の意欲をかきたて、地域に元気を与えるものであり、これまで世界の人々がオリンピックを通じて相互理解と友好親善を深めてきた。

2016年に開催される第31回オリンピック競技大会の開催地として、福岡市が名乗りを上げているところであるが、九州は、歴史的に、アジアさらには世界に開かれた我が国の窓口としての役割を担ってきており、九州各県においては、その独自の文化と風土を生かした地域づくりに取り組むとともに、「九州はひとつ」の理念のもと、分権推進など今世紀の諸課題に先導的に取り組んでいる。

その九州・福岡においてオリンピック競技大会が開催されることは、九州の一体的な発展のためにはもちろん、諸外国の人々に個性ある発展を続ける我が国の地方の豊かさや活力を示すこととなり、九州全体にとって、また、本県にとって、大変意義深いものである。

よって、熊本県議会は、第31回オリンピック競技大会の九州・福岡への招致を強く要望する。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第３号】

違法伐採への対応強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

違法伐採への対応強化を求める意見書

森林は、森林資源の供給、生物多様の維持、地球温暖化防止対策等地球環境の保全など多面的機能を有している。国内のみならず、世界じゅうの森林がその機能を最大限かつ持続的に発揮できるように努めなければならない。

しかし、違法伐採などにより、開発途上地域の熱帯林を中心に世界の森林の減少が続いており、木材輸出国の自然環境のみならず、地球環境への影響が懸念され、各国における持続可能な森林経営の取り組みを著しく阻害するものとなっている。

我が国に流入している違法伐採された外材の量は、輸入材の２割を占めていると言われており、この量は我が国の国産材の量に匹敵するほどであり、地球温暖化防止対策の一環である森林整備の推進を著しく妨げるものとなっている。

昨年７月、英国のグレンイーグルズで開催された主要国首脳会議において、違法伐採の取り組みは森林の持続的経営の第一歩である旨が合意されたところであり、世界有数の木材輸入国である我が国も、違法伐採問題に対する取り組みを強化することが求められている。

よって、国におかれては、違法伐採された木材は使用しないという基本的な考え方に基づく政府調達の実施や、違法伐採木材の輸出入規制に関する国際的な取り組み・協力など、違法伐採問題への対応をさらに強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
外務大臣　　麻　生　太　郎　殿
農林水産大臣　　中　川　昭　一　殿
経済産業大臣　　二　階　俊　博　殿
環境大臣　　小　池　百合子　殿

【議員提出議案第４号】

公共輸送機関の存続へ向け、ＪＲ九州に係る経営支援策等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

公共輸送機関の存続へ向け、ＪＲ九州に係る経営支援策等に関する意見書

昭和62年４月１日、当時の国鉄は分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、ＪＲ７社が誕生した。ＪＲ九州をはじめとするＪＲ三島会社（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から営業赤字は避けることができないとして、経営安定基金が設けられ、そこから生み出される運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補填し、なおかつ毎年運賃を値上げしていかなければ当該エリアの鉄道を維持していくことは困難であるとの見通しにあったが、過去に一度の運賃値上げにとどめることができている。

しかし、この間の低金利による影響を受け、経営安定基金の運用益は大幅に減少することとなり、経営努力の範疇をはるかに超える事態を改善するため、発足10年を経過した平成９年度からの５年間、経営安定基金の運用益確保を目的とした新たなスキームが確立され、その後も、平成14年度から５年間の延長が行われているが、会社発足当初の半分程度の経営安定基金運用益となっているばかりか、このままでは、今後、さらに経営安定基金運用益が減少していくことは確実である。

ＪＲ九州は、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在である。しかし、ＪＲ九州に講じられている支援策は平成19年３月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至である。

よって、国におかれては、平成19年度以降もＪＲ九州に講じられている現行支援策（経営安定基金運用益の確保・固定資産税等の減免）と同等以上の効果をもたらす支援策を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　竹　中　平　蔵　殿
財　務　大　臣　　谷　垣　禎　一　殿
国土交通大臣　　北　側　一　雄　殿

【議員提出議案第５号】

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感・疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されている。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されない場合が多く、怠け病あるいは精神的なものと判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦労もはかり知れなかった。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らより新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法など）の有用性が報告されている。そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつある。長年苦しんできた患者にとってこのことは大きな光明となっている。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く、患者数など実態も明らかになっていない。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦労を強いられている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者（脳脊髄液減少症患者）の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。
2　脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。
3　脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　殿
総　務　大　臣　　竹　中　平　蔵　殿
文部科学大臣　　小　坂　憲　次　殿
厚生労働大臣　　川　崎　二　郎　殿

【議員提出議案第６号】

仕事と生活の調和推進基本法（仮称）の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　鬼海　洋一　　竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

仕事と生活の調和推進基本法（仮称）の制定を求める意見書

我が国は、ついに人口減少社会に突入した。厚生労働省の

人口動態統計によると、昨年11月までの１年間に出生数が死亡数を概数で8,340人下回り、人口が年間で初めて自然減となった。

今後約30年間は、15～64歳の生産年齢人口が減少し続けることになる。そうした中で女性の就労率が高まっていくことは確実である。少子社会への対応を考えたとき、今後の働き方として、男性も女性もともに、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立に困難を感じることがない働き方が可能になるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要となってくる。

つまり、働き方や暮らし方を見直して「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現がこれからの我が国にとって重要課題となる。ワーク・ライフ・バランスは、働く者にとって望ましいだけでなく、企業にとっても、両立支援の充実している会社が順調に業績を伸ばしている事例が多数あり、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットが少なくない。

厚生労働省の研究会がワーク・ライフ・バランスについてまとめた報告書（平成16年６月）は、「政府には、『仕事と生活の調和』の実現に向けた環境整備に早急に着手することが期待される」としている。ワーク・ライフ・バランスは労働政策に限るものではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるよう、仕事と生活の調和推進基本法（仮称）を制定すべきである。

よって、国におかれては、社会経済情勢の変化に対応した豊かで活力ある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成の促進を図るため、同基本法によって政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
厚生労働大臣　川　崎　二　郎　殿
経済産業大臣　二　階　俊　博　殿

【議員提出議案第７号】

教育基本法改定に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

教育基本法改定に反対する意見書

18日に閉会した通常国会で、政府は教育基本法の改定案を提出し、秋の国会での継続審議となった。

教育基本法は、すべての教育関係の法律の大もとにある「教育の憲法」とも呼ばれる憲法に準ずる重みを持った法律である。通常国会の審議を通じて政府の改定案には、２つの大問題があることが明らかになった。

第１の問題点は、政府の改定案が、新たに第２条として「教育の目標」をつくり、そこに「国を愛する態度」など20に及ぶ「徳目」を列挙し、その「目標達成」を義務づけているということである。ここに挙げられている「徳目」それ自体には、当たり前のように見えるものがあるが、あれこれの「徳目」を、法律に「目標」として書き込み、「達成」が義務づけられれば、時の政府の意思によって、特定の価値観を子供たちに事実上、強制することになる。これは憲法19条が保障した思想・良心・内心の自由を侵害するものとなる。そもそも市民道徳は、一人一人の子供たちの「人格の完成」を目指す教育の自由で自主的な営みを通じて培われるものである。

第２の問題点は、政府の改定案は、国家権力が教育内容と方法に、無制限に介入できるものとなっていることである。現行基本法10条は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と定められており、教育内容に対する国家的介入を抑制し、教育の自主性、自律性、自由を保障する最大のよりどころであり、基本法の全体の「命」ともいえる重要な条文となっている。しかし、政府の改定案では、「国民に対し直接に責任を負って」という箇所を削り、「この法律及び法律の定めるところにより行われるべきもの」と書きかえられている。さらに、政府は「教育振興計画」をつくり、教育内容について詳細に決め、実施することができるとしている。

現行基本法が政府の改定案へと全面的につくりかえられれば、一人一人の子供たちの「人格の完成」を目指す教育から「国策に従う人間」をつくる教育へと、教育の根本目的が180度変えられてしまうことは明らかである。

今求められているのは、子供の権利条約など人類共通の原理とも合致し、世界でもその値打ちが注目されている教育基本法を生かした教育改革である。

よって、国におかれては、下記の事項について取り上げられるよう強く要望する。

記

１　教育基本法の改定案を継続審議ではなく廃案にすること。

２　現行の基本法を生かした教育改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　小　泉　純一郎　殿
文部科学大臣　小　坂　憲　次　殿

平成18年９月定例会

【議員提出議案第１号】

熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　篠﨑　鐵男　　松田　三郎
山本　秀久　　西岡　勝成
倉重　　剛　　荒木　詔之
児玉　文雄　　村上　寅美
吉本　賢児　　鬼海　洋一
竹口　博己　　前川　　收

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の２）の一部を次のように改正する。

第８条中「旅行」を「国内旅行」に改め、同条に次の１項を加える。

２　公務のため、外国旅行するときは、一般職の職員の例により、その費用を弁償する。ただし、支度料については、支給しない。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する外国旅行から適用し、同日前に出発した外国旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県議会議員の外国旅行に係る費用弁償のうち、支度料を支給しないこととすることに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

保育所の保育単価における定員区分の細分化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　藤川　隆夫　　池田　和貴
古閑　三博　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　篠﨑　鐵男
岩中　伸司　　氷室雄一郎
松永　真一

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

保育所の保育単価における定員区分の細分化に関する意見書

保育所については、弾力運用として、一定の範囲で定員を超えた入所が認められているが、定員を超えている状況が恒常的になっている場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこととされている。

しかしながら、定員が61人以上の場合については、定員区分が30人刻みに保育単価が設定されており、定員区分間の格差が大きく、定員の増減への変更が進まない一因となっている。

よって、国におかれては、保育所の61人以上の保育単価における定員区分の細分化をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
財務大臣　尾　身　幸　次　殿
厚生労働大臣　柳　澤　伯　夫　殿

【議員提出議案第３号】

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　松田　三郎　　池田　秀男
西岡　勝成　　荒木　詔之
竹口　博己　　渡辺　利男
小杉　　直　　中原　隆博
森　　浩二

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

熊本県の私立学校は、独自の建学の精神に基づき、時代に対応した特色ある教育を展開し、本県の公教育の振興発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、少子化による生徒数の大幅な減少等が私立学校の存続を大きく揺るがしており、私立学校の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面している。

公教育の将来を考えるとき、公私あいまっての教育体制が維持されてこそ、健全な教育の発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第１条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識され、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
総務大臣　菅　　義　偉　殿
財務大臣　尾　身　幸　次　殿
文部科学大臣　伊　吹　文　明　殿

【議員提出議案第４号】

障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　藤川　隆夫　　池田　和貴
古閑　三博　　吉本　賢児
鬼海　洋一　　篠﨑　鐵男
岩中　伸司　　氷室雄一郎
松永　真一

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書

本年４月から施行された障害者自立支援法は、従来の支援費制度の課題を克服し、今後も増大、多様化する障害福祉サービスのニーズにこたえること等を目的として制定された。

しかしながら、法施行後半年を経過し、障害者の方々から「法施行により利用者負担額が大幅に増え、とても耐えられない」という声が上がっており、実際に施設を退所された方や利用を中止された方が多数に上り、また「家族の負担が増えた」という切実な声も聞こえてくるなど、「自立支援法の理念」とは裏腹に多くの課題が明らかになってきている。

本来、法の制定に当たっては、その運用面まで十分精査し、障害者の方々や関係団体の声を反映した上で施行されるべきであり、また、利用者の実情を勘案した激変緩和措置等

がとられるべきものであるが、今回の法施行に伴い、多くの障害者や家族に大きな苦痛を与えているのみならず、骨身を削って行財政改革を行っている多くの自治体にも大きな課題を投げかけている。

障害者自立支援制度については、国会の審議過程における参議院厚生労働委員会において、「負担上限については自立の観点を踏まえた仕組みとすること」また「支給決定において障害者の実情が反映される仕組みとすること」等の附帯決議がなされており、これらの決議を踏まえた真摯な対応を切に求めるものである。

国においては、法の中で、法施行後３年を目途に検討し、必要な措置を講ずるとされているが、今回の法施行により、大きな不安を感じながら日々生活をしている多くの方々がおられるという現実をしっかりと受けとめていただき、下記のことについて、３年を待つことなく早急に対策を講じられるよう強く要望する。

記

1　国において法施行に伴う影響調査を早急に行い、制度の検証を行うこと。
2　自立支援給付について、利用者負担の大幅な増加を緩和するため、負担上限月額の引き下げ、所得区分の細分化等、利用者の生活状況に応じた負担軽減措置を設けること。
3　障害児の利用者負担について、療育や就学に影響を及ぼす場合があり、また、その保護者の多くが若い家族世帯で負担能力が低い点を考慮し、軽減措置の一層の拡充を図ること。
4　福祉施設の利用者について、工賃水準に配慮した個別減免制度を導入するなど、障害者の自立を促進するよう見直すこと。
5　障害程度区分の認定について、障害特性を反映したものとなるよう、認定基準の見直しを行うこと。
6　地域生活支援事業に対する補助金や地方交付税措置について、相談支援事業や地域活動支援センター等の事業が円滑に実施できるよう、大幅な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
総 務 大 臣　菅　　義　偉　殿
財 務 大 臣　尾　身　幸　次　殿
厚生労働大臣　柳　澤　伯　夫　殿

【議員提出議案第５号】

都道府県議会制度の充実強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

都道府県議会制度の充実強化を求める意見書

全国都道府県議会議長会では、議会機能の充実を図るため、平成17年５月、国に対し「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」を行ったところである。

しかし、本年５月の地方自治法の一部改正では、議長による閉会中の委員会委員の選任を認めること、また、委員会への議案提出権の付与等一定の見直しはなされたものの、議決権を拡大すること、調査権・監視権を拡大することなど多くの課題が残り、今回の改正においては不十分と言わざるを得ない。

特に、住民代表である議員が主体的に参集できるよう、議長に議会の招集権を付与することが極めて重要であるが、臨時会の招集請求権のみが付与されたにすぎない。

また、近年、都道府県議会議員の役割が専業化しており、その役割にふさわしい法的位置付けを明確にする必要があるが、何ら見直しがなされていない。

よって、国会及び政府におかれては、全国都道府県議会議長会による前記の「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」を再度検討され、その実現を図るとともに、地方議員が期待される役割を十分果たすことができるよう、再度下記事項について、関係法令を早急に改正されるよう強く要望する。

記

1　議長に議会の招集権を付与すること。
2　議員の身分に関し、地方自治法第203条から「議会の議員」を削除し、別途新たに「公選職」の条項を設け、議員の身分の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
総 務 大 臣　菅　　義　偉　殿
財 務 大 臣　尾　身　幸　次　殿

【議員提出議案第６号】

新しい地方分権改革の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

新しい地方分権改革の推進を求める意見書

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、関係法令の一括した見直しや国と地方の役割分担の見直し等が明記されたことから、地方分権改革は新たな局面を迎えた。

国と地方の役割分担を見直し、地域のことは地域自身が主体的かつ責任を持って担うという地方分権改革の取り組みは喫緊の課題である。しかるに、昨年までの三位一体改革は、５兆円の地方交付税削減や国庫負担率の引き下げなど、国の財政再建に主眼が置かれ、単なる数字合わせに終始し、真の地方分権を実現する改革にはほど遠い結果に終わった。

今般、安倍新政権が発足したが、新しい閣僚の中には、「ダメになるほど交付税が多く配分される今の仕組みはおかしい」との発言が見られた。このような発言は、これまでの地方の血のにじむような行財政改革に対する努力を無視した、また地方交付税制度の本旨を理解していないとも思えるものである。地方が、安定的な財政運営を行えることなしに、地方の活力は生まれず、国の活力も生まれない。

以上のことを踏まえ、国におかれては下記事項に留意しつ

つ、新しい地方分権改革を進めることをここに強く要望する。

記

1　政府と地方６団体の代表が参加する「地方行財政会議（仮称）」を設置し、地方にかかわる国の政策立案等に当たって地方の意見を反映させる体制を構築すること。

2　真の地方分権を推進するため、早期に「地方分権改革推進法（仮称）」を制定し、地方に対する国の関与の見直しやさらなる税源移譲を進めるなど、地方の税財源の充実強化と裁量性の拡大に資する改革を強力に進めること。

3　地方交付税については、その制度を堅持するとともに、地方税、地方交付税（臨時財政対策債を含む）等の一般財源については、必要な総額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆　議　院　議　長　　河　野　洋　平　殿
参　議　院　議　長　　扇　　千　景　殿
内　閣　総　理　大　臣　　安　倍　晋　三　殿
総　　務　　大　　臣　　菅　　義　偉　殿
財　　務　　大　　臣　　尾　身　幸　次　殿
内　閣　官　房　長　官　　塩　崎　恭　久　殿
経済財政政策担当大臣　　大　田　弘　子　殿

【議員提出議案第７号】

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は全国民がひとしく熱望するところである。

揮発油税等の道路特定財源は、その全額を道路整備に充当することとされており、税率についても、平成15年度税制改正において、暫定税率の適用が５年間延長される等社会資本整備重点計画の計画的執行を行うための重要な財源となっている。

しかし、政府・与党は、昨年12月に「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を決定し、さらに本年７月の「骨太方針2006」により年内を目途に一般財源化を図ることを前提とした具体案の取りまとめ作業を行っている。また、平成19年度予算においても、公共事業費の削減がなされる見通しであり、必要な道路整備が確実に行えない状況となっている。

本県では、総合計画の中で、各種基盤の整備を重要な柱の一つとして掲げ、その中で交通基盤の整備を重点的に推進しているところである。

特に県民生活や経済・社会活動における自動車が担う役割の高い本県においては、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、県民の切なる願いでもある。これにこたえるには、県土の骨格を構成し、地域の産業基盤を支援する高規格幹線道路、地域高規格道路、主要国道をはじめとし、生活に密着した県道、市町村道の地方道に至るまで着実な整備が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1　揮発油税や自動車重量税などの道路特定財源については、一般財源化することなく、受益者負担という当該制度の本来の趣旨を踏まえて特定財源としての性格を維持し、制度を堅持するとともに、道路整備に必要な予算を確保すること。

2　道路特定財源の使途については、道路利用者や納税者である国民の意見を適切に反映すること。

3　安全で安心な暮らしの確保や道路交通の円滑化を図り、また都市及び地方の活性化や経済活動の発展を支えるため、都市圏の環状道路や地方部の遅れた道路や交通基盤の整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に国民の期待する道路整備を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　殿
総務大臣　　菅　　義　偉　殿
財務大臣　　尾　身　幸　次　殿
国土交通大臣　　冬　柴　鐵　三　殿

【議員提出議案第８号】

警察官の増員に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

警察官の増員に関する意見書

地方警察官の緊急増員に当たっては、本県に対して平成14年度の90人をはじめ５年間で計225人の定数が配分されたところであり、関係当局に対し、県民を代表する熊本県議会として感謝の意を表するところである。

しかしながら、本県では、増員された後も、警察官１人当たりの負担県民人口は631人と、依然として九州第１位であり、九州各県の平均541人を大幅に上回っているほか、全国平均515人の約1.2倍という高負担状況にある。

本県の犯罪情勢を見ると、刑法犯認知件数の増加に歯どめがかかりつつあるものの、県民に強い不安感を与える強盗などの重要凶悪犯罪が多発しているほか、暴力団や来日外国人グループによる組織犯罪、振り込め詐欺など身近な知能犯罪、発生場所を選ばないサイバー犯罪等も依然として県民の脅威となっている。こうした中で、2006年県民アンケート調査においても「街頭犯罪・侵入犯罪対策の強化」が県が取り組むべき施策のトップに挙げられるなど、県民の治安に対する不安感と治安回復への期待感はますます増大している。

県警察では、これら県民の要望に的確にこたえるため、組織内部における徹底した業務の合理化、定数配置の見直し等による第一線警察の強化を積極的に推進するとともに、一昨年６月に策定した「熊本県警察緊急治安対策プログラム」を踏まえ、犯罪の抑止と検挙に向けた諸対策を推進していると

ころであるが、広域・多様化する犯罪情勢の中、その業務負担は深刻な状況になっている。

よって、国におかれては、厳しい財政状況下にあるものの、このような本県の実情を勘案し、県民生活の安全と平穏を確保するため、少なくとも警察官１人当たりの負担県民人口が九州各県平均並みとなるよう、本県警察官の増員措置を講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
総　務　大　臣　菅　　義　偉　殿
財　務　大　臣　尾　身　幸　次　殿
国家公安委員長　溝　手　顕　正　殿
警察庁長官　漆　間　　巌　殿

【議員提出議案第９号】

労働法制の改悪に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

労働法制の改悪に反対する意見書

政府、厚生労働省は、雇用のルールを定める労働契約法の制定と労働時間法制見直しの素案を６月に労働政策審議会に提示し、来年度の法案提出に向けて急ピッチで取りまとめを進めている。

今素案は現法案の規制を緩める労働法制の大改悪とも言える内容である。

素案の柱の一つは労働基準法改定による「自立的労働にふさわしい制度の創設」で、一定以上の年収の人を労働時間規制から外して残業代の適用対象外にし、長時間労働とただ働きを合法化しようとするものである。

柱のもう一つは「労働契約法の新設」である。会社が定める就業規則を労働条件とし、その変更について、過半数の労働者でつくる組合と合意すればできるとしており、労働条件を切り下げることを可能にするものである。個人の権利を侵害し、少数組合の団体交渉権を奪う内容である。また、裁判で解雇無効となっても企業が金銭で解雇できる仕組みの検討も盛り込まれている。

安定した雇用とただ働きの根絶、労働条件の改善を願う労働者にとって、素案は、到底容認できないものであり、連合をはじめとする労働組合がこぞって反対を表明している。

同審議会の労働委員側でＪＡＭの小山正樹副書記長は、週40時間労働の規制を撤廃する「孤立的労働」制について「長時間労働を温存し、隠ぺいする制度。残業代を払わず、経営者が最も望むものだ」と指摘をしている。

今、日本では、「構造改革」路線のもとで、労働条件の引き下げや解雇、非正規労働者の増大や長時間労働のまん延が問題となっている。

週50時間以上働く労働者が、日本は28.1％で、ドイツ（5.3％）、フランス（5.7％）の５倍であり（内閣府2006年版「国民生活白書」）、今でも不十分な規制を強化することこそ求められている。

よって、国におかれては、労働法制の改悪をされないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
文部科学大臣　伊　吹　文　明　殿

【議員提出議案第10号】

自衛隊の「海外派遣恒久法」の制定に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

自衛隊の「海外派遣恒久法」の制定に反対する意見書

最近、自衛隊を海外に派遣する根拠法を「イラク特別措置法」などの「個別法」によるのではなく、「恒久法」によるべきだという主張が強まっている。

自民党の防衛政策検討小委員会は、８月23日、「国連決議や国際機関の要請がなくても日本独自の判断で自衛隊の派遣を可能とし、「正当防衛を超える武器使用を認める」という内容の恒久法（国際平和協力法案）の素案を了承した。

これを受けて、当時の安倍晋三官房長官は、８月25日都内で講演し、「恒久法は必要だ。政府としても法律制定の作業をしなければならない」と述べていた。また、元小泉首相や元額賀防衛庁長官も衆議院イラク復興支援特別委員会などで、自衛隊を迅速に海外へ派遣するための恒久法の制定に前向きの発言を繰り返していた。

しかし、「恒久法」による自衛隊の海外派遣や正当防衛の範囲を超える武器の使用は、集団自衛権の行使や、海外での武力行使を禁じた憲法九条に反する違法行為であり、断じて認められるものではない。

よって、国におかれては、「海外派兵のための恒久法」の制定をされないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
防衛庁長官　久　間　章　生　殿

【議員提出議案第11号】

防衛省設置法案と自衛隊法改定案に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年10月４日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

防衛省設置法案と自衛隊法改定案に反対する意見書

小泉内閣は、通常国会の会期切れ直前の今年６月９日、「防衛省設置法案」とそれに関連した「自衛隊法改定案」などを提出し、両法案は継続審議になっている。

「防衛省設置法案」は、単に「庁」を「省」にし、「長官」を「大臣」に昇格させたり、在日米軍の基地・施設を扱う防衛施設庁を吸収･統合するだけでなく、これまで自衛隊の「本来任務」ではなかった周辺事態での活動や海外派兵を自衛隊の本務に格上げするという内容になっている。

現行の自衛隊法では、自衛隊の任務は「侵略からの防衛」（第３条）とされており、国際緊急援助隊への協力、国連ＰＫＯなど「国際平和協力隊業務」周辺事態における船舶検査や後方支援などの活動は第100条の「雑則」に追加されてきた。しかし、今回の自衛隊法改正案では、第３条に周辺事態での「わが国の平和と安全に資する活動」と「国連を中心にした国際平和のための取り組みへの寄与、国際社会の平和と安全の維持に資する活動」を加え、これまでの第100条の活動を第３条の活動、すなわち自衛隊の「本務」にするというものである。このような「本務の拡大」によって、自衛隊の組織・装備・活動・訓練などは、海外派兵を想定した本格的なものになる。

日米両政府は、既に米軍再編問題で自衛隊と米軍を一体化させ、「国際平和と安全」のために地球上のどこでも軍事行動ができる体制をつくるという戦略で合意しているが、「防衛省設置法案」と「自衛隊法改正法案」はこのような自衛隊の任務を拡大するとともに、憲法９条の「改正」に大きく踏み出す極めて重大な問題を含む内容になっている。

よって、国におかれては、「防衛省設置法案」と「自衛隊法改定案」を廃案とされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
防衛庁長官　久　間　章　生　殿

平成18年11月定例会

【議員提出議案第１号】

マザーズサロン（仮称）設置の早期実現を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

マザーズサロン（仮称）設置の早期実現を求める意見書

少子化の要因の一つとして、子育てに対する経済的負担が挙げられている。働く女性の約７割が第１子出産を機に離職しているとのデータがあるが、出産・育児を経て再雇用を望む女性が少なくない。12歳未満の子どもを持ちながら求職活動を行っている女性は全国に約70万人、就業を希望していながら求職活動を行っていない者も約180万人存在している状況である。

そのような中、2006年４月に少子化対策の一環として、就職を希望する子育て中の女性を支援するためにマザーズハローワークが開設された。求職者一人一人の希望や状況を踏まえたきめ細かな対応が好評で、利用者も多くの方に利用され成果を挙げている。

しかしながら、マザーズハローワークの設置は、全国12カ所11都道府県（札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州）にとどまっており、現在、サービスを受けられる者は大都市圏に限られている。

再就職を希望する子育て中の女性は潜在的に多数いることに加え、少子高齢化による本格的な人口減少が見込まれる中で、社会の支え手を増加させる観点からも、子育て女性に対する再就職の促進を図ることは喫緊の課題である。

よって、国におかれては、マザーズハローワーク未設置の本県に対し、マザーズサロン（仮称）設置を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
厚生労働大臣　柳　澤　伯　夫　殿

【議員提出議案第２号】

法テラスのさらなる体制整備・充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

法テラスのさらなる体制整備・充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援法が２年前に施行された。同法に基づき日本司法支援センター（愛称･法テラス）が設立され、10月２日、全国で一斉に業務を開始した。

法テラスは身近な司法実現への中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としている。業務開始の初日だけで全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどがうかがえる。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請にこたえる機関である。2005年、2006年に鳥取、茨城県等で４回の試行を実施した結果からは、相談件数が年間100万～120万件を超えると予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれる。

よって、国におかれては、法テラスの体制をさらに充実させるため、下記の項目について早急に実施されるよう強く要望する。

記

1　全国で21人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。
2　司法過疎対策を推進し、いわゆるゼロ・ワン地域を早急に解消すること。
3　高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
4　法テラスについて、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
5　利用者の利便性をかんがみ、法テラスは日曜日も業務を行うこと。
6　メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　殿
法 務 大 臣　　長　勢　甚　遠　殿

【議員提出議案第３号】

公的保育制度の改悪に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

公的保育制度の改悪に反対する意見書

今、世界に誇るべき公的保育制度を根底から崩す政策が進められようとしている。

一つは、公的保育制度の土台である公立保育所の廃止・民営化問題である。小さな政府を目指して公務員削減やあらゆる分野で公務公共サービスの民間開放が進められる中、保育所でも市場化企業参入促進のための公立保育所民営化が全国に広がっている。

二つは、10月１日から実施された「認定こども園」をてこにした保育制度崩しである。条件整備や特別な予算措置も行わず、幼稚園や保育所がそれぞれ果たしてきた役割を無視し、安上がりな保育・幼児教育施策、待機児対策として進められようとしている。

三つは、規制改革・民間開放推進会議による保育制度崩しである。同会議は７月の中間答申で保育所への企業参入促進を課題に①認可基準の見直し②認可保育所への直接入所方式導入、利用者への直接補助方式の導入③育児保険制度の導入を検討している。

今、世界各国では質の高い保育を受けることは子どもの権利であることが法律に明記され、保育料の無償化が進み、日本のように市場原理の政策を進める国は少数派であることが明らかにされている。日本では、児童虐待の増加や孤立した子育て、仕事と子育ての両立の困難などが広がっており、働く父母だけでなく、家庭で子育てする父母からも保育所に大きな期待が寄せられている。

このような状況の中、全国各地で、子どもの権利を守り、保育制度を守り、拡充する運動も広がっている。民営化裁判では、横浜、大東で安易な民営化を違法とする貴重な判決が出ている。また、認定こども園の認定基準を定める都道府県に対する運動では、保育園関係者だけでなく幼稚園関係者も含め、子どもにかかわる幅広い共同の運動が全国で広がっている。

よって、国におかれては、このような状況を踏まえ、公的保育制度の改悪をされないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　殿
厚生労働大臣　　柳　澤　伯　夫　殿

【議員提出議案第４号】

来年度予算編成に生活保護など社会保障関係費の抑制を求める財政審の提言に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

来年度予算編成に生活保護など社会保障関係費の抑制を求める財政審の提言に反対する意見書

財政制度等審議会は、11月22日、2007年度予算編成に関する建議（意見書）をまとめ、財務相に提出した。建議は「歳出削減などの取り組みを緩めることは厳に避けるべきだ」と強調し、社会保障関係費など、国民の暮らしのための予算を一層抑制することを提言している。社会保障関係費抑制の具体策として、失業給付の国庫負担の全廃、生活保護の母子加算・児童養育加算の廃止を求めている。

生活保護に関しては、小泉内閣による老齢加算全廃に続く「加算」の廃止であり、社会的に弱い立場に置かれた家庭の命を削る冷たいやり方である。

財政審では、国民年金の受給額は生活保護より低いから扶助基準を引き下げるべきだと議論されているが、生活の保障にほど遠い年金額こそ問題であり、それに生活保護の水準を合わせるのは本末転倒である。

必要がないのに保護を受ける「モラルハザード」を防止するため、などという議論も出ているが、実際には政府の抑制策の影響で生活保護の申請をあきらめたり、申請に行っても窓口で追い返される事例が多発している。福祉からも排除された人たちが、餓死や自殺に至る痛ましい事件が相次いでいるのが実態である。

財政事情は削減理由にならない。生活保護の受給が過去最高に及ぶほど急増しているのは、弱肉強食の構造改革が貧困を大きく広げてきたからであり、生活保護の増加は政府の責任である。

同時に、安倍内閣は、大企業の大幅減税に踏み切ろうとしている。財界には大盤振る舞いの一方で、財政を理由に福祉を削るのは国民を欺く議論である。

財政審と並行して経済財政諮問会議では財界の代表が抜本的な社会保障改革を提案し、従来の必要に応じた給付原則から「負担可能な範囲内」の給付原則への転換を掲げている。

「必要に応じた」とは不足を充足させる保障の理念であり、それをやめるのは、憲法に基づく生活保障の制度である社会保障を根本から変質させることにほかならない。

よって、国におかれては、財政審が提言している来年度予算において生活保護などの社会保障関係費の抑制をされないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　殿
財 務 大 臣　　尾　見　幸　次　殿

【議員提出議案第５号】

豪州とのＥＰＡ交渉に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の

規定により提出します。

平成18年12月14日提出

提出者　熊本県議会議員　井手　順雄　　溝口　幸治
島田　幸弘　　村上　寅美
前川　　收　　田上　泰寛
堤　　泰宏　　松岡　　徹
佐藤　雅司

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

豪州とのＥＰＡ交渉に関する意見書

オーストラリアとのＥＰＡ交渉については、平成17年４月の日豪首脳会談での政府間研究の開始合意以降、これまでに５回の研究会における議論を経て、先般、その共同研究報告書が取りまとめられ、今後、政府間交渉に移行し、ＥＰＡ締結に向けて第一歩を踏み出すこととなったところである。

日本政府では、各国とのＦＴＡ・ＥＰＡの協定交渉において、これまでも「守るべきものは守る」とのスタンスで交渉に望んでおり、オーストラリアとの交渉においても同様の基本方針で進められると認識している。

しかし、日本にとって、アメリカ、中国に次ぐ第３位の食料供給国であるオーストラリアからの農林水産輸入品目は、牛肉や小麦、乳製品等、関税撤廃が困難な重要品目が上位を占める状況にあり、また、これまでオーストラリアは、他国とのＥＰＡ交渉において、農産物も含め例外を認めない厳しい姿勢を示してきており、今回も同様の姿勢で交渉に臨むことが予想され、国内の農業者は大変な危機感を感じている。

先般、国が示されたオーストラリア産農産物の関税撤廃に係る影響では、主要な４品目において約7,900億円の国内生産減となる試算がなされているが、協定内容いかんによっては、オーストラリアから急激な農林水産物の輸入増加のみならず、今後の他国との交渉への影響も予想され、国内農業はもとより本県農業は大きな打撃を受けることとなる。

よって、国におかれては、今後進められる当該交渉に当たって、我が国の食料安全保障に悪影響を与えないように粘り強く対応され、特に以下の事項について配慮されるよう強く要望する。

記

1　牛肉、小麦、乳製品等をはじめとする重要な農林水産物（重要品目）は、関税撤廃の対象から外す除外措置をとる等、国内農業に十分配慮した協定内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿
参議院議長　　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
外務大臣　　麻　生　太　郎　殿
農林水産大臣　松　岡　利　勝　殿
経済産業大臣　甘　利　　明　殿

平成19年２月定例会

【議員提出議案第１号】

官製談合等公共調達に係る不正の根絶と入札制度改革についての決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年２月27日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　山本　秀久
西岡　勝成　　倉重　　剛
村上　寅美　　前川　　收
早川　英明　　荒木　義行
馬場　成志　　小谷　邦治

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

官製談合等公共調達に係る不正の根絶と入札制度改革についての決議

昨年12月、全国知事会は、公共工事をめぐる入札談合事件の相次ぐ摘発や県知事が関与したとされる一連の官製談合事件を踏まえ、「都道府県の公共調達改革に関する指針」を取りまとめ、「官製談合等公共調達に係る不正の根絶宣言」を行った。このような公共調達に係るたび重なる不祥事は、地方行政に対する住民の信頼を著しく損なったところであり、その失われた信頼を回復するために、競争性、透明性の確保に向けた入札制度の改革に取り組むことは当然のことである。

しかしながら、財政事情の悪化に伴い、公共事業が年々減少している状況の中で、全国知事会が示した入札制度の改革を急激に実施することは、本県の産業界に行き過ぎた価格競争を生み、公共事業の品質低下や工事施工に伴う安全対策の不徹底など、県民の安全・安心な生活を損なうことになる。また、労働条件の悪化や廃業･倒産による失業者の増大など、地域経済の停滞、崩壊が懸念される。

よって、本県議会は、全国知事会が策定した「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく入札制度の改革に当たっては、本県の産業界がこれまで公共工事等によりもたらしてきた地域経済や地域振興、安心・安全なまちづくり、また、災害時における緊急な対応等への貢献度を踏まえ、安易に入札制度を改革することにより地域社会の混乱を招くことのないよう十分に配慮して、適切な入札制度の改革を検討されるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第２号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　篠﨑　鐵男　　松田　三郎
山本　秀久　　西岡　勝成
倉重　　剛　　荒木　詔之
児玉　文雄　　村上　寅美
吉本　賢児　　鬼海　洋一
竹口　博己　　前川　　收

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「10人」を「９人」に改め、同条第２号から第６号までの規定中「９人」を「８人」に改める。

第５条第１項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第５条第２項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第５条第３項中「前項」を「第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　第１項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第10条の２に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第10条の２に次の１項を加える。

２　前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第20条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「基く」を「基づく」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県議会委員会条例第２条、第５条及び第10条の２の規定は、平成19年４月30日から適用する。

（提案理由）

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第50号）、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

熊本県議会会議規則及び熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　篠﨑　鐵男　　松田　三郎
山本　秀久　　西岡　勝成
倉重　　剛　　荒木　詔之
児玉　文雄　　村上　寅美
吉本　賢児　　鬼海　洋一
竹口　博己　　前川　　收

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

熊本県議会会議規則及び熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則

（熊本県議会会議規則の一部改正）

第１条　熊本県議会会議規則（平成３年熊本県議会会議規則第１号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の１項を加える。

２　委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第38条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第80条第２項中「第109条の２第３項」を「第109条の２第４項」に改める。

第97条及び第106条中「第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第２項」を「第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第３項」に改める。

（熊本県議会傍聴規則の一部改正）

第２条　熊本県議会傍聴規則（平成５年熊本県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「傍聴」を「 、会議の傍聴」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

【議員提出議案第４号】

熊本県中小企業振興基本条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　古閑　三博　　山本　秀久
西岡　勝成　　村上　寅美
前川　　收　　荒木　義行
馬場　成志

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

熊本県中小企業振興基本条例

熊本県の中小企業は、これまでの経済活動を通して地域の歴史、伝統、文化を育み、県内全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、国際化や少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など社会構造が大きく変化する中、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、そのことが地域社会全体に与える影響は非常に大きいものがある。

このような状況の中、活力と希望あふれる熊本を築くためには中小企業の自助努力はもちろん、意欲ある中小企業を社会全体で育て支援していくことが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第６条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、中小企業が熊本県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、熊本県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有する者をいう。

（基本理念）

第３条　中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な産業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

２　中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術及び優れた産業基盤並びに豊かな自然、歴史、伝統、文化等の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的活用を図ることにより、推進されなければならない。

（基本方針等）
第４条　県は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の支援を行う体制の充実及び強化を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき中小企業に関する施策を講ずるものとする。
（１）　産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出の促進
（２）　中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保
（３）　自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化
（４）　研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保
（５）　中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに産学行政の連携の推進
（６）　環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進
（７）　中小企業者の振興に資する企業立地の促進
（８）　地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動を促進する環境の整備
（９）　安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備
２　県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。
（１）　中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
（２）　中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。
（３）　中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。
（４）　国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等に対し施策の充実及び改善を要請すること。
（５）　市町村が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うよう努めること。
（６）　地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努めること。
（財政上の措置）
第５条　県は、前条の基本方針に基づき施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
（中小企業者の努力）
第６条　中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の向上に自主的に努力を払い、県民への安全で安心な製品等の供給及び役務の提供に努めるとともに、県産品の利活用、商工団体等への加入等により、地域貢献に努めるものとする。
（県民の理解と協力）
第７条　県民は、中小企業の振興が県民相互の生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
（提案理由）
中小企業の振興を県政の重要課題と位置づけ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第６条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、制定する必要がある。
これが、この条例案を提案する理由である。

【議員提出議案第５号】

中小企業対策の充実・強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

中小企業対策の充実・強化に関する意見書

日本経済は、全体として景気回復基調にあるが、中小企業や地場産業への広がりに欠け、まだら模様の回復にとどまっている。本格的な経済成長への道を確立するためには、企業における雇用の大多数を支え、日本経済を支える礎となっている中小企業の再生を図る視点が最も重要である。そのため、景気回復の基調が中小・零細企業、地域経済の隅々にまで及ぶよう、中小企業の活性化に資する諸施策を充実・強化することが求められている。

しかし、国の中小企業対策予算は、平成19年度当初においても約1,625億円と、昨年度より微増ではあるものの、全体の0.2％と余りにも小さな規模にとどまっている。

こうした事態を打開するため、中小企業対策予算の増額を図りつつ、創業促進と新分野への進出支援、政府系金融機関における無担保融資の拡大をはじめとした資金供給の円滑化、経営安定化に資する税制上の措置、ものづくり産業の育成、総合的なまちづくりと連携した商店街の振興、海外展開支援、人材育成支援、知的財産権取得への支援、下請取引の適正化などに重点を置いた施策を強力に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、以上の諸点を踏まえ、中小企業対策の充実・強化に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
財務大臣　尾　身　幸　次　殿
厚生労働大臣　柳　澤　伯　夫　殿
経済産業大臣　甘　利　　明　殿
内閣官房長官　塩　崎　恭　久　殿

【議員提出議案第６号】

肝炎対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

肝炎対策を求める意見書

昨年、最高裁判所は、予防接種によるＢ型肝炎ウイルス感染被害について国の賠償責任を認める判決を下した。また、大阪や福岡の地方裁判所においても、血液製剤によるＣ型肝炎ウイルス感染被害について、国と製薬会社の責任を認める

判決を下している。
Ｂ型肝炎訴訟判決は、集団予防接種がウイルス感染を生ずる危険性があることについて治験があったにもかかわらず、国が漫然と放置したことを、Ｃ型肝炎訴訟の判決では、国の医薬品行政の対応のおくれと判断の誤りを指摘しており、これらが原因で被害が拡大し、また被害者は過酷な状態に置かれている。
我が国においては、薬害に起因するものも含め、ウイルス性肝炎の患者数は350万人にも上ると推計されており、新たな国民病と称しても過言ではない。早急な対策を講じることによって、被害者の救済、感染者の症状悪化の防止等を進めることが、国民病、医原病とも言える肝炎を克服する第一歩と言える。
よって、国におかれては、肝炎対策を実現するため、下記の事項を含む政策の早急な実施を行われるよう強く要望する。

記

1　ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担を軽減すること。
2　ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
3　肝炎に対する偏見、差別を取り除くため、正しい知識の普及・啓発を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
財務大臣　尾　身　幸　次　殿
文部科学大臣　伊　吹　文　明　殿
厚生労働大臣　柳　澤　伯　夫　殿

【議員提出議案第７号】

化学物質対策の推進に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成19年３月15日提出
提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己
熊本県議会議長　松　村　昭　殿

化学物質対策の推進に関する意見書

日本国内で流通している化学物質は約５万種類あるといわれ、また、毎年数百種類の化学物質が新たに製造・使用されているが、これらの化学物質は、豊かな経済や国民生活を支える一方で、環境中に排出された場合の影響が十分に把握されていないことから、人の健康や生態系への悪影響の発生が否定できない。
また、化学物質過敏症の患者は大人だけでも70万人いるといわれており、化学物質対策は、その危険性が明らかになってからの事後対策では健康被害者を大量に生むことにもなりかねず、予防原則を基本とする化学物質対策が不可欠である。
政府は、化学物質による環境汚染及び国民の健康被害の未然防止、持続可能な社会の構築の実現をしていく必要がある。
よって、国におかれては、実効ある化学物質対策を実現するため、下記の事項を含む政策を早急に立案実施されるよう強く要望する。

記

1　「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を改正し、予防原則に立って、化学物質の製造から廃棄までの全体を包括的に管理し、製造規制、表示の徹底及び使用後の回収等、リスクに応じた化学物質対策を推進すること。
2　有害化学物質による健康被害に苦しむ多くの患者がいる中、化学物質による健康リスクを低減させるための予防措置を徹底するとともに、健康被害者の実態調査や発症メカニズムの徹底解明など科学的知見の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
財務大臣　尾　身　幸　次　殿
厚生労働大臣　柳　澤　伯　夫　殿
経済産業大臣　甘　利　　明　殿
環境大臣　若　林　正　俊　殿

【議員提出議案第８号】

政治資金の透明化の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成19年３月15日提出
提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　鬼海　洋一
竹口　博己
熊本県議会議長　松　村　昭　殿

政治資金の透明化の推進を求める意見書

昨年12月、実際には賃貸契約を結んでいない事務所の維持のため、事務所費などに多額の経費がかかったと政治資金収支報告書に記載していた問題が発覚した。
その後、政治団体の事務所費に不透明な点があるとする報道が相次ぎ、国民の政治不信は著しく高まっている。
失われた政治への信頼を取り戻すためには、政治資金の実態をガラス張りにして国民の厳しい監視のもとに置くことが必要不可欠である。
よって、国におかれては、政治資金収支報告書における経常経費、政治活動費の扱いを見直すとともに、政治とカネの関係を正し、政治資金の透明化を図るため、下記の諸施策を実行されるよう強く要望する。

記

1　領収書等の徴収、保存義務の対象を、現行の５万円以上から引き下げること。
2　現在は政治資金収支報告書に総額のみを記載することになっている事務所費、光熱水費、備品・消耗品費のうち一定額以上の支出については、収支報告書に支出の明細の記載と領収書の添付を義務づけること。
3　政治活動費の明細の記載と領収書等の添付に関する義務についても、事務所費等と連動して改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
総務大臣　菅　　義　偉　殿

【議員提出議案第９号】

「残業代ゼロ制度」に反対し、導入方針の撤回を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

「残業代ゼロ制度」に反対し、導入方針の撤回を求める意見書

厚生労働省は、今開会中の通常国会に日本版ホワイトカラー・エグゼンプション制度の創設を盛り込んだ法案を提出する方針を固めていたが、世論の反対が強いために断念したと言われている。

この「残業代ゼロ制度」は、労働時間を１日８時間、週40時間以内と規定し、それを超えた場合は残業代を支払うと規定している現行法を改め、一定の要件を満たしている事務系労働者についてはこれを除外するというものである。

経団連は、年収400万円以上の労働者に対してこの制度を適用するように求めているが、その場合、1,013万人の労働者が対象になり、１人当たり114万円、総額11兆6,000万円もの残業代を支払う必要がなくなると言われている。

この制度を導入する理由として、労働者は時間に縛られずに本人の裁量で自主的に働くことができ、家族と触れ合う時間もふえるということが挙げられている。

しかし、各種の世論調査などでは、かえって長時間労働が助長されるとか労働者の健康が損なわれるなどという指摘が出され、導入に対して強い反対の声が出されていた。

今多くの労働者は、戦後最長の好景気が続いていると言われているにもかかわらず所得は年々目減りし、慢性的な長時間労働の中で過労死に至るという不幸なケースも起こっている。これは大きな社会問題になっている。

今良好な労働環境を確立するために必要なことは、「残業代ゼロ法案」を提出することでも、また、選挙戦術上から参議院選挙後に先送りすることでもなく、労働者がゆとりを持って働き、一定の収入を得て家庭での触れ合いが十分にできるような状況をつくることである。

そのために、まず、雇用状態が不安定な中で慢性的な長時間労働やサービス残業を余儀なくされている状況をなくし、現行法の労働時間を厳守することである。

よって、国におかれては、残業ゼロ制度の「ホワイトカラー・エグゼンプション」の法案提出を断念し、関連法案の先送りではなく、導入方針そのものを撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿

参議院議長　　扇　　千　景　殿

内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　殿

厚生労働大臣　　柳　澤　伯　夫　殿

【議員提出議案第10号】

全国学力テストに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　岩中　伸司　　松岡　　徹

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

全国学力テストに関する意見書

文部科学省は、４月24日に全国のすべての小学６年生、中学３年生を対象に「全国学力・学習状況調査」（以下、全国学力テスト）を実施しようとしている。この学力テストは、小学校６年生と中学校３年生のすべての児童・生徒に、国語と算数・数学のテストを全国一斉に受けさせ、学校と子どもに成績の序列をつけるというものである。子ども、学校間に過度の競争とふるい分けを強いる全国学力テストは、子どもの心を傷つけ、学校嫌いを広げ、「すべての子どもに基礎学力を身につけさせたい」という国民の願いにも逆行するものである。日本の教育は、「全国学力テスト」の実施が大きな弊害をもたらした過去の苦い経験を持っている。平均点を上げるために、成績不振の子どもを当日欠席させる学校があらわれるなどの事態も生まれ、1966年度に廃止されている。

また、新たに、個人情報保護に関する問題も浮かび上がってきている。

全国学力テストには、教科のテストとともに、学校や家庭での勉強や生活について子どもに尋ねる「質問紙」がある。昨年実施された予備調査では、「質問紙」の回答用紙に、学校名、男女、組、出席番号とともに、名前を記述するよう求めている。質問は、生活習慣や人間関係、教科の好き嫌いなど92項目にも及び、内心にかかわる質問や家庭環境にかかわる質問が数多くある。

これらの個人情報は文部科学省が一手に握るだけではない。全国学力テストの回収、採点、集計、発送業務は、民間の大手受験産業が請け負うこととなっている。（小学校は進研ゼミで知られるベネッセコーポレーション、中学校はＮＴＴデータが教育測定研究所・旺文社グループと連携）

この学力テストが実施されれば、「日本全国の小中学校の子どもと家庭の個人情報を受験産業と国が握ることになる」と全国各地で懸念の声が上がっている。

全国学力テストは、個人情報保護の観点からも重大であり、中止すべきである。

よって、国におかれては、全国学力テストを中止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　　河　野　洋　平　殿

参議院議長　　扇　　千　景　殿

内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　殿

文部科学大臣　　伊　吹　文　明　殿

【議員提出議案第11号】

開拓財産の優先売り払いに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　井手　順雄　　溝口　幸治

島田　幸弘　　村上　寅美

前川　　收　　田上　泰寛

堤　　泰宏　　松岡　　徹

佐藤　雅司

熊本県議会議長　松　村　昭　殿

開拓財産の優先売り払いに関する意見書

昭和31年に水俣湾周辺で公式確認された水俣病は、水俣・芦北地域に世界にも例を見ない健康被害と環境破壊を引き起こした。

県では、昭和53年の閣議了解を踏まえ、昭和54年度の第１次水俣・芦北地域振興計画から平成18年度までの４次にわたる水俣・芦北地域振興計画により、これまで27年間にわたって水俣湾の埋め立て及び公園化、南九州西回り自動車道や広域農道の整備などを実施してきた。

また、現在水俣市においては、振興計画における地域再生の取り組みとして、古くから長期滞在の湯治場として利用されてきた湯の鶴温泉と周辺の森林資源を連携させた「湯の鶴温泉湯治村」づくりに取り組んでいる。この湯の鶴温泉の近隣、水俣市長崎地区には国の開拓財産が存在しており、この取り組みをさらに促進するため、水俣市では開拓財産を活用し、湯治客を中心とした自然観察等を目的とした遊歩道の整備を計画している。

よって、国におかれては、水俣市が策定する公共利用計画を採択されるとともに、開拓財産を水俣市へ優先して売り払われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　松　村　昭

衆議院議長　河　野　洋　平　殿
参議院議長　扇　　千　景　殿
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　殿
農林水産大臣　松　岡　利　勝　殿

第９節　平成19年度

平成19年６月定例会

【議員提出議案第１号】

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成19年６月22日提出

提出者　議会運営委員会委員長　早川　英明

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成７年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第５号を削り、同項第６号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第５号とし、同項第７号から第10号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）　第２条第１項第４号の改正規定　平成19年10月１日

（２）　前号に掲げる規定以外の規定　証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

２　改正後の第２条第１項第４号の規定の適用については、平成19年10月１日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第３条第10号に規定する旧郵便貯金をいい、通常郵便貯金を除く）は、預金とみなす。

（提案理由）

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成４年法律第100号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

原爆症認定と被爆者の救済を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年６月22日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　渡辺　利男
竹口　博己

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

原爆症認定と被爆者の救済を求める意見書

1945年８月に投下された原子爆弾により、広島、長崎の街は廃墟と化し、幾多の尊い命が奪われた。現在、国内にはおよそ26万人、熊本県には約1,900人の被爆者が存在するが、原爆投下から62年が経過した今もなお多くの原爆被害者の方々が、人類史上体験したことのない原子爆弾投下による原爆後遺症に苦しんでおり、その中には、がんなど原子爆弾による放射線が原因と思われる重い疾病を発病し、日々、病気と闘いながら不安な毎日を送っている被爆者もいる。

原爆症認定訴訟については、大阪、広島、名古屋、仙台、東京の各地裁で原告の訴えを認める判決が出されており、また、熊本県においても７月30日には同訴訟に係る熊本地裁での判決が出されることになっている。

よって、国におかれては、高齢化した被爆者の救済の観点から司法判断等を踏まえ、早期に被爆者救済について適切な対応を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　扇　　千　景　様
内閣総理大臣　安　倍　晋　三　様
総務大臣　菅　　義　偉　様
厚生労働大臣　柳　澤　伯　夫　様

【議員提出議案第３号】

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年６月22日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　渡辺　利男
竹口　博己

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発している。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより、多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされている。また、海岸浸食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところである。

このような状況のもと、環境立国を目指す日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきである。

よって、国におかれては、以上の観点から、下記の事項について抜本的な施策を講じられるよう、強く要望する。

記

1　集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と海岸浸食対策を積極的に進めること。
2　集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やすと同時に、緊急避難が無事できるよう体制を確立すること。
3　学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせて、教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを積極的に進めること。
4　森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。
5　今国会で成立した環境配慮契約法を実効性のあるものとするために、まず国・政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　扇　　千　景　様
内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　様
文部科学大臣　　伊　吹　文　明　様
経済産業大臣　　甘　利　　明　様
環境大臣　　若　林　正　俊　様

【議員提出議案第４号】

ＷＴＯ農業交渉に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成19年６月22日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　中村　博生

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

ＷＴＯ農業交渉に関する意見書

ＷＴＯ農業交渉は、米国や主要途上国グループのＧ20等の農産物輸出国と我が国を含むＧ10等の農産物輸入国の間で上限関税の設定、重要品目数の絞り込み等の市場アクセス分野等で意見の溝が埋まっていないが、本年４月にデリーで開催されたＷＴＯの閣僚会合において、年内合意に向けて精力的に交渉を行うことが確認された。

このような状況の中、４月30日には、ＷＴＯ農業交渉のファルコナー議長が、交渉を促進するため、ＷＴＯに加盟している各国に対し、大幅な自由化を促すＷＴＯ議長文書を提示した。本文書は、重要品目の取り扱い等について、これまでの我が国の主張とは大幅な隔たりがあり、到底受け入れられるものではない。

現在、県内の各産地においては必死に農業構造改革に取り組んでいるが、交渉の結果次第では、安価な農産物の急激な輸入拡大により、これまでの農業者や産地の努力が水泡に帰し、県内農業は壊滅的な打撃を受けるとともに、地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

そのため、ＷＴＯ農業交渉においては、これまでと同様「多様な農業の共存」を基本とする我が国の主張が受け入れられるよう、韓国、スイス等のＧ10諸国等と幅広く連携し、モダリティの確立に向けて、最後まで粘り強く対応されたい。

特に、本県農業はもとより国内農業への多大な影響が懸念される「市場アクセス」の分野については、以下の事項について十分に配慮されるよう強く要望する。

記

1　関税の上限設定は、各国の農業生産条件の違いを無視するものであり、関税の上限設定には強く反対すること。
2　米などの重要品目については、産地が壊滅的な打撃を受けないよう十分な品目数を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　扇　　千　景　様
内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　様
外務大臣　　麻　生　太　郎　様
農林水産大臣　　赤　城　徳　彦　様
経済産業大臣　　甘　利　　明　様

平成19年９月定例会
【議員提出議案第１号】

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成19年10月１日提出

提出者　総務常任委員会委員長　中原　隆博

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

熊本県の私立学校は、独自の建学の精神に基づき、時代に対応した特色ある教育を展開し、本県の公教育の振興発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、少子化に伴う生徒数の大幅な減少等が私立学校の存続を大きく揺るがしており、私立学校の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面している。

公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な教育の発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第１条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識され、教育基本法第８条の趣旨にのっとり、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、一層の充実を図られるよう強

く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　福　田　康　夫　様
総　務　大　臣　増　田　寛　也　様
財　務　大　臣　額　賀　福志郎　様
文部科学大臣　渡　海　紀三朗　様

【議員提出議案第２号】

事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成19年10月１日提出
提出者　経済常任委員会委員長　松田　三郎
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書
中小企業は、地域の雇用を多く維持・創出するとともに、技術・ノウハウの伝承と創造、競争力の確保・強化、地域共同体の文化・伝統の保持などにおいて、多様かつ重要な経済的・社会的役割を担っている。こうした中小企業の育成・支援は、地域経済の活性化ひいては我が国経済の安定的・持続的な成長を実現するために不可欠である。
今後、中小企業経営者の高齢化の進展に伴う事業承継問題が、急速に深刻化してくることが予想される。地域の中小企業が、事業を承継する段階において発生する事業用資産に対する過度な相続税の課税や民法の遺留分制度などの問題により、やむなく事業存続をあきらめることになれば、地域の活力が削がれ、地域経済の衰退を招き、我が国の成長発展をも損ないかねない。
中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代にとどまらず、従業員の生活、取引先や関連企業等の事業・経営、さらには地域社会にも影響を及ぼすものであり、税制等が円滑な事業承継を阻害することのないように配慮すべきである。
ついては、中小企業及びその経営者が事業承継対策に過度に悩まされることなく、技術革新や新規分野への挑戦に専念したり、後継者が承継した経営資源を生かして、思う存分、第二創業などに取り組むことができる環境整備のため、税制面、法制面、金融面など総合的な事業承継支援を大胆かつ迅速に実施していただきたい。
よって、国におかれては、事業承継円滑化のための支援について、下記のとおり必要な措置を講じられるよう強く要望する。
記
1　非上場株式等の事業用資産に係る相続税は、５年程度の一定期間の事業継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すること。
2　取引相場のない株式については、円滑な事業承継を可能とする評価方法の見直しを行うこと。
3　民法の遺留分制度などについて、事業承継の際に、相続人当事者の合意を前提としつつ、経営権や事業用資産を後継者に集中できるよう制度の改善を図ること。
4　その他、事業承継時における金融面での支援、廃業と開業のマッチング支援等を行うための事業承継関連予算の大幅な拡充など、事業承継円滑化のための総合的な対策を講じること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　福　田　康　夫　様
法　務　大　臣　鳩　山　邦　夫　様
財　務　大　臣　額　賀　福志郎　様
経済産業大臣　甘　利　　明　様

【議員提出議案第３号】

学校評価のための第三者機関の設置及び家庭教育支援の充実を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成19年10月１日提出
提出者　文教治安常任委員会委員長　吉永　和世
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

学校評価のための第三者機関の設置及び家庭教育支援の充実を求める意見書
情報化、国際化、少子高齢化等、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化し、子どもの規範意識や家庭の教育力の低下など、さまざまな課題が指摘される中、平成18年12月22日、新しい教育基本法が公布･施行された。改正教育基本法では、幅広い知識と教養の修得や豊かな情操と道徳心の涵養など、新たに教育の目標が定められるとともに、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の重要性がうたわれたところである。
また、平成19年６月27日に改正された学校教育法においては、学校は、学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないとされたところである。
今後は、国と地方公共団体が連携して、こうした改正教育基本法等の理念を速やかに教育現場や家庭に浸透させ、教育水準の向上に努めていく必要があるが、そのために、国は、現在策定中の教育振興基本計画の中で、保護者や地域住民が学校の実情を正確かつ継続的に把握できるようにするとともに、子どもに規範意識や基本的な生活習慣を身につけさせる家庭教育の支援のための施策を講じるべきである。
よって、国におかれては、以上の観点から、下記の事項について十分な施策を講じられるよう強く要望する。
記
1　学校の教育水準を向上させ、学校間格差の解消を図るため、国は、学校の評価に関して、教職員による自己評価や、保護者や地域住民らによる学校関係者評価（外部評価）の充実のための施策を講じるとともに、全国の学校を専門的、客観的な立場から評価し、情報を公開する専門家等による第三者評価機関を設置すること。
2　親が責任を持って子どもの教育に当たるよう、国は、家庭の教育力を高めるための学習の機会や情報の提供等、家庭教育の支援のために必要な施策の充実に努めること。
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆　議　院　議　長　　河　野　洋　平　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　福　田　康　夫　様
文　部　科　学　大　臣　　渡　海　紀三朗　様
厚　生　労　働　大　臣　　舛　添　要　一　様
少子化対策担当大臣　　上　川　陽　子　様

【議員提出議案第４号】

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成19年10月１日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　藤川　隆夫

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

高齢者に対する住宅リフォーム工事や寝具の次々販売、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには、多額のクレジット債務に追われた消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生している。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは、代金回収と商品の引渡しを分化したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにもかかわらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を十分に行ってこなかったことなどが挙げられる。

よって、国におかれては、こうしたクレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには、消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、割賦販売法改正に当たって、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　クレジット事業者の既払金返還責任（無過失共同責任）

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとすること。

２　クレジット事業者の不適正与信防止義務

契約書型及びカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとすること。

３　過剰与信防止義務

クレジット事業者に、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事効を認めるなど、同義務が実効性のあるものとすること。

４　契約書型クレジットに関する規制強化

契約書型クレジットについて、カード式同様、登録制度を導入し、かつ契約書面交付義務を明記すること。

５　指定商品（権利・役務）制及び割賦要件の廃止

原則として、指定商品（権利・役務）制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
経済産業大臣　　甘　利　　明　様

【議員提出議案第５号】

道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全国民が長年にわたり熱望してきているところである。

揮発油税等の道路特定財源は、その全額を道路整備に充当することとされており、税率についても、平成15年度税制改正において、暫定税率の適用が５年間延長されるなど社会資本整備重点計画の計画的執行を行うための重要な財源となっている。

しかしながら、昨年12月８日に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」が示され、見直しの作業が進められている。また、本年６月政府は「経済財政改革の基本方針2007」でこれまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」にのっとり、最大限の削減を行う見通しであり、道路整備においても必要な事業が確実に行えない状況となっている。

本県では、総合計画の中で、各種基盤の整備を重要な柱の一つとして掲げ、その中で交通基盤の整備を重点的に推進しているところである。

特に県民生活や経済・社会活動における自動車が担う役割の高い本県においては、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、県民の切なる願いでもある。これにこたえるには、県土の骨格を構成し、地域の産業基盤を支援する高規格幹線道路、地域高規格道路、主要な国道をはじめとし、生活に密着した県道、市町村道の地方道に至るまで着実な整備が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

１　国民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。

２　今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するに当たっては、地域間格差への対応、安全･安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、国民の道路整備に対するニーズを幅広く酌み取るとともに、国民の期待にこたえるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。

３　我が国の成長力や地域経済の強化を図るため、国土の根幹的な社会資本である高速自動車国道については、必要な道路を着実に整備するとともに、料金の引き下げなどの既存ネットワークの効率的活用・機能強化のための措置を講じ、利用者の利便性向上に努めること。

４　今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
総　務　大　臣　　増　田　寛　也　様
財　務　大　臣　　額　賀　福志郎　様
国土交通大臣　　冬　柴　鐵　三　様

【議員提出議案第６号】

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻となっている。いじめの発生件数は、報告されているだけでも、小･中･高等学校数全体の約２割に当たる２万件を超え（平成17年度）、各地で深刻ないじめが発生し続けている。

いじめを苦にした児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めていじめ問題に大きな関心が集まり、文部科学省の子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議でも議論され、今年春には、教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けの「いじめ対策Ｑ＆Ａ」も含めて全国に配布された。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文部科学省の調査（平成17年度）によれば、小学校で0.32％（317人に１人）、中学校では2.75％（36人に１人、１学級に１人の割合）と、学年が上がるにつれて増加する傾向にある。いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べるのか、各地でさまざまな試みがなされているが、現場で効果をあげているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきである。

よって、国におかれては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　いじめレスキュー隊（仮称）の設置の推進

第三者機関によるいじめレスキュー隊（仮称）は、子どもや親などからのＳＯＳに瞬時に対応し、まず、いじめられている子を守り、孤独感、疎外感から解放し、その後、学校関係者と、いじめる側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、最終的には子ども同士の人間関係、絆の回復を図ることを目的とする。

２　ほっとステーション（仮称）づくり

ＮＰＯ法人による不登校のためのフリースクールなどを活用して、地域の中に子どもが安心できる居場所としてほっとステーション（仮称）を設置、そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みをつくる。さらに、ほっとステーションから学校へと戻れるようにする。

３　メンタルフレンド制度の実施

教員志望の学生等を家庭や学校に派遣するメンタルフレンド制度は、子どものよき話し相手・相談相手となることで、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの人間関係修復にも役立つなど効果を上げており、同制度を全国で実施するようにする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
総　務　大　臣　　増　田　寛　也　様
文部科学大臣　　渡　海　紀三朗　様
国土交通大臣　　冬　柴　鐵　三　様
国家公安委員長　　泉　　信　也　様

【議員提出議案第７号】

地域安全・安心まちづくり推進法（仮称）の早期制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

地域安全・安心まちづくり推進法（仮称）の早期制定を求める意見書

近年、子どもをはじめ、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発しており、防犯に対する国民の関心は高まっている。民間交番の設置など、地域住民が自ら防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化し、昨年末時点で、地域住民による防犯ボランティア団体は全国で31,931団体にも上っている。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力に加えて住民自らの防犯活動を欠かすことはできないが、現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定が強く求められている。

よって、国におかれては、犯罪に強いまちづくりへの自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ地域安全・安心まちづくり推進法（仮称）を早期に制定し、下記に掲げる施策を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

１　防犯ボランティアが民間交番をつくる際に公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行うなど、防犯拠点を整備するための地域安全安心ステーションモデル事業を全国2,000カ所へとふやすこと。

２　子どもの安全確保へ、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置を進め、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子ども用の緊急通報装置の設置を促進すること。

３　自治体に防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全のために協力しやすい環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様

参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　福田康夫　様
総務大臣　増田寛也　様
文部科学大臣　渡海紀三朗　様
国土交通大臣　冬柴鐵三　様
国家公安委員長　泉信也　様

【議員提出議案第８号】

障害者自立支援法の制度見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年10月１日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉文雄　竹口博己
渡辺利男

熊本県議会議長　村上寅美　様

障害者自立支援法の制度見直しに関する意見書

障害者自立支援法は、応益負担の導入に加えて、障害程度区分に基づく支給決定や、地域生活支援事業を含む新たなサービス体系のもと、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的として平成18年４月から施行されたが、利用者負担の増など、障害者の地域生活等に大きな影響があらわれたところである。そうした中、昨年12月に国の新たな改善策である特別対策が示され、今年４月から利用者負担の軽減策の拡大や事業者への激変緩和策等が実施された。

これら特別対策の実施により一定の改善が見られたところであるが、特別対策は平成20年度までの経過措置であることや、特別対策施行後も利用者負担によりサービスの利用を中止するなどの深刻な影響を受けている方がおられること、また、先行き不透明な将来に対する不安の声や、実情に即した制度の改善を求める声が数多く寄せられていることなど、今回県が行った影響調査の結果で明らかになり、今なお、多くの制度上の課題が横たわっていることが浮き彫りになった。

よって、国におかれては、法施行後３年を目途に検討し、必要な措置を講ずるとされているが、特別対策後もなお不安を感じながら日々生活をしている多くの方々がおられるという現実をしっかりと受けとめ、真に法の趣旨が実現できるよう、下記項目に関し、３年を待つことなく必要な措置を確実に講じられるよう強く要望する。

記

1　特別対策施行後も、利用者負担が、障害者の安心できる生活の実現に深刻な影響を与えていることから、障害者や障害児の保護者の生活状況、収入状況に配慮した負担のあり方について検討を行うこと。
2　障害者の地域生活を支える相談支援、移動支援、地域活動支援センター等の地域生活支援事業において、市町村の財政力の違いまたは都市部と地方の違いによるサービスの地域間格差が指摘されている。どこにあってもニーズにあった円滑な実施ができるよう必要な財源措置を行うこと。
3　居宅介護サービス費等の国庫負担基準について、国が責任を持って重度障害者の地域生活を支える仕組みとすること。
4　障害程度区分の認定について、３障害の特性を反映したものとなるよう、認定の仕組みの見直しを行うこと。
5　障害者ケアマネジメントが適切に機能するよう、サービス利用計画作成費の支給対象を介護保険と同様に利用者全員に拡大すること。
6　地域移行について、その受け皿となる住まいの場の確保や就労の支援等を促進する施策をより一層進めるとともに、住まいの場の整備を促進するために、グループホーム、ケアホームの報酬を適切な運営が可能となるレベルまで見直すこと。
7　障害者自立支援法附則に定める「障害者等の範囲」を含めた自立支援法の規定並びに「障害者等の所得の確保に係る施策の在り方」に関して、早急に検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村上寅美

衆議院議長　河野洋平　様
参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　福田康夫　様
財務大臣　額賀福志郎　様
厚生労働大臣　舛添要一　様

【議員提出議案第９号】

品目横断的経営安定対策に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成19年10月１日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　中村博生

熊本県議会議長　村上寅美　様

品目横断的経営安定対策に関する意見書

戦後、農政改革の最大の転換となった品目横断的経営安定対策は、農業の構造改革を加速化するとともに、ＷＴＯにおける国際規律にも対応し得るよう、対象を意欲と能力のある担い手に集中化し、品目ごとではなく経営に着目して講じられた対策である。

本県の農業者は、この対策に乗りおくれないよう必死の思いで取り組んでおり、県、市町村、農業団体等が一体となって積極的に推進してきたところである。

本県では、認定農業者で1,435経営体、集落営農組織で306経営体が加入し、面積も目標に対し、麦で同程度、米、大豆は大きく上回る結果となった。

しかしながら、生産現場では、助成金額が確定するなど対策の内容が明らかになるにつれ、現行の助成水準で本当に経営安定に資する政策なのかという制度そのものに対する疑念が生じ始めている。さらには、麦や大豆の規模拡大に対する支援が手薄なこと、集落営農組織の経営力の強化に際してさらなる支援が必要なこと、申請事務が煩雑なことなどの意見も多くある。

このままでは、これまでの農業者や関係者の努力が水泡に帰し、県内の土地利用型農業の将来のみならず、地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、本制度が生産現場の窮した状況を踏まえ、現場実態に沿った真の実効ある対策となるため、必要な見直しを早急に実施されるよう、下記の事項について強く要望する。

記

1　総じて、従前の対策と比較すると本対策の助成金額が低いため、麦、大豆の緑ゲタ、黄ゲタの算定基準を見直すとともに、規模拡大に際しての助成制度を拡充すること。
2　加入した経営体が安定的に維持・発展できるよう、集落営農組織の健全育成、とりわけ法人化に際しては、資本力

の強化等に資する支援を講じること。
3　申請事務の簡素化や助成金仮払い制度の創設を講じること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　福　田　康　夫　様
農林水産大臣　若　林　正　俊　様

平成19年12月定例会

【議員提出議案第１号】

国民のための医療政策実現に向けた意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成19年12月17日提出
提出者　厚生常任委員会委員長　藤川　隆夫
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

国民のための医療政策実現に向けた意見書
我が国の医療保険制度は、誰もが、いつでも、どこでも安心して適切な医療を受けることができる世界に冠たる国民皆保険制度として、国民の健康と福祉の向上に大きく貢献している。
しかし、ここ数年、政府の財政優先による医療費削減政策の結果、医療機関は疲弊し、人的にも機能的にも極限状態での医療の提供が行われているのが現状である。地域医療を守るためには、必要な医療費財源が確保されなければならない。
また、地域の医師、看護師等の不足、偏在による過重労働は、医師等の医療従事者への疲弊をもたらし、産科や小児科、救急医療をはじめとする地域医療に深刻な影響を及ぼしている。このため、早急に総合的な医師、看護師等の確保対策が求められている。
さらに、医療制度改革の一環として現在進められている療養病床の再編成は、結果として医療難民、介護難民を生むことが懸念され、高齢者の療養に必要な病床はきちんと確保するとともに、受け皿としての介護保険施設等を確実に整備することが必要である。
また、窓口負担をはじめとする患者及び高齢者の負担引き上げは、国民に大きな負担感を与え、ひいては診療の抑制により国民の医療を受ける機会を奪うことになりかねず、負担軽減等の配慮が強く求められている。
よって、国におかれては、国民のための医療政策を実現する観点から、国民に安全・安心な医療を提供できる体制を確立し、さらに世界に誇る我が国の国民皆保険制度の維持、再構築を図るために、下記の項目の実現を図られるよう強く要望する。
記
1　地域医療を守る医療費財源の確保
2　地域における医師、看護師等の不足の解消
3　高齢者のための療養病床の確保と負担の軽減
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　福　田　康　夫　様
財務大臣　額　賀　福志郎　様
厚生労働大臣　舛　添　要　一　様

【議員提出議案第２号】

ほう素、ふっ素の規制対象から旅館業を除外する省令改正を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成19年12月17日提出
提出者　厚生常任委員会委員長　藤川　隆夫
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

ほう素、ふっ素の規制対象から旅館業を除外する省令改正を求める意見書
温泉は、国民生活にとって憩いやレクリエーション等の健康の増進の場として、また良好な自然環境に親しむ場として、観光振興にも大きく貢献している。
全国屈指の温泉湧出量を誇る本県においては、旅館やホテル等の多くの宿泊施設が設けられ、温泉の恵みを享受しているところである。
ところで、国においては、河川や海域等の公共用水域の水質汚濁の防止という観点から、平成13年７月の排水基準を定める省令の改正により、温泉排水中に含まれるほう素、ふっ素について、旅館業にも排水基準が設定されている。
その際、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難であった旅館業も含めて、一部の工場、事業場に対しては暫定措置が設けられ、その後、平成16年、19年と２度にわたり延長されたが、特に旅館業については、さらに平成22年６月30日まで規制が延長され、緩やかな暫定排水基準が適用されているところである。
しかしながら、ほう素、ふっ素は、主要成分の一つとしてもともと温泉水中に豊富に含まれる成分であり、また、現在、国においてはほう素、ふっ素等の除去装置の技術開発が進められてはいるが、多くの中小旅館業者が採用できるような安価で維持管理が簡便な除去装置の開発は期待できない状況である。
よって、国におかれては、本県の実情を踏まえ、昭和46年６月21日に公布された「排水基準を定める省令」（総理府令第35号）を改正し、ほう素、ふっ素に関しては、旅館業を規制対象から除外されるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　福　田　康　夫　様
環境大臣　鴨　下　一　郎　様

【議員提出議案第３号】

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。
平成19年12月17日提出
提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　竹口　博己
渡辺　利男
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数(平成18年)は、523万件余に上る。この救急、救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール体制の充実、特に医師による直接の指示、助言（オンラインＭＣ）体制の整備が求められている。

しかし、都道府県のもと、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当、救急救命処置や搬送手段の選定等について、医師の指示、助言、事後検証、教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのメディカルコントロール体制づくりを推進すべきである。

今年５月に、都道府県メディカルコントロール協議会を統括する全国メディカルコントロール協議会連絡会が発足した。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のメディカルコントロールにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきである。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようメディカルコントロール体制の充実を図るべきである。

よって、国におかれては、下記の項目について早急に実施されるよう強く要望する。

記

1　全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。
2　メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること。
3　オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。
4　救急救命士の病院実習や再教育の充実、強化を図ること。
5　救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
総　務　大　臣　　増　田　寛　也　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様

【議員提出議案第４号】

民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法772条第２項は、婚姻の解消若しくは解消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定すると、嫡出推定の規定を定めている。この規定は、もともとは法律上の父親をはっきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものであった。しかし、制定から100年以上たった今、離婚、再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっている。例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後300日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまう。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となっている方々がいる。そうした方々の救済のため、法務省は今年５月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されている。

しかし、この特例で救済されるのは全体の１割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースである。離婚前妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続に時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっている。

よって、国におかれては、慎重に検討しつつも、子どもの人権を守るため、離婚前妊娠であっても、社会通念上やむを得ないと考えられるものについては現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
法　務　大　臣　　鳩　山　邦　夫　様

【議員提出議案第５号】

取り調べの可視化の実現を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　竹口　博己　　渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

取り調べの可視化の実現を求める意見書

国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が2009年５月までに施行予定である。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そして、それによって国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されている。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、一たび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねない。

裁判員制度導入に当たって、検察庁では現在、東京地検をはじめ各地の地検で取り調べの可視化を試行している。取り調べの可視化とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を録画、録

音することで、可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法、不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取り調べの録画、録音テープが証拠となる。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速、的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みの一つといえる。もちろん冤罪事件を防ぐことにもつながる。

よって、国におかれては、2009年５月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
法 務 大 臣　　鳩　山　邦　夫　様

【議員提出議案第６号】

地方議会議員の位置づけの明確化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

地方議会議員の位置づけの明確化に関する意見書

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、当該地方公共団体の事務に関し調査研究するための活動や、住民代表として住民意思を把握するための活動などのいわゆる議員活動があり、とりわけ都道府県議会議員は、活動区域が広域であることや審議事項が広範多岐にわたることから、その職務は、常勤化、専業化している。

また、地方分権時代において議会に期待されている利害調整機能、政策形成機能及び監視機能を十分に発揮するためには、議会改革や政策立案など今まで以上に積極的に議員活動を展開していく必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置づけは法的に明確にされておらず、議員活動は一般的に議員の職務として認知されていない実態にある。このことが議員の活動に対する期待や評価において議員と住民との意識の乖離を生み出し、さまざまな問題の原因となっており、早急な対応が必要となっている。

ついては、住民代表として政治にかかわる地方議会議員の職責または職務を法律上明確に定義し、それら職務等を遂行するために必要な経費を受けることができるようにするなど、地方分権時代にふさわしい議員活動を保障するため所要の措置を講ずる必要がある。

よって、国におかれては、地方自治法について、下記事項のような改正を行われるよう強く要望する。

記

1　地方議会議員の職責または職務を明確にするため、地方自治法に新たに、例えば「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない」旨の規定を設けること。

2　地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職と分離し、独立の条文として規定するとともに、議会の議員、とりわけ都道府県議会議員の議員活動の実態に対応し、職務遂行の対価について、単なる役務の提供に対する対価ではなく、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため、「報酬」を「歳費」に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
総 務 大 臣　　増　田　寛　也　様

【議員提出議案第７号】

道路特定財源確保に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成19年12月17日提出

提出者　建設常任委員会委員長　井手　順雄

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

道路特定財源確保に関する決議

道路は、県民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的なインフラであるが、本県の道路整備はおくれており、その整備は県民が長年にわたり熱望しているところである。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり、都市づくりを推進し、地域間格差を是正するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる県民生活の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。

これまで、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路整備を進めるための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところである。

今後とも、県民生活や経済・社会活動において自動車交通が担う割合の高い本県においては、県内を東西に結ぶ横軸などの幹線道路ネットワークの形成をはじめ、交通渋滞対策、活力ある地域づくりや日常生活を支える道路などの整備が必要である。しかし、道路特定財源の暫定税率が廃止されれば、県民が熱望しているこれらの道路整備が停滞することが明白であり、決して許されるものではない。

よって、本議会は、県民と一体となって、道路特定財源の安定的な確保のため、下記の事項について強く求めるものである。

記

1　道路特定財源については、一般財源化することなく道路整備に充当することとし、平成20年春適用期限が切れる暫定税率について現行水準を維持することにより、道路整備の安定的かつ確実な財源確保を図ること。

2　地方の道路整備は現行の道路特定財源のみでは賄えていない状況にかんがみ、国の道路特定財源の地方への配分割合を高めることなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。

3　地域の生活に密着した道路の整備や維持補修が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第８号】

新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成19年12月17日提出

提出者　水俣病対策特別委員会委員長　西岡　勝成

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議

水俣病問題の解決は、長年にわたる熊本県政の最重要課題であり、本県議会は、これまで最大限の努力を払ってきた。特に、チッソ株式会社に対しては、被害者補償完遂のために、県債発行という異例の形による支援を行ってきた。

この間、平成７年には、多くの関係者の尽力と苦渋の決断による政治解決により、１万人以上の方々が救済され、地域の平穏がもたらされた。

しかしながら、今なお被害に苦しむ方々がおられる現実があり、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決を契機として、多くの方々が早期救済を求める声を上げるに至っている。

これに対して、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームは、早期救済を求められる被害者の声にこたえるため、去る10月26日に新たな救済策の基本的な考え方を示された。

今後、この大きな問題の解決には、乗り越えるべき多くの困難な課題があるが、関係者が連携して、早期救済の実現に向けてひたむきに努力することが必要である。

しかるに今般、チッソ株式会社が、本県議会水俣病対策特別委員会において、「平成７年の救済に漏れた方があることは事実だと思う」、「解決しないといけないという気持ちはある」との認識を示されたものの、与党の救済策を受け入れかねる旨を表明されたことは、大変遺憾であり、原因企業としての自覚、誠実さも感じられず、強い憤りを覚える。

多くの被害者が早期救済を求めている現状に対して、「具体的にどうすればよいかわからない」というあいまいな姿勢ではなく、早期解決に向けた原因企業として、積極的かつ具体的な姿勢を示すべきである。

公害の原点と言われながら、今なお解決されていない水俣病問題の早期解決は、すべての被害者のみならず、地域住民の願いであり、本県議会は、引き続きこの問題の解決のために、全力を尽くす覚悟である。

チッソ株式会社においても、原因企業としての責任を重く受けとめ、現状を直視し、患者補償と被害者の救済を最優先に考えた経営に最大限の努力をするとともに、水俣病問題の早期解決の実現に向けて、我々と連携した具体的な取り組みを強く求める。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第９号】

平成19年度一般会計12月補正予算（追加提案分）の取り扱いに係る附帯決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成19年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己

渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

平成19年度一般会計12月補正予算（追加提案分）の取り扱いに係る附帯決議

本県の財政状況は、国の三位一体の改革等により急速に悪化し、行財政改革の取り組みに加え、基金の取り崩しや追加的な起債の活用等の財源対策を実施してきた。

今後も必要な一般財源が不足する中、公債費、扶助費等の増加も見込まれ、本年10月に公表された「平成20年度当初予算の大まかな収支見通し」においては、歳入、歳出の見直しや新たな財源対策を講じても、財政調整用４基金残高が24億円にまで減少する厳しい見通しが示されており、現在でさえも政策的経費が大幅に削減される中で、県民に対する行政サービスが落ち込んでいるが、さらに低下することが懸念される。

よって、かかる状況にかんがみ、平成19年度一般会計12月補正予算（追加提案分）の取り扱いに当たって、下記の事項を付するものとする。

記

１　本県の厳しい財政状況を踏まえ、総人件費の抑制や歳入構造に見合った歳出の見直し等、より一層の行財政改革に努めること。

２　すべての県職員が本県の厳しい財政状況をより一層認識するとともに、職務に精励し真摯に県民に対する行政サービスの向上に努めること。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

平成20年２月定例会

【議員提出議案第１号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　議会運営委員会委員長　早川　英明

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号に次のように加える。

ウ　病院局に関する事項

附　則

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（提案理由）

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第２号】

ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の医療・福祉の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　藤川　隆夫
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の医療・福祉の充実を求める意見書

1996年３月に、らい予防法の廃止に関する法律が成立してから11年余が経過した。この予防法廃止に当たり、衆・参両院で採択された国会決議は、政府に対し、ハンセン病療養所入所者の高齢化、後遺障害等の実態を踏まえ、療養生活の安定を図ること、医療・福祉等の確保について万全を期すことなどを求めた。その後、2001年５月の熊本地裁判決で、ハンセン病隔離政策の違憲性、違法性が明らかにされ、これを受けて設置されたハンセン病問題対策協議会においては、ハンセン病療養所入所者に対して終生の在園を保障するとともに、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることが確認されている。

しかし、急速に入所者の高齢化及び減少が進む中、入所者が安心して幸せに生活できる療養所を保障するためには、療養所における医療・福祉の確保を図るとともに、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園を充実した医療・介護施設として広く地域に開放することが必要である。このように療養所が地域に開かれたものになることは、入所者が差別を受けることなく地域住民とともに生きることを可能にするものである。

ところが、ハンセン病療養所の現在の存立根拠となっているらい予防法の廃止に関する法律は、療養所の役割を入所者に対する療養の提供に限定している。開かれた療養所の将来を創り、入所者に終生の在園を保障するためには、国の法的責任を踏まえた新しいハンセン病問題基本法の制定が必要である。

よって、国におかれては、ハンセン病問題の真の解決を図るため、国の責務として、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　ハンセン病問題基本法を制定すること。
2　国会決議に基づき、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の医療、看護、介護体制の確保を図ること。
3　国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の入所者、地元住民など関係者の意見を尊重し、医療・介護施設等として広く開放すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
財務大臣　　額　賀　福志郎　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様

【議員提出議案第３号】

配合飼料及び燃油価格高騰に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　中村　博生
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

配合飼料及び燃油価格高騰に関する意見書

最近の原油価格高騰や地球温暖化への対応による米国におけるトウモロコシのバイオエタノール利用の拡大、中国やインドをはじめとした各国の急速な経済成長に伴う穀物需要の増加、さらには、オーストラリアにおける干ばつ等による穀物需給の逼迫等により、輸入穀物を主原料とする配合飼料や燃油等の価格が急騰しており、畜産や施設園芸をはじめ、農林水産業経営は大きな打撃を受けている。

このような状況の中、生産者にあっては自給飼料生産の拡大や省エネ対策の実施など、生産性の向上等経営の効率化に努めているところであるが、昨今の配合飼料や燃油価格等の急騰は、その努力の成果を上回って進展しており、もはや生産者の努力のみでは経費上昇分を吸収できる状況にはない。

これまでも、生産者は安全・安心で品質の高い農林水産物を国民に供給してきており、農林水産業の健全な発展は国民生活にとって必要不可欠なものである。

よって、国におかれては、先般決定された平成20年度畜産・酪農対策の早期執行とさらなる充実はもとより、燃油価格高騰対策についても拡充される等、今後とも安定的に農林水産業経営が継続できることを旨に、以下の事項について配慮されるよう強く要望する。

記

1　海外に依存しない畜産生産基盤を確立するため、飼料米等自給飼料生産の拡大や未利用資源の利活用に係る施策の充実強化を図ること。
2　畜産経営の安定化を実現するため、配合飼料価格安定制度をはじめとした経営安定対策の充実強化を図ること。
3　施設園芸等における新エネルギー利用促進のための技術開発の推進を図ること。
4　施設園芸等の省エネルギー関連施設や生産資材の導入支援を図ること。
5　生産コストの上昇が適正に小売価格に反映されるよう理解醸成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
農林水産大臣　　若　林　正　俊　様

【議員提出議案第４号】

2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議

我が国ではこれまで、1964年の夏季東京大会をはじめ、1972年の冬季札幌大会、1998年の冬季長野大会と３回のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜びを与えてきた。

そして今、21世紀を迎え、再び東京都は夏季オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を開催することを目指している。

我が国がこれまで培ってきた伝統や文化、先端技術を世界

に発信し、世界平和を希求する強い意思と数多くの問題を乗り越えてきた姿を示すことは、改めて世界の平和と発展に貢献するものである。また、世界のトップアスリートに最高の自己表現の場を提供することにより、未来を担う子どもたちに新たな感動を与えることができる。

本県議会は、2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の日本開催を心から希望するとともに、東京都の招致活動を全面的に支援、協力するものである。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第５号】

在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書

去る２月10日、沖縄本島において、在沖米海兵隊員による少女暴行事件が発生した。女性に対する暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけではなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪であり、沖縄県民に強い衝撃と多大な不安を与えている。

特に、被害者が無抵抗な少女であることを考えれば、許すことができない卑劣な行為である。

沖縄県議会は、これまで米軍人・軍属等による事件、事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れてきたところであるが、それにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことに対し、本県議会としても激しい憤りを禁じ得ない。

また、平成19年10月に嘉手納基地所属隊員の家族が飲食店の女性従業員の顔面をビール瓶で殴り、性的暴行を加えるという強姦致傷事件が発生し、さらに、去る１月に在沖米海兵隊普天間基地所属隊員２名が無抵抗のタクシー運転手を殴打し、金銭を奪うという強盗致傷事件が相次いで発生している。

このような悪質で凶悪な事件が依然として後を絶たないことを考えると、米軍の綱紀粛正への取り組みや軍人への教育のあり方に疑問を抱かざるを得ない。

よって、国におかれては、沖縄県民の人権・生命、財産を守る立場から、今回の事件について、駐日米国大使をはじめ関係者に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう、関係者に働きかけることを強く要請する。

記

１　被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。

２　県民の目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど、実効性のある具体的な再発防止策について万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆　議　院　議　長　　河　野　洋　平　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　福　田　康　夫　様
外　　務　　大　　臣　　高　村　正　彦　様
防　　衛　　大　　臣　　石　破　　茂　様
沖縄及び北方対策担当大臣　　岸　田　文　雄　様

【議員提出議案第６号】

地上デジタルテレビジョン放送の受信対策の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

地上デジタルテレビジョン放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタル放送は、平成18年12月にすべての都道府県の県庁所在地で放送が開始され、政府においてもアナログ放送終了期限の平成23年７月までのデジタル化を完了するために最終段階の「デジタル放送推進のための行動計画（第８次）」を平成19年12月に策定したところである。

現在まで、７次にわたる行動計画に沿って、デジタル放送にかかわる関係者が一体となって目標達成のため取り組んでいるものの、残された期間でのデジタル化へのスムーズな移行には、まだ多くの課題が指摘されている。

とりわけ、地上デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済的弱者に対する対応策が求められている。また、地上デジタル放送に関する周知・広報を一層徹底し、視聴者の理解を深めるとともに、視聴者が地上デジタル放送の受信を円滑にできるようにするための支援策も求められている。

よって、国におかれては、平成20年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行とあわせ、下記事項について、政府を挙げた取り組みを行われるよう強く要望する。

記

１　視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、関係機関と密接な連携を図りながら早急に内容を検討し対応すること。

２　今後、地上デジタル放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、各県ごとに地域相談・対策センターを整備し、周知啓発や個別具体的な受信相談ができるような体制の整備を図ること。

３　デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、地方自治体負担の場合の支援策についても拡充すること。

４　高層建築物等による受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、視聴者間における負担の不公平が生じないような施策を講じるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様

総 務 大 臣　　増　田　寛　也　様

【議員提出議案第７号】

介護労働者の待遇改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

介護労働者の待遇改善を求める意見書

介護労働者は、人間の尊厳にかかわる崇高な仕事に携わっているにもかかわらず、低賃金、長時間労働など、その厳しい労働環境から離職率も高く、待遇改善が急務となっている。早朝勤務、深夜勤務も多い重労働の上、人手不足で疲れても休暇もとりにくいというような厳しい現実に直面して、このままでは生活できない、将来に希望が持てないとして、退職していくケースや就職の希望が減少しているという状況がある。

今後、団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後10年間で、40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされているが、介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題である。

よって、国におかれては、介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事をできるよう、また安心して暮らせるよう、下記の事項について特段の取り組みを行い、介護労働者の労働条件や福利厚生の向上に全力を挙げられるよう強く要望する。

記

1　全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系を構築できるよう介護報酬のあり方を見直し、次期介護報酬改定において適切に措置すること。

2　昨年８月示された新福祉人材確保指針について、福祉・介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、福祉・介護現場における指針の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様

【議員提出議案第８号】

バイオマス推進基本法（仮称）の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

バイオマス推進基本法（仮称）の制定を求める意見書

昨年、ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）が発表した第４次評価報告書は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4.0度（2.4～6.4度）上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされるおそれがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしている。

対策の大きなかぎを握る温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリで開催されたＣＯＰ13（国連気候変動枠組み条約締約国会議）で、2009年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされた。特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ北海道洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命がある。

そのためにも、みずからが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって低炭素、循環型社会への移行を図る道標を示すべきである。

石油脱却に向けて、かぎを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料である。石油産業社会にかわるバイオマス産業社会をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本を挙げてバイオマス活用の推進を図るために、バイオマス推進基本法（仮称）を制定すべきである。

よって、国におかれては、現在政府が進めているバイオマス・ニッポン総合戦略を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
文部科学大臣　　渡　海　紀三朗　様
農林水産大臣　　若　林　正　俊　様
経済産業大臣　　甘　利　　明　様
国土交通大臣　　冬　柴　鐵　三　様
環 境 大 臣　　鴨　下　一　郎　様

【議員提出議案第９号】

中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがあり、特に、最近における急激な原油、原材料の高騰は、中小企業の経営に深刻な影響を与える一方で、原油高騰によるコスト増の販売価格への転嫁を不当に妨げる買いたたき等が横行し、中小企業は今や危機的状況にあると言っても過言ではない。

こうした状況にかんがみ、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を２回開

催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示されたところである。

深刻な影響をこうむる中小企業に対して、政府がとった一連の措置については評価するものの、今回の緊急措置が場当たり的な対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに関して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

よって、国におかれては、我が国企業の99％を占め、日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、中小企業底上げ対策の一層の強化を図られるよう、次の事項について強く要望する。

記

1　中小・小規模企業者の金融支援をトータルに行う法制度を早期に制定すること。
2　各省庁所管の中小企業相談窓口のワンストップ化を推進すること。
3　公正な取引を実現するための下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること。
4　下請適正取引のためのガイドラインを周知徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
経済産業大臣　　甘　利　　明　様

【議員提出議案第10号】

米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する意見書

北朝鮮は、我が国の国民をはじめとする複数の国の人々を拉致し抑留し続けている。

拉致は、国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、我が国は、すべての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求している。

一方、北朝鮮は2002年、長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、その後５人の被害者が帰国を果たしたが、本県出身の松木薫さんをはじめ、残る多くの被害者に関しては誠意ある説明をせず、「拉致問題は解決済み」と主張するばかりである。

米国は、1988年に北朝鮮をテロ支援国家として指定し、2004年にはその指定理由の一つとして、新たに国務省国際テロ報告書に外国人拉致問題を書き込んだ。

それは、拉致解決を北朝鮮に迫る強い圧力となり、我が国国民を勇気づけ、拉致問題に毅然たる態度で臨む我が国外交を後押しするものとなっているが、米国は一部の核施設の無能力化などの見返りとして指定解除を行うのではないかと伝えられている。

拉致はテロであり、拉致被害者が抑留され続けている以上、テロは今も続いていると言わざるを得ない。本年４月の国務省国際テロ報告書も引き続き拉致問題を明記した。

抑留されている被害者が帰ってきていないのに指定解除がなされることは、多くの日本国民を落胆させ、日米同盟に重大な影響を及ぼすことを懸念するものである。

よって、国におかれては、拉致被害者全員を一刻も早く救出するために、特に、日米関係の重大さにかんがみ、米国が北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除をしないよう、最大限の外交努力を尽くされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
外務大臣　　高　村　正　彦　様
内閣官房長官　　町　村　信　孝　様

【議員提出議案第11号】

平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計当初予算の取り扱いに対する附帯決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年２月29日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
　　渡辺　利男

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計当初予算の取り扱いに対する附帯決議

チッソ株式会社（以下「チッソ」という。）に対する金融支援措置については、水俣病患者に対する補償金の支払いは原因者たるチッソの負担において行うべきものであるという原因者負担の原則を堅持しつつ、同社の経営基盤の維持、強化を通じて患者に対する補償金支払いに支障が生じないよう配慮するとともに、あわせて地域経済、社会の安定に資するものとの観点から、本県では国からの要請に基づき、昭和52年度から患者県債等を発行し、現在においては、平成12年度の閣議了解における抜本的支援策に基づく各般の措置を講じ、これまでに総額1,500億円近い県債を発行しており、チッソへの貸付残高も1,300億円余に上っている。

一方、一日も早い救済を求める水俣病被害者の声にこたえ、水俣病問題の最終的な解決を図るため、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームは、昨年10月26日に「新たな救済策の基本的な考え方」を示したが、チッソはこれに対し、受け入れがたい旨を表明した。

これを受けて県議会では、昨年12月17日の本会議において「新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議」を行い、チッソに対し「被害者の救済を最優先に考えた経営に最大限の努力をするとともに、水俣病問題の早期解決の実現に向けて、我々と連携した具体的な取り組みを強く求める」旨の意思を表明した。

しかしながら、その後もチッソは早期救済を求める被害者の声に耳を閉ざし、関係者の働きかけに応じる気配もなく、

依然としてかたくなな態度に終始している。
よって、かかる状況にかんがみ、平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計当初予算の取り扱いに当たって、下記の事項を付するものとする。

記

1　チッソが水俣病の原因企業としての責任を重く受けとめ、現状を直視し、被害者の救済を最優先に考えた経営を行うとともに、水俣病問題の早期解決の実現に向けた決断を行うよう促す等、チッソに対する働きかけに努めること。
2　国等の関係機関に対して、チッソへの働きかけをさらに強力に行うよう求めること。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

第10節　平成20年度

平成20年４月臨時会

【議員提出議案第１号】

道路特定財源の暫定税率復元等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年４月24日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

道路特定財源の暫定税率復元等に関する意見書

道路特定財源の暫定税率を含む税制改正関連法案や道路整備費財源特例法改正案が、平成19年度内に成立せず、暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度が失効するという前代未聞の事態となった。

本県では、平成20年度当初予算は、知事選に伴う必要最低限の骨格予算であるにもかかわらず、歳入確保の見通しが立たないため、道路関係事業については緊急を要するもの等以外の執行は保留している。

しかしながら、公共投資に依存する度合いが高い本県の経済構造を踏まえると、景気の先行きに深刻な打撃を与えることも懸念される。さらには、これまで都市部の道路整備が先行し、地方の道路整備がこれから本格化するという時期に、道路整備の財源が確保されなければ、都市部と地方部の格差は広がることが憂慮される。

また、このような事態が長期化すれば、九州新幹線全線開業を見据え最優先で取り組んでいる県土の横軸を形成する道路の整備や連続立体交差事業等にも影響を及ぼしかねない。さらに、この影響は道路整備にとどまらず、県民生活を支える医療や福祉、教育の施策等の見直しも不可避となるなど、県行政全体に深刻な影響を与え、財政再建団体への転落も危惧される。

よって、国におかれては、このような非常事態を早期に解消するため、下記の事項について早急に対応されるよう強く要望する。

記

1　道路特定財源の暫定税率を含む税制改正関連法案や地方道路整備臨時交付金制度を含む道路整備費財源特例法改正案を速やかに成立させること。
2　法案成立までの間に生じる歳入欠陥については、地方財政に悪影響を及ぼすことのないよう、特例交付金や地方交付税の特別加算などにより、適切な地方財政対策を講じること。
3　道路特定財源制度の今後の在りかたについては、道路整備が遅れている地方の実情や地方財政の危機的な状況を十分に勘案し、地方の道路整備が遅れることがないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　福　田　康　夫　様
総 務 大 臣　　増　田　寛　也　様
財 務 大 臣　　額　賀　福志郎　様
国土交通大臣　　冬　柴　鐵　三　様

平成20年６月定例会

【議員提出議案第１号】

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる行政改革推進法（平成18年６月）に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

よって、国におかれては、今後の林政の展開に当たって、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1　森林吸収資源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。
2　緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利

用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。

3　計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度の創設を図ること。

4　国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
外　務　大　臣　　高　村　正　彦　様
農林水産大臣　　若　林　正　俊　様
経済産業大臣　　甘　利　　明　様
環　境　大　臣　　鴨　下　一　郎　様

【議員提出議案第２号】

地方財政の充実強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

地方財政の充実強化を求める意見書

地方分権の推進、少子高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっている。

一方、2008年度に創設された地方法人事業税の一部国税化等については、税体系の抜本的改革までの暫定的な措置とはいえ、格差是正策としては不十分であり、地方税を充実するという地方分権の基本方向から見て問題であり残念である。

さらに、過去の景気対策と地方交付税等の大幅圧縮により自治体財政の硬直化や都市部と地方の財政力格差を招いた国の財政責任は極めて重いにもかかわらず、自治体財政健全化法のもとで地域･自治体に財政責任を押しつけ、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できない。

このため、2009年度予算は深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実に向け、政府は、歳出・歳入一体改革に基づく地方財政の圧縮を進める政策の転換を図り、地方税の充実強化、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することが重要である。

よって、国におかれては、さらに、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化を目指し、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権推進に向けて、国、地方の税収配分５：５を目指した充実強化が必要である。その際、地方消費税の充実等による税収の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

2　地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額の復元を図るとともに、財源保障・財源調整機能の両機能を堅持すること。

3　地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
総　務　大　臣　　増　田　寛　也　様
財　務　大　臣　　額　賀　福志郎　様

【議員提出議案第３号】

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　渡辺　利男　　鎌田　　聡

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

2006年６月の医療制度改革関連法の成立により、この４月から、後期高齢者医療制度が実施されている。同制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある者を、他の保険から切り離した医療制度で、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っている。

同制度については、高齢者に新たな負担や過重な負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること、さらには、他の世代とは異なる診療報酬が導入されたため、医療内容が低下したり、受けられる医療が制限されかねない等、様々な問題点がある。同制度の実施が、高齢者の健康と暮らしに、重大な悪影響を及ぼすことは明らかである。また、市町村の財政的負担が多大になることも危惧されている。

よって、国におかれては、高齢者の窓口負担の引き上げや新たな保険料徴収に関する時限的な措置にとどまらず、同制度を廃止し、一たん、老人保健制度に戻すことを強く要請する。また、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも、誰でも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様

【議員提出議案第４号】

「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己

渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書

「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という嫡出推定を規定した民法772条第２項は、1898年（明治31年）当時、父親の子への責任放棄をさせないため、早期の身分保障、子の福祉の観点から設けられたものである。

しかしながら、施行より110年余りが経過し、規定の趣旨とその実態との間に乖離が生じ、出生の届け出が行われず無戸籍となり、不利益をこうむっている子供の存在が明らかになった。

法務省は、2007年５月、無戸籍児の救済のため、離婚後の妊娠が医師の証明書で確認できれば現父の子としての出生届を認める通達を出した。しかし、家庭内暴力のため離婚手続がおくれる例など、離婚前の妊娠でも社会通念上やむを得ないケースが存在するため、通達による救済の対象となるのは、法務省の推定では１割にとどまると言われている。

家族関係についての意識も変化し、離婚、再婚の増加など、明治時代には予想もしなかった社会変化が生じているとともに、親子関係が科学的に立証可能である今日、離婚前の妊娠を一律に前夫を父親とすることとする法規定は、今や不合理なものとなっている。

1994年に日本が批准承認している児童の権利に関する条約７条は、児童は出生後直ちに登録され、氏名を有し、国籍を取得する権利を保障されるとしている。

よって、国におかれては、子供の人権と福祉を最優先に、戸籍が事実と異なる記載とならないよう、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　民法第772条の嫡出推定に関しての見直し、関係する子の氏を定める戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ること等も含め現実に即した法改正を行うこと。

２　法改正までの間、通達による救済の範囲を広げること。また親子（父子）関係不存在・嫡出否認等の家事調停・審判の手続の簡略化等運用面でのさらなる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様

参議院議長　　江　田　五　月　様

内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様

総　務　大　臣　　増　田　寛　也　様

法　務　大　臣　　鳩　山　邦　夫　様

【議員提出議案第５号】

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己

渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化している。20世紀の間に地球の平均気温は0.6℃上昇し、我が国の平均気温も１℃上昇した。最悪の場合、2100年には（20世紀末と比較して）6.4℃気温が上がり、59センチメートル海岸が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることはだれの目にも明らかである。

こうした環境･気候変動問題等を主要テーマに、本年７月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催される。政府においても、ダボス会議で福田総理がクールアース推進構想を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために、地球温暖化対策推進法を改正するなど、所要の温暖化防止対策を講じているところである。

加えて、環境立国を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論を待たない。

よって、国におかれては、こうした観点から、サミットの象徴として、開催初日の７月７日をクールアース・デーと定められたが、さらに国民が地球温暖化防止のために、ＣＯ２の削減など、具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及、促進を図るため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　北海道洞爺湖サミットの開催初日の７月７日をクールアース・デーと宣言されたのを受けて、ＣＯ２削減に向けた実効性の伴う国民的運動を政府主導のもと創出し、普及、促進に努めること。

２　当日はＣＯ２削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと。

３　クールビズやウォームビズについては認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。

４　チーム・マイナス６％などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること。

５　商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様

参議院議長　　江　田　五　月　様

内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様

環　境　大　臣　　鴨　下　一　郎　様

【委員会提出議案第１号】

地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年６月30日提出

提出者　議会運営委員会委員長　小杉　　直

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定（昭和26年10月１日議決）の一部を次のように改正する。

第１号中「出納長その他県の」を削る。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部を改正する必要がある。

これが、この指定の一部改正案を提出する理由である。

【委員会提出議案第２号】

チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年６月30日提出

提出者　水俣病対策特別委員会委員長　西岡　勝成

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書

チッソ株式会社（以下「チッソ」という。）に対する支援措置は、原因者負担の原則を堅持しつつ、チッソの経営基盤の維持・強化を通じて、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障を生じないよう配慮するとともに、あわせて地域の経済・社会の安定に資するため、国の施策として行われてきている。

平成12年からは、閣議了解に基づき、従来の患者県債方式にかわる抜本的支援策によるチッソ支援を実施している。この結果チッソは、平成19年度決算で過去最高の経常利益120億円を計上するに至っており、平成20年度は、これをさらに上回る130億円の経常利益を見込んでいる。

一方、平成16年10月の最高裁判決を契機として、多くの方々が早期救済を求める声を上げている。これに対して与党水俣病問題に関するプロジェクトチームは、平成19年10月に新たな救済策の基本的な考え方を示されたが、チッソは「受け入れかねる」との考えを表明した。これを踏まえて、県議会としては、平成19年12月及び平成20年２月の２回にわたり、チッソの真摯な対応を求める決議を行った。

しかしながら、チッソは、好調な業績を続けながら、今なお水俣病被害に苦しむ多くの方々がいる現状を直視せず、関係者の再三にわたる説得に耳を傾けることなく、患者救済をしなければならないという原因企業としての責任の自覚もなく、依然としてかたくなな態度に終始している。チッソのこうした姿勢は、到底許容されるものではなく、強い憤りを覚える。

こうした状況の中、チッソ分社化に関する法案の要綱骨子素案が与党水俣病問題に関するプロジェクトチームに示されたが、被害者の早期救済が先決である。分社化の検討の前に、チッソは一日も早く新たな救済策に同意すべきであり、この点について、関係者が共通認識を持つとともに、チッソへ強く働きかけることを求める。

さらに、チッソの業績が近年、好調であることを受け、内部留保額が一貫して増加傾向にあるにもかかわらず、公的債務償還額は、租税公課変動の影響により不安定な状態に置かれ、減少することすらある。平成12年に閣議了解された抜本的支援策に基づく支援措置の運用については、関係府省及び熊本県から成る「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」において３年ごとに申し合わせがなされている。本年度は平成21年度以降３カ年の対応を申し合わせる大事な時期に来ている。

よって、国におかれては、チッソのさまざまな現況やこれまでの経緯等にかんがみ、公的債務償還額の増額など、抜本的支援策による支援措置の運用の見直しをはじめ、チッソ支援のあり方について早急に見直されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様

総 務 大 臣　　増　田　寛　也　様

財 務 大 臣　　額　賀　福志郎　様

経済産業大臣　　甘　利　　明　様

環 境 大 臣　　鴨　下　一　郎　様

平成20年９月定例会

【議員提出議案第１号】

「球磨川を守るべき宝」と位置づけ、最大限の環境的配慮と住民の安全が両立する球磨川流域の治水対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己

溝口　幸治

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

「球磨川を守るべき宝」と位置づけ、最大限の環境的配慮と住民の安全が両立する球磨川流域の治水対策を求める意見書

川辺川ダム建設計画は、計画発表以来42年が経過している。治水・発電・利水の目的を持って進められてきたが、現在、発電と利水が外れるという事態になり、事実上、現行の川辺川ダム建設計画は白紙に戻ったと言える状態に陥っている。

しかし、球磨川流域の治水対策の重要性は何ら変わることはなく、現在、国においては、球磨川水系河川整備計画の策定準備を進めていただいているところである。

そのような中、本県の蒲島知事は、９月定例会において「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきであると判断した」と表明された。

知事の表明は、球磨川の環境を守ることや、地域のブランド価値を高めるといった住民ニーズをくみ取り「球磨川を守るべき宝」と位置づけたものであり、県議会としても一定の評価をするところである。

しかし、「ダムによらない治水対策」と表明したことについては、知事が具体的にその代替案を示さないまま国に対応を求めたため、河川環境に対する影響や住民の安全確保、経済性等が不透明なことから、本当に「ダムによらない治水対策」が実現可能なのか、県議会としては判断できない状況である。

よって、国におかれては、予断を持たず「球磨川を守るべき宝」と位置づけ、最大限の環境的配慮と最大限の住民の安全が両立する、より経済的な球磨川流域の治水対策案を改めて速やかに提示されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
国土交通大臣　　金　子　一　義　様

【議員提出議案第２号】

五木村の振興を国に求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

五木村の振興を国に求める意見書

川辺川ダムは、昭和38年から40年まで３年連続して川辺川、球磨川で発生した大規模な水害を契機に、洪水被害から球磨川流域住民の生命・身体・財産を守るため、これまで、国、県及び県議会、地元市町村及び市町村議会が一体となって事業を推進してきた。とりわけ五木村は、下流域の住民の安全のためにダムを受け入れるという苦渋の選択をし、その後はダムによる村の振興を強く待ち望んできたところである。

蒲島知事は９月定例会において「現行計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきである」と表明された。しかしながら、これまで五木村においては、ダム建設を前提とした地域づくりが進められ、頭地代替地等に家屋や公共施設の移転を進めてきたところである。現時点では、村の生活再建基盤整備のためのダム事業の一部である付替え道路の整備や農地造成などは完了しておらず、水源地域整備計画についても道路改良事業など12の事業が残っており、ダム事業が中止になれば、これまで国や県が五木村と約束してきた事柄まで白紙に戻るのではないかと心配や不安が広がっている。

よって、国におかれては、県と連携して、ダム建設の有無にかかわらず生活再建基盤整備など、五木村の振興に対し、早急に万全の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
国土交通大臣　　金　子　一　義　様

【委員会提出議案第１号】

熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　熊本県議会議会運営委員会委員長　小杉　　直

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成20年10月６日下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴う熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第21条第１項の規定により、平成19年４月８日に行われた一般選挙により選挙された熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成20年10月６日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

平成20年10月６日下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴い、熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例等に関する法律第21条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【委員会提出議案第２号】

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　熊本県議会議会運営委員会委員長　小杉　　直

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の２）の一部を次のように改める。

第９条第１項中「又は委員会に」を「、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する会議規則の定めるところにより設けられる議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に」に改め、「会期中について」の次に「、議員の居住する地域の区分に応じ」を加え、「又は委員会の」を「、委員会又は協議等の場の」に改める。

別表第２中「区分」を「議員の居住する地域の区分」に、「招集地に居住する者」を「熊本市（平成20年10月５日現在における熊本市の区域に限る。以下この表において同じ。）」に、「その他の地に居住する者」を「熊本市以外の市町村」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行等に伴い、関係条例を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【委員会提出議案第３号】

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　熊本県議会議会運営委員会委員長　小杉　　直

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成３年熊本県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章　議員の派遣（第115条）」を「第15章　協議又は調整を行うための場（第115条）　第16章　議員の派遣（第116条）」に、「第16章　補則（第116条）」を「第17章　補則（第117条）」に改める。

第16章中第116条を第117条とする。

第16章を第17章とする。

第115条中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第15章中同条を第116条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の１章を加える。

第15章　協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第115条　法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

２　前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

３　前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

４　協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第115条関係）

名称	目　的	構　成　員	招集権者
全員協議会	議会活動又は議会運営に関し必要な協議又は調整を行う。	全議員	議長
熊本県議会災害対策協議会	災害の発生に際し、応急復旧対策の協議、被災地の現地調査、関係機関への要望活動等に関し協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員会委員、常任委員長及び災害ごとに議長が指名する議員	熊本県議会災害対策協議会会長
世話人会	一般選挙後議会運営委員会が組織されるまでの間、議会の運営等に関し協議又は調整を行う。	各会派（３人以上の議員が所属するものに限る。）から選出され議員及び話人会が必要と認めた議員	議会事務局長
熊本県政治倫理審査会	議員による政治倫理に反するおそれが生じた場合に審査を行う。	議長が指名する７人の議員	熊本県政治倫理審査会委員長（委員長及び副委員長がともにないときは議長）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

【委員会提出議案第４号】

過疎地域振興のための新法制定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　道州制問題等調査特別委員会委員長

馬場　成志

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

過疎地域振興のための新法制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、３次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業に取り組み、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかし、本県の過疎地域の人口は10年間で約５万人減少し、高齢化率も約30％に達しており、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、消滅の危機に瀕する集落も存するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は、都市に対して食糧や水資源を供給し、森林が地球温暖化の防止に貢献しているほか、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域として、都市住民にいやしの場を提供するなど、多面的・公益的機能を担っており、このような機能を未来の世代に引き継ぐ必要がある。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年３月末をもって失効するが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、そこに住み続ける住民が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることが必要であり、そのことが、同時に、国土を保全し都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を実施することが必要である。

よって、国におかれては、過疎対策が国家的課題であることを認識し、現行過疎法失効後も、より充実した過疎地域の振興が展開できるよう、新たな法律を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様

参議院議長　　江　田　五　月　様

内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様

財務大臣　　中　川　昭　一　様

総 務 大 臣　　鳩 山 邦 夫 様
農林水産大臣　　石 破　　茂 様
国土交通大臣　　金 子 一 義 様

【委員会提出議案第５号】

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　総務常任委員会委員長　井手　順雄

熊本県議会議長　村 上 寅 美 様

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

熊本県の私立学校は、独自の建学の精神に基づき、時代に対応した特色ある教育を展開し、本県の公教育の振興発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、少子化に伴う生徒数の大幅な減少等が、私立学校の存続を大きく揺るがしており、私立学校の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面している。

公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な教育の発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第１条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識され、教育基本法第８条及び教育振興基本計画の趣旨にのっとり、現行の私学助成に係る財政支援制度を堅持され、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村 上 寅 美

衆議院議長　　河 野 洋 平 様
参議院議長　　江 田 五 月 様
内閣総理大臣　　麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣　　鳩 山 邦 夫 様
財 務 大 臣　　中 川 昭 一 様
文部科学大臣　　塩 谷　　立 様

【委員会提出議案第６号】

道路財源の確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　建設常任委員会委員長　吉永　和世

熊本県議会議長　村 上 寅 美 様

道路財源の確保に関する意見書

熊本県では、県民の移動や物資の輸送のほとんどを自動車交通に依存していることから、道路は、県民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっており、その整備は県民が切望しているところである。

このことから、本県においては、高規格幹線道路や地域高規格道路などの県土の骨格を形成する幹線道路から住民の生活に最も密着した市町村道に至るまで、道路の計画的、着実な整備が必要である。特に、全国に比べて整備がおくれている幹線道路ネットワークの形成は、交流連携の強化や地域活性化、さらに県民の命にかかわる救急医療の充実等を図る上で、県政の最も重要な課題の一つとなっている。

このような中、政府は、道路財源に関して、本年６月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2008」において、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化を改めて明示したところである。

しかしながら、道路特定財源が一般財源化されるとしても、必要と判断される道路整備の財源は絶対に確保されるべきである。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方の道路整備の実情や厳しい財政状況を踏まえ、地方の道路整備や維持・補修に支障が生じないような、財源を確保する制度や配分方法とするとともに、地方の裁量や自由度が増す方向での制度を確立すること。

２　地方の道路整備の財源確保の観点から大きな役割を果たしている「地方道路整備臨時交付金制度」及び今年度から地方の財政負担の軽減と平準化措置として創設された「地方道路整備臨時貸付金制度」について、維持もしくは同等の代替え制度を確立すること。

３　４月の暫定税率失効に伴う地方の減収や地方道路整備臨時交付金への影響については、国の責任において速やかに適切な財源措置を講じること。

４　道路整備の中期計画の策定に当たっては、本県の道路整備の実情に配慮し、必要と判断される道路の整備が着実に進められるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村 上 寅 美

衆議院議長　　河 野 洋 平 様
参議院議長　　江 田 五 月 様
内閣総理大臣　　麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣　　鳩 山 邦 夫 様
財 務 大 臣　　中 川 昭 一 様
国土交通大臣　　金 子 一 義 様

【委員会提出議案第７号】

地域医療の中核を担う公立病院の存続支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　重村　　栄

熊本県議会議長　村 上 寅 美 様

地域医療の中核を担う公立病院の存続支援を求める意見書

少子高齢化や過疎化が進む地方においては、医療資源が乏しい中、不採算部門であるにもかかわらず、永年にわたって公立の病院・診療所が地域の医療を担い、地方に暮らす国民の生命と健康を守ってきた。

しかし、平成16年度の新臨床研修制度の導入によって、それまで頼りとしてきた大学病院の医師派遣機能が低下し、極端な医師不足となって地方の中核的な公立病院の経営を直撃し、廃院に追い込まれる事態も生じている。

このため、総務省においては、平成19年12月に「公立病院

改革ガイドライン」を策定し、すべての公立病院に平成20年度中の「改革プラン」作成を求めているが、経営の効率化を主眼とする対症療法的な対策だけでは、真に必要とされる「安心･安全な医療」を安定的に確保していくことは難しい。そこで、不足する医師をはじめ看護師や薬剤師等医療従事者の十分な数と質を確保するとともに、その偏在を是正するための抜本的な国策の実行と、公立病院の存続に努力する地方自治体への支援の実施が強く望まれるところである。

７月29日、政府は社会保障の機能強化のための緊急対策「５つの安心プラン」を取りまとめ、医師養成数を過去最大程度まで増員させるための具体的な方策や救急・産科・小児科医療の確保のための医師への直接的な財政的支援などを検討するとともに、今年度中に新しい医師養成のあり方を検討すると報告されたが、国におかれては、その着実な実現を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　大学病院が果たしていた医師派遣にかかわる調整機能を早急に再構築するための、新臨床研修制度の廃止を含めた抜本的な見直しの実施
2　病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域における一定期間の診療経験を付加するなど、医師のへき地等勤務促進策の実施
3　不採算部門への診療報酬面での支援
4　女性医師をはじめとする勤務医や看護職員等の勤務環境・労働条件の改善に向けた積極的な対策の実施

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
財務大臣　　中　川　昭　一　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様
文部科学大臣　　塩　谷　　立　様

【委員会提出議案第８号】

たばこ税増税に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　松田　三郎

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

たばこ税増税に反対する意見書

本県の葉たばこ生産は、平成19年度では、生産農家数1,062戸（全国４位）、耕作面積1,889ヘクタール（全国２位）、生産量で4,191トン（全国１位）、生産額で81億4,000万円（全国１位）となるなど全国トップの生産県であり、また、県内農業生産においても重要な地位を占めている。

最近、こうした葉たばこ生産農家にとって、今後の経営に大きな影響を及ぼすたばこ税増税論が盛んになっている。これは将来の社会保障費等の財源を確保するため、消費税増税にかわりたばこ税の大幅増税が議論されているものである。

現在においても、たばこ税収は本県で県・市町村あわせて約150億円、全国で約２兆3,000億円に上るなど国・地方の財政に大きく貢献しており、また価格に対する税率は63.1％と高い水準にあるにもかかわらず、平成21年度の税制改正を審議する年末の政府税制調査会において、たばこ税の増税が議論されると報じられている。

たばこ税の増税は、当然のこととしてたばこの小売価格のアップを招き、伝えられるように現行の２倍３倍となれば、過去の国内での値上げや諸外国の先例からも消費が大きく減退することは必至である。こうしたことになれば、葉たばこ生産農家にとって大きな打撃となり、生産を縮小または中止せざるを得ない農家が続出することが懸念される。

よって、国におかれては、本県の葉たばこ生産農家や産地に壊滅的影響を与えるおそれのある、急激なたばこ税の増税を行われないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
財務大臣　　中　川　昭　一　様
総務大臣　　鳩　山　邦　夫　様
農林水産大臣　　石　破　　茂　様

【委員会提出議案第９号】

食の安全安心確保のための体制の抜本的見直し等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成20年９月30日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　重村　　栄

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

食の安全安心確保のための体制の抜本的見直し等に関する意見書

食は生命と健康の源であり、何よりも安全安心なものでなければならない。

しかしながら、昨今、中国産冷凍ギョーザによる中毒事件、政府米事故米穀の不正流通、輸入加工食品の原料への有害物質メラミンの混入など、食の安全安心への信頼を揺るがす事件が次々に発生し、国民の食に対する不安が増大している。

これらの事件の続発は、食の生産、製造・加工、流通の各段階において最重要事項として取り組まれるべき安全安心の確保が、特に輸入食品に関して不十分であったことが最も大きな要因の一つである。

また、政府米事故米穀の不正流通に関しては、農林水産省によるチェック体制の甘さが被害拡大につながっていると言っても過言ではない。

よって、国におかれては、まずは、これらの事件の原因究明を急ぐとともに、国民の食に対する深刻な不安を解消し、食の安全安心への信頼を速やかに回復するために、下記の事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1　食の安全安心行政の推進に当たって、真に消費者の視点に立った施策推進ができる体制を構築することとし、消費者行政を推進する新組織の設置に当たっては、省庁間調整にとまらないリーダーシップを発揮できる体制を確保すること。
2　輸入食品の安全安心を確保するため、輸出国における生産、製造・加工、流通の各段階において監視や検査体制を

充実させる方策を求めるとともに、検疫体制のさらなる充実強化を図るほか、悪質な事業者に対する処分権限や罰則を強化するなど関係法令を整備すること。

3　食品被害の拡大防止のため、より迅速かつ正確に、かつ消費者にわかりやすい内容で食の安全安心に関する情報の収集、分析、提供、公開を行う体制を整備するとともに、風評被害を防止するための方策を推進すること。

4　国民に対する食の安全安心に関するリスクコミュニケーションを一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆　議　院　議　長　　河　野　洋　平　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　麻　生　太　郎　様
厚　生　労　働　大　臣　　舛　添　要　一　様
農　林　水　産　大　臣　　石　破　　茂　様
消費者行政推進担当大臣　　野　田　聖　子　様

平成20年12月定例会

【議員提出議案第１号】

ＷＴＯ農業交渉に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年12月４日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
　　渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

ＷＴＯ農業交渉に関する意見書

ＷＴＯ農業交渉については、さきに開催されたアジア太平洋経済協力会議の場で、モダリティ（保護削減の基準）の年内合意を達成する誓約が表明されるなど、合意に向けた機運が急速に高まり、ＷＴＯ閣僚級会合が12月中に開催される見通しとなるなど、緊迫した局面を迎えている。

今回の交渉では、７月にラミー事務局長が示した調停案が土台になると思われるが、我が国の主張と大幅な隔たりがあり、到底受け入れられるものではない。

これまで、県内の各産地においては、厳しい農業情勢に対して必死に耐え、農業構造改革に取り組んできたが、交渉の結果次第では、農業者の努力が水泡に帰すばかりか、短期間のうちに安い外国産によって市場が荒らされ、離農者が続出するなど壊滅的な打撃は避けられない。また、農業を基幹産業とする本県にとって、地域経済にも甚大な影響を及ぼし、地域の活力そのものが喪失することが懸念される。

さらには、一たん崩壊した農業、農村を取り戻すことは極めて困難であり、世界的な食料危機が叫ばれる中、もしそのような事態になれば、食料安全保障の観点から、もはや農業者のみならず国民全体に不利益をもたらすことになりかねない。

そのため、ＷＴＯ農業交渉においては、これまでと同様「多様な農業の共存」を基本とする我が国の主張が受け入れられるよう、最後まで毅然たる態度をもって交渉されたい。

よって、国におかれては、今まさにＷＴＯ農業交渉は極めて重要な局面を迎えていることから、以下の事項について十分に配慮されるよう強く要望する。

記

1　各国の農業生産条件の違いを無視する関税の上限設定には、強く反対すること。

2　産地が壊滅的な打撃を受けないよう米などの重要品目の数を十分確保すること。

3　関税割り当ての拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。

4　国際競争に耐え得る産地育成及び食料安全保障の観点から、特別セーフガード（ＳＳＧ）の堅持及び国内農業の競争力強化や自給率向上のための対策をさらに充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
外　務　大　臣　　中曽根　弘　文　様
農林水産大臣　　石　破　　茂　様
経済産業大臣　　二　階　俊　博　様

【議員提出議案第２号】

熊本県五木村振興推進条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年12月18日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
　　渡辺　利男　　馬場　成志
　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

熊本県五木村振興推進条例

昭和41年に発表された川辺川ダム建設計画の推進に伴い、五木村は村の中心部の移転を余儀なくされるなど、大きな影響を受けてきた。

このため、国、県及び五木村は、公共事業をはじめとする各種施策を推進し、生活環境及び産業基盤の整備に取り組んできたが、このような取組にもかかわらず、五木村においては急速に少子高齢化及び過疎化が進行している状況にある。

これは、まさに五木村が国及び県の政策に一方的に翻弄されてきた結果である。

このような状況の下、これまでダム建設を強く推進してきた国及び県は、五木村が地方公共団体として危機的状況にあることを深く認識し、五木村の振興に最大限努力していく責務がある。

ここに、五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、その推進を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興に寄与することを目的とする。

（体制の整備）

第２条　県は、五木村の振興に取り組むため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（振興計画の策定）

第３条　県は、五木村の振興を効果的に推進するための計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

（財政上の措置）

第４条　県は、前条の振興計画を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国への要請）

第５条　県は、五木村の振興に係る課題が、国の施策及び予算へ反映されるよう、国に対して提案及び要請を行うものとする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　県は、この条例の施行後おおむね５年を超えない期間に、社会経済状況の変化等を勘案して、この条例について必要な見直しを行うものとする。

（提案理由）

五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、その推進を図るため、制定する必要がある。

これが、この条例案を提案する理由である。

【議員提出議案第３号】

農林水産物における地産地消の推進に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年12月18日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

農林水産物における地産地消の推進に関する決議

豊かな自然を背景として育まれた熊本の新鮮な農林水産物は、県民の生命の源であり、誇るべき宝でもある。

本県では、水や緑に恵まれた環境を生かして、多様な農林水産物が生産されており、県外の大消費地へ大量に供給する等、我が国の食料生産基地として、大きな役割を果たしている。

しかし、昨今の食を取り巻く状況は、食料自給率が低迷する中、食の安全･安心を揺るがすような事件が相次いでおり、消費者の食に対する不信感や不安が増大している。

また、農林水産業の現場では、担い手の減少、高齢化や価格の低迷に加え、燃料、資材、飼料価格が高騰する中、価格に転嫁できない厳しい状況に置かれ、悲鳴に近い声が上がっている。

加えて、米国の金融不安に端を発した世界同時不況の中で、国内景気は急激に減速しており、県内の地場企業への影響が懸念されている。

このような危機的な状況の中、県民に新鮮かつ安全・安心な食品を提供する「地産地消」の推進は、農林水産業の再生のみならず、小売業をはじめとする地場産業の活性化、ひいては、県経済の浮揚につながるものと確信している。

よって、本県議会は、県当局をはじめ、市町村、関係団体、県民と一体となって、農・商・工の連携や県内流通の拡大なども含め、地産地消のより一層の推進に向けて全力で取り組むことを決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第４号】

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年12月18日提出

提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書

現在の日本社会は、年金、医療、福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、ワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負（派遣）などに象徴されるような、働いても十分な生活が維持できないなど、困難を抱える人々が増大し、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増している。

このような中、地域の問題はみずから地域で解決しようと、ＮＰＯやボランティア団体、協同組合、自治会などさまざまな非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しているが、これらの団体の一つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けている。

この協同労働の協同組合は、働く者が出資し合い、全員参加の経営で仕事を行う組織であるが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この協同労働という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきているが、自分たちの働き方に見合った法人格が欲しい、労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をして欲しいと、法律の整備を求めてきている。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方であるところの、労働者協同組合についての法制度が整備されており、日本でも、この協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、１万を超える団体がこの法制度化に賛同しているところである。

このような状況を背景に、国会においても、160名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど、法制化の検討が始まっている。

だれもが、希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子高齢化社会に対応する有力な制度として、協同労働の協同組合法を速やかに制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
総 務 大 臣　　鳩　山　邦　夫　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様
経済産業大臣　　二　階　俊　博　様

【議員提出議案第５号】

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第

１項の規定により提出します。
平成20年12月18日提出
提出者　熊本県議会議員　渡辺　利男　　鎌田　　聡
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

厳しい財政状況を背景に、国や地方自治体では、公共サービスの効率化やコストダウンが求められている。このような中、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争と相まって低価格、低単価の契約や受注が増大している。

このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

さらに、業務委託にかかる人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げや解雇の脅威にさらされている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるよりよい社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。さらに、男女平等参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められている。

また、ＩＬＯ94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに、地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために、公契約基本法の制定が急務である。

よって、国におかれては、早期に下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

1　良質な公共サービスの安定的提供と、その事業に従事する者の労働条件の改善並びに職場の安全の確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
2　公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様

【委員会提出議案第１号】

雇用対策の速やかな実施を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成20年12月18日提出
提出者　経済常任委員会委員長　佐藤　雅司
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

雇用対策の速やかな実施を求める意見書

米国発の金融危機から世界的な景気後退が鮮明となる中、我が国を代表する自動車や半導体を中心とする製造業についても大幅な減産を強いられ、派遣労働者や期間従業員等の非正規労働者の解雇や雇いどめに関する報道が毎日のようになされている。

本県においても、非正規労働者の解雇が増加し、新規学卒者への内定取り消しが発生しており、今後は、幅広い産業において影響が広がり、地域の比較的優良な企業においてさえも、非正規労働者のみならず正社員まで雇用調整を行わざるを得ない状況に向かうことが懸念される。

このような状況を受け、国においては、１次補正に続き、２次補正、さらには新年度予算を検討されているが、これらの総合的な経済・金融対策により、できるだけ早期の経済再生につなげ、雇用の確保を図ることが求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に対応されるよう強く要望する。

記

1　非正規労働者をはじめとする労働者の雇用の維持対策の実施
2　雇用を失った労働者に対する再就職支援の実施
3　採用内定取り消しに対する相談体制の充実及び企業に対する指導の強化
4　追加経済対策の早期の実施

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様

平成21年２月定例会
【議員提出議案第１号】

くまもと地産地消推進県民条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。
平成21年３月３日提出
提出者　熊本県議会議員　児玉　文雄　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史
溝口　幸治
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

くまもと地産地消推進県民条例

我が国の農林水産業は、古くから食料その他の農林水産物の供給に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、生活文化の継承等多面にわたる機能を発揮し、国民の暮らしを支えるとともに地域の活力を生み出してきた。

しかし、近年、安価な輸入品の増加により、国内の農林水産物の需要は低迷が続き、後継者不足に悩む農林水産業に大きな打撃を与えてきた。一方、最近になって輸入品の安全性が危惧される事態が次々に発生したことから、安全で安心な国内の農林水産業への期待が急速に高まっている。

豊かな自然を背景として育まれた本県の良質かつ安全で安心な農林水産物は、地域の経済と県民の暮らしを潤し、本県を全国有数の食料供給基地に押し上げた、まさに誇るべき「宝」であり、その振興及び発展は県民共通の願いである。

本県は、これまで農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能を再認識するとともに、県内農林水産物等がより身近な地域で流通し、消費されることで、県内農林水産物等に対する理解を深めるとともに、経済の循環や地域の活性化を促進し、県民の郷土愛を育むような取組を「くまもと地産地消」

と位置付け、その推進を図ることを決意した。
今後、農林漁業と商工業の連携、観光振興との連携、さらには、食文化等の生活文化の継承等に県、市町村、生産者、事業者及び県民が一体となって取り組み、「くまもと地産地消」を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。
（目的）
第１条　この条例は、地産地消の推進に関する基本理念を定めるとともに、県の責務並びに市町村、生産者、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、本県における農林水産業の持続的な発展及び豊かな県民生活の実現を図っていくことを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　地産地消　県内農林水産物等を、より身近な地域で優先して消費することをいう。
（２）　県内農林水産物等　県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものをいう。
（３）　生産者　県内で、農林水産物を生産する者及びその組織する団体をいう。
（４）　事業者　次のいずれかに該当する事業者及びそれらの事業者の組織する団体をいう。
ア　県内で、農林水産物の流通又は飲食としての提供を行う事業者
イ　県内で、農林水産物を利用した製品の製造、流通又は飲食としての提供を行う事業者
（基本理念）
第３条　地産地消の推進は、県、市町村、生産者、事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携することにより行うものとする。
２　地産地消の推進は、県内農林水産物等に対する県民の理解を深めるよう行うものとする。
３　地産地消の推進は、地域の伝統的な生活文化の継承に資するとともに、地域の活性化につながるよう行うものとする。
４　地産地消の推進は、市町村、生産者、事業者及び県民の自発的な取組を尊重しながら行うものとする。
（県の責務）
第４条　県は、基本理念にのっとり、市町村、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
２　県は、その設置する公の施設又はその主催する行事等において、農林水産物又はこれらを加工したものの提供を行うときは、県内農林水産物等を優先的に提供するよう努めるものとする。
（市町村の役割）
第５条　市町村は、県、地域内の生産者、事業者及び地域住民と連携し、かつ、協力して、地域の活性化につながるよう、地産地消の推進を行うよう努めるものとする。
（生産者の役割）
第６条　生産者は、基本理念にのっとり、より安全で安心な農林水産物の生産に係る自らの責任を自覚するとともに、消費者の意向を反映した質の高い農林水産物の生産に努めるものとする。
２　生産者は、農林水産物の品質等に関する情報を積極的に提供するとともに、県、市町村、事業者及び県民が行う地産地消を推進するための取組に積極的に協力するよう努めるものとする。
（事業者の役割）
第７条　事業者は、基本理念にのっとり、県内農林水産物等を優先的に取り扱い、又は使用するよう努めるものとする。
２　事業者は、地産地消の推進のため、県又は市町村が実施する取組に協力するとともに、生産者及び県民と連携した自主的な取組を行うよう努めるものとする。
（県民の役割）
第８条　県民は、農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能と県内農林水産物等に対する理解を深めるとともに、県内農林水産物等を優先して消費するよう努めるものとする。
２　県民は、より安全で安心な農林水産物を生産する生産者の取組を尊重するとともに、県、市町村、生産者及び事業者と連携し、かつ、協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努めるものとする。
（食育との連携）
第９条　県は、地産地消の推進に当たっては、市町村、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、食育推進運動との連携を図り、効果的に行うものとする。
（計画的な推進）
第10条　県は、農林水産業、健康づくり、食育、商工観光及び住宅に関する計画に地産地消の推進に必要な施策を定めるとともに、地産地消の推進を目的とした体制を整備し、計画的かつ効果的な施策の推進を図るものとする。
２　知事は、前項の取組を推進するため、毎年、地産地消の推進に関する施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
（提案理由）
地産地消の推進を県政の重要課題と位置付け、その推進を図るため、制定する必要がある。
これが、この条例案を提案する理由である。

【議員提出議案第２号】

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　児玉　文雄
竹口　博己　　渡辺　利男
大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の２）の一部を次のように改正する。
第９条第１項中「審査又は」を「審査若しくは」に、「協議又は」を「協議若しくは」に改め、「、議員の居住する地域の区分に応じ」及びただし書を削り、同条第２項中「同日」を「同日に」に、「委員会」を「委員会又は協議等の場」に改める。
別表第２を次のように改める。
別表第２（第９条関係）

区分		費用弁償の額
定額		一日につき　5,000円
加算額	交通費	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 1　鉄道旅行　その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。) 2　水路旅行　上級の運賃（運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃（特別船室料金及び座席指定料金を含む。））とし、公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、当該運賃等に現に支払った寝台料金を加算した額 3　陸路旅行（鉄道旅行を除く。）車賃（路程1キロメートルにつき37円)。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金に相当額する額を加算した額
	宿泊料	居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合　一日につき13,300円

別表第３を削る。

附　則

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（提案理由）

熊本県議会議員の議会等出席の場合の費用の弁償について所要の改定を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第３号】

熊本県政務調査費の交付に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　児玉　文雄
竹口　博己　　渡辺　利男
大西　一史

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

熊本県政務調査費の交付に関する条例

熊本県政務調査費の交付に関する条例（平成13年熊本県条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象となる者）

第２条　県は、県議会の会派（政治上の主義、理念及び政策を共有する議員が結成した団体（所属議員が１人の場合を含む。）をいう。以下「会派」という。）又は議員に対して、政務調査費を交付する。

（額及び交付の方法）

第３条　政務調査費の額は、議員１人当たり月額30万円とする。

２　政務調査費の交付の方法は、会派又は議員ごとに、次の各号に掲げる交付の方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　会派に交付する方法　前項に規定する議員１人当たりの月額に、当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額

（２）　議員に交付する方法　前項に規定する議員１人当たりの月額

（３）　会派及び議員に交付する方法　前項に規定する議員１人当たりの月額を会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額に区分し、会派に交付する額にあっては会派に交付する額に区分された額に議員の数を乗じて得た額、議員に交付する額にあっては議員に交付する額に区分された額

（会派届等）

第４条　会派を結成したとき、又は一般選挙後、会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した会派届を議長に提出しなければならない。

（１）　会派の名称

（２）　代表者の氏名

（３）　会派を結成した日

（４）　所属する議員の数及び氏名

（５）　前条第２項に規定する政務調査費の交付の方法

（６）　前条第２項第３号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派にあっては、会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額の区分

（７）　前条第２項第１号又は第３号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派にあっては、第10条に規定する政務調査費経理責任者の氏名

２　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、当該変更に係る事項を記載した会派変更届を議長に提出しなければならない。

３　会派が解散、合併等により消滅した場合（議員の任期満了及び議会の解散による場合を除く。以下同じ。）は、当該会派の代表者であった者は、その旨を記載した会派解散届を議長に提出しなければならない。

（会派の通知等）

第５条　議長は、毎年度、当該年度の初日において在職する議員を、同日の翌日から起算して５日以内に、会派に所属する議員にあっては当該会派に係る前条第１項各号に規定する事項を、会派に所属しない議員にあっては氏名を知事に通知しなければならない。

２　議長は、前条各項の会派届、会派変更届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに、これを知事に通知しなければならない。

３　年度の中途において議員となった者で会派に所属していない議員がいる場合は、議長は、当該者の議員としての任期が開始する日（再選挙、補欠選挙その他任期満了による一般選挙以外の事由により当選人と定められた議員にあっては、その当選の効力発生の日をいう。以下「任期開始の日」という。）の翌日から起算して５日以内に、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

（１）　議員となった者の氏名

（２）　任期開始の日

４　前３項に定めるもののほか、年度の中途において辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により議員でなくなった者がいる場合は、議長は、それらの事由の生じた日の翌日から起算して５日以内に、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

（１）　議員でなくなった者の氏名

（２） 議員でなくなった事由
（３） 事由が生じた年月日

（交付決定）

第６条　知事は、前条第１項の規定による通知があったときは、速やかに、当該年度に係る政務調査費（年度の中途において議員の任期が満了する場合は、議員の任期が満了する日が属する月までの政務調査費）の交付の決定を行わなければならない。

２　知事は、前条第２項の規定による通知（会派変更届に係る通知にあっては、第４条第１項第４号から第６号までに掲げる事項に関する変更に係るものに限る。）又は前条第３項若しくは第４項の規定による通知があったときは、速やかに、当該年度に係る政務調査費の交付の決定、変更交付の決定又は交付取消しの決定を行わなければならない。

３　知事は、前２項の決定を行ったときは、速やかに、当該決定に係る会派の代表者（会派が解散、合併等により消滅した場合は、会派の代表者であった者をいう。以下第11条第２項及び第13条において同じ。）又は議員及び議長に対し、その旨を通知しなければならない。

（算定方法等）

第７条　第３条第２項に規定する政務調査費の交付額は、月の初日に議員である者を基準として算定する。

２　月の途中において、次に掲げる事由が生じた場合におけるこれらの事由が生じた日（その日が月の初日である場合を除く。）の属する月の政務調査費の交付額の算定については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

（１） 任期満了（月の初日において任期満了により議員でなくなった者が、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日から再び議員となった場合を除く。第12条第２項において同じ。）
（２） 議員の辞職、失職、除名又は死亡
（３） 議員の会派への入会又は会派からの脱会若しくは除名
（４） 会派の結成又は解散、合併等による消滅
（５） 議会の解散
（６） 第３条第２項に規定する政務調査費の交付の方法の変更（同項第３号に規定する会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額の区分の変更を含む。）

（請求及び交付）

第８条　会派の代表者及び議員は、第６条第３項の規定による交付の決定又は変更交付の決定通知を受けたときは、四半期ごとに、当該四半期に属する月分として交付を受けるべき政務調査費を知事に請求するものとする。

２　知事は、前項の請求があったときは、四半期ごとに、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該四半期に属する月分として交付すべき政務調査費を交付するものとする。

（政務調査費を支出できる経費）

第９条　政務調査費を支出できる経費は、調査研究費、研修費、会議費その他議長が別に定める経費とする。

（政務調査費経理責任者）

第10条　第３条第２項第１号又は第３号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派は、政務調査費経理責任者を置かなければならない。

（証拠書類等の整備及び保存）

第11条　政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置くとともに、領収書その他の証拠書類（次項及び次条第１項において「証拠書類」という。）を整理し、及び保管しなければならない。

２　会派の代表者及び議員（議員であった者を含む。）は、前項に規定する会計帳簿及び証拠書類を次条に規定する収入及び支出の報告書の提出期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（収支報告書等）

第12条　会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務調査費の収入額、支出額、残額その他議長が別に定める事項を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を翌年度の初日から起算して30日以内に議長に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、会派が解散、合併等により消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなった場合には、会派の代表者であった者又は議員であった者（議員の死亡に係る場合は、その相続人。）は、会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの収支報告書等を、会派が消滅した日又は議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出するものとする。

３　議長は、前２項の規定により提出された収支報告書等の写しを、速やかに、知事に送付するものとする。

（政務調査費の返還）

第13条　会派の代表者又は議員（議員が死亡した場合は、その相続人。次項において同じ。）は、ひとつの四半期の中途で、第６条第２項の規定による政務調査費の変更交付の決定又は交付取消しの決定（以下この項において「変更交付決定等」という。）を受けた場合において、変更交付決定等の原因となる変更事由の生じた日の属する月（当該事由の生じた日が月の初日であるときは、当該事由の生じた日の属する月の前月）までの月分として会派又は議員が交付を受けるべき政務調査費の額を超える額の交付を既に受けている場合は、当該変更交付決定等を受けた日の翌日から起算して60日以内に、県に対し、その超える額を返還しなければならない。

２　会派の代表者及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費による支出（第９条に規定する経費に係る支出をいう。）の総額を控除して残額がある場合には、当該残額に相当する額（以下「政務調査費の残額」という。）を翌年度の初日から起算して60日以内に返還しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、前条第２項の規定により収支報告書等を提出した場合において、政務調査費の残額がある場合には、当該収支報告書等を提出した者は、当該収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して30日以内に政務調査費の残額を返還しなければならない。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第14条　議長は、第12条第１項又は第２項の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

２　何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

（調査）

第15条　議長は、第12条第１項又は第２項の規定により収支

報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

（委任）

第16条　この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付決定手続、請求及び返還に関し必要な事項は知事が、その他この条例の施行に関し必要な事項は議長が定める。

附　則

1　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の熊本県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

（提案理由）

政務調査費に係る支出の透明性を確保するため、収支報告書に領収書等の添付を義務づけるとともに、議会の調査研究機能を充実し、会派の政策形成機能を高めるため、政務調査費を会派に交付できるようにする必要があることから、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【議員提出議案第４号】

北朝鮮による日本人拉致問題の解決のための経済制裁の延長などを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
小杉　　直　　大西　一史
溝口　幸治

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

北朝鮮による日本人拉致問題の解決のための経済制裁の延長などを求める意見書

北朝鮮は、昨年６月の日朝実務者協議において約束した拉致被害者の再調査について、その後何ら動きを見せておらず、拉致問題は大きな進展がない状態である。昨年10月に我が国の強い反対にもかかわらず、米国による北朝鮮のテロ支援国家指定が解除されたことは、拉致問題の解決を切望する被害者家族等関係者に深い失望をもたらした。

しかしながら、就任後初めての外国訪問として来日したヒラリー・クリントン米国国務長官は、北朝鮮による日本人拉致被害者の家族と面談し、拉致問題について深い理解を示されている。また、去る３月11日、大韓航空機爆破事件実行犯金賢姫元北朝鮮工作員と拉致被害者田口八重子さんの家族との面会が実現した。これは、韓国の大統領が北朝鮮に対して強い態度で臨む李明博大統領にかわったこともあるが、日本と同様に拉致被害者を多く抱える韓国に対し、地道な外交努力を重ねた結果でもある。

したがって、拉致被害者を一日も早く救出するためには、引き続き経済制裁を延長して圧力をかけ続けるとともに、米国や韓国をはじめ、国際社会に対して強い支持と協力を求め、国際社会と連携して行動していくことが肝要である。

よって、国におかれては、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて、下記のとおり積極的な行動をとられるよう強く要望する。

記

1　期限が本年４月13日に迫っている北朝鮮籍船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止措置を引き続き継続すること。

2　拉致被害者の生存情報など情報収集活動を一層強化すること。

3　米国や韓国など国際社会と連携した活動を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　麻　生　太　郎　様
外務大臣　中曽根　弘　文　様
内閣官房長官　河　村　建　夫　様

【議員提出議案第５号】

フェリー航路支援策の早急な実施を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年３月23日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　鬼海　洋一
竹口　博己　　小杉　　直
大西　一史　　松田　三郎

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

フェリー航路支援策の早急な実施を求める意見書

フェリーは海上を利用して海辺に面する場所を最短距離で結ぶ効率性の高い輸送機関として全国的に利用されているが、高速道路の延伸や離島への架橋等といった道路網の整備等に伴い利用者が減少しており、全国では平成14年に約2,975万台あった航送台数が平成18年には約2,814万台まで減っている。

また、フェリー事業者においては、利用者の減少に加え昨年の燃料価格の高騰を受けて経営体質が弱体化しており、今回の景気後退により経営状況はさらに厳しさを増している。これまで本県においては、有明海や天草沿岸を中心にフェリー航路が開設され、身近な乗り物として地域に親しまれてきた。

これらの航路の中には、いわゆる海上国道として熊本県宇城市と長崎県島原市を結ぶ国道57号、長崎県長崎市と熊本県苓北町を結ぶ国道324号、熊本県長洲町と長崎県雲仙市、熊本県天草市と長崎県南島原市、鹿児島県長島町を結ぶ国道389号があり、海で寸断された道路網を航路で補ってきた。

フェリーは人流、物流の面で本県の重要な輸送機関として貢献しているが、平成14年に車両等で約111万台あった利用者が、平成19年には約95万台まで減少しており、各事業者が厳しい経営環境の中で、地域交通の担い手として航路の維持に努めている。

元来、フェリーは二酸化炭素排出量の削減や騒音問題、交通渋滞の緩和等といった環境に優しい特性を有しており、近年はモーダルシフトの取り組みの中で注目されている。また、災害時等には道路網が崩壊した場合の代替手段としても貢献できる、公共性の高い輸送機関でもある。

国においては、平成20年度第２次補正予算において、さらなる高速道路料金の引き下げを予定しているが、フェリー事業者は、昨秋からの高速道路料金引き下げが利用客の減少に影響を与えていると危惧しているところであり、今回の値下げが成されると利用者が高速道路に流れ、フェリー利用客がさらに減少し、航路の維持が困難に陥るのではないかと深い

危機感を募らせている。
万が一これらの航路が廃止、縮小になれば、地域に与える社会的損失は計り知れないものがあるが、そもそもの問題は、国の経済対策において高速道路料金のみを引き下げて、フェリー航路等への支援を欠いたことにある。
よって、国におかれては、地域の実情を踏まえて、フェリー航路の支援策を早急に創設し、速やかに実施されるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　麻　生　太　郎　様
国土交通大臣　金　子　一　義　様

【議員提出議案第６号】

陸上自衛隊の定員確保を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。
平成21年３月23日提出
提出者　熊本県議会議員　倉重　剛　小杉　直
大西　一史　藤川　隆夫
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

陸上自衛隊の定員確保を求める意見書
平成３年のソ連崩壊により、冷戦構造がすべて崩壊したと一般的に認識されているが、北東アジアには、依然として冷戦構造が残存している。さらに、米ソの圧倒的な軍事力により押え込まれていたテロや地域紛争が世界じゅうに拡散している。我が国周辺では、政治体制を異にする中国や北朝鮮が存在するとともに、拉致、テロ、大量破壊兵器の拡散等の脅威が継続している。特に、中国は５年間でほぼ倍増する国防費を投入して、海軍力の増強と日中中間線付近の実効支配に努めている。また、北朝鮮は、金正日専制体制の行方が不透明であり、状況によっては、崩壊と混乱から、自衛隊が対処を求められるような事態が起きる可能性も考えられる。
一方、自衛隊による国際協力が本来任務化するとともに、世界的規模の大規模災害に備えた国民の目には触れない国際緊急援助隊の待機が恒常化してきており、また、今後国民保護法に基づく自衛隊の活動の拡大も予想され、自衛隊に対する期待は、ますます高まってくることが予想される。
さらに、災害派遣は、国民の多くが最も期待する分野であり、阪神淡路、中越地震等の例にもあるとおり、大災害に有効に対応できる唯一最大の組織が陸上自衛隊である。陸上自衛隊も、この国民の期待にこたえるため、「最初に駆けつけ、最後に撤収する」を合言葉に訓練している。ここ５年間で、本県において台風や集中豪雨のために、延べ1,647人の隊員が災害派遣されており、全国では、中越地震、茨城鳥インフルエンザ、岩手宮城内陸地震等に、延べ15万2,045人が災害派遣されている。
このように、陸上自衛隊の定員の充実を訴える要因は数多くあるものの、減員すべき要因は皆無である。また、経済悪化に伴い雇用不安が拡大しており、新卒者の緊急雇用対策として、自衛隊への大幅な採用を提案する。自衛隊は、雇用のためのシステムを完備しており、緊急の施策に対応できる。しかも、自衛隊で各種技術や資格を習得させ、景気が回復した時点で社会に還元し有効活用すれば、社会政策としても効果的である。
いずれにしても、期待される陸上自衛隊の多様化した役割は、マンパワーが基礎になっており、その高度の専門能力と組織力は、他の組織では代替が不可能なものである。
にもかかわらず、我々の期待に逆行して陸上自衛隊の人員が削減されるならば、地域の経済社会の発展を阻害するとともに、県、県民との連帯性を低下させることになり、豊かで安心できる県民生活を希求する我々としては、大きな危惧を抱かざるを得ない。
よって、国におかれては、本県のみならず、全国の地方自治体が抱える不安の実情を十分認識され、近く実施される「防衛計画の大綱見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」においては、陸上自衛隊の確実な定員の維持・充実を図られるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　村　上　寅　美
衆議院議長　河　野　洋　平　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　麻　生　太　郎　様
総務大臣　鳩　山　邦　夫　様
財務大臣　与謝野　　馨　様
防衛大臣　浜　田　靖　一　様

【委員会提出議案第１号】

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例の制定について
上記の議案を別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成21年３月23日提出
提出者　議会運営委員会委員長　小杉　直
熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例
平成21年４月１日から平成23年４月29日までの間における熊本県議会議員に対する議員報酬の月額は、熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の２）第３条第１項の規定にかかわらず、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額から、議長にあってはその額に100分の７を乗じて得た額を減じた額とし、副議長にあってはその額に100分の５を乗じて得た額を減じた額とし、議員にあってはその額に100分の３を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額とする。
附　則
この条例は、平成21年４月１日から施行する。
（提案理由）
県議会として財政健全化に資するため、熊本県議会議員に対する議員報酬の月額について特例を設ける必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

【委員会提出議案第２号】

伝統薬の郵便等販売に関する意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成21年３月23日提出
提出者　厚生常任委員会委員長　重村　　栄

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

伝統薬の郵便等販売に関する意見書

熊本県における伝統薬の歴史は古く、江戸時代に創業された薬屋や、肥後藩主が開設した御薬園を由来とした薬が、明治、大正、昭和を経て平成の今日に至り、熊本の伝統薬として、県民をはじめ全国各地の皆さんに愛用されている。

現在、県内には、伝統薬を製造・販売する業者が８社存在し、全国の約５万6,000人の皆さんに伝統薬として供給され、病気の治療や健康回復に多大な貢献をしている。

また、この伝統薬業者は、自社製品を知り尽くした薬剤師が、服薬の方法、効能効果、副作用等を詳細に説明するなど情報を十分に提供しながら、病気の治療などで伝統薬を求めている皆さんに、郵便等による方法により販売している。しかも、これまで利用者からの健康被害等は報告されていないことから、通常の店舗で行う対面販売と比較しても、遜色のない販売形態であると考えている。

しかし、平成18年の薬事法の改正に伴って、平成21年２月６日に公布された薬事法施行規則の一部を改正する省令では、医薬品の郵便等販売は、整腸薬等の第三類医薬品に限定され、第二類医薬品である漢方製剤等の伝統薬は認められていない。

これまでの長い歴史の中で、全国の皆さんの治療や健康を支えてきた伝統薬の郵便等販売が認められないということは、販売の多くをこの方法に頼っている県内の伝統薬業者にとっては、倒産の危機に直面することになるとともに、伝統薬を必要とする皆さんにとっては、その薬を購入することが困難となり、治療や健康回復の機会が奪われることになる。

よって、国におかれては、このような状況を御理解いただき、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

郵便等による販売ができる医薬品を第三類医薬品に限定せず、第二類医薬品である漢方製剤等の伝統薬についても認めるよう措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
厚生労働大臣　　舛　添　要　一　様

【委員会提出議案第３号】

「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に際しての決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成21年３月23日提出

提出者　文教治安常任委員会委員長　中村　博生

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に際しての決議

県立高等学校の再編整備等については、平成19年10月に基本計画等が教育委員会において決定されたが、統廃合対象校の地元からの見直しを求める声等を受け、前期計画期間を１年間延ばし、その再編・統合案件については、平成20、21年度の入学者の状況等も見極めながら判断するとされた経緯がある。そのことを踏まえ、県議会としては、21年度の出願者数の確定までは、再編整備にかかわる予算を承認せず、各地域の要望に沿って地元と県教育委員会の協議を促し、地域の取り組みに支障が出ないような環境をつくることに努めてきたところである。しかし、地域によってはこの計画の合意に達することができず、いまだに反対する意見が出されている状況である。こうした中、３月３日の教育委員会では、平成20、21年度の入学者、出願者の状況等を踏まえ、前期の再編・統合案件についての最終判断が出されたところである。

少子化の著しい進行とそれに伴う学校の小規模化という状況の中で、次代を担う子どもたちにとってよりよい教育環境を確保していくためには、県立高等学校の再編整備等は避けて通れないと認識しているものの、再編・統合に関係する地域の声を聞くときに、教育の問題を超えて、過疎化、高齢化で疲弊している地域をどのように活性化していくかという観点からの取り組みが求められているところである。

また、教育環境をめぐる厳しい状況は、公立学校のみならず私立学校においても同様であり、歴史ある学校法人が合併により解散に追い込まれる等の厳しい状況が出始めているという現実もある。

よって、かかる状況にかんがみ、「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に当たって、下記の事項について強く求めるものである。

記

１　再編整備の実施に当たっては、想定される諸課題に地元と真摯に協議するとともに、特に通学事情が悪化することがないよう地元関係者等と十分協議し、生徒の交通手段の確保に努めること。

２　統廃合の対象地域の活性化については、県行政全体で取り組むとともに、再編整備に伴う学校施設や跡地等の有効利用については、地元の意向を十分に踏まえ、全庁を挙げて最大限の努力をすること。

３「県立高等学校再編整備等基本計画」に基づく中・後期の実施準備計画の策定においても、引き続き地域住民との意見交換を行い、地元の理解が得られるよう努めるとともに、入学者が増えるといった状況の変化があれば、その時点で可能な限り柔軟な対応に努めること。

４　本県の厳しい財政事情を踏まえつつも、将来にわたって教育関係予算を維持・確保し、公私立間の保護者負担の是正等にも配慮した予算編成に努めること。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【委員会提出議案第４号】

水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成21年３月23日提出

提出者　水俣病対策特別委員会委員長　西岡　勝成

熊本県議会議長　村　上　寅　美　様

水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書

水俣病は我が国の公害問題の原点と言われる課題であり、昭和31年の公式確認から既に50年を超える長い時間が経過している。この間、熊本県議会は、この問題を熊本県政の最重要課題と位置づけ、被害者の方々の早期救済と水俣病問題の

解決を図るため全力で取り組んできた。

特に、平成16年の関西訴訟最高裁判所判決以降、新たに救済を求める方々が急増したことから、熊本県は、政治による新たな救済策の早期実現を要請してきた。

これを受けて、去る３月13日、自民党及び公明党から、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」が国会に提出された。

水俣病被害者を広く救済する措置が法案化され、国会で審議されるのは初めてのことであり、大変意義深いものがある。この法案では、救済を必要とする方々を「水俣病被害者」として受けとめ、その救済を図ることが目的とされている。このことは、水俣病の長い歴史の中で画期的なことであると考える。

一方、民主党におかれても、独自の法案を今国会に提出するため、手続を進めておられると仄聞している。

こうした法律制定の動きにより、地元では一日も早い救済実現を願う被害者の方々の期待が高まっている。最高裁判所判決から４年、公式確認から50年以上が経過し、被害者の方々が高齢化している現実を直視すれば、今国会における被害者救済のための法律の成立が何としても不可欠である。

国会におかれては、これまでに薬害肝炎やハンセン病問題において、被害者の救済を最優先するという大義のもと、党派を超えた立法を実現され、立法府の歴史に輝かしい足跡を残されている。

このことから、熊本県議会としては、水俣病被害者救済問題が政局に左右されることなく、与野党間で早期に協議が行われ、今国会において党派を超えた議決により救済策を実現されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　村　上　寅　美

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様

第11節　平成21年度

平成21年５月臨時会

【議員提出議案第１号】

北朝鮮の核実験に抗議し、政府に対して新たな制裁強化等を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年５月28日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

北朝鮮の核実験に抗議し、政府に対して新たな制裁強化等を求める決議

国際社会において、核兵器の廃絶が叫ばれている中、北朝鮮が今月25日、2006年に続く２回目の核実験を強行したことは、国連安全保障理事会決議に明確に違反し、加えて６カ国協議の共同声明や日朝平壌宣言にも明確に反する行為である。

また、翌26日に、本年４月に引き続き、日本海に向けて短距離ミサイルを発射したことは、我が国及び周辺地域の安全を著しく脅かすものであり、絶対に許してはならない行為である。

さらに、オバマ米国大統領の提唱により、核軍縮への機運が高まろうとしている矢先のこれらの挑発的行為は、世界の平和への挑戦と言わざるを得ない。

よって、本県議会は、北朝鮮による核実験及び短距離ミサイルの発射に対し、厳重に抗議するとともに、今後、政府におかれては、世界で唯一の被爆国として、また、拉致問題を抱える国として、国連安全保障理事会の新決議採択に当たり、北朝鮮に対して核兵器開発を即刻放棄することを求めるほか、新たな制裁強化の発動及び日本の防衛体制の見直しを含めた断固たる強い態度で行動されるよう、強く求める。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

平成21年６月定例会

【議員提出議案第１号】

国指定史跡鞠智城跡の特別史跡指定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

国指定史跡鞠智城跡の特別史跡指定を求める意見書

鞠智城は、朝鮮半島における白村江の戦い（663年）に敗れた大和朝廷が、唐・新羅の日本列島への侵攻に備え、国家プロジェクトとして北部九州から瀬戸内海沿岸、近畿圏に至る広範な地域に築いた朝鮮式山城群の一翼を成すものである。この国家プロジェクトの推進は、律令国家の成立を促すとともに、国の成り立ちに深くかかわっており、鞠智城は国家的なテーマ性と古代日本を象徴する全国でも有数の重要史跡である。

朝鮮式山城群は、日本書紀などの国書に記載のある城塞で、その数は全国で11城。そのうち場所が特定され城域が確定しているのは、鞠智城をはじめ大野城（福岡県）、基肄城（佐賀県）、金田城（長崎県）の４城に限られる。

また、これら４城の中で鞠智城は最も発掘調査が進み、これまでに国内の朝鮮式山城で初となる八角形建物跡や貯水池跡、貯木場跡、木簡をはじめとし、72棟の建物跡や百済系軒丸瓦など数多くの貴重な遺構や遺物が発見された。

さらに、昨年10月には貯水池跡の池尻部から７世紀後半の百済菩薩立像が発掘され、朝鮮式山城群の築城に百済の達率が直接かかわった、という日本書紀の記述内容を裏づける大発見として国内外から大きく注目を集めている。

このように鞠智城は、その学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たる史跡である。

よって、国におかれては、既に特別史跡に指定されている大野城、基肄城、金田城と比較して、何ら遜色がなく、早急な同等の対応をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
文部科学大臣　　塩　谷　　立　様

【議員提出議案第２号】

国営川辺川土地改良事業の早期事業再開に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

国営川辺川土地改良事業の早期事業再開に関する意見書

国営川辺川土地改良事業については、人吉・球磨地域の農業振興に不可欠である安定的な農業用水の確保を目的として、昭和58年度に着手されたものであり、県議会としても、これまでその推進に向けて取り組んできた。

平成15年５月、利水訴訟において国の敗訴が確定したことを受け、農家の意向に基づく新たな利水計画の策定を目指し、県が総合調整役となって事前協議が開始された。

しかし、農林水産省から示されたダム案とダム以外案について関係者間の合意が見込めず、さらに平成18年３月の県の独自案をめぐって事前協議が開催できない事態となったことから、県議会として、事態収拾を図るため川辺川問題特別委員会を設置するとともに、県や県議会、川辺川総合土地改良事業組合の三者共同で、農林水産省に対して、安く、安定した水を一日も早く農家に届けることができる新たな利水案の提示を求める要望書を提出した。

その結果、同年５月に農林水産省から、ダムに水源を依存しない既設導水路活用案が提示され、県議会においては、６月30日、既設導水路活用案を高く評価するとともに、利水案の絞り込みに向けた協議を速やかに進め、本格的な事業着手に向け国、県、市町村が一体となって取り組むよう求める「国営川辺川土地改良事業の早期実現を求める決議」を議決した。

しかし、関係市町村間の意見が一致せず、平成20年度からは事業休止の状況にあるが、その後、関係６市町村長においては、既設導水路活用案を推奨案とすることで合意がなされ、今般、相良村議会において、ダムによらない利水計画として農水省新案（既設導水路活用案）を推進する旨の決議がなされたことで、平成18年９月に推進決議済みの５市町村議会とあわせ、関係６市町村の総意として同案での推進について合意形成が図られたところである。

今後、既得水利権を有する関係土地改良区の同意が得られるなど、事業再開の条件が整った場合には、事業主体である農林水産省におかれては、直ちに農家の同意取得を含む土地改良法に基づく諸手続を開始するとともに、本格的な事業着手のために必要な経費を平成22年度概算要求に盛り込まれるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
農林水産大臣　　石　破　　茂　様

【議員提出議案第３号】

中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年６月30日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書

熊本県における中山間地域は、県土面積の７割以上、耕地面積及び農業産出額の約５割を占めるなど、本県農業を支える重要な地域となっている。しかし、傾斜が急な農地が多く、平坦地域に比べ生産条件が不利で、また、65歳以上の高齢者の占める割合もかなり高いなど、過疎化、高齢化が進展しており、地域の活力が衰退しつつある。

平成12年度に本制度が創設されて以降、本県においては対象農用地の８割に当たる３万2,000ヘクタールを超える農用地で協定が締結されており、耕作放棄地の未然防止や水路、農道等の適正管理が図られているとともに、農地や雄大な阿蘇の草地が保全されている。

このような取り組みを通じて、共同活動等による世代を超えたつながりが強化されるなど、集落の活性化が図られている。

本制度は、21年度末をもって対策期間が終了することとなるが、社会的、経済的に厳しい状況下にある中山間地域においては、もはや欠くことのできない極めて重要な施策となっている。

よって、国におかれては、中山間地域等直接支払制度が本県農業のみならず集落機能の維持に果たしている役割にかんがみ、引き続き中山間地域の多面的機能が確保されるよう、次の措置を講じられることを強く要望する。

記

１　中山間地域等直接支払制度については、平成22年度以降も継続すること。

２　継続に当たっては、高齢化、過疎化が進展している地域の実情を踏まえ、面積要件、傾斜要件、協定期間の緩和及び単価水準の引き上げを行うこと。さらに、返還免除要件の緩和など、弾力的な運用とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　麻　生　太　郎　様
財務大臣　　与謝野　　馨　様
農林水産大臣　　石　破　　茂　様

【委員会提出議案第１号】

水俣病被害者救済法の早期成立に関する緊急決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成21年６月22日提出

提出者　水俣病対策特別委員会委員長　西岡　勝成

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

水俣病被害者救済法の早期成立に関する緊急決議

水俣病は我が国の公害問題の原点と言われる課題であり、昭和31年の公式確認から既に50年を超える長い時間が経過している。この間、熊本県議会は、この問題を熊本県政の最重要課題と位置付け、被害者の方々の早期救済と水俣病問題の解決を図るため全力で取り組んできた。

特に、平成16年の関西訴訟最高裁判所判決以降、新たに救済を求める方々が急増したことから、熊本県は、政治による新たな救済策の早期実現を要請してきた。

これを受けて、去る３月13日、自民党及び公明党から、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」が国会に提出された。

また、４月17日には民主党から、「水俣病被害の救済に関する特別措置法案」が、国会に提出された。

こうした法律制定の動きにより、地元では一日も早い救済実現を願う被害者の方々の期待が高まっている。最高裁判所判決から４年、公式確認から50年以上が経過し、被害者の方々が高齢化している現実を直視すれば、今国会における被害者救済のための法律の成立が何としても不可欠である。

これまでに薬害肝炎やハンセン病問題において、被害者の救済を最優先され、党派を超えた立法が行われている。

熊本県議会としては、こうした先例にならい、水俣病被害者救済について与野党間で早期に合意され、今国会において党派を超えた議決により救済策を実現されることを強く要望する。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【委員会提出議案第２号】

アナアオサの大量発生及び有害赤潮発生に係る対策と原因究明に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成21年６月30日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　九谷　弘一

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

アナアオサの大量発生及び有害赤潮発生に係る対策と原因究明に関する意見書

玉名市菊池川河口で、昨年の９月ごろから発生し始めたアナアオサは、今年２月には一たん減少したものの、３月以降から繁茂量が急増し、４月末には、河口域干潟のほとんどを覆い尽くすまでに増加した。地元の漁業協同組合長によると、このような大規模な繁茂は、これまでに経験のないような異常な状況であったと聞いている。

今回のアナアオサの発生は、漁協が通常の漁場管理の中で対応できる限度をはるかに超えており、また、夏季に向けて水温が上昇するとアナアオサが枯死・腐敗し、アサリ等に影響を及ぼす可能性があることなどから、県では、玉名市とともに地元の回収・処理の取り組みに対する支援について協議を行ってきた。協議の中では、できるだけ有利な国庫補助事業の活用等を検討したが、事業に関する要件が合致しなかったことや緊急な対応が必要であったことなどから、県単事業により、玉名市とともに財政支援を行うこととしたところである。

しかし、アナアオサの繁茂域が広大であること、繁殖力が強いことなどから、今回の回収作業が終了しても、秋以降再び繁茂するおそれもある。また、流出したアナアオサが周辺干潟に漂着し、繁茂域や腐敗による被害域が有明海の広い範囲に拡大することも懸念される。そのような事態になった場合、アサリなどの採貝業だけでなく、有明海のもう一つの主力産業であるノリ養殖に多大な影響を与えることが心配されている。

さらに、翌年以降、毎年繰り返し繁茂するかもしれないという強い不安感や危機感が関係者の間に広がっている状況にある。

また、有明海、八代海で発生する有害赤潮についても、有効な予防策、対処策がない等、同様の問題を抱えているのが現状である。一たん被害が発生した場合、魚類養殖業者等の経営へ大きなダメージを与えるだけでなく、地元自治体も含め、死魚の処理等に多額の費用が必要となってくる。

これらの課題や不安を払拭するためには、県、市だけの取り組みだけでは限界があることから、ぜひとも国による支援体制の構築が不可欠である。

よって、国におかれては、今回のようなアナアオサの大量発生や有害赤潮の発生を、自然災害と位置づけた上で、速やかに対策が講じられるような補助事業の創設、地元自治体が対策に要した経費への特別交付税措置及び大量発生の原因究明や被害の予防策についての研究体制の構築などの対策を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　河　野　洋　平　様

参議院議長　江　田　五　月　様

内閣総理大臣　麻　生　太　郎　様

総務大臣　佐　藤　　勉　様

財務大臣　与謝野　　馨　様

農林水産大臣　石　破　　茂　様

平成21年９月定例会

【議員提出議案第１号】

フェリー支援に対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　村上　寅美

竹口　博己　　小杉　　直

平野みどり　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

フェリー支援に対する意見書

熊本県には８つのフェリー航路があり、10の事業者で人流、物流の海上ネットワークが形成されている。

これらには、本県と長崎県とを結ぶ航路が４航路、鹿児島県とを結ぶ航路が２航路あり、県内間を結ぶ航路と合わせて年間約95万台の車両等の利用があっている。

特に、隣県を結ぶフェリーは、海で寸断された道路網を補い、いわゆる海上国道等として人流、物流の面で大きく貢献している。

また、フェリー輸送は、二酸化炭素排出量の削減等の効果が見込まれ、環境に優しい輸送機関であり、災害時等においては、道路による輸送が困難な場合の代替機関としても、貢献可能な利点を有している。

しかしながら、近年、フェリー事業者は、道路網の整備等

に伴う利用者の減少で収益が低下しているのに加え、昨年の燃料価格の高騰を受けた運航コストの上昇や、昨年秋からの景気後退により経営状況が厳しさを増す中、国の経済対策で高速道路料金の大幅割引（土日祝日の料金1,000円）が本年３月から実施され、瀬戸内海では一部の航路が廃止されるなど窮地に陥っている。

このように、フェリーの経営環境が厳しさを増す中で、県内のフェリー事業者は、顧客獲得を目指した営業努力、割引運賃制度の導入等による価格競争力の強化、運航ダイヤの見直し等によるコスト削減といった自助努力を続けている。

こうした現状の中、国においては、さらに高速道路の無料化の実施を検討されており、高速道路と競合する航路は、このまま何の手当ても施されなければ、経営困難のため航路の廃止や縮小といったことになり、地域がこうむる社会的損失は極めて甚大となる。

ついては、国の責任において、下記の分野におけるフェリー支援策を実施されるよう強く要望する。

記

1　陸路である高速道路料金の大幅割引や無料化については、その影響を見きわめ、国の責任において、海路のフェリーが今後も人流、物流の担い手として存続し得る手段を講じること。

2　特に、海上国道とされるフェリー航路については、国において、道路と同等に、その維持、整備の仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
国土交通大臣　　前　原　誠　司　様

【議員提出議案第２号】

平成21年度補正予算の執行停止に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

平成21年度補正予算の執行停止に関する意見書

地方では、経済危機対策に伴う国の平成21年度補正予算の執行を一部留保するなどの政府方針が示されたことから不安が広がっており、大変動揺しているところである。

地方公共団体向けの基金は一時留保の対象外となったとはいえ、それ以外の国庫補助金や交付金を活用した事業も多く、仮に、その他（基金以外）の地方向けの予算の執行が停止される事態となれば、地方の景気、雇用はもとより、福祉、教育など住民生活に多大な影響を与えるだけでなく、国と地方の信頼関係が大きく損なわれることにもなる。

また、独立行政法人や公益法人等の基金についても、その活用を計画している団体等が数多くあることを考えると、いわゆる天下り団体と言われる団体への基金支出だからという一事をもって執行停止とするのは、丁寧なやり方ではないと考える。このような考え方は、新内閣が掲げる「地域主権」や「友愛精神」と整合するのか、甚だ疑問であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、下記事項に十分配慮されるよう強く要望する。

記

1　国の平成21年度補正予算に係る地方で事業化されるすべての基金・交付金等について、事業の執行や住民生活に混乱を生じさせないよう、予算の組みかえや執行停止を行わず、地域経済の影響などを勘案し、停滞することなく必要な事業を実施できるよう経済対策の着実な推進について最大限配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
総務大臣　　原　口　一　博　様
財務大臣　　藤　井　裕　久　様

【議員提出議案第３号】

国土交通大臣の川辺川ダム建設中止発言に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

国土交通大臣の川辺川ダム建設中止発言に関する意見書

前原国土交通大臣は、就任後すぐ、川辺川ダム建設中止を表明した。今後は速やかに、ダムによらない治水代替案を、国土交通省の責任において提示すべきものと考える。

また、中止いかんにかかわらず、五木村の再建は必要である。43年もの長きにわたり、国、県の政策に翻弄され続け、一方的に被害者的立場に立たされた五木村には、何の落ち度もなく、能動的なアクションも起こせないのである。

したがって、五木村の再建には真剣に取り組み、全面的に支援していかねばならないと考える。この点について、国土交通大臣は、補償法案を来年の通常国会に提出する考えのようであるが、五木村では、法律で補償するといっても、いつ法律ができるのか、どこまで補償されるのかわからないなどの不安が生じている。

このような住民の不安を解消するのが、政治、行政の役目であり、新内閣の掲げる「友愛精神」にもかなうのではないかと考える。

よって、国におかれては、下記事項に十分配慮されるよう強く要望する。

記

1　国土交通大臣の責任において早急に治水対策を提示すること。

2　五木村の再建については、国土交通大臣の責任において中断することなく着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様

参議院議長　江田五月様
内閣総理大臣　鳩山由紀夫様
国土交通大臣　前原誠司様

【議員提出議案第４号】

警察官の増員を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡勝成　竹口博己
渡辺利男　大西一史

熊本県議会議長　早川英明様

警察官の増員を求める意見書

国民が安心して暮らせる地域社会は、国民生活の向上や経済成長の基盤となるものであり、国民すべての願いである。

地方警察官の定員については、平成13年度から21年度にかけて２万5,189人を増員した結果、警察官１人当たりの人口は12年度の557人から、21年度は509人となり、刑法犯認知件数の減少と検挙率の上昇に寄与してきた。

しかしながら、無差別殺傷事件などの凶悪犯罪、子どもに不安を与える不審者の多発、悪質商法、多様な手口の振り込め詐欺事件などが依然として発生するなど、国民が安全と安心を実感できる「体感治安」の回復は十分とは言えない状況にある。

また、グローバル化による国外逃亡犯の増加、携帯電話やインターネットの普及による匿名性の高い犯罪の増大など、警察を取り巻く捜査環境は厳しさを増しているところである。

平成19年度の地方警察官の退職者数が過去最高の約１万2,100人に達するなど、本格的な大量退職期を迎えている中で、国内の治安維持に的確に対応できる警察活動体制の充実確保が極めて重要な課題となっており、とりわけ、本県警察官１人当たりの負担県民人口は618人と、依然として九州第１位の高負担状況にある。

よって、国におかれては、国民生活の安全と平穏を確保するための必要な本県警察官の増員について、引き続き特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早川英明

衆議院議長　横路孝弘様
参議院議長　江田五月様
内閣総理大臣　鳩山由紀夫様
副総理国家戦略担当大臣　菅直人様
総務大臣　原口一博様
財務大臣　藤井裕久様
内閣官房長官　平野博文様
国家公安委員長　中井洽様

【議員提出議案第５号】

自動車関連諸税の暫定税率維持等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡勝成　竹口博己
大西一史

熊本県議会議長　早川英明様

自動車関連諸税の暫定税率維持等に関する意見書

自動車関連諸税の暫定税率は、昭和49年以降、道路整備のための貴重な財源として大きな役割を担ってきた。

暫定税率を根拠とする地方財源が失われることになれば、厳しい財政運営を迫られている本県では、道路整備をはじめとする社会基盤の整備のみならず、県政のあらゆる分野に多大な影響が及ぶこととなる。

また、平成21年度から一般財源化されたとはいえ、一部を除いて揮発油税などの自動車関連諸税とほぼ見合いの額が国の道路整備関連の歳出に充てられており、暫定税率が廃止された場合、道路関係予算の削減、あるいは公共事業予算が大きく減少することが懸念される。

現在、本県では、平成23年３月の九州新幹線全線開業を控え、連続立体交差事業をはじめとする熊本駅周辺整備や、九州における求心力を高めるために欠かすことのできない幹線道路網の整備等に最優先で取り組んでいるところであるが、暫定税率廃止に伴う減収が国の道路関係予算に直結した場合、本県が真に必要とする社会基盤の整備に大きな影響が及ぶこととなる。

このため、国におかれては、地方の実情を十分に踏まえ、地方に真に必要な事業が着実に実施されるよう、次のとおり強く要望する。

記

１　軽油引取税などの自動車関連諸税の暫定税率を維持し、地方の貴重な財源を確保すること。また、仮に税制の見直しを行う場合においても、地方の代替財源を確保すること。

２　揮発油税などの自動車関連諸税の暫定税率を維持し、道路整備をはじめとする地方が真に必要とする公共事業が着実に実施できるよう、国の公共事業予算を確保すること。また、仮に税制の見直しを行う場合においても、同様に国の公共事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早川英明

衆議院議長　横路孝弘様
参議院議長　江田五月様
内閣総理大臣　鳩山由紀夫様
総務大臣　原口一博様
財務大臣　藤井裕久様
国土交通大臣　前原誠司様

【議員提出議案第６号】

新政権の農業政策に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡勝成　竹口博己
大西一史

熊本県議会議長　早川英明様

新政権の農業政策に関する意見書

農業を取り巻く状況が大変厳しい中、この度、新政権により、食料、農業、農村政策の大転換として、新たに戸別所得補償制度が導入されようとしている。農林水産大臣等が、平成23年度実施を明言したものの、制度の詳細は依然不明のままである。

農業者に接してみると、期待もあるが、これまで進めてき

た規模拡大や組織化など、水田経営における構造改革がおくれるのではないかとの心配の声や、経営規模の大小にかかわらず広く販売農家を対象とするため、多額の予算が必要となり、補償額が果たして確保できるかなど、新制度を憂慮する声が非常に多い。また、米国との自由貿易協定（ＦＴＡ）の締結が制度実施の前提ではないかと不安視する声もある。

米国とのＦＴＡ交渉については、民主党マニフェストにおいて、当初は「締結」と盛り込んだが、農業関係者の猛反発の結果、「交渉を促進」に変更された。米国は、我が国にとって最大の食料供給国であり、米国からの輸入品目は、主食である米をはじめ関税撤廃が困難な重要品目が上位を占める状況にある。仮に関税が撤廃されれば、豪州、カナダなど他国との交渉への影響も予想され、国内農業はもとより食料供給県としての役割を果たしている本県農業が壊滅的な打撃を受けることが必至である。

このように、新政権では、農政全般にわたって、これまでとは全く違った政策が展開されようとしているが、このことによって、本県農業のみならず日本農業の崩壊を招くことのないよう、次の点に配慮されるよう強く要望する。

記

1　戸別所得補償制度の導入理由及び効果等について、生産者のみならず、広く消費者に対して、明確かつ丁寧に説明するとともに、制度設計の段階から公表し、現場の意見をしっかり踏まえた真に実効ある制度とすること。

2　戸別所得補償制度の導入により、認定農業者など担い手の規模拡大の妨げや、集落営農組織の崩壊、消滅につながることのないようにすること。

3　戸別所得補償制度の運用に当たっては、財源不足を理由に補償額を下げたり、財源確保のために対象品目以外の野菜、果樹等に対する補助金を削減したりしないこと。

4　米国とのＦＴＡ交渉においては、関税撤廃の対象から、米、小麦、豚肉、牛肉等をはじめとする重要な農産物（重要品目）を除外する等、国内農業に十分配慮した協定内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
外 務 大 臣　　岡　田　克　也　様
農林水産大臣　　赤　松　広　隆　様
経済産業大臣　　直　嶋　正　行　様

【議員提出議案第７号】

新型インフルエンザワクチン接種に係る意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

新型インフルエンザワクチン接種に係る意見書

現在、我が国では、新型インフルエンザの感染拡大が継続しており、今後、秋、冬を迎え、季節性インフルエンザを上回る規模での大流行が懸念されるところである。

特に、基礎疾患を持つ方、妊娠されている方、小児等については、罹患した場合の重症化が危惧されており、現在、国において、これらの方への優先接種を中心に、新型インフルエンザワクチン接種の準備が進められている。

しかし、インフルエンザワクチンは、まれにではあるが重篤な副作用が起こることがあり、季節性インフルエンザワクチンと同様の手法で作成される国内製造の新型インフルエンザワクチンについても、同程度のリスクが存在すると考えられる。

また、輸入ワクチンについては、これまで国内での使用経験のないアジュバント（免疫補助剤）が使用されていること、さらに、国内では使用経験のない細胞株を用いた細胞培養による製造法が用いられているものがあることから、ワクチン接種のリスクを国民に正しく周知するとともに、接種に係る補償を充実させる必要があると考えられる。

また、新型インフルエンザ対策は、世界的な大流行に対応した国家的危機管理の問題である。米国においては希望する国民には無料でワクチンを提供する計画であると報じられているが、現在、国が示している負担軽減策は、市町村を事業主体として個別に負担軽減内容を定めるものであることから、市町村における検討に時間を要し、必要な方への接種が遅れることが懸念される。

さらに、市町村毎の負担軽減額が異なると、ワクチン接種を行う医療機関の事務的な負担が増大するため、ワクチン接種事業の受託を敬遠する医療機関が増え、結果としてワクチン接種が遅延する事態にもなりかねない。

そのため、接種が望まれる優先接種対象者すべてに対して、国が全額を負担し、迅速にワクチン接種を行うことが、国家的危機への対応として必要と考える。

よって、国におかれては、接種を希望する者と医療関係者が共に安心して新型インフルエンザワクチンを接種することができるよう、下記の事項について強く要望する。

記

1　ワクチンの接種による副作用により、重篤な健康被害が生じた場合には、国が責任を持って、予防接種法に基づく一類疾病の予防接種と同等の補償を行うこと。

2　接種を希望する優先接種対象者のすべてに対し、全額国負担でワクチン接種を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
厚生労働大臣　　長　妻　　昭　様

【議員提出議案第８号】

全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書

川端達夫文部科学大臣は、就任時の記者会見で、全国学力・

学習状況調査（全国学力テスト）について、小学校６年生及び中学校３年生の全児童生徒を対象とする現行方式を改め、抽出調査に変更するなど、実施方法を見直す方針を示した。

全国学力テストは、国、各教育委員会、各学校が教育及び教育施策の成果と課題を把握、検証して改善を図るとともに、各学校が児童生徒一人一人の学力や学習状況を把握し、教育指導の改善などに役立てるためのもので、平成19年度から現在までに３回実施されている。

全国学力テストの定着によって、分析結果に基づく学校現場での学力向上への取り組みも根づき始めたところである。

これに対して、「学力の変化をはかるには、数年置きに抽出調査を行えばよい。」など、抽出調査への変更を求める意見が出てきている。

全国学力テストの目的は、国全体の傾向を把握するにとどまらず、各教育委員会及び各学校が、調査結果を多面的に分析し、保護者や地域住民の理解と協力のもと、みずからの教育活動及び教育施策を改善するとともに、児童生徒一人一人の学習状況の改善につなげることが眼目である。

よって、国におかれては、世界最高水準の義務教育を実現するために、小６、中３の全児童生徒を対象とする全国学力テストを継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
副総理国家戦略担当大臣　　菅　　直　人　様
総　　務　　大　　臣　　原　口　一　博　様
文　部　科　学　大　臣　　川　端　達　夫　様
内　閣　官　房　長　官　　平　野　博　文　様

【議員提出議案第９号】

天皇陛下御即位20年を祝す賀詞

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

天皇陛下御即位20年を祝す賀詞

天皇陛下におかれましては、本年めでたく御即位20年を迎えられましたことは、熊本県民がひとしくお慶びとするところであります。

ここに熊本県議会は、熊本県民を代表いたしまして慶祝の誠を表し、併せて、皇室の永遠のご繁栄をお祈り申し上げます。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

【議員提出議案第10号】

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　馬場　成志

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

民主党の小沢幹事長は、９月19日、韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人ら永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされ、懸念するところである。

参政権付与をめぐっては、民主党は2009年の政策集に「結党時の基本政策に「早期に実現する」と掲げており方針は引き続き維持する」と掲載しているが、党内には一部の反対者もあり、衆議院選挙マニフェストでは見送っている。

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第２項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成７年２月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、先進８カ国（Ｇ８）を見ても、ロシアを除く７カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法は、第４条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考える。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
総　務　大　臣　　原　口　一　博　様
法　務　大　臣　　千　葉　景　子　様
外　務　大　臣　　岡　田　克　也　様

【議員提出議案第11号】

市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区の早期見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区の早期見直

しを求める意見書

市町村合併については、地方分権の推進や国、地方における著しい財政の悪化など、市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中、基礎的地方公共団体である市町村の行政規模の拡大や効率化を図るという観点から、国、県ともに積極的に進めてきたところであり、現在は平成22年３月までを時限とする新合併特例法による取り組みが進められている。

市町村合併の形態はさまざまであり、市と郡内町村の合併や郡内町村同士の合併、あるいは郡域を越えた合併など、地域の実情に合わせた形で合併が進められることにより、これまでの郡・市の構成が大きく変化し、これに伴って都道府県議会の議員の選挙区の見直し等も進められてきたところである。

一方、衆議院議員の選挙区画については、公職選挙法により、行政区画に変更があっても衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域によるとされ、選挙区の改訂勧告は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「審議会法」という。）第４条により10年ごとに行われる国勢調査に基づきなされることとなっており、次期勧告は平成22年以降となることが見込まれるところである。

このままでは、異なる選挙区同士の市町村が合併した場合は、有権者は従前の選挙区で投票することとなるため、次期勧告までは新たに誕生した同一市町村の住民が選挙区によって二分される事例も生じており、市町村としての一体感が損なわれてしまうことが懸念されている。

市町村合併により数多くの新たな地域社会が出現し、住民の融和と地域づくりが進んでいる中で、衆議院議員の選挙区だけが見直しをされないのは、市町村行政の規模の拡大や効率化という合併の趣旨にそぐわないものである。

よって、国におかれては、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と、より実情に即した選挙の実施のため、平成14年７月の衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における「公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」にもあるように、審議会法第４条第２項に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改訂に係る衆議院選挙区画定審議会の早期勧告を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
総　務　大　臣　　原　口　一　博　様

【議員提出議案第12号】

核兵器廃絶に向けた国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

核兵器廃絶に向けた国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を求める意見書

我が国は、広島、長崎に原爆を投下された世界で唯一の被爆国として、これまでも非核３原則を国是として、核兵器の廃絶を求めてきた。

本県議会においても、平成13年に可決した「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」をはじめ、幾度となく平和に関する議決を行い、核実験の禁止と核兵器の廃絶を求め、恒久平和への強い意志を内外に表明しているところである。

しかしながら、現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。このような中、去る４月５日、オバマ米国大統領がプラハで行った演説において、唯一の加害国として、平和で安全な核兵器のない世界を追求する決意を表明した。

また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し、国連安保理決議第1874号等で断固たる拒否の姿勢を示したところである。

さらに、去る９月24日には、核不拡散・核軍縮に関する国連安保理首脳会合において、核兵器のない世界に向けて、核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティー等を包括的にカバーする具体的な取り組みをうたった、国連安保理決議第1887号が全会一致で採択されたところである。

このような新たな機運を捉え、核兵器廃絶の動き、とりわけ北朝鮮の核問題を含む地域の核廃絶への対応を、国際的な潮流とすべく努力しなければならない。

よって、国におかれては、2010年核拡散防止条約（ＮＰＴ）運用検討会議において主導的役割を果たすとともに、米国、ロシア、中国などの核保有国をはじめとする国際社会に働きかけ、核廃絶、核軍縮、核不拡散に向けた努力を一層強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
総　務　大　臣　　原　口　一　博　様
外　務　大　臣　　岡　田　克　也　様
防　衛　大　臣　　北　澤　俊　美　様

【委員会提出議案第１号】

過疎地域振興のための新法制定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　道州制問題等調査特別委員会委員長
井手　順雄

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

過疎地域振興のための新法制定に関する意見書

過疎対策については、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業に取り組み、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかし、本県の過疎地域の人口は10年間で約５万人減少し、高齢化率も約30％に達しており、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、消滅の危機に瀕する集落も存するなど、過疎地域は極めて深刻な状

況に直面している。

一方、過疎地域は、都市に対して食糧や水資源を供給し、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域としていやしの場を提供するなど、多面的・公益的機能を担ってきた。また、安心・安全に暮らせる地域として過疎地域が維持されることは、国土の保全につながり、ひいては都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を実施することが必要である。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を来年３月末に控え、自由民主党の過疎対策特別委員会が「新過疎法（仮称）制定の基本的考え方について」を７月３日に取りまとめたほか、民主党においても、政権公約には新法制定に関する記述はないものの、「過疎地域の振興は大事なことだから、党内の体制を整えて検討を行う。」旨原口総務大臣が発言されるなど、今後、新法の制定に向けた議論が本格化していくものと見込まれているところである。

これまでの４次にわたる過疎対策に関する特別措置法は、すべて委員長提案による議員立法として提案され、全会一致で成立してきたが、これは、とりもなおさず、過疎対策が与野党の立場を超えた国家的課題として認識されていることを示すものである。

よって、国におかれては、現行過疎法失効後も、過疎地域の厳しい現状や意見を十分に踏まえ、ハード面のみならずソフト面にわたっても地域の実情に応じた振興策が展開できるよう、より充実した新法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
総　務　大　臣　　原　口　一　博　様
財　務　大　臣　　藤　井　裕　久　様
農林水産大臣　　赤　松　広　隆　様
国土交通大臣　　前　原　誠　司　様

【委員会提出議案第２号】

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　総務常任委員会委員長　森　　浩二

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

熊本県の私立学校は、独自の建学の精神に基づき、時代に対応した特色ある教育を展開し、本県の公教育の振興発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、少子化に伴う生徒数の大幅な減少等が、私立学校の存続を大きく揺るがしており、私立学校の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面している。

公教育の将来を考えるとき、公私あいまっての教育体制が維持されてこそ、健全な教育の発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第１条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識され、教育基本法第８条及び教育振興基本計画の趣旨にのっとり、現行の私学助成に係る財政支援制度を堅持され、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
総　務　大　臣　　原　口　一　博　様
財　務　大　臣　　藤　井　裕　久　様
文部科学大臣　　川　端　達　夫　様

【委員会提出議案第３号】

中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成21年10月８日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　九谷　弘一

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書

熊本県における中山間地域は、県土面積の７割以上、耕地面積及び農業産出額の約５割を占めるなど、本県農業を支える重要な地域となっている。しかし、傾斜が急な農地が多く、平たん地域に比べ生産条件が不利で、また、65歳以上の高齢者の占める割合もかなり高いなど、過疎化、高齢化が進展しており、地域の活力が衰退しつつある。

平成12年度に本制度が創設されて以降、本県においては農地の傾斜等、一定の要件を満たす対象農用地の８割に当たる３万2,000ヘクタールを超える農用地で協定が締結されており、耕作放棄地の未然防止、農地の保全及び水路、農道等の適正管理が図られているとともに、本県特有の雄大な阿蘇の草地が保全されている。また、共同活動等の取り組みを通じて、世代を超えたつながりが強化されるなど、集落の活性化が図られている。

本制度は、21年度末をもって対策期間を終了するが、本年８月、国の平成22年度概算要求には、本制度の継続と高齢化に配慮した見直しが盛り込まれた。しかし、政権交代に伴い、改めて概算要求の提出が求められたところである。

新政権においては、本制度の確実な実施を含めその全体像が明らかでなく、地域の不安が広がっている。本制度は、社会的、経済的に厳しい状況下にある中山間地域においては、もはや欠くことのできない極めて重要な施策となっている。

よって、国におかれては、中山間地域等直接支払制度が本県農業のみならず集落機能の維持に果たしている役割にかんがみ、引き続き中山間地域の多面的機能が確保されるよう、次の措置を講じられることを強く要望する。

記

１　中山間地域等直接支払制度については、平成22年度以降も継続すること。

２　継続に当たっては、高齢化、過疎化が進展している地域の実情を踏まえ、面積要件、傾斜要件、協定期間の緩和及び単価水準の引き上げを行うこと。

さらに、返還免除要件の緩和など、弾力的な運用とする

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
財務大臣　　藤　井　裕　久　様
農林水産大臣　　赤　松　広　隆　様

平成21年11月定例会

【議員提出議案第１号】

農林漁業用Ａ重油の石油石炭税に関する特例措置に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

農林漁業用Ａ重油の石油石炭税に関する特例措置に関する意見書

本県は、豊かな自然を背景として多様な農林水産物を県外の大消費地へ大量に供給する等、我が国の食料生産供給地として、大きな役割を果たしている。

近年、国民の食生活の多様化により、ますます重要な役割を果たしている野菜等の施設園芸においては、光熱動力コストが生産コストに占める割合が高く、特に光熱動力コストの７～９割を占める農林漁業用Ａ重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に影響を与えている。

また、本県の漁業生産額の約25％を占めるノリ養殖では、漁業支出の約２割をＡ重油が占めており、Ａ重油のコストはノリ養殖業者の経営に直結している。

このような状況から、平成16年から20年夏期にかけての急激な原油価格高騰は、本県農業の主力である施設園芸経営や漁業経営に甚大な影響を及ぼしたところである。

このため、引き続き、その経営安定化と農林水産品の低廉かつ安定的な供給を図る観点から、農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税及び還付措置を延長する必要がある。

よって、国におかれては、平成22年度の税制改正に当たり、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　農林漁業用輸入Ａ重油に係る石油石炭税相当額の免税措置の適用期限を延長すること。

2　農林漁業用国産Ａ重油に係る石油石炭税相当額の還付措置の適用期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
副総理国家戦略担当大臣　　菅　　直　人　様
総　務　大　臣　　原　口　一　博　様
財　務　大　臣　　藤　井　裕　久　様
農　林　水　産　大　臣　　赤　松　広　隆　様

【議員提出議案第２号】

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

我が国の農山漁村は、安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備のおくれなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっている。このまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念されているところである。

よって、国におかれては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、下記の施策の推進を図られるよう強く要望する。

記

1　条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実強化すること。

2　中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。

3　木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて「美しい森林づくり」を展開するため、必要な財源を確保すること。

4　今年度で期限が切れる離島漁業再生支援交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
副総理国家戦略担当大臣　　菅　　直　人　様
財　務　大　臣　　藤　井　裕　久　様
農　林　水　産　大　臣　　赤　松　広　隆　様
環　境　大　臣　　小　沢　鋭　仁　様
内　閣　官　房　長　官　　平　野　博　文　様

【議員提出議案第３号】

農業共済事業の健全な発展を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

農業共済事業の健全な発展を求める意見書

政府の行政刷新会議による事業仕分けで農業共済の共済掛金国庫負担金及び農業共済事業事務費負担金について、いずれも「３分の１程度の予算要求の縮減」との評価が下されたところである。

農業は自然に左右されることが最も大きい産業で、我が国は風水害、冷害などの気象災害に頻繁に見舞われている。このような災害から農家の経営を守り、農業の自律的な発展を支えているのが、農業共済制度である。

農作物の被害率は、一般の損害保険に比べて非常に高く、それゆえ掛金が高くなることから、国は農業災害補償法に基づき、掛金の２分の１を負担し、より多くの農家が農業共済制度に加入できるよう支援してきた。

農業共済組合が事業運営に当たり経費のむだを削減し、経営努力につなげることは極めて有意義ではあるが、今般の事業仕分けにより、農業共済制度の負担金が削減され、結果的に農家の負担が増大することは、我が国農業の発展を阻害することにつながることになる。

よって、国におかれては、農業共済制度の健全な発展を図るとともに、国庫負担金の縮減が農家の負担増大につながらないよう、必要な予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
副総理国家戦略担当大臣　　菅　　直　人　様
財　　務　　大　　臣　　藤　井　裕　久　様
農　林　水　産　大　臣　　赤　松　広　隆　様
内　閣　官　房　長　官　　平　野　博　文　様

【議員提出議案第４号】

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

地方の声を国政に伝える上で、主権者の代表たる地方自治体の首長が、中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段である。

政府・与党では窓口を民主党本部幹事長室に一元化した形式でのシステムづくりが進められているが、これに対しては、地方自治体から「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧の声が多く上がっているところである。

原口一博総務大臣も、記者会見において「地方自治体の長は選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があることはあってはならない」との趣旨の発言をしている。

多様化、専門化している行政への要望等を、立法府を構成する政党が一元化して受けることで、事実上、行政への窓口を閉ざすことは、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国におかれては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、地域の実情を公平に反映させることができるような仕組みを保障されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
副総理国家戦略担当大臣　　菅　　直　人　様
総　　務　　大　　臣　　原　口　一　博　様
財　　務　　大　　臣　　藤　井　裕　久　様
内　閣　官　房　長　官　　平　野　博　文　様

【議員提出議案第５号】

平成22年度政府予算案の年内編成を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

平成22年度政府予算案の年内編成を求める意見書

国においては、新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組み換えを明言している。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、地方にとって必要な事業の廃止・縮減や、これまで国が行っていた事業を幾つも地方に移管するなどの方針、さらには、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針を示している。同会議の結論どおり、平成22年度予算が編成されるのであれば、地方自治体の予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

しかしながら、行政刷新会議が予算編成に対していかなる権限を持っているのか明確でなく、閣僚からも仕分け作業に対する異論もあり、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかは、全く不透明である。

現在、地方自治体においては、平成22年度予算の編成作業を進めているが、現状では、政府の予算編成に対する基本的な考えが明確でないことから、不安や戸惑いが広がっており、自治体の予算編成作業が混乱を生じかねない状況になっている。

よって、国におかれては、国民生活、地域経済に、いささかの影響も与えないことを第一義として、地方自治体が円滑に予算編成作業を進めることができるよう、平成22年度政府予算案を年内に編成することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
副総理国家戦略担当大臣　　菅　　直　人　様
財　　務　　大　　臣　　藤　井　裕　久　様
総　　務　　大　　臣　　原　口　一　博　様
内　閣　官　房　長　官　　平　野　博　文　様
行政刷新担当大臣　　仙　谷　由　人　様

【議員提出議案第６号】

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書

政府は、高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では、段階的な無料化に向けた社会実験経費6,000億円を、平成22年度予算概算要求の中に盛り込んでいる。

しかしながら、鉄道、フェリー、バス業界などから「客離れが進む」との懸念が示されている。特に地域の公共交通を支えるバス業界やフェリー業界にとっては、無料化による影響で経営が危うくなり、地域のバス交通網や海上交通網の縮小につながる可能性が高く、また、鉄道の経営悪化を招くおそれもある。その結果、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出すことは明らかである。

政府が目指す無料化による経済活性化についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流入し、結果的に地域間格差の拡大を助長しかねず、地域経済の活性化にはつながらない。

また、地方では高速道路建設は途上にあり、原則無料化の結果、高速道路をはじめ地域にとって必要な道路整備事業の予算確保が困難になることは明らかである。

さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、旧道路公団の債務返済についても国民負担が増大することは明らかであり、高速道路の原則無料化には国民の６割以上が反対しているとの調査もある。

よって、国におかれては、高速道路原則無料化の方針を撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
副総理国家戦略担当大臣　　菅　　直　人　様
総　　務　　大　　臣　　原　口　一　博　様
財　　務　　大　　臣　　藤　井　裕　久　様
国　土　交　通　大　臣　　前　原　誠　司　様
内　閣　官　房　長　官　　平　野　博　文　様

【議員提出議案第７号】

熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成21年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　山本　秀久　　西岡　勝成
児玉　文雄　　松村　　昭
村上　寅美　　前川　　收
馬場　成志　　大西　一史
上田　泰弘

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成22年３月23日下益城郡城南町及び鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴う熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第21条第１項の規定により、当該合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

この条例は、平成22年３月23日から施行する。

（提案理由）

平成22年３月23日下益城郡城南町及び鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴い熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区について、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第21条第１項の規定により、特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

【委員会提出議案第１号】

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成21年12月17日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　池田　和貴

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の３分の１を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は（１）多重債務相談窓口の拡充、（２）セーフティネット貸付の充実、（３）ヤミ金融の撲滅、（４）金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、同法成立前には18万人を超えていた自己破産者数も平成20年には13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

一方、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、中小企業者等の借り入れが困難となっているため、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声が一部にあるが、仮に、これらを採用すれば、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、多重債務問題改善プログラムに位置づけられた相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などに着実に取り組むことである。

よって、国におかれては、多重債務問題の解決及び地方消費者行政の充実が喫緊の課題であることも踏まえ、下記の項目を速やかに実現されるよう強く要望する。

記

１　改正貸金業法を早期に完全実施すること。

２　自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。

3　個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4　ヤミ金融を徹底的に摘発すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　早　川　英　明
衆　議　院　議　長　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　鳩　山　由紀夫　様
総　　務　　大　　臣　原　口　一　博　様
財　　務　　大　　臣　藤　井　裕　久　様
厚　生　労　働　大　臣　長　妻　　昭　様
経　済　産　業　大　臣　直　嶋　正　行　様
国家公安委員会委員長　中　井　　洽　様
金　融　担　当　大　臣　亀　井　静　香　様
消費者及び食品安全担当大臣　福　島　瑞　穂　様

【委員会提出議案第２号】

新政権の農業政策に関する意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成21年12月17日提出
提出者　農林水産常任委員会委員長　九谷　弘一
熊本県議会議長　早　川　英　明　様

新政権の農業政策に関する意見書
農業を取り巻く状況が大変厳しい中、国は、これまでの食料・農業・農村政策の大転換として「戸別所得補償制度」を実施するとし、来年度から先行して米をモデル事業として関連する政策とあわせて行うこととしている。
今、現場では、新たに講じる本制度が真に実効あるものとなるのか、少ない情報の中で内容を注視しているが、一部の農家からは、これまで進めてきた「集落営農組織の取り組みが後退する」といった心配の声や、「本当に補償水準が確保できるか」といった憂慮する声もある。
さらに、個々の農家が来年度の米の作付面積を決断する時期が迫っている中、「いつの時点で制度の詳細が明らかになるのか」といった不安も広がっている。
また、行政刷新会議の「事業仕分け」で、地元や地方自治体の意見を聞かず、短時間で一方的に、「廃止」や「予算要求の縮減」等と結論づけたことに対し、「本当に現場の実情がわかっているのか」といった心配の声がある。
よって、国におかれては、関係者の意見を十分に踏まえ施策を実施されるよう、次の点について強く要望する。
記
1　農家所得を十分確保するため、補償水準の算定に当たって、家族労働費は８割ではなく、全額補てんとすること。
2　地域や銘柄によっては、米価が全国平均より大きく下落する場合があるため、別途支援措置を設けること。
3　認定農業者や集落営農組織の経営安定を図るための加算措置を設けること。
4　麦や大豆等については、現在、地域ごとに設けられている助成水準が維持できるような制度とすること。
5　米粉・飼料用米等の新規需要米については、別途需要拡大に向けた対策を実施すること。
6　国の責務において、決して農家や県、市町村に負担を強いることがないようにすること。
7　米の作付面積を決める時期が迫っており、早急に実効性のある制度内容を示すこと。
8　新年度の農業関連予算の編成に当たっては、現場の意見を十分反映させること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　早　川　英　明
衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　鳩　山　由紀夫　様
財務大臣　藤　井　裕　久　様
農林水産大臣　赤　松　広　隆　様

【委員会提出議案第３号】

新熊本合同庁舎Ａ棟及びＢ棟の整備を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成21年12月17日提出
提出者　道州制問題等調査特別委員会委員長
井手　順雄
熊本県議会議長　早　川　英　明　様

新熊本合同庁舎Ａ棟及びＢ棟の整備を求める意見書
熊本駅前で建設が進められている新熊本合同庁舎Ａ棟及びＢ棟については、平成23年３月の新幹線全線開業に向け、県都の陸の玄関口である熊本駅周辺の魅力と賑わいを高め、都市機能の集積を図る上でも極めて重要な施設であるとの認識のもと、これまで、熊本市と連携して移転先用地を先行取得するなど、積極的に誘致に協力してきたものである。
しかし、国の出先機関の見直しが議論されている途上にあることから、今年度に完成予定のＡ棟については、本体工事がほぼ完成しているものの内装工事が一時中止され、また、平成24年度に完成予定のＢ棟についても、来年度予算の概算要求が見送られている状況にある。
新合同庁舎の建設が中止になった場合には、新幹線全線開業時に、熊本駅周辺に巨大な空きビルや土地だけが残り、熊本のイメージや駅周辺地域の活性化などに悪影響を及ぼすことが懸念される。
さらに、熊本市が移転先用地と交換した桜の馬場において観光交流施設の整備を進めているが、事業が中止された場合には、熊本城を中心とした中心市街地の活性化にも影響を及ぼすことも懸念される。
新熊本合同庁舎の建設が先行き不透明になった現在、県においては、蒲島知事を先頭に、総務大臣及び国土交通大臣等に対して新合同庁舎の整備を強く要望しているところであるが、県議会としても県の取り組みと軌を一にし、これまでの経緯や地域の実情を十分に踏まえ、国の責任において、Ａ棟については新幹線全線開業に間に合うよう、Ｂ棟についても着実に建設を推進することを強く求めるものである。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　早　川　英　明
衆　議　院　議　長　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　鳩　山　由紀夫　様
副総理・国家戦略担当大臣　菅　　直　人　様
総　　務　　大　　臣　原　口　一　博　様
財　　務　　大　　臣　藤　井　裕　久　様
国　土　交　通　大　臣　前　原　誠　司　様

行政刷新担当大臣　仙谷由人様

平成22年２月定例会

【議員提出議案第１号】

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議議長　早川英明　様

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

本年2010年は「国民読書年」である。「文字・活字文化振興法」の制定・施行５周年に当たる10年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、08年６月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定されたところである。

にもかかわらず、10年度政府予算案では、「子ども読書応援プロジェクト」事業（09年度予算額１億5,506万円）を廃止。そのかわりに、子ども読書の普及啓発予算として4,900万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅削減されている。

また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変に残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでいる。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が07年度に小学生に貸し出した本は登録者１人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時（16.5冊）に比べて2.2倍に伸びている。この結果は、「子ども読書活動推進法」の制定（01年）を機に、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また、国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことのあらわれと言っても過言ではない。

読書活動推進の取り組み効果があらわれているにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年に予算を削減するというのは、08年の国会決議にもとるものである。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心をはぐくむとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動である。

よって、国におかれては、「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早川英明

衆議院議長　横路孝弘　様
参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　鳩山由紀夫　様
文部科学大臣　川端達夫　様

【議員提出議案第２号】

選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　大西　一史

熊本県議会議長　早川英明　様

選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正に反対する意見書

政府は、夫婦が同姓、別姓を選べる「選択的夫婦別姓制度」及び法律上の婚姻関係にない夫婦の子（非嫡出子）の相続について、嫡出子の半分と定めた現在の規定を改め同一化することを柱とする民法改正案の概要を示した。これは法制審議会が1996年に示した答申と同じ内容のもので、「選択的夫婦別姓制度」は、婚姻の際に同姓にするか別姓にするかを選択し、別姓にした場合、子どもは夫婦どちらかの姓に決めるという制度である。

しかしながら、2006年に内閣府が行った「家族の法制に関する世論調査」によると、「夫婦別姓の法制化に反対」が35％、「夫婦別姓の法制化には反対だが通称使用の法改正には賛成」が25.1％と、合わせて60.1％の国民が「夫婦別姓の法制化には反対」との結果が出たところである。

これを受け当時の政府は、夫婦別姓を導入する民法改正について「直ちに改正案を提出すべきだとは考えていない。」と表明し、改正案提出を断念した経緯がある。すなわち、「選択的夫婦別姓制度」を含んだ1996年の法制審議会答申は、国民のコンセンサスを得ていないと判断を下したものと考えられる。

現在、旧姓の通称使用については、パスポート等で既に併記できるようになっており、今後、使用できる分野がさらに広がれば、「通称使用が可能なら、夫婦別姓の法制化には反対」という25.1％の割合が大きくなり、結果として「夫婦別姓の法制化に反対」する国民の比率はさらに高まるものと考える。

何よりも、夫婦別姓は、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓をもたらし、家族の絆や日本古来の家庭・家族が一体となった地域づくり、国づくりの思想が失われて、個人の利益だけが優先される利己一辺倒の誤った社会づくりが進んでいくことになる。

よって、国におかれては、国民の考えと全く逆行する政策によって、日本の家庭・家族、国柄を壊し、歴史に禍根を残しかねない選択的夫婦別姓制度導入のための安易な民法改正をしないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早川英明

衆議院議長　横路孝弘　様
参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　鳩山由紀夫　様
法務大臣　千葉景子　様

【議員提出議案第３号】

県営荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

県営荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書

県営荒瀬ダムについて、蒲島知事は、これまでダム存続としながらも、撤去資金の確保など撤去のための４つの条件が整えばダムを撤去するとしてきたところである。

しかし、知事は去る２月３日、「県営荒瀬ダムは撤去する」と表明された。今回の突然とも思える知事の方針転換は、昨年９月の政権交代を契機に、新政権によって急速にダム撤去への地元の期待感が高まったことが大きな要因となっている。知事は、国の財政支援を求めて必死になって新政権に対し働きかけを行ったが、残念ながら、国の財政支援は未だに明確になっていない状況である。

そのような状況で現行水利権の期限が迫る中、新たな水利権の取得が不透明になったことから、ダム存続と判断した前提が崩れてしまい、もはやダム存続を目指すこと自体が地域の混乱を招き、県政全体の影響を考えると適切な判断ではないとして、撤去の表明に至ったものである。

しかし、荒瀬ダム撤去には、ダム本体等許可工作物の撤去以外に、撤去後の河川の安全確保やダム周辺地域の浸水対策等の実施に伴い巨額の費用が見込まれ、設置者である県だけでは到底対応できない状況である。

また、県議会としては、国内初のダム撤去として、今後、国をはじめ、八代市や地元住民、漁業及び農業関係者、九州電力、専門家などの幅広い協力を得て、ダム撤去に伴う諸課題の解決に努めていく必要があると考えている。

よって、国におかれては、危機的な財政状況である本県の厳しい現状を踏まえるとともに、荒瀬ダム撤去は全国で初めての本格的なダム撤去であり、全国のダム撤去のモデルとして位置づけられ、下記事項に十分配慮されるよう強く要望する。

記

１　荒瀬ダムを全国的なダム撤去のモデルとして位置づけ、ダム撤去費用の支援を行うこと。

２　荒瀬ダム撤去について、安全面、環境面などについて撤去技術を確立し、今後のモデルとなるよう専門的技術面から支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
国土交通大臣　　前　原　誠　司　様

【議員提出議案第４号】

農業農村整備に必要な財源確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

農業農村整備に必要な財源確保に関する意見書

国は、平成22年度予算において戸別所得補償制度をモデル的に行う予算を確保する一方で、「コンクリートから人へ」の理念を踏まえ、農業生産の基礎的部分である農地や農業用水等の整備を行う農業農村整備事業予算を対前年比63.1％減と大幅に削減した。

農業農村整備は、これまでも農業生産性の向上や規模拡大など、農業の振興を図る上で重要な役割を担ってきたが、中山間地域を中心にまだまだ整備がおくれており、国際的にも食料需給が逼迫する中で、食料の自給率向上、安定供給や農地の有効利用の観点から引き続き整備を推進する必要がある。

このため、今回の予算削減に伴い農業生産の基礎的な整備が滞れば、自給率の低下や営農意欲の低下による農家経済の悪化につながるものと危惧される。

特に本県では、旧干拓地等の農地における麦、大豆の導入やトマト、メロンやナスなどの施設野菜の栽培が盛んに行われて、排水対策は必要不可欠なものとなっているが、この排水対策に必要な多くの老朽化した排水施設の更新ができなくなり、施設野菜の栽培、水田のフル活用による麦、大豆の生産拡大も困難となる。

さらに、農地やため池等の農業農村整備は、洪水の防止や地下水の涵養等の多面的機能の維持保全に加え、公共事業として景気や雇用を支える重要な役割も果たしており、今回の予算削減は地域経済へ悪影響を及ぼすと懸念される。

よって、国におかれては、予算編成に当たり、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

１　農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金については、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。

２　特に、排水対策を行うかんがい排水事業は、今後増加する老朽化した排水機場等を適切に更新・整備する事業であることから、地方が要望する予算規模に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
副総理兼経済財政・財務大臣　　菅　　直　人　様
農　林　水　産　大　臣　　赤　松　広　隆　様

【議員提出議案第５号】

子ども手当の全額国庫負担と支給対象の再考を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

子ども手当の全額国庫負担と支給対象の再考を求める意見書

国の平成22年度予算案に、中学校卒業までの子ども１人当たり月１万3,000円の子ども手当の支給が盛り込まれた。しかし、総額２兆2,554億円に上る財源については、これまで民主党のマニフェストでは全額国庫負担とされ、かつ当初、鳩山総理や長妻厚生労働大臣は、「全額国庫負担で行い、地方には迷惑をかけない」旨と発言されていた。

しかしながら、事業仕分け等で捻出できた財源が当初予定していた額をはるかに下回るものとなるや、地方との協議なしに、突然子ども手当の財源の一部として、これまで地方自治体や事業主が負担していた児童手当に求めることとなったが、これは危機的な財政状況にある地方自治体や、経営不振に陥っている事業主をさらに圧迫するものである。

地方に大きな影響を及ぼす課題については、当然、事前に十分地方との協議があってしかるべきであり、国の一方的な事情で施策が実行されれば、地方への影響は、はかり知れないものがある。

よって、平成23年度以降の子ども手当の支給に当たっては、マニフェストどおりに国が全額国庫負担として実施し、地方自治体や事業主にその負担を求めないよう強く要望する。

また、外国人でも親が日本に住んでいれば、海外に住む子どもの分も子ども手当が支給される一方、日本人であっても、子どもは日本で生活しているにもかかわらず、親が海外に居住している場合は、子ども手当が支給されない等、税金の使途として問題があるばかりでなく、外国人の場合、この仕組みを悪用した不正受給を完全に防止することが困難である等の指摘がなされている。

よって、国におかれては、子ども手当の支給対象についても再度見直しを行うことを、あわせて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　鳩　山　由紀夫　様
総務大臣　原　口　一　博　様
財務大臣　菅　直　人　様
厚生労働大臣　長　妻　昭　様

【議員提出議案第６号】

保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　竹口　博己
渡辺　利男　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書

少子高齢社会を迎えている中において、次世代育成支援は、国の喫緊の課題となっている。また、保育の実施義務がある市町村にとっても、最優先課題の一つとなっているところであり、児童入所施設についても、児童虐待が社会問題となっている中、その重要性がますます高まっている。

このようなことから、子どもの福祉の向上に必要な保育所、児童入所施設のあり方については、少子化が進行し財政状況が厳しい地方自治体へ配慮するとともに、地域の保育機能の崩壊を招くことのないよう十分な検討がなされなければならない。

保育所・児童入所施設は、子どもに良好な育成環境を保障し次世代の担い手を育成する公的性格を有するものであり、特に保育所は、親が安心して就労するためにも必要欠くべからざる施設である。

よって、国におかれては、保育制度等の議論に当たっては、子どもの立場に立ち、下記の事項に配慮されるよう強く要望する。

記

1　保育所・児童入所施設の設置及び運営に対し、必要な財源を確保すること。
2　保育所・児童入所施設の最低基準については、改善に向けて十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　鳩　山　由紀夫　様
厚生労働大臣　長　妻　昭　様
少子化対策担当大臣　福　島　瑞　穂　様

【議員提出議案第７号】

児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　竹口　博己
渡辺　利男　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書

児童虐待防止法の制定により、児童相談所の体制強化や市町村における虐待防止ネットワークなど、地域における児童虐待防止に向けた取り組みが進められてきている。

一方で、児童相談所の一時保護の増加や、児童養護施設からの父母による強引な連れ戻しなど課題も多く、子どもたちを虐待から守るために今後の早急な対策が求められている。

とりわけ親権を盾にし、その陰で行われている児童虐待に対しては、新たな法整備が必要であり、子どもの安全確保や施設責任者の判断の優先化などについて、より実効性のある対応をすべきである。

現行の民法には、親権を全面的にはく奪する「親権喪失」に関する規定があるが、親権のすべてが無期限に奪われた場合、その後、親子関係を回復することが難しくなるなどの問題点がある。このため、虐待の対応に当たる教育・福祉関係者などからは、より弾力的に親権を制限できる制度を求める声が上がっている。

法務省においても、親による子の虐待を防止するため、民法上の親権を制限できる制度を導入する方針を固め、民法の関連規定の見直しについて検討して同法改正を目指していると報じられている。

よって、国におかれては、新たな法整備を行うに当たっては、父母の「親権の一時停止」や「監護権の停止」を認める制度とするなど、より弾力的に親権制限を行使できるものとされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
法　務　大　臣　　千　葉　景　子　様
厚生労働大臣　　長　妻　　昭　様
文部科学大臣　　川　端　達　夫　様

【議員提出議案第８号】

さらなる総合経済対策の策定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

さらなる総合経済対策の策定を求める意見書

デフレや急激な円高など、景気の先行きが依然不透明な中、国民一人一人の所得は伸びず、生活への不安が日増しに膨れ上がっている。

しかし、本年１月に成立した第２次補正予算の実質経済対策規模は１兆円に過ぎず、まさに小さ過ぎて遅過ぎる対策である。また、昨年末に策定された新成長戦略では「2020年度までに平均で名目３％を上回る成長」「2020年度における我が国の経済規模（名目ＧＤＰ）650兆円程度を目指す」としているが、その具体策は何ら示されていない。

今こそ、産業活動を活性化させ国民生活に安心を与えるため、切れ目のない経済財政運営とともに、景気を刺激し経済成長を促し政策の予見性を確保する具体的な経済成長戦略が求められている。

よって、国におかれては、以下の項目を含め、さらなる総合経済対策を速やかに実行されるよう強く要望する。

記

１　事業の創出
・主に環境分野に対する資源配分と規制緩和を徹底し、新規事業創出を促すことでイノベーションを加速させるなど産業の活性化を図ること。
・農業、医療、教育など強い規制のもとで非効率に運営されてきた分野について抜本的な規制緩和や集中投資を行い、産業としての活性化を図ること。

２　中小企業への支援
・緊急保証制度の要件の大幅緩和、小口零細企業保証制度の拡充を図ること。
・倒産防止緊急相談窓口業務を強化すること。
・債務返済猶予の実施対象を銀行や政府系金融機関だけでなくノンバンクやリースなどにも拡大し、さらに中小零細企業の法人税率を引き下げること。

３　グローバル戦略支援
・人口減少による国内市場のパイの持続的な拡大が困難なため、日本企業がアジア新興国など海外市場の開拓に注力できるよう、迅速にグローバル戦略を展開しやすい環境を整備すること。

４　為替の安定と適切な資金供給が行えるよう所要の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様

【議員提出議案第９号】

政治資金規正法の改正による制裁強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

政治資金規正法の改正による制裁強化を求める意見書

政治資金については、国会議員等の不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や規制の強化等について、これまでたびたび政治資金規正法の改正が行われてきた。

しかしながら、最近、収支報告書虚偽記入による政治資金規正法違反で、現職国会議員をはじめ、秘書らが逮捕・起訴される事件や、教職員組合の幹部らが逮捕される事件などが次々と発生し、「政治とカネ」の問題で、またしても国民の政治不信を招いたことは極めて残念なことであり、国民の政治に対する信頼回復のためには、再発防止に向けた法整備が強く求められるところである。

現行法では、政治団体の代表者が会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠った場合の罰則規定を設けているが、実際に会計責任者が不正を犯した際に、その者を選任する段階で相当の注意を怠ったと立証することは困難であることから、事実上実効性を欠いたものと言わざるを得ない。

この規定については、選任又は監督のいずれか一方について相当の注意を怠った場合には罰金刑を科すこととし、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）の停止につながる仕組みに改めるなど、罰則の強化により再発防止に取り組むべきであると考える。

よって、国におかれては、政治資金規正法のより一層の制裁強化を図るため、秘書等の会計責任者が違法行為を犯した場合に、国会議員等政治団体の代表者の責任を明確にするための罰則強化を含む政治資金規正法改正案について、今国会で成立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
総　務　大　臣　　原　口　一　博　様

【議員提出議案第10号】

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻である。

介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきている。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるといわれており、今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められているところである。

よって、国におかれては、2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考えられることから、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に下記事項について早急な取り組みを行われるよう強く要望する。

記

1　2025年までに介護施設の待機者解消を目指す。そのために、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び介護療養型医療施設を倍増させ、有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設とグループホームを３倍増する。

2　在宅介護への支援を強化するために、24時間365日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護者が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大する。

3　煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続を簡素化、要介護認定審査を簡素化し、すぐに使える制度に転換する。

4　介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行う。

5　介護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制するため、公費負担割合を５割から、当面６割に引き上げ、2025年には介護保険の３分の２を公費負担で賄う。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
厚生労働大臣　　長　妻　　昭　様

【議員提出議案第11号】

中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書

金融機関に中小企業等の金融の円滑化を促す「中小企業等金融円滑化法」が平成21年12月４日に施行され、約３カ月になる。同法は、弾力的な融資、返済緩和などの貸付条件変更、旧債の借換え等、中小企業支援を旨とした適切な措置をとるよう金融機関に努力義務を課している。

しかし、「貸付条件変更対応保証制度」を申請できる企業の資格要件が、既に別の信用保証を受けている企業や、政府系金融機関の日本政策金融公庫・商工中金等から融資を受けている企業は対象外となっていることから、本保証制度の対象は、信用保証協会や政府系金融機関から融資を受けていない企業、即ち財務体質のよい優良企業に限定されるということになり、制度の趣旨から見て対象企業は皆無であり、制度が完全に骨抜きなっていると言わざるを得ない。

実際に、これまでに利用した中小企業はわずかであり、日本経済新聞社が今年１月22日にまとめた「中小企業経営者調査」によると、「中小企業等金融円滑化法」の利用に対し「すでに利用した」という回答は４％「利用する予定」は２％にとどまり、逆に「利用しない」「利用は難しい」は合わせて83％にも上り、中小企業の円滑な資金繰りを図るには同法は実効性が不十分であることが明らかである。

しかも、厳しい経済情勢により、売上減少に苦しむ中小企業の資金繰りは年度末に向かって一層逼迫することが懸念されている。

よって、国におかれては、「中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期す」という同法の附帯決議の趣旨を踏まえ、一日も早く同法が真に実効性あるものとなるようにあらゆる手だてを講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
金融担当大臣　　亀　井　静　香　様

【議員提出議案第12号】

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書

若者の雇用環境は先が見えない不安で覆われている。一昨年秋のリーマンショック以降、厳しい状況が続き、昨年12月の若年層（15～24歳）失業率は8.4％で、全体の完全失業率5.1％を大きく上回っている。

こうした中で新規学卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっており、大卒予定者の就職内定率は昨年12月１日現在で73.1％（前年同期比でマイナス7.4ポイント）、高校新卒者は同11月末現在で68.1％（同マイナス9.9）と、いずれも過去最低となっている。

さらに、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危惧されており、その十分な対策も急務である。このような状況を踏まえて、若者の雇用に対する公的支援のあり方を抜本的に見直す必要があると考える。

よって、国におかれては、若者の雇用創出と新卒者支援を図るため、下記の項目につき強く要望する。

記

1　地域の実情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業」の基金をさらに積み上げること。
2　「訓練・生活支援給付」の恒久化及び未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるための「トライアル雇用（試行雇用）」の拡充や、「働く場」と「職業訓練」を一体的に提供する「雇用付研修体系」（例：フレキシブル支援センター）の促進を図ること。
3　新卒者の内定率の低下と就職活動に係る費用負担が非常に重いことにかんがみ、「就活応援基金」を創設するなど、経済的負担の軽減を図ること。また、「ジョブカフェ」の持つ就職活動のノウハウを教育機関に提供するため、大学構内に「ジョブカフェ大学出張所」の設置を推進すること。
4　中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
厚生労働大臣　　長　妻　　昭　様

【委員会提出議案第１号】

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　熊本県議会議会運営委員会委員長　馬場　成志

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「総合政策局」を「知事公室」に、「地域振興部」を「企画振興部」に改める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（提案理由）

熊本県内部組織設置条例の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、条例を提出する理由である。

【委員会提出議案第２号】

現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　池田　和貴

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充を求める意見書

少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、国の根幹をなす課題として注目されており、保育・子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

このような中、国における保育制度の改革についての議論は、直接契約方式の導入、最低基準の見直しなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、さらには、民間保育所運営費の一般財源化並びに幼保一体化が取りざたされている。

こうした経済効率優先の改革が進めば、地域の財政状況の格差により、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながり、また、家庭の経済の状況により、子どもが必要な保育を受けることができない状態が生じることとなる。

よって、国におかれては、子どもたちの育ちがこの国の未来であることにかんがみ、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、国や自治体の責任で、保育・子育て支援施策を大幅に拡充されるよう、下記事項について強く要望する。

記

1　児童福祉法の理念が崩壊しないように、保育所最低基準は地方へ移譲することなく国の責任で行うとともに、子どもの健やかな育ちを保障するための抜本的な改善をすること。
2　民間保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、子どもの享受する保育の均衡を損ない、質の低下を招くおそれがあり、導入しないこと。
3　幼保一体化については、現行の認定こども園の直接契約が導入されれば、保育所でも保育料の支払い能力を確認し選別するおそれがある。そのため、保育の必要性の高い困窮世帯の子どもが、保育所に入所できなくなるなどの懸念があり、直接契約方式の導入には慎重を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　　鳩　山　由紀夫　様
厚　生　労　働　大　臣　　長　妻　　昭　様
少子化対策担当大臣　　福　島　瑞　穂　様

【委員会提出議案第３号】

「国立阿蘇青少年交流の家」の国立青少年教育施設としての存続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　文教治安常任委員会委員長　小早川宗弘

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

「国立阿蘇青少年交流の家」の国立青少年教育施設としての存続を求める意見書

先般行われた事業仕分け作業において、国立青少年教育施設の地方への移管あるいは民間移管という判断が示されたが、「国立阿蘇青少年交流の家」は、昭和39年の開所以来、半世紀近くの長きにわたって、地元との連携のもと、学校教育との融合や地域の青少年の健全育成、さらには生涯学習の振興など、熊本県だけでなく九州の青少年教育機関として重要な役割を果たしてきた。

昨今、学習指導要領の改訂に伴い学校外での自然体験活動の重要性が叫ばれる中、青少年教育の新たな課題に対応した事業の充実を図るとともに、県民の生涯学習のさらなる振興を推進し、熊本県や阿蘇市など地元自治体をはじめ関係団体

との連携・協力のもと、青少年教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や青少年教育の重要な課題に応じた事業を展開する中で、今後も先導的・モデル的な事業を推進していく重要な役割が期待される。

よって、国におかれては「国立阿蘇青少年交流の家」を、従来どおり国立の青少年教育施設として存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
文部科学大臣　　川　端　達　夫　様
行政刷新担当大臣　　枝　野　幸　男　様

【委員会提出議案第４号】

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所カンキツ研究口之津拠点の存続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　九谷　弘一

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所カンキツ研究口之津拠点の存続を求める意見書

熊本県の果樹は、温州みかん及び不知火（デコポン）等中晩柑を主体に産出額が300億円に及ぶ極めて重要な作目である。特に、かんきつの産地は、農業者の努力と試験研究機関を中心とした品種の育成、管理技術の開発等の支援・指導を受け、傾斜地という条件不利を乗り越え、発展してきたところである。

このたび、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が平成20年12月に決定した「小規模な研究拠点の研究組織の見直しに係る基本計画」で、平成27年度をめどに口之津拠点（長崎県）が、興津拠点（静岡県）に移転・統合されるという情報を入手した。

当該基本計画の策定に当たっては、本県に何の説明もなく、また、意見を述べる機会も与えられなかった。

「口之津拠点」は、「不知火」の育成等、本県をはじめとする九州における温州みかん及び中晩柑に関する技術開発の中核施設として、九州のかんきつ振興に大きな役割を果たしている。

今後も、現在切実な問題となっている地球温暖化等に対応する技術の開発、新品種の育成及び果樹後継者の研修等の機能は、本県だけでなく、九州におけるかんきつ産地の発展にとって不可欠である。

よって、国におかれては「口之津拠点」を、現在のまま、九州におけるかんきつの技術開発の中核施設として存続されるよう、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を指導されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
総務大臣　　原　口　一　博　様
農林水産大臣　　赤　松　広　隆　様

【委員会提出議案第５号】

戸別所得補償モデル対策における横島干拓の取り扱いに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　九谷　弘一

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

戸別所得補償モデル対策における横島干拓の取り扱いに関する意見書

横島干拓においては、昭和47年に入植が行われたが、新規開田抑制措置が実施される中で、営農計画は、当初の水田営農から畑作営農へと変更された。

しかしながら、海抜マイナス0.8メートルという立地条件の中で、湛水性作物の栽培を前提として整備された圃場では、排水不良や塩分障害等の問題から脱却することは難しく、水稲作付なしには経営を成り立たせることは困難な状況である。

このため、除塩等の土壌改良や経営安定を図るための特例措置として水稲の作付が認められてきたところである。

現在は、生産数量目標の配分に即し、農業共済にも加入した上で水稲を作付けしており、稲作は地域内の農家の農業経営上重要な柱となっている。

よって、国におかれては、稲作農家の経営安定等を図るため、平成22年度において戸別所得補償モデル対策を実施するとされているが、横島干拓においても、新たな農業政策のもとで安定的な農業経営を持続することができるよう下記事項について強く要望する。

記

横島干拓の水稲については、戸別所得補償モデル対策（米戸別所得補償モデル事業）の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　様
農林水産大臣　　赤　松　広　隆　様

【委員会提出議案第６号】

「国と地方の協議の場に関する法律案」に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　道州制問題等調査特別委員会委員長

井手　順雄

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

「国と地方の協議の場に関する法律案」に関する意見書

「国と地方の協議の場に関する法律案」については、３月５日に閣議決定し、今通常国会に提出が予定されている。

国と地方の協議の場は、地方が長年にわたって設置を求め

てきたものであり、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案の段階から国と地方が協議を行い、国と地方の政策の効果的かつ効率的な推進を図るために不可欠なものである。

閣議決定された法律案では、構成員として、地方側から地方六団体の各代表一人が参加することとされているが、真の地方分権確立のためには、多様な地方の声を聞き取ることが重要である。

このため、議員以外の地方公共団体の長または議会の議長が柔軟に参加できるようにすることを求めるものである。

また、法律案には、「協議結果を尊重しなければならない」とされているが、全国的連合組織を代表する者の意見が、必ずしも当該組織の総意であるとは限らないため、少数意見が無視される懸念がある。

このため、実際の協議に当たっては、少数意見を含め、各地方の多様な声を反映できるよう運営することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　早　川　英　明

衆　議　院　議　長　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　鳩　山　由紀夫　様
副総理兼経済財政・財務大臣　菅　直　人　様
総　務　大　臣　原　口　一　博　様
内　閣　官　房　長　官　平　野　博　文　様

【委員会提出議案第７号】

水俣病被害者救済にあたっての決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年３月24日提出

提出者　水俣病対策特別委員会委員長　西岡　勝成

熊本県議会議長　早　川　英　明　様

水俣病被害者救済にあたっての決議

熊本県が、平成18年５月に平成７年と同様の政治解決を求めて以来４年余りが経過し、被害者の方々は高齢化し、早期救済を待ちわびておられる。

今日に至るまで、熊本県議会は一貫して党派を超えて、被害者の早期救済に取り組んできた。国会においても、昨年７月、超党派の合意が成り、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の成立をみたところである。

このような被害者救済の視点を最優先とした取組みが進められる中、訴訟を継続している当事者間においても、和解に向けた事前協議が始められ、本年１月に熊本地方裁判所から和解の勧告がなされるに至った。その後の和解協議を経て、３月15日に、裁判所から和解に関する所見が示されたところである。

今回示された所見は、これまでの原告、被告双方の主張はもとより、平成７年の政治解決や関西訴訟最高裁判決など、水俣病対策の経緯を踏まえ、裁判所において鋭意検討され示されたものと受け止めている。

また、今回示された所見に沿って、当事者間の合意が成立する場合には、所見の内容は、特別措置法に基づいて策定される救済措置の方針にも反映される見込みである。したがって、訴訟を行っていない被害者団体からも、裁判所の所見について十分な理解をいただく必要がある。

このような状況に鑑み、熊本県議会としては、被害者救済の早期実現を図るうえで今回の所見を重く受け止めるとともに、多くの関係者がこの所見の下で解決への努力を図ることを期待するものである。

以上のことから、国、チッソ株式会社及び熊本県（以下「国等」という。）に対して、次の事項の実現を強く要望するとともに、被害者団体の理解ある対応を期待する。

1　国等は、所見の内容を踏まえ、水俣病被害者を早期救済するという大局的観点から、速やかに当事者間の合意を図るべく全力で取り組むこと。また、国は、特別措置法に基づく救済措置の方針の策定を図るとともに、国等はその円滑な実施を図ること。

2　国においては、水俣病対策の経緯を踏まえ、これまで通り、今般の被害者救済に係る本県の財政負担についても、特段の配慮をすること。

併せて、チッソに万一不測の事態が発生した場合は、国において「万全の措置」を講じること。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会

第12節　平成22年度

平成22年６月定例会

【議員提出議案第１号】

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年６月21日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

国は、本年３月末、「食」と「地域」の早急な再生を目指した新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で、我が国の農業生産力を支える重要な役割を果たしている農業生産基盤は、必要な整備等を今後とも推進することとしている。

しかしながら、国の平成22年度予算において、農業農村整備予算は、対前年度比63.1％減と大幅に削減された結果、本県では老朽化した排水機場の更新整備などを含む新規３地区の事業採択の見送りや継続地区の事業完了遅延など大きな影響が出ている。

施設の老朽化が進む低平地域では、関係農家からは、「老朽化した排水ポンプが止まったら、作物は全部ダメになる」、「工期が遅れれば、新たな栽培品目の導入が進まない」とか、「完成後の営農に夢を抱いていたが、打ち砕かれた」等の不安や落胆の声が挙がっている。

また、整備が遅れている中山間地域等では、農家が高齢化していることや、合意形成に長年取り組み、やっと申請にこぎ着けた地区もあり、「もうこれ以上、待てない」との怒りにも近い声も挙がっている。

このように、予算削減により整備が先送りとなれば、地域の農業振興、集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけでなく、そのつけを次世代に回すことになり、将来の食料の安定供給や財政負担への不安を増幅させるものである。

よって、国におかれては、食料・農業・農村基本計画にお

ける農業農村整備に関する施策を具体的に推進するため、予算編成にあたり下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1　農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金については、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。

2　特に、排水対策を行うかんがい排水事業については、今後増加する老朽化した排水機場等を適切に更新・整備できなければ、農家や地域住民は甚大な被害を覚悟せざるを得ない切迫した状況にあるため、地方が要望する予算規模に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
財 務 大 臣　　野　田　佳　彦　様
農林水産大臣　　山　田　正　彦　様

【議員提出議案第２号】

荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年６月21日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
　　渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書

県営荒瀬ダムについて、蒲島知事は、本年２月にダム存続から撤去へと方針転換された。今回の知事の方針転換に際しては、昨年９月の総選挙で民主党を中心とする政権交代が行われたことを契機に、急速にダム撤去への地元の期待感が高まったことが大きな要因となっている。政権交代すれば国が財政支援し、撤去費用を確保できるという期待である。

一方、荒瀬ダム撤去には、ダム本体等許可工作物の撤去以外に、撤去後の河川の安全管理やダム周辺地域の浸水対策等の実施に伴い巨額の費用が見込まれ、設置者である県だけでは到底対応できない状況で国の支援は欠かせない状況である。このため、国からの提案を受けて、この度平成22年度社会資本整備総合交付金の申請を行ったところであるが、環境調査事業など一部しか認められず、撤去関連費用の大半が見送られたことは誠に残念である。なお、国土交通省から国と県が協力して費用面、技術面の課題を克服していくための検討会議の提案がなされ発足した。その中で平成23年度からの採択に向け、引き続き協議を行っていくことが確認されたことは一定の評価がされるが、単に先送りに過ぎない懸念も払拭できないところである。

県の財政状況は依然として厳しく、このまま撤去費用の確保について見通しがない状況が続けば撤去工事に着手したとしても途中工事中断にもなりかねないと懸念されるところである。

菅総理大臣は、政権交代前熊本に視察にこられた際に国の支援にも言及されている。このことも踏まえて、約束を守る姿勢を大事に、地元の期待に応え、ダム撤去が円滑に進むように対応していただく必要があると考えている。

よって、国におかれては危機的な財政状況である本県の厳しい現状を踏まえると共に、荒瀬ダム撤去は全国で初めての本格的なダム撤去であり、全国のダム撤去のモデルケースとして位置づけられ、下記事項に配慮されるよう強く要望する。

記

1　荒瀬ダムを全国的なダム撤去のモデルケースとして位置づけ、社会資本整備総合交付金の別枠の確保等ダム撤去費用の積極的な支援を行うこと。

2　今夏までにとりまとめる予定の老朽化した河川工作物の取扱方針の中に、役割を果たした工作物として荒瀬ダムを対象に加えられるとともに、新たな財政支援制度の創設等財政支援を行うこと。

3　荒瀬ダム撤去について、安全面、環境面などについて撤去技術を確立し、今後のモデルケースとなるよう専門技術面から支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
国土交通大臣　　前　原　誠　司　様

【議員提出議案第３号】

食の安全・安心のために食品表示制度のさらなる推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年６月21日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
　　渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

食の安全・安心のために食品表示制度のさらなる推進を求める意見書

繰り返される加工食品の産地偽装事件を受けて、多くの消費者は食の安全・安心の確保のために、国産品の自給力の向上と冷凍食品原料を始めとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、わが国において、遺伝子組み換え作物が食品として承認されてから13年が経過し、現在多くの遺伝子組み換え食品が流通している。

一方、遺伝子組み換え食品の人体に対するリスクや動植物を含めた環境への長期的安全性についての論争はいまだ決着しておらず、国民の多くが遺伝子組み換え食品に対して不安を覚えている。にもかかわらず、流通している遺伝子組み換え食品のうち、32食品群の加工食品のみが義務表示の対象となっている状況である。

今こそ、食の安全・安心のためにトレーサビリティとそれに基づく表示制度及び遺伝子組み換え食品の表示制度の見直しにより、国民の食品に関する不安を払拭することが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、消費者が、食品に関する正確な情報を知り、選ぶことのできる社会を構築するため、次の事項を実施するよう強く要望する。

1　加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を一層推進すること。

2　全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を一層推進する

こと。
3　クローン家畜由来食品の表示を検討すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　小　杉　直
衆　議　院　議　長　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　菅　　直　人　様
厚　生　労　働　大　臣　長　妻　　昭　様
農　林　水　産　大　臣　山　田　正　彦　様
国家戦略・消費者担当大臣　荒　井　　聡　様

【議員提出議案第４号】

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年６月21日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

地方財政の充実・強化を求める意見書

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済の活性化と雇用対策が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用の確保と結びつく政策分野の充実・強化が求められている。平成22年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであるが、来年度予算においても本年度以上の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要である。よって、国におかれては平成23年度の地方財政全体の安定確保にむけて、次のとおり対策を講じられるよう強く要望する。

記

1　医療、福祉分野の人材確保の充実、農林水産業の振興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成23年度地方財政計画において地方交付税総額を確保すること。
2　地方財源の充実・強化を図るため、税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成　年　月　日
熊本県議会議長　小　杉　直
衆　議　院　議　長　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　江　田　五　月　様
内　閣　総　理　大　臣　菅　　直　人　様
総　　務　　大　　臣　原　口　一　博　様
財　　務　　大　　臣　野　田　佳　彦　様
内　閣　官　房　長　官　仙　谷　由　人　様
国家戦略・消費者担当大臣　荒　井　　聡　様

【委員会提出議案第１号】

口蹄疫対策の充実強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年６月１日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　佐藤　雅司

熊本県議会議長　小　杉　直　様

口蹄疫対策の充実強化を求める意見書

平成22年４月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は猛威をふるい、次々に感染が拡大している。

熊本県では、人吉・球磨地域の一部が制限区域となり、直接的な影響を受け、また、これらの地域以外でも家畜市場の休止などにより、本県の畜産業とその関連業界は大きな打撃を被っている。

よって、国におかれては、発生以来、防疫措置をはじめ、各種対策に鋭意取り組まれているところであるが、今回の発生は長期間に及び、畜産農家等の被害も甚大であることから、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　熊本県では、口蹄疫の侵入を水際で阻止するため、市町村や警察、関係団体とともに消毒ポイントの設置などの防疫対策を全力で実施しているが、国におかれても、口蹄疫が他地域にまん延しないよう、消毒の徹底や殺処分家畜の埋却地の確保など万全の防疫対策を講じること。
2　家畜市場が休止していることにより影響を受けている県内全ての農家に対して、飼育期間延長に伴う飼料費の助成や無利子の融資制度などの経営支援措置を講じること。また、肉用子牛生産者補給金制度や肉用牛肥育経営安定特別対策事業の登録期限等の延長措置を、口蹄疫が完全に終息するまでとすること。
3　消毒、畜産農家経営支援及び家畜市場再開に向けた支援など、県や市町村、関係団体が自主的に実施した口蹄疫のまん延防止対策について、特別交付税措置など全額補てんする財政支援措置を講じること。
4　今回の口蹄疫の感染源と侵入経路を速やかに特定し、今後の国内への侵入防止対策を確立すること。
5　消費者が国産の牛肉や牛乳の購入を控えることがないよう、的確な情報を広く国民、食品流通業界等へ提供して、風評被害防止に努めること。
6　猪、鹿など野生動物にかかわる口蹄疫の発生の状況の監視、その他野生動物による口蹄疫まん延防止のために必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日
熊本県議会議長　小　杉　直
衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　鳩　山　由紀夫　様
総務大臣　原　口　一　博　様
財務大臣　菅　　直　人　様
農林水産大臣　赤　松　広　隆　様
環境大臣　小　沢　鋭　仁　様

【委員会提出議案第２号】

日中韓首脳会議等の熊本開催を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年６月21日提出

提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘

熊本県議会議長　小　杉　直　様

日中韓首脳会議等の熊本開催を求める意見書

九州は、我が国の中で東アジア諸国と距離的に近く、歴史的にも深い関係を持っており、国が進めようとされている「東アジア共同体構想」には、本県としても高い関心を持っているところである。

また、昨年８月に策定された九州圏広域地方計画「～東アジアとともに発展し、活力と魅力あふれる国際フロンティア九州～」の実現に当たっては、東アジア地域において、経済、文化等の多面的な交流を積極的に推進することを通じて、新たな九州の発展を目指していかなければならない。

このような中、九州の中央に位置する本県では、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、また、平成24年４月を目標に、県市が一体となって全国20番目の政令指定都市となる準備を進めている。将来の州都を目指す熊本としては、これを100年に一度のチャンスと捉え、都市としての品格とその存在感を東アジアに向けて積極的に発信していく必要がある。

このような状況を踏まえ、今年２月には、平成20年から３カ国持ち回りで開催される「日中韓首脳会議」をはじめ、これに準じる東アジア共同体構想推進のための首脳会議等が、熊本城本丸御殿において開催されることを、蒲島熊本県知事と幸山熊本市長が首相官邸を訪れ要望されている。

ついては、国内外に広く「くまもと」をアピールするとともに、中国及び韓国との強力な交流促進策として、「日中韓首脳会議」等の熊本県開催を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
外　務　大　臣　　岡　田　克　也　様

【委員会提出議案第３号】

工業用水道事業経営健全化に資する高金利企業債の借換えを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年６月21日提出

提出者　経済常任委員会委員長　池田　和貴

熊本県議会議長　小　杉　直　様

工業用水道事業経営健全化に資する高金利企業債の借換えを求める意見書

国からも求められているが、本県にとっても地方公営企業、特に工業用水道事業の経営健全化については、重要な課題として永年とりくんできたところである。

本県の地方公営企業では、厳しい経営環境に対応するため、経費削減はもとより国の基準料金限度額までの料金改定、更には、未利用水の一部を上水道や他用途へ転用するなど、事業規模の適正化に取り組んでいるものの、近年の社会情勢や産業構造の更なる変化等による水需要の伸び悩みにより、一層、厳しい事業運営を余儀なくされている状況も見られる。

これまで以上に経営改善のための取り組みは進めていくが、経営改善の取り組みの中で、国の制度上の制約により推進できないのが、高金利企業債の借換えである。

これまで、高金利企業債の借換えについては、以前より徐々に緩和され、現在５％以上の企業債については、借換えが認められてきたところであるが、現在の市中金利が１％台であることを考えると、対象利率の更なる見直しが当然であると考えている。

よって、国におかれては、地域の工業・産業の振興及び地域住民の豊かな生活に欠かすことのできない工業用水道事業の維持のために、更に制度を拡充されるよう下記事項を強く要望する。

記

高金利企業債の償還対策の実施について、借換えの対象となる企業債の要件緩和、対象利率の更なる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
総　務　大　臣　　原　口　一　博　様

平成22年９月定例会

【議員提出議案第１号】

尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年９月28日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　馬場　成志
大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書

沖縄県・尖閣諸島周辺の我が国領海内で、海上保安庁の巡視船に中国漁船が衝突した事件で、公務執行妨害の疑いで逮捕、送検された漁船の船長を、さる９月26日未明、那覇地検が処分保留で釈放するという由々しき事態が発生した。

日本政府は、明治28年から一貫して、尖閣諸島を領有しており、沖縄県石垣市に属するとしている。沖縄県に編入以来、国際的にも日本の領土と認められ、かつお節の製造などが行われた経緯がある。このように、歴史的にも、国際法上も「尖閣諸島」が我が国固有の領土であることは明白である。

このような中で、那覇地検が中国人船長を処分保留で釈放したことは、法の手続きを無視した事実上の超法規的措置といえる。

釈放にあたり、那覇地検次席検事は記者会見で「我が国国民への影響や今後の日中関係を考慮した」と説明したが、法に基づき事件を厳正に処理すべき検察当局が「外交上の配慮」を述べることは理解し難い。

今回の那覇地検の決定は、何らかの政治的な判断によるものと考えられるが、政府は、あくまで地検の判断と強調している。しかしながら、地検の監督責任は政府にあり、政府は、

この様な超法規的措置の決断を那覇地検が下すにいたった根拠を国民に説明する必要がある。

また、今回の事件は中国漁船が故意に船体をぶつけたか否かが判断の一つとなったが、中国側からは日本側がぶつけたとの抗議も行われた。しかし、海上保安庁は、今回の逮捕に際して、中国船の一連の動きをビデオにおさめており、そのビデオを公開して、衝突事件の真実を国民に明らかにする必要がある。

さらに、当該海域では、本年８月中旬には、最大270隻もの中国船籍らしき漁船が確認され、その内約70隻は我が国領海内に侵入しており、今後は、同海域で中国漁船の活動が更に活発化することが予想される。

政府は、今までの外交、防衛の状況を見直し、第11管区海上保安部の監視・警備体制等の体制強化を図り、我が国の漁業者が安心して漁業活動が出来るよう、適切な措置をとる必要がある。

よって、国においては、今回の事件の真相究明と釈放までに至る経緯等について国民に説明するとともに、今後は、中国政府に対して毅然として対応し、世界に間違ったメッセージを発することのないよう、下記の事項について強く要望する。

記

１　中国人船長を処分保留で釈放した那覇地検の対応の根拠を国民に説明すること。

２　中国船の逮捕に際しての映像を撮影したビデオを公開し、衝突事件の真実を国民並びに世界に明らかにすること。

３　政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であるとの観点から、中国政府に対して毅然として対応するとともに、ガス田などの我が国の天然資源や海洋資源が損なわれないよう適切な措置をとること。また、今までの外交、防衛の状況を見直し、第11管区海上保安部の監視・警備体制等の体制強化を図り、我が国の漁業者が安心して漁業活動が出来るよう、適切な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
外務大臣　前　原　誠　司　様
国土交通大臣　馬　淵　澄　夫　様
農林水産大臣　鹿　野　道　彦　様

【議員提出議案第２号】

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史
溝口　幸治

熊本県議会議長　小　杉　直　様

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例

（目的）

第１条　この条例は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、県民の歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、食生活・食育関係者及び県民の役割等を明らかにするとともに、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　歯科医師等　歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士をいう。

（２）　保健医療関係者　保健医療サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの（歯科医師等を除く。）をいう。

（３）　教育関係者　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校において、幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔の健康に関する指導を行うものをいう。

（４）　福祉関係者　福祉サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うものをいう。

（５）　学校等　保育所、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校をいう。

（６）　食生活・食育関係者　地域及び学校等において栄養指導、食生活の相談等食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師、食生活改善推進員等をいう。

（７）　保険者　健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう。

（基本理念）

第３条　歯及び口腔の健康づくりは、すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携等）

第５条　県は、市町村と連携し、及び協力して歯及び口腔の健康づくりの施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（市町村等への支援）

第６条　県は、市町村が歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとす

る。
2　県は、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、事業者及び保険者が行う歯及び口腔の健康づくりの活動に対し、広域的又は専門的見地からの情報の提供及び助言を行うものとする。
（歯科医師等の役割）
第７条　歯科医師等は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策並びに市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する保健サービスに協力するよう努めるものとする。
2　歯科医師等で組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。
（保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の役割）
第８条　保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者は、基本理念にのっとり、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するよう努めるものとする。
2　保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者又は食生活・食育関係者でそれぞれ又は連携して組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。
（事業者及び保険者の役割）
第９条　事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。
2　保険者は、基本理念にのっとり、被保険者及びその被扶養者の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。
（県民の役割）
第10条　県民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう自ら努めるものとする。
2　県民は、県及び市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策又は保健サービスを活用するとともに、歯科医師等の支援を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。
3　保護者は、家庭において、その子どものむし歯及び歯周病の予防及び早期治療の勧奨、健康な食生活の実現その他歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。
（歯科保健医療計画）
第11条　知事は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「歯科保健医療計画」という。）を定めるものとする。
2　歯科保健医療計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針
（２）　歯及び口腔の健康づくりに関する目標
（３）　歯及び口腔の健康づくりに関する施策
（４）　前３号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項
3　知事は、歯科保健医療計画を定めようとするときは、あらかじめ市町村、歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の意見を聴かなければならない。
4　知事は、歯科保健医療計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
5　前２項の規定は、歯科保健医療計画の変更について準用する。
（施策の推進）
第12条　県は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。
（１）　県民が生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりについて知識及び理解を深めるために必要な啓発並びに県民の歯及び口腔の健康づくりに寄与する人材の育成を推進すること。
（２）　乳幼児及び少年（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。）に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び教育関係者との連携を図り、歯磨き、フッ化物応用その他のむし歯及び歯周病の予防のための対策を推進すること。
（３）　障害者、介護を必要とする者又は妊婦に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び福祉関係者との連携を図り、口腔機能の向上又は歯周病の予防のための対策を推進すること。
（４）　前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。
（学校等への支援）
第13条　県は、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周病を予防するため、学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及その他の効果的な取組に関し必要な措置を講じるものとする。
2　県は、学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第５条の規定による学校保健計画又はこれに準じた計画に位置付けることその他のフッ化物洗口の的確な実施のために必要な助言を行うものとする。
（歯科保健等に関する実態調査）
第14条　県は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、県民の歯科保健及び歯科疾患の実態について必要な調査を行うものとする。
（年次報告）
第15条　知事は、毎年度、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。
（財政上の措置）
第16条　県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

1　この条例は、平成22年11月１日から施行する。
2　この条例の施行の際現に定められている歯及び口腔の健康づくりに関する県の基本的な計画であって、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するためのものは、第11条第１項の規定により定められた歯科保健医療計画とみなす。

【議員提出議案第３号】

国立大学法人の運営費交付金等の確保について配慮を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第

１項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己

渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

国立大学法人の運営費交付金等の確保について配慮を求める意見書

国立大学法人は、我が国の産業を支える優秀な技術者をはじめとする多数の人材を世に送り出す一方、科学技術を発達させることで、産業の国際競争力を高めるなど日本の経済発展に大きく貢献してきている。また、地域の教育研究ニーズや産学連携ニーズに対して、国立大学法人の果たしてきた役割は非常に大きいものがある。

ここ熊本においては、熊本大学が産業分野のみならず、県民の生活基盤である医療や福祉、教育などの分野に多くの優秀な人材を輩出し、地域の発展に貢献している。また、次世代マグネシウム合金など将来の産業創出につながる研究が産学官連携のもと展開されている。

こうした状況の中で、平成23年度の概算要求基準として一律10％削減が示されていたが、文部科学省の予算概算要求においては、国立大学運営費交付金や科学研究費補助金等について増額要求がなされている。しかしながら、その内訳を見ると「元気な日本復活特別枠」が含まれており、この特別枠要望が認められなかった場合、予算が削減されることになり、来年度以降の予算配分についても厳しさが増すことが想定される。

仮に、国立大学法人の関連予算が削減されると、各地域で展開されている教育研究や産学連携活動が停滞し、地域間格差の拡大にもつながりかねず、深く憂慮するものである。

よって、国におかれては、来年度以降の予算編成に当たって、今後も日本が「科学･技術･情報通信立国」であり続け、国、地方が一緒になって「元気な日本を復活させる」ことが実現されるよう、下記の事項を強く要望する。

記

地方の国立大学法人が安定的な運営のもと、地域で果たしている教育・研究機能を十分発揮できるよう、運営費交付金をはじめ科学振興関連予算の確保について格段に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様

参議院議長　　西　岡　武　夫　様

内閣総理大臣　　菅　　直　人　様

文部科学大臣　　高　木　義　明　様

【議員提出議案第４号】

口蹄疫被害への支援と防疫強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己

渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

口蹄疫被害への支援と防疫強化を求める意見書

本年４月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、国内で例を見ない未曾有の事態となり、本県の人吉・球磨地域や鹿児島県の一部地域へも制限区域が設定され、農畜産業のみならず、商工業や観光業、運輸業、さらには一般県民の生活へも多大な被害を与えた。

県と市町村では、口蹄疫の侵入を水際で阻止するための消毒ポイントの運営、畜産施設や公共施設等での消毒の実施、家畜市場休止の影響を受けている畜産農家や関係団体等の支援を行い、財政状況が厳しい中、大きな負担を強いられたところである。

さらに、本県の経済にも影響が及び、各種イベントや大会などの中止、観光地での宿泊キャンセル、これらに伴う飲食業等の売り上げ減少、牛肉や牛乳の輸出停止など、経済全般にわたりさまざまな影響を受けたところである。いわゆる５月の連休以降の「稼ぎ時」を奪われ、無念さをにじませている県民も数多い。

国においては、二度とこのような被害が生じないよう、国内の畜産業に甚大な被害をもたらす口蹄疫を初めとした家畜伝染病の進入経路の解明による再発防止、発生時における蔓延防止のための万全な対策を講じる必要がある。

また、今回、口蹄疫の発生により多大な影響を受けた地域経済を速やかに回復するため、畜産業の経営安定対策や口蹄疫に強い飼料基盤の整備とともに、観光客の誘致対策や各種イベントの招聘対策など、地域経済の浮揚対策に取り組む必要がある。

よって、国におかれては、下記事項について十分な措置が講じられるよう強く要望する。

記

１　消毒ポイントの運営、畜産農家の経営支援など、県や市町村、関係団体が実施した口蹄疫対策について、特別交付税措置などにより全額補てんする財政支援措置を確実かつ早急に実施すること。また、畜産業者が負担した飼料代等の補てんを早急に実施すること。

２　悪性家畜伝染病の発生時に迅速、的確に対応するため、侵入経路等を解明するとともに、防疫資材保管施設の整備や初動態勢を迅速化するための情報システム構築など、防疫対策の強化を図ること。また、家畜伝染病に対応する獣医師は現状でも不足しており、その確保は喫緊の課題であることから、その確保対策を講ずること。

３　口蹄疫対策特別措置法に基づき、口蹄疫の発生により、多大な影響を受けた商工業、観光業等地域経済全体の活性化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様

参議院議長　　西　岡　武　夫　様

内閣総理大臣　　菅　　直　人　様

総務大臣　　片　山　善　博　様

農林水産大臣　　鹿　野　道　彦　様

経済産業大臣　　大　畠　章　宏　様

【議員提出議案第５号】

完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己

渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

来年（平成23年）７月24日をもってアナログ放送を終了、完全に地上デジタル放送に移行することが予定されている。総務省の調査では、平成22年３月時点で地デジの世帯普及率が83.8％となっている。

しかしながら、多くの離島を抱える沖縄県や、山間部の多い岩手県では普及率が70％未満となっており、ビルの陰などで電波が届きにくい施設の対策は達成率が約48％となっている。さらに、共同アンテナ改修が必要なマンションなど210万施設への対応も約77％にとどまっている。

地上デジタル化まで１年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を打つことが必要である。

一方、現在残存するアナログテレビは推定約3,500万台と言われ、これらは来年７月の地デジ完全移行で大量の「廃棄物」となることから、不法投棄の懸念も指摘されている。不要テレビの処分に関する対策も検討されるべきである。

地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取り組みが不可欠であり、政府は自治体の取り組みをサポートすべきである。

よって、国におかれては、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう、以下の取り組みについて必要な予算を確保するとともに、施策を実施されるよう強く要望する。

記

1　離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、現在全国51カ所）の相談窓口をさらにふやすこと。

2　地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるよう、予算措置などの支援策を十分に講じること。

3　地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。

4　大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なリサイクル回収を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
総 務 大 臣　　片　山　善　博　様
環 境 大 臣　　松　本　　龍　様

【議員提出議案第６号】

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

我が国の景気の現状は、好調な輸出を背景に、リーマンショック後の最悪期は脱することができた。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いている。

特に、地方経済は深刻で、中小零細企業は、デフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいる。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせない。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきである。

公共施設の耐震化や、近年多発している「ゲリラ豪雨」などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考える。

このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込める。

よって、国におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる下記のような21世紀型の公共投資について、予算確保と執行において特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。

2　太陽光発電の設置や、介護基盤の拡充といった21世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。

3　老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新、大規模修繕を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな社会資本の整備を行い、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
文部科学大臣　　高　木　義　明　様
厚生労働大臣　　細　川　律　夫　様
経済産業大臣　　大　畠　章　宏　様
国土交通大臣　　馬　淵　澄　夫　様

【議員提出議案第７号】

民業圧迫につながる郵便貯金の預入限度額引上げ等の再検討を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

民業圧迫につながる郵便貯金の預入限度額引上げ等の再検討を求める意見書

平成17年に実施された衆院選の民意を踏まえ、郵政民営化が進められてきた。しかし、現政権において、その民営化自

体を否定するかのような郵政改革法案がさきの通常国会に提出された。結果的には廃案となったが、衆院審議では与党がわずか１日、約６時間で採決を強行した。この法案は日本郵政への政府関与を残したまま、金融事業の自由度を広げるものであり、法案成立後、郵便貯金の預入限度額と、簡易生命保険の加入限度額は約２倍に引き上げられることとしている。成立・施行した場合には、政府の後ろ盾がある郵便貯金へ民間金融機関から預金が流出し、金融機関の貸し出し余力は減少、中小企業融資が停滞するおそれがあり、民業圧迫、中小企業いじめにつながりかねない。

よって、国におかれては、「郵政民営化」の流れをとめることなく、郵政関連事業の民営化による経営状況などを踏まえたユニバーサルサービスの確保や利便性の向上などを図るとともに、民業圧迫につながる郵便貯金の預入限度額や簡易生命保険の加入限度額の引上げについて再検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
総　務　大　臣　片　山　善　博　様
郵政改革担当大臣　自　見　庄三郎　様

【議員提出議案第８号】

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われている。年間約１万5,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっていると推計されているが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっている。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれている。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること、及び予防検診（細胞診・ＨＰＶ検査）によってＨＰＶ感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられる。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になった。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っているが、居住地により接種機会に格差が生じることがないよう国の取り組みが望まれる。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきである。

よって、国におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識し、下記の項目について実施されるよう強く要望する。

記

１　子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進
①予防効果の高い特定年齢層への接種及び国による接種費用の全部補助
②特定年齢層以外についても一部補助の実施
③居住地域を問わない接種機会の均てん化
④ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究

２　子宮頸がん予防検診（細胞診・ＨＰＶ検査）の実施の推進
①特に必要な年齢を対象にした検診については国による全部補助
②従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大
③居住地域を問わない受診機会の均てん化

３　子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
厚生労働大臣　細　川　律　夫　様

【議員提出議案第９号】

地方選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

地方選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書

平成12年に地方分権一括法が施行されて以降、国と地方は対等、協力の関係へと大きく転換し、地方の自主性、自立性が高まるとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、地方政治の責任は一層重くなっている。

このような中、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、地方公共団体の長の選挙については、平成19年の公職選挙法改正により、候補者の選挙運動のためのビラを頒布することが可能となり、地方選挙におけるマニフェスト型選挙の実現に向け、一定の進展が見られた。しかし、二元代表制の一翼を担う地方議会の議員の選挙については、いまだ禁じられており、候補者の政策等を知る手段が十分とは言えない状況にある。

また、現在はすべての選挙において禁じられている選挙運動へのウェブサイトの利用については、本年７月の参議院議員通常選挙を前に、その解禁等を内容とする公職選挙法の一部改正案が提出されたものの成立には至っていない。ウェブサイトは、今や、情報を得るために最も身近な手段の一つになっており、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実等を図るため、速やかな選挙運動への解禁が求められている。

よって、国におかれては、平成23年の統一地方選挙が執行されるまでに所要の法改正を行い、下記の事項を実現されるよう強く要請する。

記

1　地方公共団体の議員の選挙においてのみ制限されている事項を見直し、候補者の政策等を知る機会を拡充すること。
2　地方公共団体の長及び議員の選挙において、ウェブサイトを選挙運動に利用できるようにすること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　小　杉　直
衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
総 務 大 臣　片　山　善　博　様

【委員会提出議案第１号】

司法修習生に対する給費制の存続を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成22年10月８日提出
提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘
熊本県議会議長　小　杉　直　様

司法修習生に対する給費制の存続を求める意見書
平成16年12月に制定された裁判所法の一部を改正する法律により、本年11月１日から、国が司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）が廃止され、修習資金を貸与する制度（貸与制）へと移行することが予定されている。
しかしながら、平成21年11月に日本弁護士連合会が実施したアンケートによれば、回答した司法修習生の半数以上が法科大学院で奨学金等を利用し、その平均は318万円、最高額は1,200万円に上っており、経済的に重い負担を強いられている状況が明らかとなった。
このような状況下で給費制が廃止されれば、まさに、同法の改正に際して国会附帯決議が指摘した、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招きかねず、給費制を廃止し貸与制に移行することに断固反対するものである。
司法改革における、あまねく法的サービスを提供するという理念からすれば、特に所得が低い人々への法的サービスの充実は不可欠である。
さらに、このような司法改革の理念からは、所得の多寡にかかわらず弱者の痛みのわかる多くの法曹を輩出することができるよう配慮すべきである。
よって、国におかれては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう裁判所法を改正し、司法修習生の給費制を存続されるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　小　杉　直
衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
法 務 大 臣　柳　田　　稔　様
財 務 大 臣　野　田　佳　彦　様

【委員会提出議案第２号】

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成22年10月８日提出
提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘
熊本県議会議長　小　杉　直　様

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書
熊本県の私立学校は、独自の建学の精神に基づき、時代に対応した特色ある教育を展開し、本県の公教育の振興発展に大きな役割を果たしている。
しかしながら、少子化に伴う生徒数の大幅な減少等が、私立学校の存続を大きく揺るがしており、私立学校の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面している。
公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な教育の発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。
そのためには、私立学校振興助成法第１条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。
よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識され、教育基本法第８条及び教育振興基本計画の趣旨にのっとり、現行の私学助成に係る財政支援制度を堅持され、一層の充実を図られるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　小　杉　直
衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
総 務 大 臣　片　山　善　博　様
財 務 大 臣　野　田　佳　彦　様
文部科学大臣　髙　木　義　明　様

【委員会提出議案第３号】

第三次男女共同参画基本計画における選択的夫婦別姓の推進に反対する意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成22年10月８日提出
提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘
熊本県議会議長　小　杉　直　様

第三次男女共同参画基本計画における選択的夫婦別姓の推進に反対する意見書
政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、第三次男女共同参画基本計画を策定し、今年中に閣議決定することとしている。基本計画は、国民の生活全般にかかわることであり、国民の理解を得ながら進められるべきものである。
男女共同参画局は、第三次男女共同参画基本計画策定に向けた中間整理の段階で国民にパブリックコメントを募集した。全国から多数の意見が寄せられ、特に夫婦別姓の推進を含む重点分野の「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」に関して、最も多く意見が寄せられた。
第60回基本問題・計画専門調査会において、この分野に寄せられた意見の説明として、事務局は「選択的夫婦別姓の法制化反対とか、男女の違いを尊重すべきではないか、専業主婦の立場から特定の生き方を押しつけるものではないかという御意見が特に多かった分野です。」と述べている。
しかし、その後の議事録においても、寄せられた意見に関する議論はなく、当初の内容をほとんど変えることなく決定

し、反対意見に対する説明もなされていない。このような国民から寄せられた意見を無視するような審議には大きな問題があると言わざるを得ない。

また、パブリックコメントだけでなく、熊本県議会を含む多くの県議会においても、夫婦別姓に反対する意見書が国に提出された。このような各県の県民の意見を取り入れることなく、答申には「選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要である」と明記されている。

この基本計画は、最終的には熊本県の男女共同参画計画にも影響し、ひいては県民の生活にも直結する重要なものである。仙谷由人男女共同参画会議議長は、答申で「多様な意見のある課題については、政府において十分議論を行い、第三次男女共同参画基本計画を策定するよう要請する」と述べており、計画の策定に当たっては、国民的に反対の意見の多い内容は再考すべきである。

よって、国におかれては、国民から寄せられた意見を十分踏まえ、第三次男女共同参画基本計画において選択的夫婦別姓が推進されることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　西　岡　武　夫　様
内　閣　総　理　大　臣　　菅　　直　人　様
男女共同参画担当大臣　　岡　崎　トミ子　様

【委員会提出議案第４号】

赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　佐藤　雅司

熊本県議会議長　小　杉　直　様

赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書

県下海面魚類養殖業界にとって、一昨年、昨年、そして今回とたび重なる赤潮被害は、長年の魚価低迷、消費の冷え込みで、生産原価を割った販売を強いられている厳しい経営にさらに追い討ちをかける形となっている。

毎年のように発生する赤潮による被害は、養殖漁業者の自助努力により解決できる範囲を既に超え、また、県のみで対策を講じていくことは極めて困難であることから、国の積極的な対応が望まれる。

よって、国におかれては、我が国の漁業を今後どうするのかという政策としてのてこ入れとして、下記事項について特段の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記

1　養殖漁業に甚大な被害をもたらす赤潮被害は災害であり、激甚災害にも匹敵する規模であることから、激甚災害の認定もしくは同等の財政援助を行うこと。

2　赤潮被害の心配のない、もしくは回避可能な新漁場の設置にかかる調査・施設設置事業への国の助成を実施すること。

3　金融機関に対し、返済猶予や条件変更に対応するよう指導を継続すること。

4　漁業緊急保証対策事業（セーフティーネット）の利用者個々の融資保証枠（無担保・無保証人での対応枠の増額）と災害における緊急措置としての別枠を創設すること。また、各金融機関における対応について指導すること。

5　養殖共済制度の活用のため、共済掛金の漁業者負担の軽減と、共済適用の諸条件や基準を現状の養殖実態に合致させた抜本的見直しを行うこと。

また、共済金支払いについては、被害実態に相応した支払いをすること。

6　斃死魚の処理における処理方法、場所、費用の面で困窮しているため、万一の場合の対応策を構築すること。

7　赤潮発生原因の究明や防除対策の構築と有明海・八代海の再生になお一層尽力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆　議　院　議　長　　横　路　孝　弘　様
参　議　院　議　長　　西　岡　武　夫　様
内　閣　総　理　大　臣　　菅　　直　人　様
農　林　水　産　大　臣　　鹿　野　道　彦　様
内閣府防災担当大臣　　松　本　　龍　様

【委員会提出議案第５号】

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　農林水産常任委員会委員長　佐藤　雅司

熊本県議会議長　小　杉　直　様

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

国は、本年３月末、「食」と「地域」の早急な再生を目指した新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で、我が国の農業生産力を支える重要な役割を果たしている農業生産基盤は、必要な整備等を今後とも推進することとしている。

しかしながら、平成23年度の国の概算要求は、６割以上削減された平成22年度当初予算に比べ、農業農村整備事業はわずか５％増にとどまり、農山漁村地域整備交付金については現状維持となるなど、大幅に削減された状態となっている。

長年、農地の整備を望まれている農家からは、「このままでは次の世代に農業を引き継げない」とか、「農業情勢が厳しい中でも、将来のための整備をせっかく進めようとしたのに」等、地域農業の今後の展開に対して落胆と怒りの声が上がっている。

また、農地の排水条件が悪い農家からは、「老朽化した排水ポンプがとまったら、作物は全部だめになる」、「工期がおくれれば、新たな栽培品目の導入が進まない」等、老朽化した施設の故障等に不安を抱き、早急に更新を望む声が上がっている。

このように、必要な予算が確保されず整備が先送りとなれば、地域の農業振興、集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけでなく、そのつけを次世代に回すことになり、将来の食料の安定供給や財政負担への不安を増幅させるものである。

よって、国におかれては、食料・農業・農村基本計画における農業農村整備に関する施策を具体的に推進するため、予算編成に当たり、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1　農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金について

は、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。

2　特に、農山漁村地域整備交付金については、地方自治体が裁量を発揮して取り組む制度であることから、地方が必要とする予算規模に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
財務大臣　野　田　佳　彦　様
農林水産大臣　鹿　野　道　彦　様

【委員会提出議案第６号】

九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う在来線の利便性の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘

熊本県議会議長　小　杉　直　様

九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う在来線の利便性の確保を求める意見書

九州新幹線鹿児島ルートは来年３月12日には全線開業し、熊本駅と博多駅の間が35分、熊本駅と新大阪駅の間が３時間程度で結ばれるなど、交流人口の拡大に大きく貢献するものである。

しかしながら、新幹線の開業に伴い、たとえば荒尾、長洲、玉名、あるいは上熊本などの在来線沿線住民にとっては、現在運行している特急列車の廃止等が生じ、通勤、通学等の日常生活に欠かせない交通手段の利便性が損なわれるおそれがある。

また、新幹線の全線開業の効果を最大限にもたらすためには、新幹線による来訪者にとっての２次アクセスとしての在来線の利便性が確保されることが重要である。

来年３月の全線開業後には、八代以北の在来線の区間は九州旅客鉄道株式会社が引き続き運行するものの、日常生活の交通手段としての在来線の利便性が低下すれば、地域活力が減退することが予想される。

本県においては、整備新幹線という国家的プロジェクトのもとで、これまで、厳しい財政状況にあるにもかかわらず、新八代以北の区間で1,400億円を超える額を建設費として負担してきたところである。

よって、国におかれては、こうした地域の事情を踏まえ、新幹線開業に伴う地域発展を最大限達成するためにも、九州旅客鉄道株式会社に対して在来線の利便性の確保について働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
国土交通大臣　馬　淵　澄　夫　様

【委員会提出議案第７号】

肥薩おれんじ鉄道への支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年10月８日提出

提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘

熊本県議会議長　小　杉　直　様

肥薩おれんじ鉄道への支援を求める意見書

平成16年３月に、九州新幹線鹿児島ルートが新八代から鹿児島中央まで部分開業した際に九州旅客鉄道株式会社から経営分離され、八代から川内を結ぶ並行在来線としてスタートした肥薩おれんじ鉄道は、年間約160万人が利用する地域住民の日常生活に欠かせない交通手段として、極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、その経営状況は平成21年度決算において、減価償却前損失で約１億4,900万円となるなど、このままでは路線の維持・存続が極めて厳しい状況になることが予想される。

これまで、肥薩おれんじ鉄道では、各種イベント等の実施、経費節減等懸命な経営努力を重ねてきた。また、県及び沿線各自治体においても、沿線住民や観光客に対する利用促進等、経営改善のためにでき得る限りの支援を行ってきたところであるが、沿線地域の人口減少等により同鉄道を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況になることが予想される。

加えて、肥薩おれんじ鉄道の現行要員のほとんどが、鉄道事業の特殊性もあり、九州旅客鉄道株式会社からの出向者で占められている。しかしながら、その体制も九州旅客鉄道株式会社との協定により、開業後10年度目までは継続するものの、11年度目以降は今後の協議という不安定な状態に置かれている。

よって、国におかれては、こうした地域の実情を踏まえ、肥薩おれんじ鉄道が将来にわたり安定的に維持・存続が図れるよう、ＪＲ貸付料を活用した交付金制度の創設等新たな支援制度を早急に確立するとともに、九州旅客鉄道株式会社に対して現行要員体制の11年度目以降の継続について働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
総務大臣　片　山　善　博　様
財務大臣　野　田　佳　彦　様
国土交通大臣　馬　淵　澄　夫　様

平成22年11月臨時会

【議員提出議案第１号】

国の存続を危うくする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への拙速な参加表明に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年11月２日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　前川　　收
馬場　成志　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

国の存続を危うくする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への拙速な参加表明に反対する意見書

菅内閣総理大臣は、10月の所信表明演説の中で、唐突に環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加について検討することを表明した。これは、農業・農村の持つ多面的機能などに関する幅広い国民的議論を経ることなく発言された拙速なものであり、また、これまでの我が国の国際貿易交渉の基本理念を大きく逸脱するものであると大変危惧している。

世界的な人口増の中、「自国優先」の資源ナショナリズムが台頭し、金さえ出せば外国から食料が買える時代ではなくなりつつあり、我が国も農業を「国の資源」として捉える必要がある。

また、政府内で、「ＧＤＰの中で1.5％の第一次産業を守るために98.5％のかなりの部分が犠牲になっているのではないか」との見解が示されているが、地域を支える第一次産業の重要性に対する認識が欠如しているのではないかという懸念を有するものである。

例外なき関税撤廃を前提とする環太平洋戦略的経済連携協定への参加は、単に国内食料自給率の低下を招くばかりでなく、日本農業と地域社会を崩壊させるものであり、全国有数の食料供給県である本県においても、農業生産額の大幅な減少など様々な影響が予想される。

さらに、農業は、地域において生産資材や農業機械等の製造業、食品加工、運輸、流通・販売、観光など広範囲な産業と密接に結びついており、農業への壊滅的な打撃は、単に農業関係者だけでなく、あらゆる産業において地域経済をより一層大きく冷え込ませ、雇用環境を極度に悪化させるおそれがある。

現在、国におかれては、11月のアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議までに、環太平洋戦略的経済連携協定を含む「包括的経済連携に関する基本方針」の策定を行う予定としているが、我が国の農業振興や食料安全保障をはじめ、経済全体に与える影響を十分考慮し、より慎重な対応をする必要がある。よって、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

1　関税撤廃が原則である環太平洋戦略的経済連携協定への参加は国内農業へ甚大な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情をきわめて危険な状況に追い込み、食料安全保障の観点から国の存続を危うくする可能性が高いため、拙速に参加を表明しないこと。

2　環太平洋戦略的経済連携協定への参加について、そのメリット・デメリットについて、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行うこと。

3　今後、国際貿易交渉に当たっては、『「多様な農業の共存」を基本理念として、食料安全保障の確保や農業の多面的機能の発揮を図るなど、日本提案の実現を目指す。』というこれまでの我が国の基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
外　務　大　臣　前　原　誠　司　様
農林水産大臣　鹿　野　道　彦　様
経済産業大臣　大　畠　章　宏　様
内閣官房長官　仙　谷　由　人　様
国家戦略担当大臣　玄　葉　光一郎　様

平成22年11月定例会
【議員提出議案第１号】

朝鮮高級学校に関する前提条件なしの高校授業料無償化に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

朝鮮高級学校に関する前提条件なしの高校授業料無償化に反対する意見書

朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするかについて、文部科学省が５月に設置した「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」は、８月末に、教育課程等については、個々の具体的な教育内容については基準としないとする報告書を取りまとめた。

これを受け文部科学省は、11月５日に、同検討会議の結論をほぼ踏襲した「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号ハの規定に基づく指定に関する規程」を正式に発表した。これにより、外形的な基準が整えば、朝鮮高級学校が高校授業料無償化の対象となる可能性が極めて高くなった。

しかし、朝鮮高級学校では、特に歴史教育において、金日成・金正日に対する徹底した個人崇拝のもと、客観的な事実に基づく朝鮮の歴史ではなく、「金日成・金正日の家系史」が教育されており、到底「歴史教育」あるいは「民族教育」と呼べる内容ではない。

さらには、朝鮮戦争は米国・韓国が引き起こした、大韓航空機爆破事件は韓国のでっち上げ、拉致問題についても日本当局が極大化したなどの、虚偽・捏造の歴史が教育されている。このような教育内容は、朝鮮高級学校に通う子供達に対して、日本社会や国際社会に対する軋轢を生み出すものであり、独裁体制を支えるための「思想教育」として人権侵害の疑いさえある。

このように、教育内容について数多くの問題点が指摘されているが、政府案では指定の前に教育内容を判断することはできず、指定に際しての「留意事項」として改善を促すこととなる。しかし、留意事項の履行状況の確認についても、必要と認めるときに報告を求めるにとどまり、原則的には朝鮮学校に自主的な改善を促すのみであることから、真に教育内容の是正が図られるかは保障されていない。

なお、公安調査庁は、朝鮮高級学校の管理・運営は朝鮮総連の指導の下に進められており、朝鮮総連の影響は、朝鮮高級学校の教育内容、人事、財政に及んでいると国会で説明している。さらに、北朝鮮の朝鮮労働党の機関紙は、就学支援金の支給は、生徒への支援ではなく朝鮮高級学校への支援であるという認識の報道を行っている。このような状況のもとで朝鮮高級学校を無償化の対象としても、就学支援金が真に生徒の教育費負担の軽減に充当されることを保障することは、極めて困難である。

朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするか判断する

に際しては、教育内容の是正及び就学支援金が生徒の授業料の支払いに充当されることを審査の前提条件とすべきであり、朝鮮高級学校がその条件を受け入れない場合、公金を投入して無償化の対象とするべきではない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
内閣官房長官　仙　谷　由　人　様
文部科学大臣　髙　木　義　明　様
国家戦略担当大臣　玄　葉　光一郎　様

【議員提出議案第２号】

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることとなっている。一方、他のアジア諸国では、一部の国を除き、外国人や外国法人の土地所有については、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している状況にある。

近年、スキー場、ゴルフ場、温泉施設などへ外国資本が進出しており、このような投資による土地所有が無制限に拡大するようなことになれば、日本国民の安全保障や国土保全の観点から国家基盤を揺るがす問題に発展しかねないとの危惧がある。

外国人の土地取得の制限については、大正14年に制定された外国人土地法において、国防上重要な地区などで土地取得を制限できるとしているが、具体的な地区を指定した政令は終戦直後に廃止され、同法は実効性を失っている状況にある。外国人らの土地取引を巡っては、長崎・対馬で自衛隊施設に隣接するホテルを韓国資本が購入したことなどを受け、安全保障上の問題も指摘されている。

加えて、今後、河川の上流域などの水源地域において、地域の合意がないまま森林売買が増加していけば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、日本国民の共有の資産である国土保全及び安全保障の観点から、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
総　務　大　臣　片　山　善　博　様
内閣官房長官　仙　谷　由　人　様
農林水産大臣　鹿　野　道　彦　様
国土交通大臣　馬　淵　澄　夫　様
国家戦略担当大臣　玄　葉　光一郎　様

【議員提出議案第３号】

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対する関心や期待はかつてないほど高まっている。

しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、100年に一度とも言われた世界的な経済不況は、とりわけ経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらし、今や、我が国の林業・木材産業そして山村は危機的な状況に陥っている。

このような厳しい状況の中、今後、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、森林経営の安定と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、施業の集約化、路網整備や利用間伐を進めつつ、国産材の振興により林業・木材産業を活性化するとともに、公的森林整備体制を確立することが緊要である。

よって、国におかれては、森林・林業・木材産業の活性化を図るため、次の施策を講じられるよう強く要望する。

記

1　地球温暖化対策税（環境税）の創設等による森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び山林相続税の負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。

2　環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、木材関連エコポイント制度の拡充、公共建築物木材利用促進法に基づく木材の利用拡大、さらに再生可能エネルギーの全量買取制度の実現などによる木質バイオマス利用促進対策の充実を図ること。

3　間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、路網整備等経営基盤の整備、担い手の育成確保対策の強化を図り林業を再生するとともに、所有者の負担軽減のため森林整備に要する経費について助成の充実を図ること。

また、増大しているシカ等による獣害対策の一層の推進を図るとともに、被害拡大しているナラ枯れ等を防止するための森林病害虫対策を図ること。

4　近年の集中豪雨の多発による甚大な山地災害の発生状況を踏まえ、緑のダムとしての機能を有する森林の再生を通じた安全・安心の確保に向け、国土保全としての治山対策を推進すること。

5　水源林造成を計画的に推進するための実行体制を整備し、施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域におい

て国の関与の下での森林整備を確保すること。
　また、国民共有の財産である国有林について、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、我が国森林・林業施策の推進に貢献するため、国による一体的かつ安定的な管理運営体制を確立すること。
6　地球温暖化がグローバルな環境問題となる中で、違法伐採対策の積極的な普及・啓発、及び国内での合法木材の普及・定着を図ること。また、関税撤廃を原則としている環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）参加については慎重に対応すること。
　また、国土の保全及び我が国の安全保障の観点から、外国資本等による森林・土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備など対策を強化すること。
7　森林整備法人（都道府県林業公社等）の円滑な森林整備を推進するための地方財政及び金融措置を含む支援策を強化すること。
　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
　平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
財務大臣　野　田　佳　彦　様
農林水産大臣　鹿　野　道　彦　様
環境大臣　松　本　　龍　様

【議員提出議案第４号】

ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV-１）総合対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
　　渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV-１）総合対策を求める意見書

ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV-１）は、致死率の高い「成人Ｔ細胞白血病（ATL）」や、進行性の歩行・排尿障害を伴う「せき髄疾患（HAM）」等を引き起こし、国内の感染者数（キャリア）は100万人以上と推定され、その数はＢ型・Ｃ型肝炎に匹敵する。毎年約1,000人以上がATLで命を落とし、HAM発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいる。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていない。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が６割以上を占めている。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことである。そのため、自分自身がキャリアであることを知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがある。この場合、母親の苦悩は言葉では言いあらわせない。一部自治体では、妊婦健康診査時にHTLV-１抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止している。

平成22年10月６日、厚生労働省は、官邸に設置された「HTLV-１特命チーム」における決定を受け、HTLV-１抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう通知を改正し、各自治体に発出した。これにより全国で感染拡大防止対策が実施されることになったが、そのためには、医療関係者のカウンセリング研修やキャリア妊婦等の相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発等の総合的な対策の推進が不可欠である。

よって、国におかれては、ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV-１）の感染拡大防止に伴う「HTLV-１総合対策」を推進するため、下記事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

1　医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急に実施すること。
2　HTLV-１母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウンセリング体制の整備を図ること。
3　相談支援センターを設置し、感染者及び発症者の相談支援体制の充実を図ること。
4　感染者及び発症者のための診療拠点病院の整備を推進すること。
5　発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
6　国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。
7　発症者への支援、福祉対策を推進すること。
　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
　平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
厚生労働大臣　細　川　律　夫　様

【議員提出議案第５号】

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
　　渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的にあらわれるという特徴を持っている。

平成22年４月、厚生労働省から、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものである。このことは患者にとって朗報であった。しかし、本症の治療に有効なブラッドパッチ療法についてはいまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は依然として厳

しい環境に置かれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初３年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、平成22年８月に遂に中間目標数を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、平成22年度中に診断基準を定めるべきである。そして、平成23年度には、診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労働災害保険、自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、国におかれては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現されるよう、下記事項について強く要望する。

記

1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。

2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、平成23年度ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。

3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
総 務 大 臣　片　山　善　博　様
文部科学大臣　髙　木　義　明　様
厚生労働大臣　細　川　律　夫　様
国土交通大臣　馬　淵　澄　夫　様

【議員提出議案第６号】

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

現在、中小企業を取り巻く環境は、消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、７－９月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針を全く示すことはなく、「政策の予見性」が欠如していると言わざるを得ない。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益をさらに深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況にもかかわらず、政府は「緊急保証制度」の延長打切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も期限を迎える。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることにより資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響する。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要である。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要である。

一方、平成23年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されている。法人税率引下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって、国におかれては、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施されるよう、下記事項について強く要望する。

記

1　中小企業の資金繰り支援策として、平成22年度末（平成23年３月）で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。

2　成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。

3　平成23年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
財 務 大 臣　野　田　佳　彦　様
経済産業大臣　大　畠　章　宏　様

【議員提出議案第７号】

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

国は、当初、本年６月からの導入を予定していた高速道路等の新料金制度について、二転三転するその足並みの乱れから先送りし、まずは６月28日から来年３月末までの間、全国37路線50区間において、高速道路の無料化の社会実験を開始した。

しかしながら、高速道路等の無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定は、ＪＲやバス、フェリー等との適切な役割分担を損ねるばかりでなく、我が国の交通体系の崩壊

に繋がりかねない。すなわち、高速道路等の無料化や安価な料金設定の影響を受け経営が悪化し、地域の交通網が縮小することとなり、その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できず、地方部のさらなる衰退を招くおそれがある。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性については大いに疑義がある。

このように多くの問題点を抱えているにもかかわらず、国は、今後も高速道路等の無料化を段階的に進めるとしているが、この施策が国策によることを考えれば、本来、総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、現政権が今回進めている施策によって影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、その維持・存続のために公的支援策を同時に継続すべきである。

よって、国におかれては、平成23年度予算編成において公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要望する。

記

1　公共交通機関の安定的な運営を踏まえて、総合的な交通体系の構築を図ること。

2　高速道路等と競合し影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、事業者の実情を踏まえた支援を講じること。

3　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、地域住民の日常生活に欠かせない交通手段として極めて重要な役割を果たしている肥薩おれんじ鉄道等並行在来線の安定的な維持存続やＪＲ九州をはじめとするいわゆるＪＲ三島会社及びＪＲ貨物の財務基盤の安定化等を図るため有効活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横路孝弘　様
参議院議長　西岡武夫　様
内閣総理大臣　菅　直人　様
総務大臣　片山善博　様
財務大臣　野田佳彦　様
国土交通大臣　馬淵澄夫　様
行政刷新担当大臣　蓮　舫　様

【議員提出議案第８号】

議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置付けの明確化等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　岩中　伸司
大西　一史　　堤　泰宏

熊本県議会議長　小　杉　直　様

議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置付けの明確化等を求める意見書

地方分権をさらに推進するためには、地方自治体において自治立法権を担う地方議会が住民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、監視機能を十分に発揮する必要がある。

本県議会は、これまで議会活動の透明性の向上を図るとともに、議員による政策条例の策定等議会に与えられた機能の充実に努めてきた。今後とも、本県議会では、住民の負託と信頼にこたえるため、地域の実情に即した自主的な議会運営を目指し、みずから議会機能の向上に努めることとしている。

その上で、地方分権をさらに推し進めるためには、議会活動の自由度を高めつつ、地方自治体における立法府にふさわしい法的権限を確立する必要がある。

また、議会を構成する地方議会議員が、行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。しかしながら、議員の責務に関する法律上の規定がないこともあり、議員活動に対する住民の理解が十分得られていないのが現状である。

議会が住民に期待される機能を十分発揮できるようにするため、公選職としての地方議会議員の責務を法律上明記するとともに、専業化している都道府県議会議員の特性を踏まえて、議員の責務を果すにふさわしい活動基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、速やかに関係法律の改正を行い、地方自治体における立法府にふさわしい地方議会の法的権限を確立するとともに、地方議会議員の活動基盤を強化するため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　地方自治法の抜本改正に当たっては、議会の権限を明確にするため、議会の立法権及び行政監視権を明示する基本規定を設けるとともに、会期制度のあり方など議会の活動・運営・組織に関する事項は条例及び会議規則に委ねること。

なお、専決処分や再議など長優位の制度は抜本的に見直すこと。

2　真の二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。

3　議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。

4　住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、責務遂行の対価について、都道府県議会議員については「地方歳費」または「議員年俸」とすること。

5　地方議会議員の活動基盤を強化するため、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、住民意思の把握や議員活動報告のための諸活動を加え、幅広い議員活動または会派活動に充てることができることを明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　直　人　様
総務大臣　片　山　善　博　様

【委員会提出議案第１号】

民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘

熊本県議会議長　小　杉　直　様

民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書

防衛省は、去る11月10日付けで「隊員の政治的中立性の確保について」と題する事務次官通達を出し、自衛隊施設での民間人による発言を制限しようとしていることが明らかにされた。

この通達がなされるきっかけは、11月３日に航空自衛隊入間基地で開かれた航空祭で、自衛隊を後援する民間団体「航友会」の会長が政権を批判したように取れる挨拶が行われたことによるものである。

これを伝え聞いた北澤防衛相が通達を指示したとされ、通達は会長の発言を自衛隊法などの「政治的行為の制限」違反との誤解を招く「極めて不適切な発言」と断じた上で、「①政治的行為と誤解されることを行わないよう参加団体に要請する」、「②誤解を招く恐れがある場合は参加を控えさせる」等の対応策を求めている。

今まで、各地の自衛隊関係施設で多くの記念行事が開催されてきたが、そこでは自衛隊ＯＢや支援者が来賓として招かれ、民間人として自由な立場から様々な挨拶が行われてきている。

その後、防衛省は「通達は隊員あてに示されたもので、一般の国民の行為を規制しようとするものではない」として憲法上問題ないとしている。しかしながら、この通達を理由に、挨拶を控えるよう要請した例や、民間人の挨拶について基地側が「発言に気を付けるように」と求めたとの報道がなされている。

このように、民間人の発言を統制するような通達は、言論の自由を阻害するものであり、自衛隊関連行事に出席する民間人の来賓発言をチェックすることは、憲法で禁止されている検閲につながり表現の自由を侵害するものである。

よって、国におかれては、言論の自由等を阻害しかねない事務次官通達については速やかに撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
防 衛 大 臣　北　澤　俊　美　様

【委員会提出議案第２号】

公私立学校間の格差是正に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘

熊本県議会議長　小　杉　直　様

公私立学校間の格差是正に関する意見書

本年４月から公立高等学校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が施行され、公立高校の無償化とあわせて、私立学校には就学支援金が支給されることとなり、保護者の経済的負担の軽減が図られたところである。

しかしながら、依然として保護者の経済的負担は公私間で著しい格差があり、公立高校の授業料が無償化になったことにより、むしろその格差が広がったかのような感さえある。

本県では、高校生の３割が私立学校に通っており、各私立学校は、独自の建学の精神に基づき、時代に対応した特色ある教育を展開しており、本県公教育の振興発展に果たす役割は極めて大きい。

そのような中、少子化に伴う生徒数の大幅な減少等により、私立学校の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面する一方、公立高校及び私立高校の生徒１人当たりに投入される公費にも大きな格差があるのが現状である。

公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な教育の発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第１条及び教育基本法第８条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立学校の公教育に果たす役割の重要性にかんがみ、私学助成のなお一層の充実など公立学校との格差是正を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
総 務 大 臣　片　山　善　博　様
財 務 大 臣　野　田　佳　彦　様
文部科学大臣　髙　木　義　明　様

【委員会提出議案第３号】

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　溝口　幸治

熊本県議会議長　小　杉　直　様

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

国は、本年６月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、今後、詳細な検討を行い平成25年から新制度への施行を目指すとしている。

この「新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育所への入所を保護者と保育所の間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、「認可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに保育を産業化させようとするものである。

市町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により保育所が福祉から私益追求の

場になるおそれがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数出ることも懸念される。

よって、国におかれては、新システムの検討に当たって下記事項に配慮されるよう強く要望する。

記

1　国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度でなく、児童福祉法第２条及び第24条により国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充すること。

2　国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。

3　規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
財 務 大 臣　　野　田　佳　彦　様
厚生労働大臣　　細　川　律　夫　様

【委員会提出議案第４号】

自衛隊熊本病院診療の一般開放を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　溝口　幸治

熊本県議会議長　小　杉　直　様

自衛隊熊本病院診療の一般開放を求める意見書

昭和32年に開院した自衛隊熊本病院は、諸般の理由から現在まで自衛隊員とその扶養家族についてのみの診療に限定して実施している。しかしながら、医療の練度維持を図るためには、病院の能力の範囲内において、より多くの患者を診療することが有効であると考えられる。

一方、自衛隊病院には、退職自衛官の在職間の健康診断や治療の膨大な記録が累積されており、退職者の診療に際し、このデータの活用は極めて有効である。

また、自衛隊熊本病院の緊急時の救急医療対応能力については、大規模災害時の緊急医療のための訓練を熊本市などと協力して実施し、災害時の自衛隊員以外の患者の治療について訓練実績を積んでいるところである。なお、さきに実施された「平成22年度熊本県国民保護共同実働訓練」においては、自衛隊熊本病院の緊急時の救急医療対応能力が高く評価されている。

一般に診療を開放する自衛隊病院は、全国的には当初少数であったが、近年拡大する傾向にある。最初は、昭和52年に専門的な知識と高度な医療技術・設備を有する所沢の防衛医科大学校病院が、地元住民からの強い要望を受け入れ、かつ学生教育にも寄与できるとして、一般への診療開放を開始した。その後、平成５年に同様の趣旨から東京三宿の自衛隊中央病院が開放され、平成11年以降、横須賀病院、富士病院、福岡病院、札幌病院と診療の一般開放が逐次拡大され、阪神病院では平成23年度中の診療開放を目指して手続中である。

自衛隊熊本病院診療の一般開放が実施されれば、退職自衛官とその家族の福利厚生の増進はもちろんのこと、病院近傍の住民の急患への対応、災害時における救急救命患者の診療など、広く県民が恩恵を受けるのは明らかである。

よって、国におかれては、退職自衛官等の福利厚生の増進を図るとともに、近隣住民の救急対応や災害時における救急救命患者の診療が図られるよう、自衛隊熊本病院診療の一般開放について強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
厚生労働大臣　　細　川　律　夫　様
防 衛 大 臣　　北　澤　俊　美　様

【委員会提出議案第５号】

養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成22年12月17日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　溝口　幸治

熊本県議会議長　小　杉　直　様

養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書

養護老人ホームは、明治時代、貧困により生活に困窮した高齢者の受け入れ施設「養老院」が始まりとされており、それ以降、救護法（昭和４年）、生活保護法（同25年）、老人福祉法（同38年）と一貫して、低所得高齢者の福祉対策、つまり弱者救済の措置施設として運営が図られてきている。

現在、熊本県における施設数は38箇所であり、うち11箇所（約29％）の施設が30年以上経過しており、多くの入所者（高齢者）は老朽化が激しく劣悪な環境下での生活を余儀なくされている。

よって、国におかれては、養護老人ホーム入所者が今後も文化的かつ健康的な生活が保障されるとともに、養護老人ホームの経営安定が図られるよう、下記事項について十分な措置が講じられるよう強く要望する。

記

1　養護老人ホームへの措置権限を有している市町村において、その地域におけるニーズに十分対応できるよう財政支援の拡充措置を講じること。

また、県が建設補助基準単価の引き上げを行うことができるよう、養護老人ホームの改築等に係る施設整備の交付税措置について拡充措置を講じること。

2　養護老人ホームにおける施設の改修や建替え等に係る借入金の償還金及びその利息への充当については、平成21年６月１日付けの国通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」により、措置費のうち民間施設給与等改善費として加算された額を限度とするなど制度上の規制があり、その財源の捻出に運営上大きな支障を来たしていることから、なお一層の規制の緩和を講じること。

3　養護老人ホームの措置（運営）費には、減価償却費が積算されておらず、また、入所者から居住費を徴収することができないことなどから、施設において改築等に係る十分な資金を確保することが困難な状況にあるため、独立行政法人福祉医療機構からの借入について、次の事項について

改善措置を講じること。
（１） 融資率について、100％に引き上げること。（現在80％）
（２） 償還期間について、25年以内に延長すること。（現在20年以内）
（３） 貸付利息に対する優遇措置のため、老朽民間社会福祉施設整備事業等一部整備事業にある無利子貸付制度の適用を図ること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　小　杉　直
衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
厚生労働大臣　細　川　律　夫　様

【委員会提出議案第６号】

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成22年12月17日提出
提出者　農林水産常任委員会委員長　佐藤　雅司
熊本県議会議長　小　杉　直　様

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

国は、本年３月末、「食」と「地域」の早急な再生を目指した新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で、我が国の農業生産力を支える重要な役割を果たしている農業生産基盤は、必要な整備等を今後とも推進することとしている。

しかしながら、平成23年度の国の概算要求額は、６割以上削減された平成22年度のわずか５％増にとどまり、農山漁村地域整備交付金については現状維持で、大幅に削減されたままの状態となっている。

さらには、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加表明や菅総理大臣を本部長とする「食と農林漁業の再生推進本部」が設置され、持続的な力強い農業を育てる対策について検討がされようとする一方、農業の生産基盤である農地や水の整備を行う農山漁村地域整備交付金については、政策コンテストの結果を見れば、概算要求額の確保さえままならない政策的整合性を著しく欠く状況となっている。

農産物価格の低迷や農家の高齢化等で地域農業の継続さえ厳しくなっている農村では、予算削減やＴＰＰ等の問題を契機として、農業の先行きについての不安感がさらに広がり、それが絶望感に変わりつつある。

このように、必要な予算が確保されず整備が先送りとなれば、地域の農業振興、集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけでなく、そのつけを次世代に回すことになり、将来の食料の安定供給や財政負担への不安を増幅させるものである。

よって、国におかれては、食料・農業・農村基本計画における農業農村整備に関する施策を具体的に推進するとともに、「食と農林漁業の再生推進本部」で検討される力強い農業を実現するためにも、予算編成に当たり下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

１　農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金については、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。
２　特に、農山漁村地域整備交付金については、地方自治体が裁量を発揮して取り組む制度であることから、地方が必要とする予算規模に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成　年　月　日
熊本県議会議長　小　杉　直
衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
財務大臣　野　田　佳　彦　様
農林水産大臣　鹿　野　道　彦　様

【委員会提出議案第７号】

有明海・八代海の再生に向けた早急な対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。
平成22年12月17日提出
提出者　環境対策特別委員会委員長　吉永　和世
熊本県議会議長　小　杉　直　様

有明海・八代海の再生に向けた早急な対策を求める意見書

有明海・八代海は、貴重な自然環境や水産資源の宝庫であり、「宝の海」としてその恵みを後世に継承すべきものである。県では、平成12年度のノリ色落ち被害以来、有明海・八代海を豊かな海として再生することを目指し、近隣県との連携、国の協力を得ながら、覆砂事業や生活排水施設の整備など、再生へ向けた取り組みを行ってきた。しかし、有明海・八代海の漁業生産は依然として大変不安定な状況が続いている。

このような中、平成22年12月６日、諫早湾干拓事業と有明海の環境変化との因果関係を争点とした諫早湾干拓潮受堤防撤去等請求訴訟の福岡高裁控訴審において、佐賀地裁判決を支持し、５年間の排水門開放を命じる判決がなされた。本県はこれまで、有明海の環境変化の原因究明のために諫早湾干拓事業の開門調査は必要であるが、県内の漁業者の中には開門による赤潮発生等の悪影響を懸念する声もあることから、開門調査の実施については、現在実施している環境アセスメントに基づき、関係者が納得するように十分な検討を行うよう主張してきたところである。

有明海・八代海の再生を図るためには、徹底した調査により環境変化の原因究明を行うことが必要であるとともに、有明海・八代海を豊かで良好な漁場として恒久的に維持するため、海域への環境負荷を抑制し水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等を早急に講じることが必要である。

よって、国におかれては、有明海・八代海の再生に向け、下記事項について特段の措置を講じられるよう改めて強く要望する。

記

１　有明海・八代海の赤潮等の環境変化の原因究明に必要な調査を引き続き行うと同時に、水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等を国が主体となって早急に実施していくこと。
２　「諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査」については、「開門調査に係る環境影響評価」をできる限り迅速

に行い、その結果をもとに、環境保全に配慮した開門方法の工夫や影響の低減措置などについての十分な検討を行い、国の責任のもとに開門調査の実施につなげること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
農林水産大臣　鹿　野　道　彦　様
環境大臣　松　本　　龍　様

平成23年２月定例会

【議員提出議案第１号】

地域公共交通の維持・再生・活性化の基盤となる交通基本法の早期制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

地域公共交通の維持・再生・活性化の基盤となる交通基本法の早期制定を求める意見書

私たちの暮らしにおいて、通勤、通学、通院、買い物などに必要な移動手段は、生活に欠かせないライフラインの一つである。

しかし、公共交通が充実していない地方においては、自家用車の有無により、移動の自由の格差が生じる。また、自動車社会の進展は、自家用車による利便性の向上の反面、自分で運転できない高齢者や身体の不自由な人、経済的理由により自家用車を持てない人など、いわゆる「交通弱者」を生んでいる。

一方、「交通弱者」の移動手段である地域の公共交通は崩壊の一途をたどり、最も生活に身近なバス路線は、全国で毎年2,000キロ相当が廃止され続けているのが現状である。

熊本県下でも、民間バス事業者の収益悪化に伴う赤字路線の撤退などがあり、自治体がコミュニティーバスなどの運営でかろうじて地域の足を支えているのが現状である。

さらに、熊本県は高齢化の進行が全国的にも早い地域であり、過疎地域の交通弱者のさらなる増加が心配される。

現在、憲法に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を阻害する要因である交通にかかわるさまざまな問題を解決し、交通弱者を生まない新たな社会づくりの指針となる「交通基本法案」が国会に提出されている。

この法律の成立によって、国、自治体、事業者等が一体となって、総合的かつ計画的な取組みを推進することにより、地域の実態に合うように地域公共交通が維持・再生・活性化され、国民が、真に暮らしやすい生活を実現することが求められている。

よって、国におかれては、以上の主旨を踏まえ、交通基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を堤出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
国土交通大臣　大　畠　章　宏　様
国家戦略担当大臣　玄　葉　光一郎　様

【議員提出議案第２号】

公共交通機関のバリアフリー化のさらなる推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

公共交通機関のバリアフリー化のさらなる推進を求める意見書

本格的な高齢社会を迎えたことで、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築がますます求められている。また、障害者が必要なサービスを享受しながら、自立し、安心して暮らすためにも公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題である。

国は、これまで平成18年制定の「バリアフリー新法」に基づき、１日の平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅やバスターミナル等について、平成22年までにすべてバリアフリー化することを目標に取り組みを進めてきた。

しかしながら、例えば鉄道駅のバリアフリー化の進捗率は、約77％（平成22年３月末現在）にとどまっている。

よって、国においては、新たな政府目標を定めた上で、国、地方公共団体、事業者の連携強化を図りつつ、地域のニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化をさらに推進するよう、下記事項を実施されるよう強く要望する。

記

1　新たな政府目標を早急に定め、地方公共団体、事業者の理解を得るよう周知徹底に努めること。
2　市町村によるバリアフリー基本構想の作成がさらに進むよう、未作成地域を中心に、実効性のあるよりきめ細かい啓発活動を行うこと。
3　地方公共団体の財政状況に配慮し、補助等の支援措置を充実すること。
4　鉄道駅のホームにおける転落防止効果が期待されるホームドア（可動式ホーム柵）の設置が促進されるよう、事業者に対して指導すること。
5　身体障害者や要介護者など移動制約者の福祉輸送ニーズに対応した福祉タクシーやノンステップバスの普及に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横　路　孝　弘　様
参議院議長　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　菅　　直　人　様
国土交通大臣　大　畠　章　宏　様

【議員提出議案第３号】

米の戸別所得補償制度の見直し及び農業農村整備に関する施策の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

米の戸別所得補償制度の見直し及び農業農村整備に関する施策の推進を求める意見書

農林水産省が、昨年12月27日に発表した平成22年産米の11月の相対取引価格は、全銘柄平均で60キロ当たり１万2,630円となり、新米が出回った９月から３カ月連続で最安値を更新した。前年度比15％減で2,250円も安く、米価下落に農業者は大きな不安を抱えている。

米価下落の大きな要因は、米の過剰在庫が根底にあるものの、戸別所得補償制度そのものに米価下落誘発を制度として内包していることである。米農家が戸別所得補償のある分だけ業者から値下げを迫られているケースもあり、生産現場に混乱を招いている。

国は、昨年末になりようやく過剰米約18万トンを、政府備蓄米として買い入れし、主食用米の市場から隔離することを決めた。しかし、これだけでは一過性の対策に過ぎない。今年度実施した米の戸別所得補償モデル事業自体を、しっかり検証することなく本格実施を行えば、農業者にさらなる不安と混乱を招くことになりかねない。

戸別所得補償制度は、小規模農家支援を掲げながら、平成23年度予算案で一転して規模拡大加算を打ち出すなど、矛盾も見えてきた。しかも、平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施を前に、鹿野農林水産大臣は通常国会への関連法案提出を見送る方針を示し、これまで「法案を提出する」としてきた民主党政権の歴代農相答弁を覆した。

よって、国におかれては、農業者の不安を取り除くためにも、方向性をしっかり定めるべきであり、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1　平成22年度の米戸別所得補償モデル事業を検証し、検証結果を早急に示すこと。
2　大幅な価格下落時に支払われる変動部分を、全国一律から地域ごとの再生産価格を補償するなどの、柔軟な制度に改めること。
3　農村の生活環境の改善、農地の確保や基盤整備、用水の確保や道路などインフラ整備を早急に実施･促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
農林水産大臣　　鹿　野　道　彦　様

【議員提出議案第４号】

若者の雇用対策のさらなる充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

若者の雇用対策のさらなる充実を求める意見書

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は、昨年12月１日時点で68.8％にとどまり、調査を開始した平成８年以降で最悪となった。日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態である。

景気低迷が長引く中、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらないといった、いわゆる雇用のミスマッチ（不適合）が就職内定率低下の要因の一つと考えられる。

国は、こうした事態を深刻に受けとめ、今こそ若者の雇用対策をさらに充実させるべきである。

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求めても、事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されている。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも、自治体が行う中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的な支援が必要と考える。

本県においても「ジョブカフェくまもと」や10地域振興局に設置している「ジョブカフェ・ブランチ」により、若者の就業相談やマッチング支援に取り組んでいるが、大学生の就職状況は全国と比べてもなお一層厳しい状況にある。

よって、国におかれては、雇用ミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定、実施されるよう強く要望する。

記

1　人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」を自治体が積極的に取り組めるよう支援すること。
2　就活ナビサイトの整備等を通じて、地域雇用の情報格差を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
厚生労働大臣　　細　川　律　夫　様
経済産業大臣　　海江田　万　里　様

【議員提出議案第５号】

北方領土問題の早期解決を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　熊本県議会議員　西岡　勝成　　竹口　博己
渡辺　利男　　大西　一史

熊本県議会議長　小　杉　直　様

北方領土問題の早期解決を求める意見書

北方領土は、歴史的にも国際法上も、わが国固有の領土であることは明白であり、北方領土の一日も早い返還実現は、日本国民すべての願いである。

しかしながら、ロシアのメドベージェフ大統領は、昨年11月、我が国固有の領土である北方四島の一つ、国後島を訪問した。また、その後も、シュワロフ第１副首相やセルジュコフ国防相など、ロシアの政府高官による北方領土の訪問が行われた。

メドベージェフ大統領は、「これらの島々はロシアの不可

分な領土」とし、安全保障のために、兵器や装備の近代化や追加配備を指示し、領土問題で譲歩しない姿勢を鮮明にしている。

このような中、先般の日露外相会談では、両外相は領土問題で双方の立場を述べ合っただけに終わり、問題解決の道筋すら立っていない。

また、ロシアは、北方領土の開発に、外国企業の誘致に積極姿勢を示しており、中国や韓国からの企業の進出計画が明らかになっている。北方領土返還を求める我が国の立場からは、第三国による北方領土への投資は、ロシアの管轄権を認めることに繋がり、決して容認できるものではない。

北方領土への大統領等の訪問や第三国の企業進出による開発は、ロシアによる不法占拠を既成事実化するものであり、日本国民の感情を逆なでするもので到底許されるものではない。

よって、国におかれては、北方領土が日本固有の領土であるとする我が国の主張の正当性を国際社会に訴えていくとともに、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情にこたえ、北方領土問題の一日も早い解決に向けて、これまでの両国間の合意や作成された文書及び法と正義の原則を基礎として、毅然とした姿勢を貫き、外交交渉を推し進めるよう強く要望する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横路孝弘　様
参議院議長　西岡武夫　様
内閣総理大臣　菅　直人　様
外務大臣　松本剛明　様
内閣府特命担当大臣　枝野幸男　様
（沖縄及び北方対策）

【委員会提出議案第１号】

熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　議会運営委員会委員長　中原　隆博

熊本県議会議長　小　杉　直　様

熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第２条第１項の規定により、平成23年４月10日に行われる熊本県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成23年４月10日に行われる熊本県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口に基づくこととする必要がある。

【委員会提出議案第２号】

工業用水道事業の経営健全化のための財政支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　経済常任委員会委員長　池田　和貴

熊本県議会議長　小　杉　直　様

工業用水道事業の経営健全化のための財政支援を求める意見書

本県工業用水道事業の運営においては、経営健全化に向け、これまで経費削減はもとより国の基準料金限度額までの料金改定、さらには、未利用水の一部を上水道へ転用するなど、さまざまな取り組みを行ってきたところである。

しかしながら、本県が運営する有明工業用水道事業において、水源確保のために参加した国営の竜門ダム建設の長期化等により、ダム関連経費が大幅に増加し、工業用水道事業の全体事業費の約50％に達するなど、給水コストを著しく引き上げており、本県の経営努力だけでは解決することが難しく、厳しい事業運営を余儀なくされている。

このような中、本県の有明及び八代工業用水道事業は、昭和50年代の事業開始以来、既に30年以上が経過し、施設の老朽化が目立ってきている。しかし、現在の改築事業の国庫補助採択基準は、計画期間10年以内で、計画額20億円以上と、小規模な改築事業が対象外となっているばかりでなく、改築補助率も建設補助率35％の３／４と低く設定されている。このため、本県のように経営余力のない事業体にとっては、地方の負担も大きく設備更新が進まず、将来の工業用水道事業運営に支障が出ることが懸念されている。

工業用水道事業の国庫補助は、平成23年度以降、新たな交付金制度に移行することが決定されているが、現行の国庫補助採択基準が変更されず適用されることから、依然として小規模な改築事業は対象とならないという制度上の問題が残ることとなる。

よって、国におかれては、地域の産業の振興に不可欠な工業用水の安価で安定的な供給を維持するために、新たな支援制度の創設や施設整備に関する支援を拡充されるよう下記事項を強く要望する。

記

１　給水コストが著しく高額となった事業への産業政策上の支援について、給水料金を適正な価格に抑え、かつ、工業用水道事業経営の安定化を図るため、現実の給水コストと給水料金との差額に対する財政支援制度を創設すること。

２　改築事業に係る国庫補助制度の新たな交付金制度への移行に当たっては、対象要件の一層の緩和及び負担割合の引き上げなどの制度の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　横路孝弘　様
参議院議長　西岡武夫　様
内閣総理大臣　菅　直人　様
経済産業大臣　海江田万里　様

【委員会提出議案第３号】

荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　経済常任委員会委員長　池田　和貴

熊本県議会議長　小　杉　直　様

荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書

菅総理大臣は、平成20年７月に民主党代表代行として熊本に来られた際に、「県営であっても、自然を回復する事業なら、国として費用の一部を負担することも検討されるべき」と発言されている。さらには、昨年７月の参議院議員選挙の際には、総理大臣として来熊され「県営ダムだが、国としてもできるだけ協力したい」とも発言されている。また、県内の民主党関係議員からも、「ダム撤去に向けて、財政面をはじめさまざまな支援を惜しまない」との発言も相次いで行われた。知事の荒瀬ダム撤去の方針決定に当たっては、このような経緯の中で、県民の間に、政権与党の民主党に対して「国が財政支援をし、荒瀬ダムを撤去できる」という期待感が高まったことが大きな要因となっている。政権交代すれば国が財政支援し、撤去費用を確保できるという期待である。

一方、荒瀬ダム撤去には、ダム本体等許可工作物の撤去をはじめ、道路の安全確保やダム周辺地域の浸水対策など巨額の費用が見込まれる。設置者である県だけでは到底対応できず、国による支援が必要不可欠な状況にある。平成22年度に、河川事業で社会資本整備総合交付金の活用が認められ、さらに、道路嵩上げや護岸の補強等についても交付金の対象となることが確認されたものの、知事の必死の働きかけにもかかわらず、ダム本体撤去については支援の目途が立っていない状況にある。

菅総理大臣は、先般、国会の場で、「自然回復の観点も含め、国による支援の可能性について検討を指示したい」と再度発言されているが、今までの自身の発言を踏まえ、約束を守る姿勢を大事にして、地元の期待にこたえ、ぜひともダム撤去が円滑に進むように対応していただく必要がある。

よって、国におかれては、荒瀬ダム撤去を全国のダム撤去のモデルとして位置づけられ、社会資本整備総合交付金の別枠確保や新たな補助制度の創設等による財政支援を積極的に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
国土交通大臣　　大　畠　章　宏　様

【委員会提出議案第４号】

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　総務常任委員会委員長　小早川宗弘

熊本県議会議長　小　杉　直　様

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

平成22年度予算に盛り込まれた子ども手当の財源について、国は、当初「全額国庫負担で行い、地方には迷惑をかけない。」としてきた。それにもかかわらず、国は、平成21年12月下旬に、みずからの財源不足を理由として、地方との協議もなしに、一方的かつ突然に地方負担の導入を決定した。

また、国は、平成23年度における子ども手当の支給についても、「平成23年度予算編成過程において改めて検討する。」こととしたが、子ども手当が自治体に大きな影響を及ぼすものであるにもかかわらず、自治体等が、その制度の見直しについて検討する場へ実質的に参加する機会を得られなかった。

そもそも、子ども手当の地方負担は、民主党政権のマニフェストに違反している。また、国と地方との間で十分な議論が尽くされないまま導入された地方負担の継続は、国から一方的に押しつけられたものであり、極めて遺憾と言わざるを得ない。

本県議会としては、２年連続して地方負担を求める国の姿勢を受け入れることは、到底できない。マニフェストにおける約束どおり、全額を国が負担すべきである。

このようなことから、熊本県では、やむを得ず、平成23年度の子ども手当に係る県負担額のうち、国から措置される地方特例交付金の額を除いた部分の財源に、「国庫負担金」を充てることとしたところである。

よって、国におかれては、２年連続して地方へ負担を押しつけるような姿勢を改め、子ども手当の支給に要する費用全額を国庫で負担されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

衆議院議長　　横　路　孝　弘　様
参議院議長　　西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣　　菅　　直　人　様
総務大臣　　片　山　善　博　様
財務大臣　　野　田　佳　彦　様
厚生労働大臣　　細　川　律　夫　様
内閣府特命担当大臣　　与謝野　　馨　様
（少子化対策）
国家戦略担当大臣　　玄　葉　光一郎　様

【委員会提出議案第５号】

熊本市の政令指定都市に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成23年３月15日提出

提出者　道州制問題等調査特別委員会委員長

藤川　隆夫

熊本県議会議長　小　杉　直　様

熊本市の政令指定都市に関する意見書

熊本市は、平成20年10月６日に富合町、また、平成22年３月23日に城南町、植木町の周辺３町との合併により、人口73万人を擁する全国で最大の中核市となった。

熊本市は、古くから九州一の城下町として栄え、明治以降は九州の中央部に位置する地理的優位性と歴史文化都市の風格から多数の官公庁が置かれ、九州を代表する行政、経済の拠点として着実な発展を遂げてきた。

また、九州新幹線が本年３月12日に全線開業したことによって、鉄道、空港、高速道路など九州における交通の要衝として、より一層の発展が期待されている。

こうした中、熊本市では「九州ど真ん中！　日本一暮らしやすい政令市　くまもと」を理念に掲げ、九州中央に位置する地理的優位性や歴史、文化、豊かな自然などを生かして、九州・東アジアの交流拠点都市として、熊本県全体を牽引する役割も担いながら、だれもが安心して暮らしやすい都市づくりを目指している。

九州の中心に位置する熊本市が政令指定都市としての指定を受け、自治機能を強化し、さらなる発展を遂げることは、本県はもとより、経済発展の目覚ましい東アジア地域との交流の窓口となる九州全域の発展にとって、また我が国の将来にとっても大きな意義を有するものと考える。

よって、国におかれては、熊本市を地方自治法第252条の19に規定する「指定都市」として指定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　年　月　日

熊本県議会議長　小　杉　直

内閣総理大臣　　菅　　直　人　様

総 務 大 臣　　片　山　善　博　様

【委員会提出議案第６号】

「若者の結婚支援事業」の実施に際しての決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成23年月15日提出

提出者　厚生常任委員会委員長　溝口　幸治

熊本県議会議長　小　杉　直　様

「若者の結婚支援事業」の実施に際しての決議

若者の結婚支援事業の予算執行に当たっては、下記の事項を付するものとする。

記

１　県は、この事業を実施するに当たっては、その必要性をより一層明確にすること。

２　この事業が、他者に悪用されることのないよう、十分配慮すること。

３　県内で既に結婚支援等の活動を行っている商工団体や農業団体等の取り組み内容を把握し、住民により身近な地域で活動している団体を、直接支援できるような仕組み等を十分検討し、事業を実施すること。

以上、決議する。

平成　年　月　日

熊　本　県　議　会